



Title	集落営農組織の経営構造と法人形態の選択に関する研究
Author(s)	小野, 智昭
Citation	北海道大学. 博士(農学) 乙第7096号
Issue Date	2020-03-25
DOI	10.14943/doctoral.r7096
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/89794
Type	theses (doctoral)
File Information	Tomoaki_ono.pdf



[Instructions for use](#)

集落営農組織の経営構造と法人形態の選択に関する研究

小野 智昭

目次

序章 研究の背景と課題.....	1
第1節 研究の背景.....	1
1. 水田農業の担い手としての集落営農組織.....	1
2. 法人形態と意思決定方式.....	3
第2節 集落営農組織の定義とタイプ.....	4
第3節 既存研究における集落営農法人の企業形態と意思決定方式.....	7
1. 集落営農法人の企業形態に関する既存研究.....	7
2. 集落営農法人の法人形態と意思決定方式に関する既存研究.....	8
第4節 分析枠組みに関する若干の整理.....	9
1. 集落営農組織と企業組織・中間組織.....	9
2. 集落営農組織の法人形態と意思決定方式.....	11
第5節 論文の課題と方法.....	13
第1章 農業法人制度と集落営農政策の変化.....	15
第1節 はじめに.....	15
第2節 農業法人制度とその変化.....	15
1. 農業法人のタイプ.....	15
2. 農業生産法人制度・農事組合制度の創設と変遷.....	17
3. 特定農地貸付事業と解除条件付貸借.....	23
第3節 法人形態の比較.....	25
1. 組織・管理・事業における法人形態の相違.....	25
2. 税制・保険制度における法人形態の相違.....	28
第4節 集落営農政策の変化.....	31
1. 農地政策的集落営農政策.....	31
2. 担い手政策的集落営農政策.....	34
3. 政策の想定する発展経路.....	37
第5節 まとめ.....	38
第2章 水田作販売組織経営体の動向—農林業センサスによる統計分析—.....	40
第1節 定義と課題.....	40
1. 組織経営体等の定義.....	40
2. 販売組織経営体に関する既往研究.....	41

3. 本章の課題と方法.....	45
第2節 組織経営体の法人化と大規模層への生産集中.....	45
1. 組織経営体数の変化.....	45
2. 主位作目別の法人数の変化.....	46
3. 集落営農組織の増加と法人化.....	48
4. 農業総資源におけるシェアの上昇.....	50
5. 大規模層への生産の集中.....	51
6. 常雇雇用規模.....	53
第3節 販売組織経営体への移行と動態変化.....	54
1. 販売組織経営体への移行.....	54
2. 2010～15年の動態変化.....	57
第4節 水田作販売組織経営体の農地集積と法人化.....	63
1. 水田借地における販売組織経営体の地域差.....	63
2. 集落営農経営体による水田借地進展の地域差.....	64
3. 集落営農経営体の内実変化と法人化.....	66
第5節 稲主位販売組織経営体の経営構造.....	68
1. 労働力と投下労働量.....	68
2. 水田作付と複合化.....	71
3. 事業多角化.....	72
4. 生産性.....	74
第6節 おわりに.....	75
第3章 集落営農組織の類型—集落営農実態調査個票による分析—.....	77
第1節 本章の課題.....	77
第2節 調査枠組みの変遷.....	80
1. 前史.....	80
2. 2000年調査.....	80
3. 集落営農実態調査.....	82
4. 2009年調査での編成替え.....	83
第3節 集落営農組織の類型.....	85
第4節 集落営農組織の類型変化.....	86
1. 全集落営農組織の類型変化.....	86
2. 法人形態別の類型変化.....	91
第5節 結論.....	93
第4章 販売組織経営体の企業形態—農林業センサス個票による分析—.....	95
第1節 本章の課題.....	95

第2節	販売組織経営体の企業形態区分と指標	96
1.	農業経済・経営研究における企業形態論	96
2.	中小企業研究における企業形態論とその援用	100
3.	企業形態の定義	100
第3節	販売組織経営体の企業形態	102
1.	労働力規模と企業形態	102
2.	企業形態別の販売金額規模	104
第4節	集落営農経営体の企業形態	106
1.	経営田面積規模	106
2.	事業多角化	108
第5節	まとめと結論	109
第5章	集落営農法人の法人形態—農事組合法人と株式会社の選択要因—	111
第1節	課題	111
第2節	集落営農組織の法人化	115
1.	集落営農法人の増加	115
2.	集落営農法人の法人形態	117
第3節	集落営農法人のタイプと組織・事業	118
1.	集落営農法人のタイプ	118
2.	対象事例	120
3.	事例法人のタイプ	124
4.	集落営農法人のタイプと出資・組織	125
5.	事業と農業労働力の構成	130
6.	水田管理作業の担い手と階層構成	135
第4節	集落営農法人における法人形態選択の現状と課題	139
1.	株式会社形態の選択理由	139
2.	農事組合法人形態の選択	142
第5節	結論—集落営農法人の法人形態選択のあり方	146
第6章	集落営農組織と協同組合株式会社	149
第1節	課題と方法	149
1.	本章の課題	149
2.	方法	151
第2節	会社法における非公開株式会社の特徴	152
1.	公開会社と非公開会社	152
2.	非公開会社の機関	153
第3節	非公開株式会社における協同組合株式会社の可能性	154

1. 第1原則：自発的で開かれた組合員制	155
2. 第2原則：組合員による民主的管理.....	160
3. 第3原則：組合員の経済的参加.....	161
第4節 まとめと協同組合株式会社の制度設計	164
1. まとめ	165
2. 協同組合株式会社の制度設計	166
終章 要約と結論.....	168
【参考文献】	173

序章 研究の背景と課題

第1節 研究の背景

1. 水田農業の担い手としての集落営農組織

わが国水田農業では農家減少に伴って農地流動化が進展している。水田農業を支えてきた昭和1桁世代が2000年以降に、それに続く昭和10年代世代が2010年以降に、それぞれ75歳以上の後期高齢者になるとともに急速に農業からリタイアしている⁽¹⁾。しかし彼らの農業経営の継承が進まないために離農が進行し、農林業センサス（以下、「センサス」とする）では2010～2015年には都府県の農家数が15%も減少している。それら離農農家から出される農地は、受け手となる大規模農家によって集積されている。しかし大規模農家の形成が不十分であるため、彼らによる農地集積面積は離農農家による農地放出量に及ばない。2010年～2015年における販売農家の経営田面積の変化で見ると、5ha未満農家の経営田面積が約121万haから約98万haへと約22万ha減少しているのに対して、10ha以上の大規模農家の経営田面積は約17万haから約23万haへと約6万ha増加しているに過ぎない。

近年において大規模農家として成立しうる条件は以下のとおりである。専業農家の成立条件から見ると、「農業経営統計調査」で農業所得が推計家計費を超える都府県の水田作経営は、水稻作付け面積7～10ha層以上である。したがって生産調整率を40%とすると、水田面積12～17ha層以上が専業経営の成立しうる規模条件である。「規模の経済」からみて最も効率的な規模である「最少最適規模」（長期費用曲線の費用が最小）は、「米生産費調査（個別経営）」によると稲作付け規模15ha以上層である。また専従者1人当たり家族労働報酬（交付金込）が製造業平均賃金（約450万円）を超える階層も稲作付け規模15ha層以上である。ここでも生産調整率を40%とすると、水田面積25ha以上の規模で、最も効率的な経営を実現し、専従者の労働報酬が他産業従事者と同程度の所得を確保できることになる。さらに経営継承を想定して家族経営で専従者2人を確保できる階層は30ha以上層である⁽²⁾。こうして専業経営は水田面積12～17ha層以上で成立しうるが、効率的な経営を実現して他産業従事者並みの労働報酬を実現できるのは25ha以上層であり、専従後継者を確保して経営継承が可能となるのは30ha以上層である。しかし2015年センサスにおける都府県の農業経営体の経営田面積に占めるシェアは、15ha以上農家でさえわずか7%に過ぎず、10ha以上としても12%しかないのが実態である。

(1) 小野（2013b）は、高齢化による農業経営主のリタイアは、経営主が後期高齢者である75歳になると顕著となることを示している。

(2) 平林（2019）。

そのため高齢農家のリタイアによる離農の進行とともに日本農業が縮小しつつあり⁽³⁾、地域の水田農業持続の危機が顕在化し、地域農業の維持のための担い手確保が重要課題となっている。そうした中で水田農業のもう一つの担い手として組織経営体があり、それらによる農地集積が進展している。2015年センサスでは、都府県の水田面積に占める組織経営体のシェアは16%となっており、10ha以上農家のそれを上回る。水田集積の指標である借地田のシェアでは36%に上昇しており、さらにシェアが上昇すると見込まれる。組織経営体は水田農業における今後の担い手として重要な位置づけとなっている。

稲作経営を行う組織経営体には、少戸数の農家による共同経営（協業経営体）があり、彼らによる農地集積が1990年代の後半から顕著になってきた。そして2000年代後半には集落営農組織が急増し、いまでは組織経営体による農地集積の多くは集落営農組織によるものとなっている。集落営農組織による地域農業再編の動きは、中山間地域や兼業深化地域である北陸・近畿・中国の「集落営農ベルト地帯」⁽⁴⁾から始まり、さらに大区画圃場整備に合わせて東北などの平場でも形成されていく。そして政策的対応を契機として、個別の担い手が形成されていた東北、北関東、北九州を含めて全国で急増する。

集落営農組織は、農家の補完組織（共同作業組織、作業受託組織）として始まり、補完的組織から農産物を販売し農業経営を行う組織へ転換している。それが先に示した水田面積の集積となって現れている。さらに集落営農組織は、補完組織から販売組織化・経営体化の段階を経て、非法人組織が次々に法人化する法人化段階へと移行している。集落営農組織の法人化は、集落営農組織が法的権利主体として農地を借地することができるという点で、農業経営体であることの重要な指標である。

中山間地域や兼業深化地域での動きは、担い手枯渇地域における「地域の農業・農地を守るための危機対応」として組織が設立されたものであり、農村現場のニーズに対応した「下から」の動きであった。それに対して、2006年からの水田経営所得安定対策に対応した組織増加は「政策対応的」「助成金の受け皿的」な動きであると評価されている⁽⁵⁾。政策対応で成立したいわゆる「枝番管理型」組織は組織としての営農実体に乏しいという実態から、否定的評価がある。その一方で枝番管理組織が共同化の内実を伴いつつ法人化しているという実態も明らかにされている⁽⁶⁾。政策対応的に設立された集落営農組織であっても、その背景には高齢化に伴う離農増加に対応した農地の受け手不足という農村の危機的現実があり、集落営農組織の設立は担い手確保へ向けた地域の危機対応として動きであることが明らかにされている⁽⁷⁾。集落営農組織の農業経営体としての内実を明らかにする必要がある。

(3) 安藤（2018）は、2010～15年に農業経営体の減少率、経営耕地面積の減少率、農業労働力の高齢化の三つの主要指標が悪化したことから、日本農業が縮小再編過程に入ったとする。

(4) 小田切（2008）。

(5) 安藤（2008）。

(6) 椿（2017）。本論文第2章では統計的に明らかにしている。

(7) 平林・小野（2013）、平林・小野（2015a）。安藤（2008）も「それは単なる政策対応を超え、今後進めていくべき地域農業の組織化の枠組みを用意したという面も合わせており、全てを否定することはできないようにも思う。」としている。

こうした集落営農組織に対しては二つの批判的議論が従来からある⁽⁸⁾。一つは経営体論の視点からの批判である。これは、資本制的な企業経営への変質を展望しつつ、その一方で中途半端な地縁的組織は発展性がないものとして否定的に評価する⁽⁹⁾。もう一つは農民層分解論の視点からの批判である。集落営農組織は過渡的形態であって、構成員の階層分化によって大規模農家が形成されて組織は解体するとし、ムラの形式的平等主義は規模拡大農家の経営発展を抑制しているとする。しかし後者の議論は、大規模農家層が形成されない現段階では、資本制的企業への発展を展望するものとなっている⁽¹⁰⁾。しかし集落営農組織は資本制企業へと進展しているのであろうか。

そこで集落営農組織は経営体としての内実はあるのか、さらに資本制的経営、企業経営に発展しているのかを明らかにする必要がある。これは集落営農組織の農業経営体としての構造を経営組織論から明らかにする課題である。そのことを課題とする事例研究はすでに多数ある。しかし集落営農組織全体の農業経営体としての実態を明らかにするには至らない。そこで、統計を用いて大数的に分析する必要がある。また集落営農組織を集落営農組織以外の経営体を比較しつつ、農業経営体の経済的実態を明らかにする必要がある。

2. 法人形態と意思決定方式

集落営農組織全体が農家の補完組織から農業生産・農業経営を行う販売組織化の段階を経て、近年では非法人組織が次々に法人化する法人化の段階へと移行している。その法人形態は、集落営農組織以外の耕種や園芸・畜産の組織経営体では、民間企業において一般的な株式会社形態を選択する傾向があるのに対して、集落営農組織のほとんどは農業特有の法人形態である農事組合法人形態を選択している。集落営農組織以外の耕種を含む一般の組織経営体は株式会社（多くは非公開会社）を選択し、集落営農組織は農事組合法人を選択する理由は、一般の組織経営体には株式会社の組織構成や意思決定方式が適合的であるのに対して、集落営農組織には農事組合法人のそれらが適合的であるということなのだろうか。集落営農組織では、なぜこのように一般の組織経営体とは異なる現象が生じているのか、その法人形態選択は集落営農組織として適切なのか、という疑問が提起できる。

農事組合法人と株式会社とは、本来の制度では組織構成と意思決定方式において全く異なった特徴を有している。農協法に規定される農事組合法人は協同組合の一形態であり、その特徴は、所有（組合員）と経営（理事）の非分離、1人1議決権、総会万能の意思決定方式、理事全員の法人代表権などである。それに対して株式会社は資本主義的企業を代表する企業形態であり、その原則は、所有（株主）と経営（取締役）の分離、1株1議決権、株主総会権限の制限と取締役会中心の意思決定、代表取締役による会社代表権などが

(8) この整理は青柳（1995）による。

(9) 佐々木（1980）。

(10) 田代（2011）、（2016）は、集落営農組織の発展段階を任意組織段階、法人化第1段階は農事組合法人形態、法人化第2段階＝株式会社形態とし、農民層が分解した結果としての集落営農組織は株式会社へ発展するとし、経営体論的視点からの指摘と同様の結論を提出している。

特徴である。ただし集落営農組織が選択する株式会社形態は、その原則とは異なるものである。集落営農組織は、農地の借入、所有を行う必要があるため、農地法上の農地所有適格法人となることが適当である。農地所有適格法人となりえる株式会社形態は、全株式が譲渡制限されている非公開会社でなければならない。

非公開会社は旧商法で規定されたものである。ところがその後、2006年に会社法が施行され、株式会社制度は大きく変更された。とくに非公開会社は定款自治が大幅に導入されて、様々な機関構成や意思決定方式が可能となっている。しかしそれを踏まえた集落営農組織の法人形態選択に関する研究はない。そこで集落営農組織が法人化段階にある現在、集落営農組織の意思決定方式と法人形態選択のあり方を会社法を踏まえて示すことが経営管理論に求められている。

第2節 集落営農組織の定義とタイプ

地縁結合を基礎とした集団的な取組は「生産組織」等の名で呼ばれ、1970年代には「集落農業」「集落農場」が論じられていた。それらが「集落営農」の名で総称されるようになるのは、1990年代に「集落営農」という用語が政策用語として登場してからである。田代（2006）によると、平成元年度版農業白書で「集落営農」の用語が用いられ、「食料・農業・農村基本法」（1999年）が制定される平成10年版白書で見出しとして登場する。しかしともに「集落営農」といいつつも、前者は補完組織の農業生産組織として、後者は特定農業法人の農業経営体として用いられ、10年の間に異なる内容で捉えられるようになっている⁽¹¹⁾。このように集落営農は多義的であり、また論者によっても集落営農の定義が異なる。そこで本論文における集落営農および集落営農組織の定義を明らかにする。

まず本論文における「農業経営体」あるいは「経営体」の定義について述べておく。政策上における「農業経営体」は、他産業従事者並みの生涯賃金を得る効率的・安定的な経営体という意味で用いられている。また研究上では資本制的企業という意味で用いられることがある。しかし本論文では、ゴーイング・コンサーン（継続企業）という意味で「経営体」あるいは「経営」という語を用いる。ただし統計分析においては、統計の定義に従って「農業経営体」や「組織経営体」の用語を用いる。

さて集落営農についてであるが、本論文では営農の仕方を「集落営農」とし、それを実施する組織を「集落営農組織」とする。したがって「集落営農」の活動を行う組織が「集落営農組織」であると捉える。このように区分するなら、「集落営農」は作用・活動などの動的事象に対応する機能概念であり、「集落営農組織」は実体などの静的固定的事象に

(11) 平成元年度版（農林水産省大臣官房調査課編、1990）の集落営農組織は、農業生産組織の一形態であり、規模拡大を志向する個別農家が作業受託によって実質的規模拡大を図る場と位置付けている。しかし平成10年版（農林水産省大臣官房調査課編、1999）での集落営農組織は、農地を借地する特定農業法人が例示されていて、地域における農地の一体的な管理を行う農業経営体として取り上げられている。後述する区分でいうと、前者は農家を補完する中間組織であり、後者は農家に替わって農業経営を行う企業組織である。

関する構造概念である⁽¹²⁾。本論文ではこのように「集落営農」と「集落営農組織」とを区分して用いる。しかし両者をもとに「集落営農」と記す文献が多いことから、本論文においても「集落営農組織」とするべきところを「集落営農」と記述することがある。

そして本論文では、集落営農組織を「特定地域の農業を守るために、農家が共同して特定地域内に限定した営農活動を行う組織」とし、また農業経営を行う集落営農組織を「特定地域の農業を守るために、農家が共同して特定地域内に限定して農地集積し農業経営を行う組織」と定義する。このように本論文では、組織の経営目的から集落営農組織を定義する。

本論文で組織の経営目的から集落営農組織を定義する意味を説明しよう。集落営農組織は集落の地縁によって結合された農家の組織である。そして集落営農組織は集落内農家からの構成員の参加状況から、大きくは二つのタイプに分類される⁽¹³⁾。一つは、立地集落内の農家のほとんどが参加する「集落ぐるみ型」組織、あるいは単に「ぐるみ型」組織⁽¹⁴⁾である。もう一つは立地集落内の一部の農家によって構成される「少数有志型」組織、あるいは単に「少数型」組織である⁽¹⁵⁾。集落ぐるみ型は、集落内の主業農家や兼業農家さらには土地持ち非農家を幅広く含む組織である。それに対して少数有志型は、主業農家や専業農家などの担い手を中心とする組織である。1990年代には、集落ぐるみ型のみが集落営農と捉えられていたが、1990年代末以降になると少数有志型も集落営農と捉えられるようになる。

ところで地縁結合による農家の組織は、集落営農組織だけではない。少数農家の共同による個別経営も多数ある。それと集落営農組織、とくに少数有志型集落営農組織とをどう区別することが適切であるのか。この点について以下のように考える。

集落営農組織は、いずれのタイプも集落に立脚した組織である。集落ぐるみ型組織の場合、集落内の農家のほとんどが参加しているのであるから、集落との関係は明確であり、集落に立脚する組織であることは見て取りやすい。それに対して少数有志型の場合は、集落との関係が必ずしも明確ではない。少数有志型組織が集落営農組織であるとされる理由

(12) 高橋(2014)は、「経営」を「経営体」概念と「経営する」概念の統合体であるとし、前者を構造概念、後者を機能概念であるとする。

(13) 以下の2タイプは安藤(2004)、田代(2006)による。二つのタイプの地域性については桂(2006)がある。同様の区分を宮崎(1971)は、「請負型」と「専業型」、荒井(2010)は「全員参加型」、「担い手主体型」としている。また柴垣(2005)は、集落内農家の組織率と農地集積率から「集落農場型」と「農地管理型」に類型化している。

(14) 「集落ぐるみ型」組織というと1集落単位の組織のように聞こえる。しかし集落営農組織は1集落に立地するものだけでなく、複数集落に立地するものもある。後者を考慮するなら田代(2004)のように「地域ぐるみ型」という方が適切である。

(15) これを「オペレータ型」とする文献も多くある。しかし集落ぐるみ型組織の中にも、その労働力構成が、多数者で機械作業を行うものと少数のオペレータで行うものがあり、後者は「オペレータ型」と呼ばれることから、それと区別するために少数構成員による組織は「少数有志型」と規定する。たとえば、小林・田中(2007)は、集落営農法人を「協同組織型」と「オペレータ型」に類型化している。なお、オペレータによる集落営農組織の類型化として、甲田(1993)はオペレータの数と性格から四つに類型を定義し、金子(2006)は壮年労働力の有無とオペレータの専従・兼業を指標に類型区分している。

は、少数有志型組織と農家との農作業受委託や農地貸借を集落が調整・仲介するという関係があり、調整組織である集落と少数有志型組織との重層的組織の全体が集落営農組織であるからである。これはいわゆる二階建て組織であり⁽¹⁶⁾、1階部分が集落、2階部分が少数有志型組織である。その二階建て組織にあって、1階部分の集落と2階部分の少数有志型組織との関係が制度化されている場合には重層性が見て取りやすい。1階部分が農用地利用改善団体で、2階部分が特定農業団体あるいは特定農業法人である場合には、1階と2階との関係が法制度的に明確である⁽¹⁷⁾。しかし両者の関係がそのように制度化されていない場合には重層性の存在を把握することに困難がある。そのため少数有志型の個別経営と集落営農組織の2階部分とをいかに峻別するかが問題となる。

集落営農組織と集落との関係性について田代（2016）は、集落営農組織を「集落等の村落共同体との関わりにおいて協業を実現し、または実現しようとする組織」と定義して、地域との「関わり」を「呼びかけ、話し合い、了解（明示・暗示）等を含む」と広く捉え、そうした「関わり」の手続を踏んだ組織が集落営農組織であるとしている。これは農用地利用改善団体と特定農業団体・法人の制度的関係のアナロジーで、1階部分の集落との関係から2階部分を集落営農組織として位置づけようとするものである。しかしその一方で田代は、個別経営の少数有志型組織（田代の「生産組織」）にもそうした「関わり」があるとす。そして「生産組織」の「関わり」は「生産」「経営」の問題であるのに対して、集落営農組織の「関わり」は「地域」に関わる問題であるとす。しかし生産・経営の問題ではない、地域に関わる問題とは何を指すのか明記されていなく、集落営農組織と「生産組織」との「関わり」の相違が不明確である。

少数有志型の個別経営は、農地を集積して農業生産・農業経営を行う上で、集落・地域から認知され、それらと良好な関係を保つ必要があり、その上で規模の経済を追求して当該集落を越えて規模拡大を行う。それに対して集落営農組織は、集落・地域の農業維持・発展を目的とする組織であることから、当該集落・地域を超えた営農拡大は原則的に行わない。ここに両者の大きな相違がある。こうした経営行動の相違は、両者の経営理念、経営目的に関わることである⁽¹⁸⁾。そこで本論文では、集落営農組織を「農家が共同して特定地域内に限定した営農活動を行う組織」、また農業経営を行う集落営農組織を「特定地域内に限定して農地集積し農業経営を行う組織」と定義した。これは、そうした地域限定的

(16) 制度化された二階建て組織については楠本（2006）、（2010）。二階建て組織の2階部分は、少数有志型であるとは限らず、集落ぐるみ型組織が1階と2階に機能分離している場合もあること。したがって、少数有志型の集落営農組織は二階建て組織であるが、二階建て組織の2階が少数有志型であるとは限らない。

(17) 農用地利用改善団体と特定農業団体・法人との重層的組織が必ず集落営農組織であるわけではない。農地集積の範囲を特定集落内に限定しない個別経営であっても農用地利用改善団体から指定されれば、特定農業団体・法人となるからである。この点については第5章で事例とともに示す。

(18) 田代（2006）は、少数有志型組織は「特段に集落営農と規定するに当たらない。」とする。「しかし主体的に集落営農的な意向をもち、それが集積にプラスし、そのために集落営農と呼んで欲しいと思うことは一向に構わないし、望ましくもあろう。」と評価していて、ここでは少数有志型の「意向」に示される経営目的を重視している。

営農活動、あるいは農地集積を行う理由が、「特定地域の農地を守る」という組織の目的であることを重視した定義である。

先に「集落営農組織」は構造概念、「集落営農」は機能概念であるとした。したがって集落営農組織を対象とするには構造論的アプローチである経営組織論から、集落営農の営農活動を対象とするには機能論的アプローチである経営管理論からの研究が、それぞれ対応する。そこで本論文では集落営農組織の経営組織論研究として企業形態論による分析を行い、集落営農の意思決定に関して経営管理論研究を行う。そこでつぎに、それぞれについて先行研究をレビューする。

第3節 既存研究における集落営農法人の企業形態と意思決定方式

1. 集落営農法人の企業形態に関する既存研究

集落営農組織に関する企業形態論分析には、大きくは二つのアプローチがある。一つは、多様な集落営農組織を類型区分する研究であり、もう一つは、組織経営体全体の一部として集落営農組織を形態区分する研究である。

集落営農組織の類型区分については、つぎのような研究がある。第1に、農業経営を行わない補完組織を主な対象として農家が共同利用する生産要素を指標にした類型化であり、中安（1978）、和田（1979）、阿部（1979）、小林（2005）がある。それに対して農業経営を行う組織をも対象にした類型化には以下の研究がある。第2に、経営要素（労働、資本、経営）の結合を指標とする類型化であり、伊藤（1981）、青柳（1995）、高橋（2003）がある。第3に、次に述べる企業形態論からの類型化であり、新山（1994）がある。そして第4に、構成員数やオペレータ数を指標とする類型化であり、甲田（1993）、高橋（2003）、安藤（2004）、柴垣（2005）、田代（2006）、小林・田中（2007）などがある。これら集落営農組織に関する研究は事例研究である。統計分析によって類型把握を行うには、集落営農組織の全数調査である「集落営農実態調査」に生産要素（共同作業、機械共同利用、作業受託、土地利用調整）と経営要素（労働、資本、経営）を示しうる指標があることから、これら指標を用いることで補完組織と農業経営組織の類型の把握が可能となる。

組織経営体の企業形態は、法的形式を示す法形態と経済的内容を示す経済形態があり、経営経済分析では後者が重要であるので、経済形態としての企業形態が論じられている。組織経営体や家族経営体を対象とする企業形態論研究は、分析指標によっていくつかのタイプがある。第1は、生産手段の所有形態を指標とする研究であり、吉田（1979）、長（1984）、倉本（1998）がある。第2は、資本の所有関係に加えて構成員の人的関係（血縁か地縁か）を指標にして2次元で把握する新山（1997）、（2014）がある。第3は、労働力あるいは投下労働量を指標とする研究であり、松木（1992）、南石・土田（2011）、新山ら（2019）がある。第1、第2の研究は複数農家による経営を共同経営や集団経営として、他の企業

形態と質的に区分するところにメリットがある。しかし共同経営・集団経営を一つの独自の企業形態として質的に区分するだけではなく、他の企業形態と同一の指標で比較分析する必要もある。さらにほとんどの既存研究は典型事例の研究であり、統計分析ではない。それらに対して第3の研究である松木（1992）、新山ら（2019）は、センサスを用いた統計的分析である。センサスには資本所有に関するデータがないことから、第1、第2のような資本所有を指標とする分析を行うことはできないが、第3の研究のように労働力（人数）や投下労働量（労働時間）を指標とした分析を行うことが可能である。

2. 集落営農法人の法人形態と意思決定方式に関する既存研究

集落営農組織の法人形態選択に関しては以下の研究がある。なおここでは農事組合法人と株式会社とをとりあげ、合同会社は除外する⁽¹⁹⁾。

第1に、法制度上の比較分析から、農事組合法人制度を否定、あるいは制度変更を指摘する見解であり、斎藤（1991）や淵野（1992）がある⁽²⁰⁾。これらは制度論に関する研究であるが、法人形態選択の観点からすると、農事組合法人制度に不備があるのであるから、現状では株式会社を選択することが適切である、ということになる。

第2に、集落営農組織の発展段階から、法人形態を論じる見解である。田代（2014）、（2014）、（2016）は、農民層分解論の観点から集落営農組織の発展段階を論じ、集落営農組織は農事組合法人を経て株式会社へ転換せざるをえないとする。

第3に、集落営農組織の構成員数によるタイプから、少数有志型組織は株式会社形態、集落ぐるみ型組織は農事組合法人が適合的な法人形態であるとする見解である。農林水産省経営局経営政策課農業法人班（2006）、京都府担い手育成総合支援協議会（2007）、井出（2012）など、現場で法人化を支援する関係者に多い見解である。

第4に、集落営農組織における意思決定の観点から、株式会社が適合的であるとする見解である。楠本（2010）、森（2012）は、農事組合法人は1人1議決権であることから、迅速な意思決定や経営者の業務執行権が制約されていることを指摘する。この見解からは、第3の見解とは逆に、構成員が多数である集落ぐるみ型では株式会社が適合的であることになる。

(19) 集落営農組織の法人形態には、農事組合法人に加えて合同会社（LLC）も適合的であるという見解には鈴木（2008）などがある。合同会社は所有と経営が一致する人的会社であり、農事組合法人と類似する法人形態である。しかし議決は構成員の多数決ではなく全員一致を原則とし、農事組合法人にある税制優遇措置がないことから、農事組合法人ではなく合同会社を選択するメリットに乏しい。そのため本論文では比較対象から除外する。

(20) 斎藤（1991）は、農事組合法人制度を否定して、有限会社（現・株式会社）制度への一本化を以下のように指摘する。少人数組織には有限会社制度が整備されているので、これに重ねて農事組合法人制度が必要だったのかと疑問を呈し、農事組合法人制度が独自の意義を発揮するためには、その基本理念である集落農業組織の法人化に合わせて、農用地利用改善団体などの直接事業に携わらない集落組織の法人化対策も担保する必要がある、さもなくば農業生産法人の法人形態を有限会社一本に統一した方が、現場での無用な混乱が避けられる。

第5に、同じく意思決定の観点から、集落営農組織における二律背反の原理を指摘する見解がある。吉田（1979）、（1980a）は、共同経営における「平等原則」と「収益原則」の対立を指摘し、少数型組織では平等原則と収益原則が調和しうるが、大規模組織では両派が対立し、収益原則が適合的であるとする。これは直接には法人形態を明示しないが、こうした理解からは、少数有志型は農事組合法人が、集落ぐるみ型では株式会社が、それぞれ適合的であることが示唆される。

第6に、同質的組織は農事組合法人、異質的構成員の組織では協同組合株式会社を提唱する酒井（1992）がある。この協同組合型株式会社の提唱は、会社法の株式会社は定款自治が大幅に認められている現時点から見ると、集落営農組織の法人形態選択のあり方として示唆に富む。

これらの見解については、集落営農組織における法人形態選択の実態を踏まえて、評価する必要がある。

第4節 分析枠組みに関する若干の整理

1. 集落営農組織と企業組織・中間組織

農家によって集落営農組織が形成される要因は、規模の経済と範囲の経済から説明される。農家が共同して組織を構成することによって個別の家族経営内では達成できない規模を実現し、また適正規模の複数部門を実現する。しかしこれだけでは利害が異なる農家がなぜ組織を形成するのかは不明である。その問題は新制度派経済学による取引費用論から説明される⁽²¹⁾。取引費用論は、人は限られた合理性しか持ち得ないという限定合理性、人は自分の利益のために悪德的に行動する可能性があるという機会主義、この二つを仮定して、限定合理的で機会主義的なもの同士の取引には取引費用が発生するということから組織化を説明する。

取引には市場取引、企業内の組織内取引、そして企業間の関係取引・ハイブリッド取引があり、それぞれに取引費用が発生する。取引費用は、資産特殊性、不確実性、取引頻度によって増減するが、それらのうち資産特殊性については以下のようなになる。資産特殊性が低い取引は、容易に他の相手と取引でき、取引を特別な方法で制御する必要はない。こうした場合には取引費用が最も節約的な市場取引が選択される。しかし資産特殊性が高い場合には、競争が排除されるため機会主義が排除できず、市場取引では相互の駆け引きの可能性が高く取引費用が高くなる。そのため市場取引の取引費用を節約するために、組織内取引が選択される。組織内取引は所有権が統合された組織内部の取引であり、機会主義が発生せず、市場取引で発生する取引費用を節約できる。しかし組織内取引はマネジメント・コストや官僚主義の弊害によるコスト等が生じる。そして資産特殊性が中間である場

(21) 以下の説明は菊澤（1998）、（2016）、浅見（2015）による。

合は、少数の代替的な取引が可能となり、市場取引と組織内取引との中間の関係取引が効率的となる。そしてこれの組織を中間組織という。

和田（1979）は生産組織をこの中間組織とし、多くの研究者も生産組織や集落営農組織を中間組織としている。しかし小林（2019）は、地域農業組織が小農家族経営を補完する組織からそれに代替する組織となっていることを指摘する。中間組織は独立した企業によって構成され、各企業は、所有権を1企業に統合するのではなく、独立したままで継続的な取引関係を持っている。農家に即するなら、各農家は機械作業の委託を行いながらも農業経営の主宰は農家が行うということであり、共同作業型や作業受託型の集落営農組織に当てはまる。しかし農家が主要機械を所有せず、組織が機械を集中的に所有し、農家から提供された農地を耕作して組織が農業生産・経営を行う販売集落営農組織は、各農家の所有権（農地については利用権）を統合した経営体であって、中間組織ではなく独立した企業組織である。

では、集落営農組織が、独立した企業組織であるか中間組織であるかのメルクマールは何か。組織が生産手段の所有権を統合していることであり、さらに作業受託ではなく経営権を保有していることである。具体的には生産物販売の経理を一元化していることがメルクマールである。

ただし法的には、経理の一元化をもって構成員から独立した企業組織であるとは言えない。農事組合法人や株式会社である組織の場合、法人の代表者（農事組合法人の理事、株式会社の代表取締役）がいて、法人の構成員（組合員、株主）は有限責任であり、法人は構成員から独立した企業である。

経理を一元化している非法人を法的に見ると、独立した企業組織であるものと、そうではないものがある。任意組織の多くは任意組合である。これは民法の「組合」であり、構成員から独立した組織ではなく、個人の集まりであって、主体は組織ではなく個人である。したがって組織の構成員は無限責任を負い、組織の代表権を有する者はいなく、資産の所有は共有であることから、不動産登記は構成員全員の連名による共有名義によって行う。こうした任意組合は、経理を一元化していても中間組織である。

それに対して非法人であっても、個人から独立した組織として認められる民法上の「権利能力なき社団」は、法人と同様に扱われる。その組織では、構成員は有限責任であり、また代表者に代表権があり、代表者個人の名義による不動産登記は社団の所有に属すると解される。そして税法上では「人格なき社団」として法人とみなされ（「みなし法人」）、法人税や事業税が課税される。このような「権利能力なき社団」である任意組織は法人と同格であり、中間組織ではなく、企業組織である。

ところで法人が全て企業組織であるとは言いきれない。法人の中にはいわゆる枝番管理型組織があり、この法人では個別農家のままである営農部分があって、その部分は構成員から独立した企業組織とは言えない。すべての作目の実態が個別営農であれば法人といえども中間組織である。しかし個別営農ではなく共同化している部分は企業組織化している。そうした組織は企業組織と中間組織のハイブリッドと考えることができる。

こうして販売経理を一元化して農産物を生産・販売する集落営農組織のうち、法人のほとんどは企業組織であるが、一部の枝番管理型組織は企業組織と中間組織のハイブリッド組織や中間組織がある。そして非法人のうち「権利能力なき社団」は企業組織であるが、任意組合は中間組織である。組織数から見るなら、法人のほとんどは企業組織であり、非法人のほとんどは中間組織の任意組合である。

2. 集落営農組織の法人形態と意思決定方式

販売経理の一元化を行い農業経営を行う集落営農組織は、構成員数から見た組織タイプでは少数有志型と集落ぐるみ型がある。それぞれの組織タイプに法人（農事組合法人、株式会社）と任意組合があり、法人の多くは企業組織であり、任意組合は中間組織である。それらと意思決定方式との関係について新制度派経済学を援用して整理を試みる。

新制度派経済学の取引費用論では、現実の契約は不完備であることから事後的な非効率を統合によって緩和すると説明する。そして資産利用の意思決定にかかる階層的な権限関係を説明する⁽²²⁾。もっともシンプルな組織形態は「ピアグループ」であり、これは比較的小さな共同経営組織である。ここでは規模の経済性、情報収集における規模の経済性、リスク負担の優位性、連帯による利得が得られる。メンバーは相互の行動を十分に把握し、相互監視システムや相互調整システムが働いて、公正な持分の仕事を行い、手抜きは問題にならない。ピアグループではメンバーが平等で、全てのメンバーが同じ意思決定権を持って意思決定に参加し、同じ所得を受け取る。しかしピアグループが大規模化すると相互監視システムや相互調整システムが働かず、手抜きや機会主義的行動が生じる。そこでこのような組織をここでは「拡大ピアグループ」とする。しかしそのように大規模化した組織ではむしろ、1人が経営管理を行う「単純階層組織」が適切となる。そこでは意思決定は管理者が行い、情報は管理者とメンバーとの間で行われ、取引費用が節約され、管理者は所得の分配規則を調節する。そしてグループの規模がさらに大規模化すると、1人の管理者によってすべてのメンバーを監視することが困難となって、メンバーに機会主義的行動が出現する。そのため彼らを監視し、調整する組織内取引費用が極めて高くなる。そのような組織内取引費用を削減するために「多段階階層構造組織」が適切な統治制度となる。

取引費用論による意思決定の階層組織は労働組織における意思決定の組織形態を示すものであるが、それを経営トップ、業務執行役員、構成員間における意思決定の組織形態と読み替えてみたい。少数有志型の任意組織や農事組合法人は議決権が1人1票の平等主義であることからピアグループと考えられる。そして少数有志型の株式会社はピアグループであろうか、あるいは単純階層組織であろうか。集落ぐるみ型の任意組合や農事組合法人は拡大ピアグループと考えられる。それに対して集落ぐるみ型の株式会社は多段階階層構造組織であろうか。

(22) 以下はダウマ・シュルーター（1994）、菊澤（1998）、（2016）、伊藤（2008）による。

さて、新制度派経済学の財産権理論では、人間が交換取引するものは財やサービスそれ自体ではなく、財やサービスが持つ多様な特性、性質、属性に関する財産権であると考えられる⁽²³⁾。財産権は以下の権利に分けられる⁽²⁴⁾。すなわち、①財を利用する権利、②財の形態と内容を変更する権利、③発生した利潤を自分のものにする権利、または損失を負担する権利、④財を譲渡し、清算による利益を受け取る権利であり、①と②を調整権、③を利益請求権、④を清算権とする⁽²⁵⁾。

契約には取引相手の探索、適切な価格水準の設定、取引に関連する事態の予測等は事前費用が発生するため、現実の契約は不完備である。そのため事後的な対応が必要になる。この事後交渉での利得の分配が事前の投資インセンティブを決め、財産権の所有パターンを決定すると考えるのが財産権アプローチである。そして財産権の権利は企業形態によって企業の関係者に異なって配分される。それを比較したものが第序-1表である。

第序-1表 企業形態別の財産権の配分

企業形態	調整権	利益請求権	清算権
所有者企業	企業家	企業家	企業家
パートナーシップ企業	パートナー	パートナー	パートナー
合同会社	構成員	構成員	構成員
農事組合法人	組員	(組員)	組員
協同組合	代表理事+理事	(組員)	組員
株式会社	経営者	株主	株主
ドイツの共同決定会社	経営者+従業員	株主	株主
非営利企業	メンバー代表	-	-

資料：菊澤（2016）表4.1に加筆。

注．利益請求権のカッコ書きは、出資配当が制限されていることを意味する。

「所有者企業」は財産権が分離されずに企業家の手に帰属する企業である。「パートナーシップ企業」は共同経営者が共同して財産権を所有している。合同会社はまさにそうした企業形態である。「株式会社」（株式譲渡自由性の公開会社）は、利益請求権と清算権が株主にあり、調整権が経営者にある。株式会社の経営者が誰であるのかは、国や制度によって異なるが、わが国の取締役会設置の株式会社では代表取締役と取締役会である。わが国の協同組合は調整権は経営者である理事にあり、清算権は組員にある⁽²⁶⁾。しかし協同組合は出資配当が制限されていることから、利益請求権が制限されている。農事組合法人は協同組合と類似しているのではあるが、総会が万能で理事会の権限は制約されていることから「パートナーシップ企業」に近い。

(23) 以下の説明は菊澤（2016）、伊藤（2008）による。

(24) ピコーら（2007）による。

(25) ピコーら（2007）は③と④を残余請求権とする。しかし「残余請求権」とは、組織を解散・清算した後に残る純資産の請求権である④を指す法律用語であることから、本論文では③と④を区別する。

(26) わが国の農協等の協同組合は、旧商法（現在の会社法）に準じて、理事会の権限が強化されている。

農業経営を行う集落営農組織について、いま説明した財産権アプローチによる企業形態や先述の取引費用論による意思決定の階層組織に対応させて示したものが第序-2表である。任意組合の少数有志型は、共同経営者が共同して財産権を所有しているパートナーシップ企業であり、意思決定組織はピアグループであると考えられる。任意組合の集落ぐるみ型も財産権ではパートナーシップ企業であるが、意思決定は構成員が多い拡大ピアグループであると考えられる。

第序-2表 集落営農組織と企業形態の仮説

集落営農組織		新制度派経済学		
組織タイプ	法人形態	組織	財産権アプローチによる企業形態	取引費用論による階層組織
少数有志型	農事組合法人形態	企業組織	パートナーシップ企業	ピアグループ
	株式会社形態		所有者企業？	ピアグループ？ 単純階層組織？
集落ぐるみ型	農事組合法人形態		パートナーシップ企業	拡大ピアグループ
	株式会社形態		株式会社	多段階階層組織？
少数有志型	任意組合形態	中間組織	パートナーシップ企業	ピアグループ
集落ぐるみ型				拡大ピアグループ

資料：菊澤（2016）によりつつ筆者が作成。

法人については、少数有志型の農事組合法人は、共同経営者が共同して財産権を所有しているパートナーシップ企業であり、意思決定はピアグループと考えられる。集落ぐるみ型の農事組合法人は、共同経営者が共同して財産権を所有しているパートナーシップ企業であるが、意思決定の階層組織は任意組合と同様に構成員が多い拡大ピアグループであると考えられる。それに対して少数有志型の株式会社は、財産権が分離されずに企業家の手に帰属する所有者企業であろうか。意思決定はピアグループであろうか、あるいは単純階層組織であろうか。集落ぐるみ型の株式会社形態は、財産権は「株式会社」の企業形態であって、意思決定の階層組織は多段階階層組織であるということであろうか。これらの点は集落営農法人の実態分析を踏まえて判断する必要がある。

第5節 論文の課題と方法

都府県の水田農業では、農家減少が継続する一方で大規模農家の成長が進展しない中で、地域農業の担い手として農家協業による集落営農組織が広範に形成されている。集落営農組織は、農家の補完組織から自ら農業生産・農業経営を行う農業経営体となり、さらに借地の法的権利主体となる法人化が進展している。本論文では、わが国水田農業において重要な担い手となっている農業経営を行う集落営農組織を対象に、その経営構造を分析し、

さらに資本構成、運営方式と法人形態の関係を分析することによって、集落営農組織の展開方向を示すとともに、現行の法制度下において適合的な法人形態の構成を提示する。

本論文では集落営農組織について、構造論的アプローチから企業形態論による分析と機能論的アプローチから意思決定方式に関する分析を行う。集落営農組織の経営構造を他の組織経営体と比較分析するために、企業形態論による分析を行う。これは農業経営体に対する構造論的アプローチである経営組織論からの分析である。そしてその企業形態論による分析は集落営農組織を大数的に分析するために統計を用いた分析を行う。集落営農組織の法人形態は株式会社形態ではなく農事組合法人形態が一般的であることから、すでに論じられている構成員数、運営方式、法人形態の特質、組織の発展段階に加えて資本構成の視点から、法人形態選択と意思決定方式に関する分析を行う。これは農業経営に対する機能論的アプローチである経営管理論からの分析である。

第1章では、経済的・経営的分析に先立って、集落営農組織の経営体化と法人化、そして法人形態選択の前提となる農業法人制度と集落営農政策の変遷を明らかにする。

第2章から第4章では経営体化段階から法人化段階にある集落営農組織について、統計を用いて経営組織論から構造論的分析を行う。

第2章では、農業センサスを用いて組織経営体を分析し、稲作組織経営体における集落営農組織の位置づけを明らかにするとともに、集落営農組織の生産性を分析する。生産性の分析では、農業センサス個票を用いて集落営農以外の稲作組織経営体と比較分析することによって、集落営農組織の農業経営体としての特徴を明らかにする。

第3章と第4章は集落営農組織の経営構造を企業形態論から分析する。

第3章では、集落営農組織の類型把握を行う、長期的な類型変化を分析する。ここでは集落営農組織が補完組織から経営体へ、そして法人へと移行する中で、類型変化が生じている実態を、集落営農実態調査個票を用いて明らかにする。

第4章では、組織経営体と集落営農組織の企業形態分析を行う。ここでは農業経済学・農業経営学における企業形態論に加えて、中小企業研究における企業形態論を援用して企業形態を設定し、農業センサス個票を用いて集落営農組織とそれ以外の組織経営体との比較分析を行う。

第5章と第6章は、経営管理論から法人形態と意思決定方式に関する分析を行う。

第5章では、集落営農法人の運営方式と法人形態の論理について事例の比較分析から明らかにする。集落営農組織を組織タイプ（少数有志型、集落ぐるみ型）と意思決定方式（1人1議決権制の組合方式と1株1議決権制の資本方式）から類型区分したうえで、法人形態との関係の実態について事例分析から明らかにする。

第6章は、会社法において定款自治が大幅に認められている株式会社制度を踏まえて、非公開会社の制度設計を農協、農事組合法人と比較分析し、協同組合株式会社の可能性を明らかにする。

そして終章では、全体の分析をまとめて、集落営農組織における法人形態選択と経営管理方式のあり方を考察する。

第 1 章 農業法人制度と集落営農政策の変化

第 1 節 はじめに

集落営農組織の法人化とその法人形態選択には、現存する法人制度、そして集落営農育成や法人化に関する政策的支援制度が関与している。法人制度には、農業独特の法人制度である農事組合法人制度があり、さらに農地取得の資格制度である農地所有適格法人制度（旧農業生産法人制度）がある。そして集落営農組織への政策的支援に関して、政策における集落営農組織の位置づけ、そして法人化強制を含む政策的支援が大きく関与している。

そこで本章では、第 2 節で農業法人制度として重要である農業生産法人制度と農事組合法人制度の創設とその後の変遷を、第 3 節で株式会社制度と比較した現時点におけるそれぞれ制度の特徴を、それぞれ整理する。そして第 4 節で集落営農政策の変化を整理して、集落営農組織の法人化が政策に位置づけられ、また法人化が誘導されていく過程を示す。

第 2 節 農業法人制度とその変化

1. 農業法人のタイプ

集落営農組織の法人制度に言及する前に、農業法人一般について整理しておこう。「農業法人」とは、農業における法人を意味する一般的名称であり、それを定義する法律は長い間存在しなかった。しかし 2002 年制定の「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」で、「農業法人とは、農事組合法人、株式会社または持ち分会社であって、農業を営むものをいう」と、農業法人がはじめて法律上で定義された。ここでいう「農業を営む」とは、農業生産およびそれに付随する事業を行うことであることから、この定義に従うなら農業法人とは、農業生産（それに付随する事業を含む）を行う法人であり、かつその法人形態は農事組合法人、株式会社、そして持ち分会社である合名会社、合資会社、合同会社の 5 種類ということになる。しかし「農業法人」とは、元々は農業における法人を意味する一般的名称である。その農業の範囲は農業生産だけに留まらず、例えば農林業センサスにおいては農業経営体は農業生産を行うものだけではなく、コントラクタのような農作業受託を専門とする経営体を含んでいる。また法人形態は、上記 5 種類だけでなく、一般財団法人、一般社団法人、NPO 法人や社会福祉法人等もある。そこで、農業の範囲を農業生産に限定せず、さらに法人形態を特定しない、広範囲のものを農業法人とする。

そうした農業法人のタイプを第 1-1 表に掲げる。A から C のタイプが農業生産を行う法人、D タイプと E タイプは農業生産を行わない法人である。

A タイプは、農地所有適格法人（旧農業生産法人）として農地を取得（所有および利用

第 1-1 表 農業法人のタイプ

区分	事業タイプ	農業経営の内容		法人形態	
A	農業生産	農地利用	農地所有適格法人	農地を取得(所有, 借入)して農業経営. 農事組合法人である. 要件 会社は①業務執行役員の過半が法人に常時従事(150日), ②常時従事役員・使用人が農作業従事(60日).	農事組合法人(2号), 非公開株式会社, 合名・合資・合同会社
			一般法人	農地を解除条件付きで借地して農業経営. 要件 業務執行役員のうち1名以上が農業に常時従事.	株式会社等
C		非農地利用	上記以外の農業経営法人	施設園芸, 畜産等を経営.	農事組合法人(2号), 株式会社等
D	共有・共同化		共同化法人	共同利用施設の設置, 農作業の共同化.	農事組合法人(1号), 株式会社等
E	農作業受託		農作業受託法人	農業者からの作業受託, コントラクタ設立. 農協からの施設運営受託等.	農事組合法人, 株式会社等

資料:筆者作成.

権設定を含む借入)して農業生産を行うタイプである。農地の取得については農地法による規制があり、法人の農地所有は農地所有適格法人に限って認められ、その法人形態は、従来は農事組合法人と有限会社、合名・合資会社に認められていたが、農地法の 2000 年改正によって株式に譲渡制限がある株式会社(非公開株式会社)が認められた。そして 2006 年の会社法施行により、有限会社制度がなくなり、合同会社が加わっている。

B タイプも農地を用いて農業生産する法人であるが、2009 年農地法改正によって解除条件付貸借が認められているタイプであり、これは法人形態が限定されず、農地所有適格法人に対して「一般法人」と称されている。

C タイプは、農地法上の農地(農地および採草放牧地)ではない土地(宅地、山林、原野、雑種地等)を利用するタイプである。この場合も土地の取得に当たって農地法の規制がなく、法人形態や資本参加等への制約がない。そのため株式会社等が、養鶏・養豚等の中小家畜や肥育牛の畜産や施設園芸等を経営する例が以前からある。農地法成立以前に農地を取得していた法人や取得した山林・原野を農地造成する例もあるが、農地法成立後に新たに農地造成して土地利用型農業を営む例はほとんどない。

D タイプは農業に関する共同利用施設(構成員が生産する物資の運搬、加工または貯蔵の事業を含む。)や農作業の共同化を行う法人であり、E タイプは農作業受託を行う法人である⁽¹⁾。D タイプと E タイプは、農地を取得しないため、法人形態や資本参加等に関する農地法による制約がなく、市町村や農協出資による法人や農機具企業や建設企業等の農外企業あるいはそれら子会社によるものもある。

農業生産を行う集落営農法人は土地利用型農業を行うことから A タイプが一般的であるが、一部には B タイプもある。そこでつぎに、集落営農法人に一般的である農地所有適格法人制度(旧農業生産法人制度)の変化について整理する。

(1) A~C タイプは 2000 年農林業センサスまでの「販売目的の農家以外の農業事業者」の法人、D タイプは同じく「農業サービス事業者」の法人である。

2. 農業生産法人制度・農事組合制度の創設と変遷

(1) 農業生産法人・農事組合法人制度の創設

農地の権利を規定する農地法（1952年制定）は、制定当初は農業経営者＝農業労働従事者＝農地所有者の三位一体が成立する自作農主義にもとづき自然人による農地の権利取得を規定し、法人による農地の権利（所有権・小作権等）の取得は想定していなかった。しかし1957年5月、徳島県勝浦町のみかん農家が節税のために一戸一法人の有限会社を設立して法人に果樹木を貸し付けたことから、法人による農地の権利取得が問題となる。農林省は、法人による借地は農地法第3条違反であるとの見解を示すが、農業団体は農業の近代化のために農業法人を認める農地制度改正を行うべきであると運動し、これを発端として農業生産法人制度と農事組合法人制度が創設される⁽²⁾。

1960年に農林省は農地法と農協の改正案（第1次案）を国会に提出する。農地法改正案は、一定の要件を満たす「適格法人」に対して法人形態を問わずに（株式自由譲渡の株式会社を含めて）農地の貸借を認める内容である。また農協法改正案は、農業経営を行う農協が設立できるという内容である。しかし両法案は審議に至らないまま、国会解散で廃案となる。

この間の1959年に農林漁業基本問題調査会が設置され、1960年に「農業の基本問題と基本対策」が答申されて、そこで協業組織と協業経営の推進が必要とされる。そして1961年に農業基本法が成立する。その一方で農地法と農協法の改正案（第2次案）が提出されるが廃案となる。その農地法改正案では、株式会社を除外して農業生産法人を創設し使用収益権だけでなく所有権も認めるという内容である。そして農協法改正案は農協が農業経営を行うのではなく、それとは別に農業生産協同組合制度を創設する内容である。そして1962年に農地法と農協の改正案（第3次案）が提出され、成立する。この農地法改正案の農業生産法人は、第2次案のものと同一である。農協法改正案の農事組合法人は、第2次案の農業生産協同組合が2号法人となって、新たに1号法人が加わっている（1号法人、2号法人については後述する）。

(2) 農業生産法人制度の変遷

農業生産法人制度の変遷について第1-2表に示す。農業生産法人制度は、農業基本法の「農業従事者が農地についての権利または労力を提供し合い、協同して農業を営む」という規定（第17条）に対応する制度である。しかも農地法は、農業経営者＝農業労働従事者＝農地所有者の三位一体が成立する自作農主義にもとづく制度であるので、農業生産法人制度は事業、構成員、借入面積、議決権、労働力、利益配当について各要件について制約が強いものであった。関谷（2002：p.73）はこれを農業生産法人の「原型」としている。

構造政策の推進のために、借地による農地の流動化に寄与することを意図した1970年

(2) 農業生産法人制度の創設直前については宮崎（1961）、制度創設の経緯やその後の変遷については斎藤（1991）、淵野（1991）、酒井（1992）、堀越（1993）、豊田（1993）がある。

第1-2表 農業生産法人（農地所有適格法人）の諸要件の変遷

名称	1962	1970	1980	1993	2000	2003	2006	2014	2015	
法人形態	農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社 農地所有適格法人									
事業	農業 ⁽¹⁾ およびこれに付帯する事業 農業および関連事業 ⁽²⁾ が売上高の過半									
(4) 構成員等	1) 構成員以外からの借地が経営面積の1/2未満 2) 事業に常時従事する構成員が総議決権の過半 3) 構成員以外への労働力依存度が原則1/2以下 4) 利益配当は従事分量配当と年6%以下の出資配当	① 農地の権利提供者、法人の農業への常時従事者 ⁽³⁾			② 同左、地方公共団体		② 地方公共団体、農協、農協連合会、現物出資を行う農地中間管理機構		① 資格要件の列挙なし。 ② 会社は、以下の者が株式会社の総議決権の過半を占める。 農地の権利提供者、農地利用集積団体化団体・農地中間管理機構を介して農地を提供する個人、法人の農業への常時従事者 ③、農作業委託者、地方公共団体、農協、農協連合会、現物出資を行う農地中間管理機構	
		① 農地を提供し、事業の常時従事者がかつ事業に主として従事する構成員が役員			② 農協、農協連合会、現物出資を行った農地保有合理化法人。 ③ 継続的取引関係者（法人から物資の供給、役務の提供を継続して受ける個人、法人の事業の円滑化に寄与する者。）ただし総議決権の1/4以下、1構成員は総議決権の1/10以下		③ 継続的取引関係者（同左）。 議決権は同左。農商工連携事業者等が構成員である場合は、それ以外が1/4未満、継続的取引関係者全体で1/2未満。ただし法人が認定農業事業者である場合は、農家・農業生産法人の出資は無制限、それら以外は総議決権の1/2未満。		① 法人に常時従事する構成員が役員 ② 常時従事の役員又は使用者が農作業に従事(原則年間60日以上)が1人以上	
業務執行役員	① 農地を提供し、事業の常時従事者がかつ事業に主として従事する構成員が役員			① 事業の常時従事者がかつ法人の農作業に主として従事する構成員が役員		① 法人の農業に常時従事する構成員が役員		① 法人に常時従事する構成員が役員		農協法・農業委員会法
関連法等	農業基本法（1961）	構造政策の基本方針（1967）	農用地利用増進法	農業経営基盤強化促進法	食料・農業・農村基本法（1999）	農業経営基盤強化促進法改正	会社法	農地中間管理機構法	農協法・農業委員会法	

資料：各法律。

注(1) 「農業」には、農業と併せ行う林業及び農事組合法人が行う共同利用施設の設置、農作業の共同化事業を含む。

(2) 「関連事業」は、農畜産物を原料とする製造・加工、農畜産物の貯蔵・運搬・販売、農業生産に必要な資材の製造、農作業の受託、農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(3) 「常時従事」とは次のいづれか。①年間従事日数が150日以上である、②年間150日未満の場合、法人の農業に必要な年間総労働日数/構成員数×2/3以上（ただし最低60日）以上、③法人への農地提供者は年間60日未満であっても②の日数又は、法人の事業に必要な年間総労働日数×権利提供面積/法人の総経営面積のいずれか大きい日数以上。

(4) 1962年は構成員要件ではなく、その他の要件（借入面積、議決権、労働力、利益配当）である。

の農地法改正で、農業経営者＝農業労働従事者＝農地所有者の三位一体にもとづく自作農主義は農地に関する権利（所有権・使用収益権）は自ら耕作する者に与えるとする耕作者主義へと変化する。それに伴って農業生産法人制度も改訂され、借入面積要件等が削除され、代わって業務執行役員要件が設けられ、役員に耕作者主義が適用される。関谷（2002：pp.73-74）は、この改正によって農業生産法人制度は耕作者主義に立ったものへと切り替えられたとする。そして1980年の農用地利用増進法制定と同時に行われた農地法改正で、役員要件から「農地を提供」する者であることが削除され、業務執行役員レベルでも農地所有と切り離された耕作者主義が貫かれる。

1993年の農業経営基盤強化促進法制定と同時に行われた農地法改正で、事業要件に「関連事業」が加わる。そして構成員に、農地保有合理化法人、農協・連合会、さらに法人から物資の供給を受ける個人、役務の提供を受ける個人（法人への作業委託者）、そして「継続的取引関係者」と言われる事業の円滑化に寄与する者（個人、法人）が加わる。ただし継続的取引関係者の議決権は、1構成員で1/10以下、全体で総議決権の1/4以下の範囲に限定されている。

その後の株式会社形態が導入されるに至る経緯について少し詳しく記述する。農業生産法人の適格法人形態に株式会社形態が排除されていた理由について、1962年農地法改正の施行通達は、株式会社は株式の自由譲渡性を本旨とするため農業生産法人に含めないこととした、としている。1997年に設置された食料・農業・農村基本問題調査会で株式会社形態導入の検討が行われ、その答申（1998年9月）は、農業経営の法人化について「より自由で活力ある法人経営を育成するため、資本・技術・経営ノウハウの充実、優れた人材の広範な確保、経営の多角化等を促進する観点から、農業生産法人の事業、構成員等に関する要件を見直すべきである。」とする。答申は、株式会社の参入を認めるべき理由を挙げているが、それはあくまでも既存の農業者が株式会社となる場合を想定したものである⁽³⁾。そして株式会社について利点と懸念があるとして⁽⁴⁾、「株式会社一般に土地利用型農業への参入を認めることには合意は得難い。」と結論づける。しかし「投機的な農地の取得や地域社会のつながりを乱す懸念が少ないと考えられる形態、すなわち、地縁的な関係をベースにし、耕作者が主体である農業生産法人の一形態としてであって、かつ、これらの懸念を払拭するに足る実効性のある措置を講じることができれば、株式会社が

-
- (3) 株式会社の参入を認めるべき理由として次の4点を挙げる。1.現在の農業生産法人が法人形態を株式会社に変更すること、2.畜産・施設園芸部門において現に農業経営を行っている株式会社が経営の発展のために農地を取得すること、3.耕作放棄地の解消のため市町村や農業協同組合が出資して農作業の受託等を行っている株式会社が農地を取得して自ら農業生産活動を行うこと、4.現在の農業者が自らの経営形態として株式会社形態を選択すること等の場合も一切認めないことは、担い手の経営形態に関する選択肢を狭めることとなり、問題がある。
- (4) 株式会社の参入について次の利点と懸念を挙げる。利点は、1.経営と所有の分離により機動的・効率的な事業運営と資金調達を容易にする法人形態である、2.就農希望者を雇用者として受け入れやすいため、就業の場の提供、農村の活性化につながる、ということである。その一方で指摘する懸念は、1.農地の有効利用が確保されず、投機的な取得につながるおそれがある、2.周辺の家族農業経営と調和した経営が行われず、集団的な活動により成り立っている水管理・土地利用を混乱させるおそれがある等である。

土地利用型農業の経営形態の一つとなる途を開くこととすることが考えられる。」との方向性を示す。

その答申を受けた「農政改革大綱」（1998年12月）は、「経営の多角化、技術・経営ノウハウの充実、優れた人材の確保等を通じた農業生産法人の活性化を図るため、事業要件・構成員要件・業務執行役員要件を見直す。」とともに、「担い手の経営形態の選択肢を拡大させる観点から、農業者、農業団体をはじめとする関係者が納得できる形で、農業経営への株式会社形態の導入を具体化する。」とする。そして「1)地域に根ざした農業者の共同体（元文のままー引用者）である農業生産法人の一形態としての株式会社に限り認める。2)株式会社の参入につき指摘されている様々な懸念を払拭するに足る実効性のある措置については十分な検討を行い、地域社会と調和し、真に農業経営の発展に資するものとなることを確保する。」という方向を打ち出す。

これを踏まえて1999年1月に農業生産法人制度検討会が設置され、その報告は要件見直しを示し、「農業生産法人として認める株式会社は、定款で株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨定めている株式会社に限る。」とする。同報告が公表された7月16日は、食料・農業・農村基本法（以下、「基本法」とする）の公布日である。基本法は「効率的かつ安定的な農業経営を育成」するために「家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進する」こととしていて、報告は、基本法の法人化推進の柱である農業生産法人の具体的内容として株式会社容認を示すのである。

こうして2000年農地法改正（2001年3月施行）で、農業生産法人の要件緩和が行われ、適格法人形態に株式譲渡制限付き株式会社が加わる。構成員には、法人の事業に関連して物資や役務の継続的取引関係がある法人が加わる。また事業要件が農業および関連産業が売上額の過半とされる。そして業務執行役員要件が緩和され、農業の常時従事者が役員の過半、農作業従事（原則年間60日以上）はさらにその過半となる。「過半」とは1/2より大きいことであり、したがって業務執行役員が5人の場合、農業の常時従事者はその過半である3人以上、さらにその過半である2人以上が60日以上農作業従事する必要があることとなった。なお2006年に、会社法によって株式会社制度が大きく変更され、旧商法の株式譲渡制限付き株式会社が、会社法では「非公開会社」となり、それに対応して農地法も改正される。

2003年には農業経営基盤強化促進法改正により、農業生産法人が認定農業者である場合は、農家や他の農業生産法人からの出資は無制限となり、また関連事業者等からの出資制限は50%未満に拡大され、資本参加の道が広げられた。

2015年農地法改正では大幅な変更がある。まず、農業生産法人が農地所有適格法人と名称を変更する。そして構成員要件が大きく変更され、構成員となる資格要件がなくなり、農事組合法人はすべては農地所有適格法人となる。しかし会社については、表中の②に示すように、農地の権利提供者等が議決権の過半を占めることとされる。また業務執行役員要件が緩和され、表中にあるように①法人の事業（農業以外を含む）に常時従事する構成員が役員の過半であること、②農作業に原則60日以上従事する者が常時従事役員または

使用人のうち1人以上とされる。この1人以上という規定は、後述する「特定法人」の規定に準じたものとみられる。

こうした農業生産法人制度の評価について、農業生産法人の要件は、農事組合法人2号法人の要件とほぼ平行であり、農業基本法における「協業の助長」が農事組合法人、そして農業生産法人に反映されている、ととらえられている。しかし堀越（1993）は、法律の立法過程を分析する中から、農業生産法人制度は経営の合理化のために農業経営の法人化が必要であるという観点から創設されたものであり、農業生産法人に設定された当初の要件は自作農主義への「弊害の防止」のためのものであって、「協業の助長」は「単なる建前」であったとする。1970年代以降、以下に示すように農事組合法人制度と農業生産法人制度は要件を緩和していくが、農事組合法人制度は農民の協業組織としての理念を保持しているのに対して、農業生産法人制度は農地の権利取得が可能な法人の要件を大きく緩和させていく。そうした実態からすると堀越（1993）の評価は妥当な見解といえる。

さて改めて農業生産法人に適格とされた会社形態の変化を見ると、制度設立時の1962年には合名・合資会社と有限会社であり、合同会社は会社法によって同法人制度が設置された2006年に導入される。株式会社が農業生産法人に不適格である理由は、株式会社の原則は株式の自由譲渡性であるから、と農業生産法人制度創設時に指摘されている。しかしそれが理由であるなら、旧商法に譲渡制限付株式会社が創設されたのは1966年に適格となってもおかしくはない⁽⁵⁾。

株式会社が農業生産法人に不適格である理由は、自由譲渡性によって所有者が変転することではなく、所有と経営が分離であることであると考えられる⁽⁶⁾。株式会社の株主は当然に会社の業務執行機関とならず、株主総会の多数決で選任される取締役等が会社の業務執行を行う。取締役等は株主に限られないことから、株式会社では所有（株主）と経営（取締役）が分離している。このことが、所有と経営が非分離である持分会社との大きな相違である。所有と経営の分離の下では、構成員＝所有者である株主の耕作者要件がたとえ満たされたとしても、経営者である取締役の耕作者要件が満たされるとは限らない。農業生産法人制度に業務執行役員の耕作者条件が定められるのは1970年改正である。そのため1966年商法改正時点では、農業生産法人における経営者の耕作者要件を確保することができなかったからこそ、譲渡制限付株式会社は農業生産法人とは認められなかったのである。そうであれば、1970年農地法改正時点では譲渡制限株式会社が農業生産法人に適格である

(5) 商法における株式譲渡は、譲渡制限と譲渡自由の間を変遷している。1899年制定の商法では定款の定めによる株式譲渡自由の制限が認められていた。しかし第二次大戦後の1950年改正商法で株式譲渡の自由が絶対的に保障された。法人による農地所有が農地法上適法であるか否かが論じられ、1961年に農地法を改正して農業生産法人制度を創設した当時は、まさにこの株式譲渡の絶対的自由の時期であったことから、農業生産法人に株式会社を含めないことは、当然の結果である。その後、1966年の改正商法で、株式譲渡について取締役会の承認を要する旨を定款に定める譲渡制限会社が規定されたのではあるが、その時点で譲渡制限会社は農業生産法人の適格法人とされなかった。

(6) 豊田（1993）は、農業生産法人制度創設時に株式会社が排除された理由は、所有（資本）と労働の分離が自作農主義との関係で問題視されたためであるとする。

と判断されることは可能であった。しかし株式会社が農業生産法人の適格法人形態となるのは、さらに後の 2000 年になってのことである。

(3) 農事組合法人制度の変遷

創設当初の農事組合法人制度では、構成員は農業を営むか農業に従事する個人である「農民」である。さらに常時従事者義務があり、組合の常時従事者のうち組合員およびその家族の数が 4/5 以上とされ、組合員とその家族以外の雇用者数に強い制限がある。事業は①共同利用施設の設置、農作業の共同化と②農業経営であり、①を行う法人を「1号法人」、②を行う法人を「2号法人」あるいは農業経営法人と呼び、農業経営を行う法人は、「2号法人」か「1号および2号法人」である。

その後の変遷のうち主要なものは以下のとおりである。

1970 年農協法改正で、構成員に「みなし農民」規定が設けられる。みなし農民とは、組合加入後に農民でなくなった者や農民の相続人は、組合との関係では農民とみなし、組合員の資格を有するというものである。ただしみなし農民の数は、総組合員数の 1/3 以内とされる。また、常時従事者義務が緩和され、常時従事者のうち組合員とその家族の数が 1/2 以上となり、より多くの雇用ができることとなる。

1980 年農協法改正によって、常時従事者義務がさらに緩和され、常時従事者のうち組合員とその家族の数が 1/3 以上となる。常時従事者要件の緩和は、畜産・園芸の農事組合法人の中に事業規模の拡大によって従業員数が増加して同要件を確保できないものが増加したことへの対応である。

そして 2002 年農協法改正では、農事組合法人から有限会社や株式会社へ直接に組織変更することが可能となる⁽⁷⁾。常時従事要件のこれ以上の緩和は農民の協業経営である農事組合法人の理念に抵触することになることから、会社への転換をスムーズにする方策がとられている⁽⁸⁾。

(7) 組織変更計画の総会承認（総組合員の 3 分の 2 以上の賛成による特別決議）等と登記によって法人の同一性を維持したまま、出資農事組合法人は株式会社へ、非出資農事組合法人は一般社団法人となることができる。また、農事組合法人の組織変更の場合には公証人による定款の認証は要しなく、行政庁への届出が必要である。

(8) 農事組合法人が構成員要件や後述する事業要件等に抵触した場合には、以下のように取り扱われている（農林水産省経営局、2019）。農協法には、違法の疑いがある場合には検査、違法行為に対する必要措置命令および解散命令の規定があり、また罰則、設立または解散の届出義務違反の適用がある。

特に下記の②、⑤、⑥に該当する法人が今後も事業継続を希望する場合は、株式会社または一般社団法人へ組織変更するよう促す。なお、⑤に該当する法人は、農民である組合員が 3 人未満になった日から引き続いて 6 ヶ月間、3 人以上にならなかった場合には、6 ヶ月を経過した日に法定解散となる。

① 法第 72 条の 32 第 4 項に規定されている設立の届出が設立後 2 週間以内にされているか。
② 法第 72 条の 10 に規定のない事業（福祉事業、組合員以外から資材の提供を受ける堆肥の製造（廃棄物処理）など）を営んでいないか。
③ 法第 72 条の 32 第 1 項の規定に反して農民以外の者が発起人となっていないか。
④ 実際の払込済出資金総額より登記事項証明書に記載されている払込済出資金の総額が多額となっていないか。

3. 特定農地貸付事業と解除条件付貸借

(1) 特区方式

農業生産法人以外の一般法人（前掲第 1-1 表の B）の農地保有制度が 2000 年代に整備される。2002 年に構造改革特別区域法が制定され、2003 年 4 月、農業生産法人以外の法人による農業経営を可能とする農地法の特例、いわゆる農業特区が認められる⁽⁹⁾。一般法人が農業に参入できる区域は、「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた」区域である。したがって耕作放棄地や「効率的な利用を図る必要がある農地」を含む地区の全農地に参入可能である。

ついでこの特区方式での全国化が行われる。2005 年、内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部が「21 世紀新農政の推進について～攻めの農政への転換～」を決定し、「やる気と能力のある経営者が中心となった農業構造の確立」のために、「建設業、食品産業等からの参入や若者の就農支援等農外からの新規参入を促進する。」とする。そして 2005 年「食料・農業・農村基本計画」（以下、「基本計画」とする）は特区方式の全国化を示す。すなわち「農地の効率的利用のための新規参入の促進」として「農地の効率的利用を促進するとともに、新たな担い手の育成・確保に資するため、意欲と能力のある者の農業への新規参入を促進する。その一環として、市町村等との間で適正に農業を行う旨の協定を締結すること等を要件に、耕作放棄地等が相当程度存在する地域において農業生産法人以外の株式会社等の法人についてもリース方式による農業への参入を可能とする仕組みを全国的に展開する。」と。

(2) 特定農地貸付事業と解除条件付貸借制度の創設

2005 年農業経営基盤強化促進法改正で、遊休農地等が相当程度存在する区域を対象に農業生産法人以外の法人への特定農地貸付事業（農地リース事業）が創設される。その仕組みは、市町村が農業基本構想に「特定法人貸付事業に関する事項」を定め、業務執行役員

⑤ 農民たる組合員が 3 人未満となっていないか。

⑥ 法第 72 条の 12 に規定されている常時従事者制限について、農業経営を行う法人に常時従事する組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外の数は、3 分の 2 を超えていないか。

なお、農事組合法人が行う農業関連事業は、農畜産物を原料または材料として使用する製造または加工の事業であることから、その範囲内であれば、自ら生産する農畜産物だけでなく他者から購入した農畜産物を原料や材料として使用する農家レストランを行うことができる。

(9) いわゆる農業特区は、この他に次のものがある。①農地法の特例措置として農業生産法人の農業関連事業の範囲を農業体験施設の運営や農家民宿に拡大すること、②農地取得の下限面積の要件を緩和すること、③市民農園整備促進法の特例措置として、自治体と農協のみに認められていた市民農園の開設を企業や NPO 法人にも認めること、④森林法の特例として保安林の解除に関する要件の緩和、⑤消防法の特例として農家民宿の消防用施設に関する消防法令の緩和、⑥酒税法の特例として農家民宿などを運営する農家でのどぶろくの製造、である。

または使用人のうち1人以上が農業に常時従事する法人（「特定法人」）に対して、市町村あるいは農地保有合理化法人が協定を締結して農地を貸付け、協定違反の場合には契約解除するというものである。特定法人へ貸付する農地は、「遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要がある」農地を「要活用農地」とし、「要活用農地が相当程度存在する区域であつて、特定法人貸付事業を実施することが適当であると認められる区域」の農地である。したがって特定法人への貸付可能な農地は、すでに遊休化した農地や数年内に遊休化が見込まれる農地がある地区内の農地すべてであり、市町村がその地区をどのように設定するかによって参入可能農地の範囲は大きく異なってくる。

この特定農地貸付事業は農地法改正によって解除条件付貸借へ転換する⁽¹⁰⁾。2007年、農林水産省は「農地制度の展開方向について」を公表し、「所有から利用への転換を図り、農地は農業資源として有効に活用されなければならないという理念の下、所有権と利用権を切り離し、所有権については厳しい規制を維持しつつ、利用権について規制を見直す」ことにより「農業経営に意欲のある者等の参入による農地の有効利用を促進する」こととする。2008年には「農地改革プラン」を公表し、「農地制度について『所有』に拘ることなく農地の適正な『利用』が図られることを基本とする制度へと再構築する」ため「農地を利用する意欲を有する者に対して農地を利用しやすくする観点から、賃貸借権を設定する場合の要件を緩和するとともに、個人はもとより農業生産法人以外の法人についても貸借による参入を拡大する。ただし、所有権については、現行の要件を維持する」措置を講ずることとする。

そして2009年に農地法改正で解除条件付貸借が創設される。この制度では次の要件を満たす場合は個人、法人を問わず誰でも自由に農地を貸借することができる。すなわち、①借地後に農地を適正に利用していないと認められる場合には貸借を解除をする旨を書面で契約すること、②借地者が地域の農業の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、③法人は業務執行役員または使用人のうち1人以上が法人の行う耕作、養畜に常時従事すること、である。

こうして農業経営基盤強化促進法での特定農地貸付事業は農地法での一般的な許可制度となった。両制度の相違はいくつかあるが、業務執行役員または使用人の常時従事要件が変更され、特定農地貸付事業では「農作業」への常時従事であったものが、解除条件付貸借では「農業」（耕作・養畜）への常時従事となり、この「農業」には法人の農業の経営や販売を含んでいる⁽¹¹⁾。

(10) 2007年農地法改正については、原田（2009a）、（2009b）、（2009c）、（2010）を参照。

(11) 特定法人貸付事業と解除条件付貸借では重要な点で異なっている。一つは本文で述べた業務執行役員または使用人の常時従事要件である。解除条件付貸借での常時従事は、「法人の行う耕作または養畜の事業（農作業、営農計画の作成、マーケティング等を含む。）の担当者として、農業経営に責任をもって対応できるものであることが担保されていること」であり、取締役、理事、執行役、支店長等の役職名で、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者」のことである（農地法処置基準第3の9(2)③）。も

第3節 法人形態の比較

1. 組織・管理・事業における法人形態の相違

(1) 構成員と議決権

集落営農法人が法人形態の選択に当たって判断基準とする法人形態の特徴を比較する。集落営農法人は農地を取得（借地・買入）する必要があることから、農地所有適格法人であることが最も適切であるが、一般法人として解除条件付貸借によって借地することもある。ここでは農地所有適格法人制度と農事組合法人、株式会社の両制度を比較するために第1-3表を示す。

農事組合法人の構成員は3人以上の農民（農業経営者、農業従事者、「みなし農民」）で構成される必要がある。農事組合法人が設立後にこの要件を満たさなくなると6か月を経過すると、法定解散となる。農事組合法人の構成員は、表中の①農民に加えて②～⑤も構成員となることができる。④にある農作業委託者は構成員になれるが、農業に従事しない単なる地主は構成員になれない。

農事組合法人の議決権は1人1議決権である。そして④、⑤の人数の総数が構成員数の4分の1以下であり、さらにそれらに「みなし農民」を加えた合計数が構成員数の3分の1以下でなければならない、ここに構成員における耕作者主義の理念が保持されている。

株式会社には構成員（株主）となるための資格はなく、議決権は1株1議決権が原則である。しかし全ての株式が譲渡制限付きである非公開会社は議決権に制限を設けることができる。

株式会社が農地保有適格法人となるためには、つぎに示す要件を確保する必要がある。農地所有適格法人は構成員の資格要件を定めている。農事組合法人については2015年農地法改正で要件を外したが⁽¹²⁾、会社については、表中の①～⑥の議決権の総数が全議決権数の過半であることを定めている。したがってその要件に適合しない場合には、要件に合致するように、出資額（株式数）を制限するか、議決権制限株式によって特定株主の議決権を制限する必要がある。なお、資本金について、旧商法の株式会社や有限会社にあった最低資本金制度⁽¹³⁾は、会社法の株式会社では廃止されている。

う一つの相違は、貸借の当事者と契約解除についてである。特定法人貸付事業は農地の貸し手は市町村あるいは農地保有合理化法人であり、契約の当事者が契約解除を行うのに対して、解除条件付貸借の貸し手は農地の地主であり、解除（許可の取消）を行うのは契約の当事者ではない農業委員会であることである。

(12) 2015年農地法改正以前の農業生産法人では、農事組合法人にも構成員の資格要件が会社と同様であった。したがって、農地を提供せず法人の農業の常時従事しないが、農民であれば農事組合法人の構成員となれるが、しかしそうした構成員は農業生産法人の構成員要件に抵触することから、当該法人は農業生産法人になれなかった。

(13) 最低資本金は有限会社300万円、株式会社1000万円であった。

第1-3表 農地所有適格法人、農事組合法人と株式会社等の比較

	農地所有適格法人	農事組合法人	公開会社	非公開会社	協同組合株式会社
根拠法	農地法	農業協同組合法	会社法	会社法	会社法
人数	農地法	3人以上の農民の組合員	1人以上	1人以上	1人以上
構成員と議決権	農事組合法人には規定なし 会社は以下の者が規定の議決権である ①農地の権利提供者(個人) ②田舎化団体・農地中間管理機構を通じて農地を貸し付けている者(個人) ③法人の農業の常時従事者 ④基幹的な農作業の委託者 ⑤現物出資を行った農地中間管理機構 ⑥地方公共団体、農協・農協連合会	①農民(農業を営む、又は従事する個人)(みなし農民 ⁽²⁾ を含む) ②出資形成事業を行った農地中間管理機構 ③農協・農協連合会 ④法人から物資の供給、役務の提供を継続的に受ける個人 ⑤法人に特許権、育成者権等を許諾等している者	制限なし	制限なし	定款で資格を定めることはできない。 取締役会の内規に資格を定めることは可能。
議決権	-	1人1議決権	1株1議決権	制限可能	1人1議決権
議決数等	会社は、①～⑥の議決権の総数が過半	④及び⑤の人数の総数が、原則4分の1以下、みなし農民とあわせて3分の1以下	制限なし	制限なし	株主等に制限
資本金	-	制限なし	制限なし(定款に発行可能株式総数を記載)	制限なし	制限なし
出資名義の変更	-	総会の承認	自由(株式の譲渡)	会社の承認により譲渡	自由(株式の譲渡)
持分の払戻	-	あり	なし(株式の売却)	なし(株式の譲渡あるいは会社への売却)	なし(株式の譲渡あるいは会社への売却)
資格	-	農民(見なし農民を除く)	制限なし	制限可能	株主等に制限
人数	-	理事1人以上 監事(任意設置、組合員以外可)	取締役会必置(3人以上) 取締役必置(株主外も可)	取締役1人以上、取締役会設置 会社は監査役か会計参与	株主の取締役設置 監査役の設置
任期	-	3年以内	取締役2年、監査役4年	取締役2年、監査役4年	取締役2年、監査役4年
資格等の制約	過半が農業の常時従事者(農業に原則150日以上従事)、役員又は重要な使用人(農場長等)のうち、1人以上が農作業に従事(原則年間60日以上)	理事全員が農民	制限なし	制限なし	制限なし
役員会の設置	-	理事会の設置	取締役会の設置	任意設置	取締役会の設置
総会の権限	-	全ての事項	法令・定款に定める事項に限定	取締役会非設置会社は全ての事項	定款で取締役会の専決事項を限定
事業	①農業に係る共同利用施設の設置、農作業の共同化 ②農業経営 ③農業と併せ行う林業 ④関連事業 ⁽³⁾ ⑤以上の事業が売上の過半である。	①共同利用施設の設置(運搬、加工、貯蔵を含む)、農作業の共同化 ⁽¹⁾ ②農業経営 ⁽¹⁾ ③農業と併せ行う林業 ④上記の付帯事業	事業全般	事業全般	事業全般
雇用労働力	制限なし	組合員及び組合員と同一世帯に属する者が常時従事者の3分の1以上	制限なし	制限なし	制限なし
労働報酬	-	確定給与か従事分量配当	確定給与	確定給与	確定給与
配当方法	-	出資配当(年7%を上限) 利用分量配当、従事分量配当	株式配当	株式配当の制限可能	株式配当の制限

資料：各法令。

注(1) 農事組合法人の事業の①共同利用施設の設置・農作業の共同化とは、いずれか1つあるいは両方を行うことができ、前者を1号法人、後者を2号法人と呼ぶ。

(2) 組合員が農民でなく又は死亡した場合には、その相続人であつて農民でない者は農民とみなされる。

(3) 関連事業は、農産物を原料とする製造・加工、農産物の貯蔵・運搬・販売、農業生産に必要な資材の製造、農作業の受託、観光農園・体験宿泊施設等の設置・運営、

(2) 役員

農事組合法人は、理事を置く必要があり、理事の任期は3年以内である。理事は、みなし農民を除く農民であり、役員には農地法の耕作者主義が貫徹されている。株式会社のうち公開会社は取締役会を設置する必要があり、取締役の任期は2年以内である。これに対して非公開会社は取締役を1人以上置く必要があり、任期は10年以内である。取締役の資格要件については、公開会社は定款に定めることができない。しかし非公開会社では定款に定めることができる(第6章で詳述する)。

農地所有適格法人は、役員の過半が法人の行う農業の常時従事者(農業に原則150日以上従事)であり、常時従事する役員または重要な使用人(農場長等)のうち1人以上が法人の行う農作業に従事(原則年間60日以上)する必要がある。この要件は株式会社だけでなく農事組合法人にも適用される。

(3) 事業

農事組合法人の事業は表中の①共同利用施設の設置、農作業の共同化(1号法人)と②農業経営(2号法人)であり、農業経営を行う集落営農法人は②あるいは①と②の事業とその付帯事業を行うことができる。株式会社自体には実施事業の制約はない。

農地所有適格法人の実施事業は、表中の①～③は農事組合法人と同様であるが、④農業の関連事業が加わる。したがって農事組合法人は関連事業を行えないが、株式会社は関連事業を行うことができるため、農業関連事業を行う場合には株式会社形態が適している。しかし①～④の事業の売上額が総売上額の過半である必要があるため、株式会社であっても農業・関連事業以外の事業を自由に拡大することはできない。

(4) 雇用労働力

雇用労働力の人数について、農地所有適格法人や株式会社には制約がない。しかし農事組合法人は、常時従事者のうち組合員および組合員の世帯員が3分の2以上であるとされており、それら以外の従業員は3分の1未満であるという制約がある。事業の拡大とともに雇用者数が増加してこの要件に抵触する農事組合法人が多くなる。その場合には、常時従事雇用者を組合員とする(この場合、従業員ではなくなる)か、株式会社へ転換する必要がある。

(5) 労働報酬・剰余金の配当

構成員の労働報酬は、株式会社では給与支払いであるのに対して、農事組合法人では給与支払いか従事分量配当かを事業年度ごとに選択できる。

農事組合法人の剰余金の配当は、出資配当と従事分量配当があり、前者の配当率は年7%を上限とするよう法定されている。株式会社には株主配当があり、配当率に制限はない⁽¹⁴⁾。

(14) 株式会社では、資本準備金と利益準備金が法定準備金とされ、株式会社は株主配当金の10

しかし非公開会社は株式配当を一定率に制限することを定款に定めることができる（第6章で詳述する）。

2. 税制・保険制度における法人形態の相違

(1) 税制上における法人形態の相違

1) 登録免許税

集落営農組織が法人化し、法人形態を選択するに際しては、税制、保険制度における法人形態間の相違も判断材料になる。そこで農事組合法人と株式会社の税制上の相違について比較するために第1-4表を示す。

第1-4表 農事組合法人と株式会社の税金

構成員従事者への報酬	農事組合法人		株式会社
	従事分量配当	確定給与	確定給与
登録免許税	非課税		資本金の0.7%
法人税	年所得800万円以下の部分	15%	同右
	年所得800万円超の部分	19%	
事業税	農地所有適格法人の農業(畜産、農作業受託 ⁽¹⁾ は除く)は非課税。		資本金1億円以下
	上記以外	同右	年所得400万円以下の部分
	年所得400万円以下の部分	3.4%	年所得400～800万円以下の部分
	年所得400万円超の部分	4.6%	年所得800万円超の部分
構成員の所得税	農業所得	給与所得(給与所得控除あり)	

資料:各種税務資料より作成。

注(1) 農事組合法人の農作業受託は、その収入が農業収入の1/2以下であれば事業税が非課税。

(2) 2018年4月1日以後の事業開始年度への適用。

(3) 特別法人事業税は2019年10月1日以後に開始する事業年度に課税される。

法人登記の際に法務局(登記所)に納入する登録免許税は、株式会社では資本金の0.7%であるのに対して、農事組合法人の場合には非課税となっている。なお定款の認証について、株式会社は公証人による認証が必要であるのに対して、農事組合法人は不要である。

2) 法人税

資本金1億円以下の株式会社では、年所得800万円以下の部分は15%、それを超える部分は23.2%である。農事組合法人は、事業年度毎に給与制か従事分量配当制(無配当の

分の1を法定準備金として積み立てなければならない(会社法第445条第4項)。またその限度額は、資本金の4分の1に達するまでとなっている(会社計算規則第22条)。

場合を含む)を選択することができ、それによって税率が異なる。給与制を選択した場合には普通法人として株式会社と同様の税率で法人税が課税される。それに対して従事分量配当制の農事組合法人は協同組合等として扱われ、年所得 800 万円以下は株式会社や給与制農事組合法人と同様であるが、同 800 万円超の部分は 19%で、税率が軽減されている。

3) 事業税

資本金 1 億円以下の株式会社では、年所得 400 万円以下の部分が 3.4%、同 400~800 万円以下の部分が 5.1%、同 800 万円超の部分が 6.7%である。これに対して農地所有適格法人である農事組合法人が実施する農業は、事業税が非課税であることが大きな特徴である。しかし農作業受託や農業以外の事業は事業税が課税される。給与制の農事組合法人は株式会社と同様である。それに対して従事分量配当制の農事組合法人は、年所得 400 万円以下の部分は株式会社と同様であるが、同 400 万円超の部分は 4.6%であって、税率が軽減されている。

こうして、農地所有適格法人の農事組合法人は、法人税は株式会社と大差がない。しかし事業税が軽減されていることが、法人化に当たって農事組合法人を選択する 1 要因となっている。

4) 消費税

農業生産を行う法人の場合、収入全体のうち、麦・大豆・そば・飼料米など転作作物の収入の大半は交付金である。そして農産物販売代金は消費税の課税売上げとなるのに対して、交付金は消費税の課税対象外(不課税)取引になるため、収入全体のうち課税売上げが占める部分が少ない。そのため消費税の還付を受けることがほとんどである。

また給与は消費税の課税対象外であるのに対して、従事分量配当は、役務の提供の対価としての性格を有することから、消費税の課税仕入れになる。そのため従事分量配当制を採用する場合にも、課税仕入れが販売代金等の課税売上げを経常的に上回り、消費税の還付を受けることになる。

5) 構成員の所得税

構成員に支払われた労働報酬に対する所得税は給与制と従事分量配当制で相違する。株式会社は給与制であるため、給与所得に対して所得税が課税される。そして給与所得には、各種の給与所得控除が適用される。給与制の農事組合法人が構成員に支払う給与の場合も同様である。

それに対して、従事分量配当制の農事組合法人では、従事分量配当は構成員の農業所得(事業所得)として課税される。そのため給与所得の場合にある給与所得控除の適用がなく、この点では給与所得に比べて不利になる。所得税の 2019 年の税率と控除額は、課税される所得金額 195 万円以下は 5%、195~330 万円は 10%、97,500 円、330~695 万円は 20%、427,500 円と累進課税となっている。そのため 1 人当たりの報酬額が多くなると、従事分量配当の税支払いが給与所得控除のある給与所得の税支払いを上回るようになる。したがって構成員の税支払いの面からは、労働報酬が少ない場合には従事分量配当制が有利である。しかし労働報酬額が増加した場合には給与制の方が有利となる。

なお、企業の従業員や公務員には一般に副業禁止規定があるのに対して、自営農業についてはその兼業が許可される場合が多くある。農事組合法人が従事分量配当制である場合、構成員への労働報酬が農業所得となることから副業禁止規定に抵触しないと判断されるのに対して、給与制の場合には給与所得となるために副業禁止規定に抵触すると判断されることがある。また、従事分量配当制であっても、農事組合法人の役員に就任する場合には副業禁止規定に抵触すると判断されることがある。

(2) 各種保険制度上における法人形態の相違

1) 労災保険・雇用保険

各種保険制度上における法人形態の相違を第 1-5 表に示す。労災保険は、株式会社と農事組合法人の従業員は強制適用される。業務執行権または代表権を有する役員は対象外であるが、農事組合法人の構成員は、給与制の場合は労働者とみなされて強制加入となるのに対して、従事分量配当制の場合は共同経営者とされるため対象外である。なお給与制の農事組合法人の場合、構成員に対しても社会保険が適用されるのは、共同経営事業の出資者であっても賃金を受けて働いている者は労働基準法の労働者であるとする労働基準法解釈通達による⁽¹⁵⁾。

第 1-5 表 法人形態別の社会保険・年金

		任意組合	農事組合法人		株式会社
			従事分量配当	確定給与	
労災保険	事業主	特別加入（任意）			-
	構成員	5人以上			
	従業員				
雇用保険	事業主	-			-
	構成員	-			
	従業員				
医療保険	事業主	国民健康保険			-
	構成員	-			
	従業員				
年金保険	事業主	国民年金/農業者年金			-
	構成員	-			
	従業員				

資料：農林水産省経営局経営政策課農業法人班（2006）ほか。

(15) 「共同経営事業の出資者であっても、当該組合、または法人との間に使用従属関係があり、賃金を受けて働いている場合は、法（労働基準法）第 9 条の労働者である。」（昭和 23 年 3 月 24 日基発 498 号）。給与制の場合には、構成員の労働も法人との間に使用従属関係が実質的にはあることとなっている。

労災保険に加入できない役員や組合員は個人名義で任意に特別加入することができる。なお任意組合の場合には従業員が 5 人以上の場合に労災保険が強制運用される。

雇用保険については労災保険と同様である。

2) 医療保険・年金保険

医療保険と年金保険は、株式会社の役員・従業員、給与制の農事組合法人の役員・組合員・従業員は、健康保険と年金保険加入が強制適用される。それに対して従事分量配当制の農事組合法人では従業員は健康保険と年金保険加入が強制適用される。従事分量配当制の農事組合法人の組合員と役員は、医療保険は国民健康保険、年金保険は国民年金と農業者年金を個人名義で加入し、従業員も国民健康保険や国民年金に個人として加入する。任意組合もこれと同様である。

健康保険や厚生年金の保険料は本人に加えて法人も支払うことから、本人にとっては経済的メリットがある一方で、支払者である法人の経費は増加する。

第 4 節 集落営農政策の変化

集落営農組織は、1999 年制定の食料・農業・農村基本法で施策の一つとして位置づけられる。同法第 28 条には「地域の農業における効果的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織」等の活動を促進する方策を講じる、としている。そして 2007 年の経営所得安定対策で多くの集落営農組織が本格的に農業の担い手として政策の対象となる。こうして集落営農組織が国の施策の対象となっていくプロセスは以下のように整理される⁽¹⁶⁾。

1. 農地政策的集落営農政策

(1) 集落営農政策前期（1970 年代～1991 年）

農林水産省における集落営農の政策化に先立ち、いくつかの府県で、集落営農を支援する施策が実施される⁽¹⁷⁾。すなわち、東北地方の秋田県では 1972 年からの集落農場化事業が主業地帯での地域複合として取り組まれた⁽¹⁸⁾。中国地方の島根県では 1975 年からのいわゆる「新島根方式」が、広島県では 1978 年からの「地域農政」を冠したソフト事業が実施され、北陸地方の富山県では 1981 年の豊かな村づくりパイロット事業が、さらに 1986 年の集落営農組織化実践事業が、近畿地方の滋賀県では 1989 年からの集落営農ビジョン

(16) 画期区分は安藤（2008）を参考にしている。

(17) 田代（2006）、桂（2006）、楠本（2006）。

(18) この事業は水稻作を機械化・共同化することで生じる余剰労働力を複合部門へ投入することを目的として取り組まれた。実際には余剰労働力は農外部門へ向かうなどにより、所期の目的を十分に達成できなかった。とはいえこうした地域複合の取組は、東北等の複合経営地域における集落営農の対応として現在、展開している。

促進対策事業が、京都府では 1992 年からの地域農場づくり事業などが、さらに兵庫県では 1994 年から集落農業経営プラン推進事業が開始される。

こうして現場ニーズにもとづいて、主に中山間地域（島根県、広島県等）や平場兼業地域（滋賀県、富山県等）の担い手不足地帯で「集落ぐるみ型」組織が進展する。

（２）集落営農政策形成期（1992～2003 年）

府県における動きを反映して、集落営農組織が政策に取り込まれる。1992 年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」（以下、「新政策」）で、他産業並みの労働時間で、生涯所得が地域他産業従事者と遜色ない「効率的・安定的な経営体」像として、「個別経営体」と並んで「組織経営体」を提示する。この「組織経営体」は農家の補完組織ではなく、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営体として提示されたものである。

この新政策を受けて農業経営基盤強化促進法の 1993 年改正で「特定農業法人」制度が創設される。特定農業法人は、農用地利用改善団体が定める農用地利用規程に位置づけられ、区域内農地の過半を集積する目標があることが要件となっている。そして設立された特定農業法人は、農業経営基盤強化促進法で認定農業者とみなされる。ただし「みなされる」とはいえ、認定農業者の認定申請は必要であり、特定農業法人は効率的・安定的な経営体として認定される。

また特定農業法人制度とともに「農用地利用集積準備金」の税制特例が設けられる。これは、青色申告している特定農業法人は農業収入の 9%以下を無税で 5 年間積立て準備金とし、それを取崩して農地や農業用機械等を取得した場合に、取崩し額を圧縮記帳できるものである。取崩し額は益金算入される一方で、圧縮記帳によって損金算入されるため、相殺されて無税となる。このメリットの活用もあって一部で集落営農組織の法人化が進む。

こうして担い手政策が農地政策と結びついて進められる。さらに圃場整備事業を契機として、その担い手集積加算の要件をクリアするために、東北等で農業の組織化が進展する。地改良事業と結びついて、担い手政策と農地政策が実施される。また「麦大豆の本作化」を掲げた水田農業経営確立対策(2000～2003 年)で、土地利用集積型要件と手厚い助成金の影響により、個別経営展開地域である東北で転作受託組織が進展する。ここでは生産政策と結びついた担い手政策が実施される。

こうして先述のように 1999 年の基本法に集落営農組織の活動の促進が明記される。しかし基本法では、集落営農を経営体ではなく過渡的なものと捉えている。同法は、「集落を基礎とした農業者の組織」すなわち集落営農組織を、多様な担い手の一つとして、その活動の促進を掲げる。しかし集落営農組織は中山間地域を対象とした緊急避難的なものとして想定され、効率的かつ安定的な農業経営体を創出する母体、経営体のインキュベーターとしての位置づけであり、経営創出の過渡的存在と捉えている⁽¹⁹⁾。さらに基本法は、「育

(19) この指摘は安藤（2008）による。

成すべき農業経営」に対して経営安定のための施策を講じるとしている。これが「担い手経営安定対策」、そして 2007 年度から開始される経営所得安定対策へ結実するのである。ただし同法の想定では、その対象は効率的・安定的経営体であり、そこに集落営農組織は含まれていなかった。

(3) 集落営農政策推進期 (2002 年～2004)

集落営農組織の一部を担い手と位置づけたのは、「米政策改革大綱」(2002 年)である。集落営農組織のうち、一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体(仮称)」が担い手として位置づけられた。これは法人化して認定農業者となる以前の任意組織の集落営農組織を担い手と位置づけるものである。そのメルクマールが経理の一元化と将来の法人化である。

そして米政策改革(2004 年)は、育成すべき担い手として認定農業者に加えて「集落型経営体」が位置づけられる。ここでは、集落営農組織のうち「生産から販売、収益配分まで組織として一元的に経理を行い、主たる従事者が、市町村の農業基本構想で定めている所得水準を目指し得るとともに、一定期間内に法人化する計画を有する等、経営体としての実体を有する」とする。具体的には経理の一元化、主たる従事者の所得目標、5 年以内の法人化予定の組織要件を満たし、かつ 20ha 以上の規模要件を満たすものを「集落型経営体」とする。そして各地域の「地域水田農業ビジョン」に「集落型経営体」が位置づけられ、「担い手経営安定対策」に加入できることとなる。「経営体」としての要件が整備された集落営農組織が、ここで正式に政策的に位置づけられる。

米政策改革大綱の「集落型経営体(仮称)」は経理の一元化と法人化計画の組織要件を示し、米政策改革の「集落型経営体」はそれに組織要件に所得目標を加え、さらに規模要件(20ha 以上)を加える。こうして法人でも認定農業者でもない任意組織の集落営農組織が一定の要件の下で経営体とされる。

こうした担い手政策と連動して農地政策は、農業経営基盤強化促進法の 2003 年改正で「特定農業団体」制度を創設する。その指標は、①規約を定める、②共同販売経理を行う、③地域の農用地の 2/3 以上を 5 年後に集積(農作業を受託)する目標を定める、④主たる従事者の農業所得の目標を市町村農業基本構想の水準以上に定める、⑤農業生産法人化計画を作成するという五つの組織要件である。特定農業法人と比べると、③地域内の農地の集積要件が、特定農業法人では「過半」であるのに対して、特定農業団体では「2/3 以上」とさらに上積みされている。また認定農業者の要件である④所得目標を定めることとなっている。

なお④所得目標は、特定農業団体制度導入にあたって柔軟な対応がされる⁽²⁰⁾。すなわち

(20) 認定基準はあくまでも「主たる従事者」個人の目標農業所得ではあるが、その運用を弾力化する通知が経営局長名で次のように出される。「特定農業団体の『主たる従事者』については、…主たる従事者の候補者が存在することで足り、…また、主たる従事者の目標農業所得額の達成が確実であるか否かの判断に当たっては、その組織が現に行っている農用地の利用集積の状

特定農業団体設立時には主たる従事者の候補者が存在すればよいこと、さらに特定農業団体と法人は主たる従事者の目標農業所得額に代えて、組織が目標とする経営規模という外形基準で判断できるというものである。

「集落型経営体」は集積要件（地域の農用地の 2/3 以上を 5 年後に集積）を満たせば農地政策上の特定農業団体となりうる。任意組織の集落営農組織である「集落型経営体」は特定農業団体を経て、特定農業法人（認定農業者）へと移行するものとして制度化されている。しかし「担い手経営安定対策」に加入する上で特定農業団体となる必要はなく、また特定農業団体には特定農業法人のような農用地利用集積準備金の税制上のメリットもないことから、特定農業団体制度は「開店休業」の状態であったと評されている⁽²¹⁾。

2. 担い手政策的集落営農政策

(1) 集落営農法人化強制期（2004～2010 年）

2005 年基本計画策定にむけた「中間論点整理」（2004 年 8 月）は、「一元的に経理を行い法人化する計画を有する等、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが見込まれる集落営農については、担い手として位置付けることが適当である。このことを踏まえ、併せて、地域の合意にもとづく農地の集団化等を通じ、集落営農の組織化と法人化を促進していく必要がある。」とする。政策対象が、米政策改革では「集落型経営体」、すなわち効率的かつ安定的な経営体としての実体を有する集落営農組織に限定されていたのであるが、この「中間論点整理」では「経営体」に至ってはいないけれどもそれに「将来…発展すると見込まれる」「経営主体」としての実体を有する組織、すなわち「経営体」への発展過程にある組織が農業の担い手に位置づける。

そして 2005 年基本計画は、「集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける」と明記する。こうして効率的・安定的な経営体である特定農業法人、法人化を計画し経営体としての実体を有する特定農業団体に加えて、将来、経営体に発展すると見込まれる経営主体の任意組織が政策対象と位置づけられる。

2007 年から品目横断的経営安定対策（後に、水田経営所得安定対策）が実施される。この対策は「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（以下、

況、将来的に目指す農業経営の指標等を総合的に判断して行うものとする。」この通知により主たる従事者の所得ではなく、組織の農業経営の外形基準によって特定農業団体となれる。さらに通知は、法人にそれを準用して法人も農業経営の外形基準によることとした。（「平成 15 年 9 月 16 日付け 15 経営第 3057 号農林水産省経営局長通知」全国経営基盤強化推進委員会他（2004）：p.91。）

(21) 森（2007）は特定農業団体制度が開店休業状態であった理由を担い手経営安定対策との関係に加えて、特定農業団体となると人格なき社団とされて法人税課税される可能性を挙げている。

「担い手経営安定法」とする)にもとづいて実施される制度である。その対象は一定要件を備えた認定農業者と集落営農組織であり、集落営農組織は特定農業団体に加えて、「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」(以下、「特団同様組織」とする)が対象となる。その根拠は「中間論点整理」で準備されていたのである。

特団同様組織が対策に加入するにあたっては、組織要件と規模要件を満たすことが必要である。組織要件は次の5点である。①規約の作成、②共同販売経理(経理の一元化)の実施(集落営農組織の口座を設定し、組織名義で出荷して販売代金を組織の口座で受け取る)、③農用地の利用集積目標の設定(地域の農用地の2/3以上を5年後に集積する)、④主たる従事者の所得目標の設定(主たる従事者は候補者の人数、所得目標は市町村農業基本構想の目標額でよい)、⑤農業生産法人化計画の策定(5年以内に農業生産法人になる計画を作成する)、である。集落型経営体にはなかった集積要件が加わり、特定農業団体との相違は、農用地利用改善団体の設立がなく、その農用地利用規程での位置づけがないことだけである。

これらのうち①は形式的な要件、③は「地域」の設定をどうするかに係っていて、比較的クリアしやすい。④は「主たる従事者」の候補者がいて、また目標農業所得額は経営規模の外形基準でよい⁽²²⁾。それらに対して②と⑤はやや異なっている。

②は、共同販売経理をどう実現するかが課題である。そこでいわゆる「枝番方式」⁽²³⁾を採用する対応が各地でみられる。⑤の法人化計画は、5年後に達成できない場合に交付金返還があるととらえられたため、高いハードルであると認識される。実際には、5年後の延期が認められる。しかし二度目の延期はできないことから、10年後の法人化が強制として働く。

もう一つの要件は規模要件である。任意組織の集落営農組織の場合は、基本は20haである⁽²⁴⁾。ただし法人組織は個人と同じく認定農業者として加入するので、規模要件も個人と同様に、都府県で4ha、北海道で10haである。そこで地域条件等から面積要件をクリアできない任意組織が法人化して、認定農業者として加入する対応を果たすものもある。なお規模とは、経営面積と特定作業受託面積(基幹3作業を実施しその農地の農産物を法人名で販売する)とを合わせた集積面積のことである⁽²⁵⁾。

(22) 特定農業団体に適用された緩和措置であり、詳しくは注(20)を参照。

(23) 組織名義で出荷して販売代金を組織の口座で受け取り、費用の一部を共同経理することで、組織としての共同販売経理を一応は実行しつつ、組織内部では個々の農家の成果を個別に管理することを枝番管理という。農協の口座番号は組織で一つであるが、その下に各農家の枝番を付していることが名称の由来である。枝番管理型には様々なタイプがあることについて平林・小野(2015a)を参照。

(24) 集落営農組織の規模要件には物理的特例があり、平場地域では12.8~20ha、中山間地域10~20haであり、また生産調整組織の特例として、下限が平場地域で7ha、中山間地域で4haである。認定農業者の物理的特例は都府県で2.6~4ha、北海道で6.4~10haである。ただしいずれも「原則」であるので、実際にはそれぞれの8割をクリアすればよい。

(25) 経営所得安定対策に加入する認定農業者たる法人のほとんどは農業生産法人である。しかし農業生産法人でなくとも、専ら農作業受託を行う法人が認定農業者となることができ、特定作業受託の面積を農業経営の規模に算入することで経営所得安定対策に加入することができる。

しかし規模要件は 2007 年末に見直しが行われ、地域水田農業ビジョンに位置づく認定農業者、集落営農組織は市町村特認で加入できることとなったため、この時点で規模要件は事実上、存在しなくなる。

水田経営所得安定対策の実施とともに、農用地利用集積準備金制度が廃止されて農業経営基盤強化準備金制度に改められる。同制度は、認定農業者（個人・農地所有適格法人）と認定新規就農者（個人）が農業経営改善計画等に従って経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として 5 年間積み立てると、その積立額が損金算入される。同準備金は農地や農業用固定資産の取得に充てることができ、その場合、取り崩し額が益金算入され、それを充てた固定資産額は圧縮記帳して損金算入するため、課税されない。

政権交代によって 2011 年度から農業者戸別所得補償制度（以下、「戸別補償制度」とする）が本格実施される⁽²⁶⁾。それは米に対しては、米の戸別所得補償交付金（定額部分）と米価変動補填交付金（変動部分）⁽²⁷⁾、転作作物に対しては、水田活用の所得補償交付金と畑作物の戸別所得補償交付金によって構成される。同制度は従来の生産調整政策や水田経営所得安定対策とは大きく異なるが、ここでは集落営農政策に限って記述する。

法人と個人については水田経営所得安定対策にあった認定農業者の要件が削除される。集落営農組織については、五つの組織要件は存続するが、規模要件が削除される。ただし規模要件はすでに 2007 年末の見直しで事実上無くなっているため、大きな変更ではない。

定額部分（10a 当たり 1.5 万円）については、自家飯米分を除外するために、経営面積から 10a 控除した面積が交付対象面積とされた。この「10a 控除」が集落営農組織に効果があると期待される。すなわち、農家の場合は各戸から 10a が控除されるのに対して、集落営農組織として加入するならば、組織全体で 10a が控除されることから、小規模農家の多い地域では集落営農組織化の呼び水となることが期待されるのである⁽²⁸⁾。

さらに再度の政権交代によって 2013 年から新たな経営所得安定対策が実施される。加入要件は、個人・法人の認定農業者要件が復活するが、集落営農組織の組織要件は戸別補償制度と同様に規模要件がなく、組織要件（5 要件）がある。なおこの新たな経営所得安定対策は、旧・水田経営所得安定対策と同様に担い手経営安定法にもとづいて実施されるものであり、旧対策と同様にゲタ対策とナラシ対策がある。しかしその内容は、ナラシ対策は旧制度と同様であるが、ゲタ対策は旧制度での過去実績にもとづく支払ではなく、戸別補償制度の面積払と数量払が踏襲されている。

（森、2012）。さらに 2009 年改正農地法によって、法人形態を問わずに法人は農地の借地を行うことができ、その農業経営法人も認定農業者となることができる。

(26) 戸別補償制度に先立ち、2010 年度には水田作を対象とした「戸別所得補償モデル対策」として水田利活用自給力向上事業と米戸別補償モデル事業とが実施された。

(27) これは当年産の販売価格が標準的な販売価格よりも低下した場合に、その差額が交付されるものである。経営所得安定対策は戸別所得保障制度に完全に替わったのではなく、戸別所得保障制度の変動部分と並行して経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策（ナラシ）が実施されるので、両制度が重複しないように、変動部分の交付額を控除して、さらにナラシの補填額が決定される。

(28) 窪山（2010）。

（２）集落営農法人化緩和期（2013年～現在）

集落営農組織の制度加入要件では五つの組織要件が継続し、その中の法人化計画は制度加入の重要な要件であった。しかしそれが変化する。

集落営農組織の法人化の進め方について農林水産省（2013）のパンフレットが出される。ここでは、集落営農を組織化している地域では「人・農地プラン」を作成して集落営農組織を中心経営体に位置付け、任意組織を法人化することを基本としながらも、集落営農組織を地主組合へ移行させて農地は他の中心経営体（法人・個人）に集積するなど複数のパターンを示している。示された方向は、法人化を否定はしていないが、しかし法人化しない方策も示している。5年後、計画を一度延長して10年後に法人化しない方策があり、その場合にも交付金を返納しなくともよいことが示される。

2015年度には制度加入要件が変更される⁽²⁹⁾。五つの組織要件のうち、①規約の作成と②共同販売経理は存続し、④主たる従事者の所得目標を削除し、③農用地の利用集積目標と⑤5年以内の農業生産法人化計画は「市町村が確実であると見込まれる」場合には要件に合致しているものとする。経営所得安定対策は担い手経営安定法にもとづく制度である。主たる従事者の所得目標は同法に定められていないことから、要件から削除された。しかし集積目標と法人化は、同法に「地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること」と定められている。そこで市町村に判断のゲタを預ける対応をしているのである。その結果、二つの要件は棚上げされ、集落営農組織の法人化はいまや強制ではなくなっている。

3. 政策の想定する発展経路

政策が想定する集落営農組織の発展経路も異なってきた。基本法では、任意組織の集落営農組織は、効率的かつ安定的な経営体である認定農業者の法人への過渡的段階という位置づけである。農業経営基盤強化促進法の2003年改正で「特定農業団体」制度が創設されて、任意組織の集落営農組織→特定農業団体→特定農業法人（＝認定農業者）という農地政策上の経路が制度化される。経営所得安定対策で描かれた集落営農組織の発展経路も、任意組織の集落営農組織（特定農業団体と同様の組織）から特定農業団体を経て、あるいは直接に特定農業法人となる、というものである。

しかし特定農業法人に対する優遇税制であった農用地利用集積準備金制度が、経営所得安定対策の実施と同時に農業経営基盤強化準備金制度に改められる。その対象は特定農業法人だけでなく、農地所有適格法人の認定農業者全体である。優遇措置がないことから、特定農業法人となるメリットがなくなり、任意組織の集落営農組織は、法人化する場合でも特定農業団体や特定農業法人を経ることなく、農地所有適格法人となる傾向にある。税

(29) 農林水産省経営局長（2014）。

の優遇措置は、農地政策とは切り離されて、担い手政策としてのみの意味を与えられている。

第5節 まとめ

農業独特の法人制度として農事組合法人制度と旧農業生産法人・農地所有適格法人がある。前者は農民の協業組織としての独自の法人形態の制度であり、後者は農地の権利取得ができる法人の資格要件の制度である。制度創設以来、両制度は条件緩和が行われ、農業生産法人制度は資格要件を次々に緩和しながら2015年に農地所有適格法人に変更される。その一方で農事組合法人制度は、一定の要件緩和がありながらも農民の協業組織としての理念を維持している。

株式会社は、農業生産法人の適格法人とされなかった。その後、旧商法で譲渡制限株式会社制度が創設された1966年にも、また農業生産法人の役員が耕作者要件が設定された1970年にも、株式会社は農業生産法人の適格法人形態とならなかった。そして株式会社の農地所有が議論される中で、2000年になって、譲渡制限株式会社が農業生産法人の適格法人となる。さらにそれと並行して、株式会社を含む一般法人の農業参入のために特定農地貸付事業が創設され、2009年には農地法に解除条件付貸借制度が創設され、農地制度は大きく変化し、多様化するに至っている。

集落営農組織に対する国の政策は、「新政策」で効率的・安定的な経営体として組織経営体が提示されたことが最初である。しかしこの段階では法人の認定農業者のみが農業経営体であり、それは農地政策に位置づく特定農業法人制度の創出となる。1999年の食料・農業・農村基本法に集落営農の促進が明記されるが、それは効率的・安定的経営体創出の母体としての位置づけである。米政策改革の「集落型経営体」が、「経営体としての実体」のある任意組織は農業経営体であると規定し、経理一元化と法人化計画等の組織要件と20ha以上の規模要件を満たす集落営農組織を政策対象と位置づける。そして農地政策上では特定農業団体制度が創設され、担い手政策は農地政策と結びつきながら集落営農組織を政策対象としてくる⁽³⁰⁾。

2005年基本計画へ向けた「中間論点整理」で、「集落型経営体」ではないが、将来に経営体へ発展すると見込まれる「経営主体」を担い手と規定する。これが同基本計画を経て水田経営所得安定対策の「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」として政策対象に位置づけられる。これは特定農業団体と比較すると、組織要件は同様である。しかし農用地利用改善団体との契約を欠き、農地政策に位置づかない。こうして集落営農組織は、農地政策と結びつかない担い手政策の政策対象となる。

水田経営所得安定対策において任意組織が対象となる要件は、20ha以上等の規模要件と共同販売経理や法人化計画等の5要件の組織要件とであり、法人化が強制される。しか

(30) 田畑(1996)は、1990年代に農地流動化政策が担い手対策、土地改良事業と結びついて実施されていることを指摘する。

しその後、規模要件が除外され、2015年には集積目標と法人化計画も強制力を失う。水田経営所得安定対策以後、集落営農組織は農地政策とは切り離された担い手政策の対象となりつつも、当初は法人化の強制が継続していたが、法人化の強制が事実上廃止されるに至る。

では法人化が政策的強制ではなくなった現在、集落営農組織の法人化傾向が弱まるかという、そうではない。集落営農組織の法人化は政策的強制によって進行しているのではなく、地域農業の現実からの必要性、すなわち担い手農家が不足する中で農業維持をするための重要な担い手のステップとして進行している。

第2章 水田作販売組織経営体の動向 —農林業センサスによる統計分析—

第1節 定義と課題

1. 組織経営体等の定義

本章は、水田作経営における組織経営体と集落営農組織の現状を農林業センサスを用いて把握することを目的とする。

まず、農業センサスの定義を第2-1表に示す。2000年農業センサスまでの旧定義では、農業生産を行う農業事業体が世帯と世帯以外に分けられていて、世帯が農家、世帯以外が「農家以外の農業事業体」である。そして後者は販売目的、牧草地経営体、その他の3種がある⁽¹⁾。また、農業生産を行う農業事業体ではないが作業受託（構成員からの員内受託を含む）を行う事業所が「農業サービス事業体」であり、これは農業生産組織、農協等の

第2-1表 センサス調査における組織経営体等の定義

	基本定義	世帯		世帯以外		世帯と世帯以外	
旧定義	農業事業体	農家	農業事業体と同じ定義	農家以外の農業事業体	農業事業体と同じ定義	農業サービス事業体	農業事業体以外で農作業の受託を行う事業所(専ら苗の生産・販売を行う事業所を含む)
	以下のいずれかを満たす ①経営耕地面積が10a以上 ②農産物販売金額が15万円以上	自給的農家	経営耕地面積が10～30a、かつ農産物販売金額が15～50万円				
		販売農家	以下のいずれかを満たす ①経営耕地面積が30a以上 ②農産物販売金額が50万円以上				
新定義	農業経営体	家族経営体	農業経営体と同じ定義	組織経営体	農業経営体と同じ定義	農作業受託のみを行う経営体	農業サービス事業体と同じ定義
	以下のいずれかを満たす ①経営耕地面積が30a以上 ②物的指標が一定経営規模以上 ③農作業の受託の事業						
				農業生産等を行う組織経営体	農家以外の農業事業体と同じ定義		

資料: 農林業センサス。

注1) 旧定義の指標は、2000年センサス以降のもの。

2) 農業経営体の物的指標は、露地野菜作付面積15a、施設野菜栽培面積350㎡など農産物販売額50万円相当の事業規模が規定されている。

- (1) 「販売目的」は、農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とするもの（会社等が内部の加工場等への原料供給を目的とするものを含む）、「牧草地経営体」は、牧草栽培により家畜の預託事業を営むことを目的とする預託牧場、農家が共同して牧草を栽培し共同で採草・放牧に利用することを目的とする共同利用採草・放牧場（農業集落・農事実行組合等による同様目的の牧草栽培を含む）、「その他」は、上記以外の研究目的（会社の実験農場を含む）、サービス・厚生・教育・食料自給等を目的とするものである。

育苗センター、ライスセンター等に加えて個人・世帯によるものを含む。

2005年農業センサスから調査体系が変更され、農業経営体概念が新たに導入されて、世帯である「家族経営体」と世帯以外の「組織経営体」が表章される。また、調査方法が全面自計方式に変更される⁽²⁾。新定義の組織経営体と旧定義の両事業体とは一部重ならない部分がある⁽³⁾。しかし農家以外の農業事業体は農業生産等を行う組織経営体（以下、「生産組織経営体」とする）として、農業サービス事業体は農作業受託のみを行う経営体（以下、「受託組織経営体」とする）として集計されていることから統計上の連続性が保たれている。したがって販売目的の農家以外の農業事業体と販売目的の生産組織経営体は同一の内容である（以下、ともに「販売組織経営体」とする）。

2. 販売組織経営体に関する既往研究

販売組織経営体に関する農業センサス分析は、その本格的調査が行われる1970年農業センサス以降に研究が蓄積される⁽⁴⁾。1960年代以降の動向は、つぎのとおりである。「協業の助長」を構造政策の柱とする農業基本法の制定と農事組合法人制度（農協法）、農業生産法人制度（農地法）の創設を背景に、60年代に非法人と農事組合法人を主とする協業経営体⁽⁵⁾、そして有限会社・株式会社を主とする「会社」⁽⁶⁾が増加する。70年代以降は協業経営体が減少する一方で養鶏・養豚の中小家畜、そして肉用牛、施設園芸で「会社」が進出してくる。宇佐美（1993）は、これらの協業経営体や「会社」の経営規模は、農家とは段階を画する新たな生産力水準を実現し、農業生産を集中しており、「協業経営体を経て、会社形態の進出が顕著となる段階に至っており、事業体の近代的・企業性格が全般的に強められている過程にあった」と評価し、「会社」による企業経営への方向を展望しつつも⁽⁷⁾、「会社」は解散率が高く、農家に比した不安定性があることも指摘する。1990年ま

(2) 2005年農業センサスから、生産組織経営体の「その他」については、調査票での調査を行わず、農林業経営体調査客体候補名簿で把握し、集計している。

(3) 農業経営体の下限規模は販売農家の規模を外形基準に置き換えたものであり、その基準以下の生産規模（例えば30a未満の経営）の農家以外の農業事業体は組織経営体には含まれない。逆に販売額が15万円未満で農家以外の農業事業体には含まれなくとも、外形基準を満たしていれば組織経営体である。また農業サービス事業体は、組織経営体だけでなく、世帯による受託経営を含んでいる。

(4) 販売組織経営体を主な対象とする研究に限定すると、1970年農業センサスは暉峻（1971）、1980年農業センサスは今村（1982）、1985年農業センサスは窪谷（1987）、1990年農業センサスは松木（1992）、宇佐美（1993）、1995年農業センサスは、江川（1998）、2000年農業センサスは鈴木（2003）、2005年農業センサスは鈴木（2008）、2010年農業センサスは西川（2013）、江川（2013）、2015年農業センサスは鈴木（2018a）、（2018b）の成果がある。

(5) 協業経営体とは、法人格の有無にかかわらず、2戸以上の世帯または世帯員が農業経営に関し栽培、飼育、販売、収支決算等一切の過程を共同で行い、収益を分配しているものである。

(6) 2000年センサスまでは、株式会社等の会社形態のうち、協業経営体でないものを「会社」として協業経営体に対置している。この「会社」は、法律形態ではなく経済形態による区分であるので、ここでは「会社」としてカギカッコをつける。しかしこの経済形態としての「会社」は法律形態の会社と区別しにくく、新山（1997）ははなはだ不明確であると批判している。

(7) 宇佐美（1993）は、稲作や酪農では「家族経営が支配的である。こうした部門での法人化は、

での販売組織経営体の進展は、70年代以降と同様に養豚、養鶏の中小家畜部門や園芸部門で顕著であった。

しかし、1995年以降、水田作での増加が目立つようになり、部門構成に変化が生じる。そして水田経営所得安定対策の実施を契機とする集落営農組織の激増によって、2010年農業センサスで水田作の販売組織経営体が急増する。この水田作での展開をいかに展望するかが2015年センサスでの重要な論点である⁽⁸⁾。稲作を中心とする水田作の販売組織経営体の増加傾向は、1995年に散見され、2000年以降に次第に明確になった傾向であり⁽⁹⁾、2010年の動向は、政策的なバイアスがありながらも、1995年以降の長期的傾向の延長上に位置付けられるものである。そこで販売組織経営体の増加とそれへの生産集中、そして法人化の傾向が水田作でどのように進展しているかを2015年農業センサスで把握する必要がある。

さらに1995年以降の水田作の販売組織経営体の動向についてはつぎの指摘がある。

第1は、農業経営体間での移行である。一つは、受託組織経営体から販売組織経営体への移行であり、鈴木（2003）、鈴木（2008）が小面積借地の経営体への移行を指摘し、さらに鈴木（2018a）は本格的な借地経営化を指摘する⁽¹⁰⁾。そして西川（2013）は政策対応による20ha以上の経営体への移行を指摘する⁽¹¹⁾。2010年以降の動向は、販売組織経営体として捕捉されている集落営農組織の増加と大いに関係する。これは西川（2013）が指摘するように政策対応の側面がある。しかし農家では出し手層の離農の進行によって作業受委託から農地貸借への移行が進展しており⁽¹²⁾、政策対応の側面はありつつも借地本格化の

1戸1法人を除くと家族協業が崩壊する状況の下で開始される。組織される法人形態が「農家」の結合である協業経営体から、有志の結合である有限会社を主流としたものへ変化しつつあることは、そうした流れが強まりつつあることを示すものであろう。」としている。

- (8) 水田経営所得安定対策への対応で、後述する「枝番管理型」組織が東北、北関東、北九州を中心に多数設立される。この動きは、政策対応の側面を持ちつつも、その設立の背景には高齢農家等の離農に対応した将来の担い手確保へ向けた地域の危機対応があり、政策を契機とした地域の主体的な組織化の取組であると考えられる。平林・小野（2013）、（2015a）、農林水産政策研究所（2015）を参照。
- (9) 小田切（2008）は「いわゆる集落営農を含め、土地利用型農業における農家以外の事業体の躍進は、95年から貫く傾向として捉えてよいように思われる」と指摘している。
- (10) 鈴木（2008）は、「水田作を中心に展開する作業受託組織が若干の借地を行ったため、実態として農家以外事業体にカウントされる」（下線は引用者）と指摘し、これを「流入」と規定する。しかし定義上、10aの借地があれば販売組織経営体となることから、これを「統計上の誤差」とする。鈴木（2018a）は、「コントラクターとして農作業の受託を専門としていた経営体や機械銀行等の組織が、組織としての経営基盤を確立していく中で、わずかでも利用権設定を行い借地経営を行えば旧農家以外の農業事業体調査の対象となることはあり得るため」としつつ、それに加えて「もっぱら農作業受託のみを行う組織が借地経営に乗り出したことによる農家以外の農業事業体への移行が広範に起こった可能性はある」（下線は引用者）として、若干の借地だけではなく本格的な借地経営への移行も想定している。
- (11) 西川（2013）は、販売組織経営体と受託組織経営体を分離せずに組織経営体の分析を行い、販売収入なし組織経営体（ほぼ受託組織経営体）の減少と20ha以上組織経営体（すべて販売組織経営体）の増加から、前者から後者への移行を指摘している。
- (12) 水田経営所得安定対策で、作業受委託が特定作業受委託として貸借同様のものと扱われるようになったこともセンサスにおける借地の増加要因となっている。特定作業受託は、転作受託組織の受託面積を同対策の加入要件に加えるために創出されたものであるが、その内容は作業

傾向が受託組織経営体に生じていると見る必要がある。

二つは、販売組織経営体における転作組織から稲作導入組織への移行であり、西川（2013）および江川（2013）が指摘している。この動きも政策対応の側面がある。しかし作業委託の出し手層が転作作業だけでなく、水稻作業も他に任せるようになった動きを反映したものでもある。そしてその先には前述した作業委託から貸付への移行がある。

三つは、農家（家族経営体）から販売組織経営体への移行である。鈴木（2008）は、農業センサス調査方法の全面自計方式への変更によって、1戸1法人（農家）が販売組織経営体として捕捉される「混入」が生じたとする⁽¹³⁾。この点について農家から販売組織経営体への移行は、家族経営⁽¹⁴⁾が企業経営に発展していく状況を把握しているという指摘もある⁽¹⁵⁾。しかし農家と組織経営体とは世帯と非世帯との対比であって、企業経営と非企業

受託と同様のものから借地と同様のものまでである。①作業受託組織は、従来の作業受託と同様に、受託者が受け取った販売代金や転作作物の交付金から受託作業料金等を差し引いた収益を委託者へ支払う。しかし、かつては転作奨励金の一部あるいは全部が地域水田農業協議会から委託者に支払われたが、②水田経営所得安定対策では交付金すべてが直接に受託者に支払われるため、受託者の所得部分が増加するという事例が多くある。この場合、受託者の受け取りは作業受託料金だけでなく、借地料に近くなる。また、③集落営農組織では構成員の農地を耕作する場合、組織が立地する集落内の農地は組織の経営地（所有地ではないので農業センサス上では借地）とするが、集落外の農地は特定作業受託地とする事例も多くあり、この場合の特定作業受託は借地と同様である。こうした内容が農業センサスの回答にどう反映されるのかが問題である。①は作業受託であるが、制度的には借地と回答することもありえ、③は借地と回答するであろうが、②は中間的である。

- (13) 2005年、2010年農業センサスでは調査票に「家族による経営である」、「家族による経営でない」という選択肢があり、その回答結果によって家族経営体か組織経営体かを決定した。しかし、2015年農業センサスでは、調査員が、調査対象候補者名簿によって調査対象候補者を訪問して聞き取り、調査対象であるか否かを判定するとともに、「家族による経営である」か「家族による経営でないか」を判定し、調査票に「家族経営」か「組織経営」かを記入して調査対象に配付する。家族経営体か組織経営体かは、2010年農業センサスまでは回答者の判断で決定されたが、2015年農業センサスでは調査員の判定が加わっている。なお、「家族による経営である」は「世帯で農業や林業を営んでいる場合…や家族による経営を法人化している場合を含む」とし、他方、「家族による経営でない」は「農業や林業を会社や団体、集落営農等の組織で経営している場合」とされている（農林水産省大臣官房統計部（2014））。
- (14) 「家族経営」とは家族による農業経営である。家族経営と農家との相違は、例えば生計を異にする兄弟（2世帯）による農業経営は、家族経営ではある。しかし1世帯の農家ではないことから、家族経営体ではなく組織経営体として捕捉されるはずである。しかし、農業センサスの「家族経営体」は、定義で示したように世帯による農業経営であり、これは「農家」である。家族経営体が旧定義の農家と異なるのは、世帯による経営であるか家族による経営であるかではなく、その下限規模が異なる点である。なお、2005年農業センサスから世帯内に複数の農業経営がある場合には別個の家族経営体として捕捉されるようになった。しかし2015年農業センサスでは「世帯全体としての経営」について調査票に記入することとし、世帯単位での捕捉になっている（農林水産省大臣官房統計部（2014））。
- (15) 木下（2008）は、雇用労働に大きく依存し、億単位の販売金額をあげているような企業的な家族経営があることから、センサスの「家族経営体」概念には多様な家族経営が含まれ、性格の異なる経営が一つの調査・集計のくくりとなっている問題があり、家族経営のうち企業的な家族経営は分離して把握できるようにする、あるいは企業的な性格が色濃い組織経営体との一体的な把握ができるようにする改善方向が望ましい、と指摘する。そして小田切（2008）は、「確かに1戸1法人経営は家族が経営の主体である限りは、家族経営であるが、雇用を増大させることにより、家族経営として（の）性格は薄くなり得るのであり、まさに「混入」されやすい存在であろう。したがって、それは現実の変化をそれなりに反映した「混入」でもある。」

経営の対比ではない。企業経営と非企業経営との対比は、農家（家族経営体）、組織経営体それぞれについて、分析を行う必要がある。

以上の点について統計的に確認する必要がある。

第2は、水田作経営体や集落営農組織の経営構造についてである。一つは、集落営農組織数の内実把握である。政策対応のために集落営農組織が急増し、組織名義で農産物を販売しつつも営農実態は従来の農家である、いわゆる「枝番管理型」集落営農組織⁽¹⁶⁾が誕生した。その一方で、2010年農業センサスでは販売組織経営体の捕捉方法が従来の実態主義から名目主義へと変更されたため⁽¹⁷⁾、そうした組織が販売組織経営体として捕捉されることとなる。その結果、統計的变化と実態との乖離が進むという問題が提起されている。そこで集落営農組織を含む水田作販売組織経営体の内実について、小野（2013a）は機械所有率から示している。橋詰（2017）は2015年農業センサスから東北における機械所有率の上昇と枝番管理型組織の内実具備を指摘しているが、東北に限定されているので、集落営農組織の内実変化について全国な検討が必要である。

二つは、集落営農組織の法人化の要因についてである。鈴木（2008）は転作から稲作への進出が法人化の要因であるとし、江川（2013）は、①非法人形態で転作部門（麦類作、豆類等）の取組が始まり、その後、②転作部門を法人化（または非法人のまま）して稲作部門を導入し、③稲作を主位とする法人事業体が展開するプロセスを描くとしている。法人化の時期は稲作包摂とどう関係するのか、また集落営農組織の内実変化と法人化との関係も検討が必要である。

三つは、組織経営体の労働力構成や生産性についてである。江川（2013）は集落営農組織の増加に伴う農業従事構成員⁽¹⁸⁾と常雇の人数について、西川（2013）は250日以上従事の専従農業従事構成員数について、それぞれ地域性を指摘している。また、八木（2017）は専従者1人当たり水田面積から生産性を分析している。経営規模別・組織形態別の労働力構成や労働生産性、土地生産性についての分析が必要である。

と指摘する。鈴木（2008）はこうした見解を考慮して、「農家統計に含まれるべきではなかった企業の経営が、本来組み込まれるべきであった農家以外事業体統計に初めてきちんと位置付いたとする見解」もあるとする。

- (16) 一口に枝番管理型と言っても、実は多くのタイプがある。枝番管理を厳密に規定するなら、作業の共同性の有無にかかわらず各構成員の生産量（額）割で販売代金を構成員に精算する方式である。したがって枝番管理型には、稲作・転作ともに共同作業がない（営農実態は全く従前の農家のまま）狭義の枝番管理型から、共同作業がある広義の枝番管理型までである。詳しくは平林・小野（2015a）を参照されたい。
- (17) 協業経営体を本格的に調査した1965年農業センサス以降、実態主義から①名目だけの協業、すなわち、資金調達などの都合上、共同出資・共同経営している名目になっていても実際には個別経営や協業組織であるもの、②参加世帯への分配または販売を主たる目的としているもの、などは「協業経営体」としての実体のない組織として調査対象から除外している。これに対して2010年農業センサスでは、農家以外の農業事業体か否かの判断をそうした実態主義から、組織に農産物の販売名義があるか否かという外形基準で判断する名目主義へ変更した。
- (18) 農業センサスでは「経営者・役員等」と表示されている。しかし調査票では「経営の責任者・役員・構成員」とあり、集落営農組織や協業経営では経営者・役員に加えて農業に従事する構成員を含めている。したがって、それを「経営者」（江川）や「集落営農組織の役員」（西川）とすると誤解を生じる。

3. 本章の課題と方法

本章の課題はつぎのとおりとする。第1に、販売組織経営体数の変化と法人化、大規模化と生産集中等の現状を明らかにする。第2に、受託組織経営体や農家から販売組織経営体への移行や再編成についての動態分析を行う。第3に、水田作販売組織経営体の農地集積における集落営農組織の位置付け、内実変化と法人化の傾向を分析する。第4に、集落営農組織の労働力構成や生産性に関する経営構造について分析する。

データは、各年農業センサスの公表値を用い、さらに多くの分析で2010年農業センサスと2015年農業センサスの個票を用いた組替集計を行い、動態過程の分析では兩個票を連結したデータを用いる。また2015年の組織経営体のうち集落営農実態調査⁽¹⁹⁾の対象であるもののリスト⁽²⁰⁾を用いて、集落営農組織である組織経営体を再集計する。

第2節 組織経営体の法人化と大規模層への生産集中

1. 組織経営体数の変化

組織経営体数の推移を第2-2表に示す。生産組織経営体は、1995年の約1万経営体から2015年の約2万6,700経営体へ20年間で2.7倍に増加している。そのうち販売組織経営体は、約6,400経営体から約2万5,100経営体へ3.9倍にも増加している。

販売組織経営体の増減数を法人形態別に見ると、非法人が1995年以降に増加するのはあるが、2010～15年に減少に転じている。その一方で、農事組合法人は、2005年以降に大幅に増加し、2010～15年に増加数が遡増する。会社（株式会社と合名・合資・合同会社）も2000年以降に増加するのではあるが、2000～05年の増加の多くは、後述するように調査方法変更に伴う農家からの移行であることから、会社の本格的な増加は新会社法施行後⁽²¹⁾の2005～15年からである。こうして2005年以降に販売組織経営体の法人化が

(19) 集落営農実態調査は、調査客体が回答した結果ではなく、市町村担当者が調査票に記入回答したものであることから、その数値の精度には限界がある。しかも少数有志型組織が集落営農であるか否かの判断は難しく、それが二階建集落営農組織の2階組織でありながら1階組織との関係がゆるやかであるものは集落営農と判断されていない事例があり、逆に第5章で示すように、自らを集落営農とは見ていない少数有志型法人が集落営農とされる事例がある。

(20) 農業センサスの調査客体について集落営農実態調査の客体であるか否かを農林水産省統計部で事後的にマッチングさせたものであり、数値の確度は高いが、必ずしも全数を把握しているわけではないことに留意が必要である。

(21) 会社増加には制度的背景もある。2006年5月1日の会社法施行によって有限会社が廃止されて株式会社と一体になるとともに、最低資本金制度（会社設立には、株式会社は1,000万円、有限会社は300万円の資本金が必要であった）が廃止されて1円で株式会社を設立できるようになったことから、株式会社の設立が容易となった。なお既存の有限会社は、株式会社に移行することもできるし、従来のまま特例有限会社として存続することもできるが、センサスではともに株式会社として捕捉されている。

第 2-2 表 組織経営体数の推移

(単位：経営体、%)

							増減数								
		1995	2000	2005	2010	2015	95~00	00~05	05~10	10~15	1995	2000	2005	2010	2015
生産組織経営体	計	10,000	10,554	16,102	21,681	26,684	554	5,548	5,579	5,003	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	販売目的 非法人	6,439	7,542	13,742	19,937	25,124	1,103	6,200	6,195	5,187	64.4	71.5	85.3	92.0	94.2
	農事組合法人(a) 会社	1,108	2,190	4,784	7,318	6,180	1,082	2,594	2,534	▲ 1,138	11.1	20.8	29.7	33.8	23.2
	その他	1,017	1,341	1,663	3,077	5,163	324	322	1,414	2,086	10.2	12.7	10.3	14.2	19.3
	牧草地経営	3,066	3,446	6,016	8,395	12,115	380	2,570	2,379	3,720	30.7	32.7	37.4	38.7	45.4
	その他	1,248	565	1,279	1,147	1,666	▲ 683	714	▲ 132	519	12.5	5.4	7.9	5.3	6.2
受託組織経営体		1,218	1,130	712	1,128	859	▲ 88	▲ 418	416	▲ 269	12.2	10.7	4.4	5.2	3.2
		2,343	1,882	1,648	616	701	▲ 461	▲ 234	▲ 1,032	85	23.4	17.8	10.2	2.8	2.6
集落営農組織	計	19,839	19,706	13,813	10,211	7,251	▲ 133	▲ 5,893	▲ 3,602	▲ 2,960	198.4	186.7	85.8	47.1	27.2
	販売組織	...	9,961	10,063	13,577	14,852	...	102	3,514	1,275	...	94.4	62.5	62.6	55.7
	非販売組織	...	2,590	2,860	8,417	10,867	...	270	5,557	2,450	...	24.5	17.8	38.8	40.7
	農事組合法人(b) 会社	...	7,371	7,203	5,160	3,985	...	▲ 168	▲ 2,043	▲ 1,175	...	69.8	44.7	23.8	14.9
	その他	509	1,725	3,147	1,216	1,422	3.2	8.0	11.8
	販売農家	274	625	913	351	288	1.7	2.9	3.4
	農業生産法人	1,202	2,065	566	476	481	863	▲ 1,499	▲ 90	5	12.0	19.6	3.5	2.2	1.8
	農事組合法人(c) 会社	3,334	5,849	4,675	4,053	3,820	2,515	▲ 1,174	▲ 622	▲ 233	33.3	55.4	29.0	18.7	14.3
	農事組合法人(c) 会社	1,335	1,496	1,782	3,056	4,111	161	286	1,274	1,055	13.4	14.2	11.1	14.1	15.4
	集落営農の農事 組合法人の割合	2,815	4,393	6,122	8,773	10,672	1,578	1,729	2,651	1,899	28.2	41.6	38.0	40.5	40.0
	b/a	30.6	56.1	61.0									
	b/c	28.6	56.4	76.6									

資料：農林業センサス、集落営農組織は2000年は「農業構造動態調査-集落営農-」（2002）および「集落営農実態調査」、農業生産法人はポケット農林水産統計。

注(1) 1995年、2000年の生産組織経営体は農家以外の農業事業者、受託組織経営体は農業サービス事業者。

(2) 販売組織経営体の会社は株式会社と合名・合資・合同会社、その他は農協等団体、国・地公共、その他。

(3) 集落営農組織の2000年は抽出集計からの推計値。

(4) 集落営農組織の販売組織は販売経理一元化を行っているもの、非販売組織はそれ以外。

進展し、しかも会社化傾向も強まっている。その一方で 2010 年以降には非法人が減少して、販売組織経営体は法人化段階に移行している。

他方、受託組織経営体⁽²²⁾は 2000 年以降に大幅な減少傾向にあり、その減少の多くは販売組織経営体への移行であると見られる。各 5 年間の受託組織経営体の減少数と販売組織経営体の増加数とを比較すると、後者が前者を上回ることから、販売組織経営体の増加は受託組織経営体から販売組織経営体への移行に加えて販売組織経営体の新設等による純増があると推察できる。

こうして販売組織経営体は、2000 年以降に受託組織経営体からの移行と新設等により非法人が大幅に増加しながら、2000~05 年に会社形態の農家の大量移行によって会社が増加し、2005 年以降に農事組合法人と会社が増加することによって法人化が進行し、そして 2010 年以降には非法人が減少して、農事組合法人、会社の増加による法人化傾向が強まっている。

2. 主位作目別の法人数の変化

販売組織経営体の作目別の推移を見るために、販売額が最も多い作目（以下、「主位作目」とする）別に第 2-3 表に示す。2000 年は土地利用型主位 35%、園芸主位 19%、

(22) 注(3)に記したように、これには作業受託のみを行う個人・世帯を含む。

第2-3表 組織形態別の主位作目別経営体数の変化

(単位:経営体, %)

	2000年				2005年				2010年				2015年								
	計	非法人	農事組 合法人	会社	計	非法人	農事組 合法人	会社	計	非法人	農事組 合法人	会社	計	非法人	集落 営農 経営体	農事組 合法人	集落 営農 経営体	会社	集落 営農 経営体		
実数	合計	7,412	2,136	1,323	3,403	12,692	4,270	1,617	5,846	19,013	6,859	3,016	8,190	24,097	5,740	4,567	5,058	3,103	11,850	438	
	土地利用型	2,472	1,676	342	390	5,274	3,270	699	1,095	10,372	5,951	2,102	2,055	12,686	5,076	4,381	3,879	3,003	3,215	381	
	稲	1,312	744	266	263	2,807	1,442	541	729	7,499	4,186	1,727	1,422	9,525	3,692	3,239	3,251	2,651	2,247	342	
	麦類	501	466	17	15	945	840	40	40	1,022	836	120	51	813	494	456	208	168	81	15	
	豆類等	487	408	16	51	1,080	860	57	114	1,324	840	165	261	1,691	825	674	295	176	461	23	
	工芸農作物	172	58	43	61	442	128	61	212	527	89	90	321	657	65	12	125	8	426	1	
	園芸	1,396	244	345	729	3,042	679	359	1,751	4,156	648	428	2,762	6,037	388	71	594	70	4,561	37	
	その他作物	682	91	143	340	1,086	159	139	581	1,014	111	143	618	1,384	199	107	202	22	792	5	
	畜産	2,853	122	490	1,944	3,285	160	420	2,417	3,467	148	343	2,754	3,990	77	8	383	8	3,282	15	
構成割合	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	土地利用型	33.4	78.5	25.9	11.5	41.6	76.6	43.2	18.7	54.6	86.8	69.7	25.1	52.6	88.4	95.9	76.7	96.8	27.1	87.0	
	稲	17.7	34.8	20.1	7.7	22.1	33.8	33.5	12.5	39.4	61.0	57.3	17.4	39.5	64.3	70.9	64.3	85.4	19.0	78.1	
	麦類	6.8	21.8	1.3	0.4	7.4	19.7	2.5	0.7	5.4	12.2	4.0	0.6	3.4	8.6	10.0	4.1	5.4	0.7	3.4	
	豆類等	6.6	19.1	1.2	1.5	8.5	20.1	3.5	2.0	7.0	12.2	5.5	3.2	7.0	14.4	14.8	5.8	5.7	3.9	5.3	
	工芸農作物	2.3	2.7	3.3	1.8	3.5	3.0	3.8	3.6	2.8	1.3	3.0	3.9	2.7	1.1	0.3	2.5	0.3	3.6	0.2	
	園芸	18.8	11.4	26.1	21.4	24.0	15.9	22.2	30.0	21.9	9.4	14.2	33.7	25.1	6.8	1.6	11.7	2.3	38.5	8.4	
	その他作物	9.2	4.3	10.8	10.0	8.6	3.7	8.6	9.9	5.3	1.6	4.7	7.5	5.7	3.5	2.3	4.0	0.7	6.7	1.1	
	畜産	38.5	5.7	37.0	57.1	25.9	3.7	26.0	41.3	18.2	2.2	11.4	33.6	16.6	1.3	0.2	7.6	0.3	27.7	3.4	
増減数	合計					2000-05年	2005-10年	2010-15年													
	土地利用型					5,280	2,134	294	2,443	6,321	2,589	1,399	2,344	5,084	△1,119	…	2,042	…	3,660	…	
	稲					2,802	1,594	357	705	5,098	2,681	1,403	960	2,314	△875	…	1,777	…	1,160	…	
	麦類					1,495	698	275	466	4,692	2,744	1,186	693	2,026	△494	…	1,524	…	825	…	
	豆類等					444	374	23	25	77	△4	80	11	△209	△342	…	88	…	30	…	
	工芸農作物					593	452	41	63	244	△20	108	147	367	△15	…	130	…	200	…	
	園芸					270	70	18	151	85	△39	29	109	130	△24	…	35	…	105	…	
	その他作物					1,646	435	14	1,022	1,114	△31	69	1,011	1,881	△260	…	166	…	1,799	…	
	畜産					404	68	△4	241	△72	△48	4	37	370	88	…	59	…	174	…	
						432	38	△70	473	182	△12	△77	337	523	△71	…	40	…	528	…	

資料:農林業センサス, 2015年はセンサス個票の再集計。

注1) 各種団体(農協, 森林組合等), その他の法人, 地方公共団体・財産区を除く。

2) 園芸は露地野菜, 施設野菜, 果樹類, 花き・花木が主位。畜産は酪農, 肉用牛, 養豚, 養鶏, その他畜産が主位。なお養蚕主位は表示していない。

畜産主位 37%で、畜産主位が最も多いのではあるが、2015年には土地利用型主位が 54%と過半を占め、園芸主位が 25%へ上昇、畜産主位が 17%へ低下して、土地利用型中心の構成へ大幅に変更されている。

土地利用型では稲主位の増加が顕著であり、その構成割合は 2000 年の 19%から、2005 年の 23%を経て、2010 年の 41%まで一気に上昇し、2015 年にも 41%になっている。稲主位の増加数は、2005~10 年で特に高く、2010~15 年にも各作目の中で最も多く、稲主位の増加が販売組織経営体全体の増加を牽引している。

増減数を法人形態別に見ると、園芸作主位、畜産主位は会社が増加している。その一方で農事組合法人の減少があり、農事組合法人から会社への転換を含むと見られる(23)。土地利用型では、2005~10 年に稲主位の非法人が政策対応を契機に大幅に増加するが、しかし 2010~15 年には減少している。農事組合法人は 2005~10 年、2010~15 年ともに稲主位を中心に増加し、2015 年には農事組合法人全体の 64%を稲主位が占める。さらに稲主位では会社も増加し、2005~10 年以降は稲主位での会社の増加が畜産主位のその増加を上回る。その結果、2015 年の会社は、園芸主位が 39%、畜産主位が 28%に加えて、稲主位が 19%を占める。また、畑作物である工芸作物といも類・雑穀・豆類主位(以下、

(23) 注(37)参照。

「豆類等主位」とする)で会社が増加している。

2010～15年の水田作での法人化を見ると、稲主位では、非法人の減少数よりも法人の増加数が上回り、麦類主位では非法人の減少数が法人の増加数を下回ることから、麦類主位の非法人から稲主位の法人への移行があると見られる。さらに豆類等主位から稲主位への移行の動きも強まっている⁽²⁴⁾。法人化は稲主位で強いことから、転作組織ではなく、稲作を包摂する組織で法人化が先行している。

なお、水田作では集落営農組織が多数を占めるので、2015年については集落営農実態調査の対象でもある販売組織経営体を「集落営農経営体」として表示している⁽²⁵⁾。稲主位、麦類主位、豆類等主位で、非法人の8～9割、農事組合法人の8割(豆類等主位は6割)が集落営農経営体である。さらに稲主位の会社では、集落営農経営体が15%ある一方で、集落営農経営体以外が85%を占め、集落営農組織経営体以外では会社形態が主流である。

こうして販売組織経営体全体の法人化傾向が2005～10年に現れ、2010～15年に強まり、畜産、園芸では決定的な会社化、畑作でも会社化が前進している。水田作でも集落営農以外の販売組織経営体では会社形態による法人化が進行しているのに対して、集落営農経営体では農事組合法人形態を主とする法人化が進展している。

3. 集落営農組織の増加と法人化

近年の販売組織経営体の急増は水田作における集落営農組織の増加によることから、集落営農組織数の推移を第2-1図に示す。水田経営所得安定対策が実施された2006年以降に集落営農組織数が急増し、2006年の約10,500組織から2008年の約13,100組織へ一挙に増え、さらに2011年には戸別所得補償制度実施の影響によっても増加し⁽²⁶⁾、2015年に約14,900組織になる。この間に増加したのは農産物販売経理を一元化(共同販売経理)する集落営農組織(以下、「販売集落営農組織」とする)⁽²⁷⁾であり、それとは対照的に農

(24) 2010年の麦類主位729経営体のうち2015年にも麦類主位であるものは429経営体(59%)で、207経営体(28%)は稲主位へ、78経営体(11%)は豆類等主位へ、それぞれ移動する。したがって2010～15年における麦類主位の減少209経営体のほとんどは、稲主位への移行によるものである。また、豆類等主位は増加傾向にあり、2010年の920経営体のうち2015年にも豆類等主位であるものは651経営体(71%)で、163経営体(18%)が稲主位へ、44経営体(5%)が麦類主位へ移動し、稲主位への移行がある。そして豆類等主位と麦類主位との間での移動があることから両者を兼営するものがあると見られる。

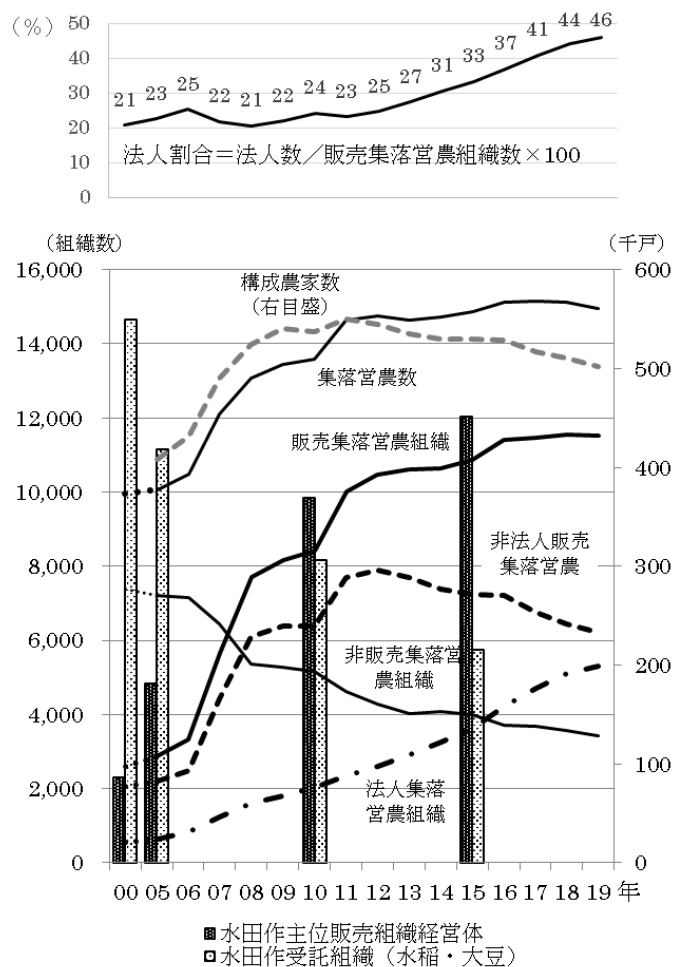
(25) 注(20)参照。集落営農経営体数は全体で8,629経営体あり、これは集落営農実態調査における2015年の販売集落営農組織10,867の80%であることから、組織経営体として捕捉されていない販売集落営農組織がある。

(26) 戸別所得補償制度実施前の2010年度から実施された農業者戸別所得補償モデル事業における10a控除が集落営農組織に有利に働いたためである。第1章および荒井(2011)、(2012)参照。

(27) 農産物販売を行う集落営農を「農産物等の生産・販売活動」を行う組織ではなく、販売経理一元化組織で示している理由はつぎの2点である。第1に、集落営農実態調査で「農産物等の生産・販売活動」を把握するようになったのは2009年からであり、それ以前については、「生産物の出荷・販売に係る収支」にかかる経理の一元化を行っていることで農産物販売の有無を

産物販売経理を共同経理していない集落営農組織（以下、「非販売集落営農組織」とする）⁽²⁸⁾は減少する。したがって販売集落営農組織の増加には非販売集落営農組織から移行したものが多く含まれる。しかし非販売集落営農組織の減少数よりも販売集落営農組織の増加数が多いことから、そうした移行に加えて、販売集落営農組織の純増もある。こうして2006年以降は販売組織中心の段階となっている。

法人数は2005年の約600組織から2010年の約2,000組織へ、さらに2015年の約3,600組織へと着実に増加している。販売集落営農組織数に対する法人数の割合を上図に示すと、2005年の23%から、2015年の33%、そして2019年の46%となり、法人割合はさらに上昇傾向にある。こうした法人化の進展によって、非法人の販売集落営農組織が2012年をピークに減少に転じる。集落営農組織は、非販売組織中心の段階から2006年に販売組織中心の段階へ移行し、さらに2012年には販売組織



第2-1図 集落営農組織数の推移

資料：農林業センサス、集落営農は2000年は農林水産省「農業構造動態調査－集落営農－」（2002）、それ以外は農林水産省「集落営農実態調査」各年版。

注(1) 2000年は抽出調査のデータからの推計値。

- (2) 販売集落営農組織は農産物販売の経理を一元化しているもの。ただし2000年は販売組織割合からの推計値。
 (3) 水田作主位販売組織経営体は、稲主位、麦類主位、豆類等主位の合計。水田作受託組織経営体は、事業部門が水稲作、大豆作の合計で重複がある。

把握するしかないため、第2に、「農産物等の生産・販売活動」には「水稲・陸稲」、「麦、大豆、てん菜、原料用ばれいしょのうち、いずれか」、「その他の作物（畜産物を含む）」に加えて、「農産加工品」の生産・販売があり、農産加工品が含まれているため、である。実際のところ、同調査結果では、農産物の生産・販売を行う組織数よりも販売経理の一元化を行う組織数の方がやや少ないことから、販売経理の一元化組織数を販売組織数とすることは過大評価にはならない。なお、集落営農実態調査の変遷については第3章を参照。

(28) 集落営農組織が行う活動は農産物の生産・販売以外に、「機械の共同所有・共同利用」、「防除・収穫等の農作業受託」、「農家の出役により、共同で農作業（農業機械を利用した農作業以外）」、「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整」があり、非販売集落営農組織には構成員の機械作業を組織で行う（員内受託する）受託組織に加えて、防除組合や土地利用調整組織も含まれる。

は非法人中心の段階から法人中心の段階への移行期にある。

同図には、農業センサスでの水田作受託組織経営体数（水稲作と大豆作の計）と水田作主位販売組織経営体数も示してある⁽²⁹⁾。非販売集落営農組織の多くは前者に含まれ、販売集落営農組織のほとんどは後者に含まれることから、集落営農組織における変化は水田作受託組織経営体の減少と水田作主位販売組織経営体の増加、そして販売組織経営体における非法人の増加から減少、法人の増加として表れている。前掲第 2-2 表に集落営農組織数と農業生産法人（現、農地所有適格法人）数を法人形態別に示してある。集落営農組織の農事組合法人⁽³⁰⁾が、販売組織経営体の農事組合法人に対する割合（b/a）は 2015 年に 61%である。集落営農法人は農地利用のため農業生産法人である必要があるので、農業生産法人の農事組合法人に対する集落営農法人の農事組合法人の割合（b/c）は 2015 年に 77%であり、今や土地利用型の農事組合法人のほとんどが集落営農組織である。

4. 農業総資源におけるシェアの上昇

販売組織経営体の農業資源量と農業経営体の農業総資源量におけるそのシェアを第 2-4 表に示す。畜産の家畜飼養頭数における販売組織経営体のシェアは、2015 年には採卵鶏（86%）に加えて、ブロイラー（64%）、豚（72%）も多くを占め、さらに肉用牛（33%）も高いのに対して、乳用牛は低い（15%）。このように畜産での販売組織経営体のシェアは、中小家畜で 6~9 割を占め、大家畜でも高まりつつある。また、常雇実人数でのシェアの高さ（49%）は、これら畜産によるものである。

水田作では、田面積のシェアが 2000 年の 2%から 2010 年の 12%、そして 2015 年の 16%に上昇する。農地集積の指標である田借入面積のシェアは 2000 年の 7%から 2010 年の 32%へ大幅に上昇し、2015 年には 36%になっている。10ha 以上販売農家の借地田シェアも 2000 年の 18%から 2015 年の 26%へ上昇しているのではあるが、しかし販売組織経営体は、2010 年にそれを凌駕し、2015 年はさらに差を広げて、水田借地の中心的な担い手となっている。また、稲以外の作物のみを作付けた田面積のシェアは、2000 年の 4%から 2015 年の 28%まで上昇し、二毛作を含めると 3%から 30%へ上昇し、稲を作った田も 2000 年の 1%から 2015 年の 14%へと上昇している。こうして転作・裏作でのシェア

(29) 第 2-1 図の注(3)にあるように、水田作主位販売組織経営体は、稲主位、麦類主位、豆類等主位の合計、水田作受託組織経営体は、水稲作と大豆作の合計としている。作業受託の事業部門別経営体数は重複があるため、水稲作、麦作、大豆作の合計は、水田作の実数よりも過大になる。2010 年における麦作受託組織経営体 924 のうち 693 経営体（75%）が水稲作も受託しており、麦作受託の多くが稲作受託と重複していることから、水稲作と大豆作の合計を水田作とした。なお、2000 年農業センサスでは受託金額主位作物別のデータがあり、水稲作主位、麦作主位、大豆作主位を合計した 13,940 経営体は、事業部門別の 3 者合計数 16,337 経営体よりもむしろ水稲作と大豆作の合計数 13,949 経営体に近い。

(30) 農事組合法人には、「農業に係る共同利用施設の設置または農作業の共同化に関する事業」を行うだけの 1 号法人と「農業の経営」を行う 2 号法人、そして両者を行う 1、2 号法人がある。農業生産法人である農事組合法人は 2 号法人と 1、2 号法人があり、集落営農法人は 1 号法人も含んでいる。

第 2-4 表 農業総資源量に占める販売組織経営体のシェア

(単位:千ha, 千人, 千頭, 万羽, %)

	販売組織経営体農業資源量	農業経営体に占めるシェア				法人割合							
		2000年	2005年	2010年	2015年	2000年	2005年	2010年	2015年	00年	05年	10年	15年
農地・農作業	経営耕地面積	101	166	340	451	2.6	4.5	9.4	13.1	77.5	71.4	56.6	71.4
	田面積	33	82	245	316	1.5	3.9	12.0	16.2	53.1	53.8	43.1	61.6
	稲を作った田	18	40	152	209	1.1	2.6	10.1	13.8	59.4	64.6	43.1	63.2
	うち、飼料用	…	…	…	15	…	…	…	21.8	…	…	…	70.2
	うち、二毛作 (a)	1	1	23	31	1.0	2.2	32.5	37.0	65.4	69.1	20.8	41.9
	稲以外のみ (b)	14	40	88	101	3.8	9.7	21.3	28.4	42.4	42.3	42.8	57.7
	稲以外 (a+b)	14	41	110	131	3.3	8.7	23.0	30.0	43.5	43.2	38.2	54.0
	畑面積	62	78	87	124	4.5	5.6	6.3	9.4	89.4	89.0	91.4	94.4
	樹園地面積	6	7	8	11	2.3	3.0	3.9	5.9	90.0	81.2	90.2	95.2
	借入面積	52	108	268	349	7.7	13.2	25.2	30.0	71.2	…	49.8	67.3
	田の借入面積	27	72	223	280	6.9	14.7	31.8	35.9	52.6	…	41.7	60.7
	稲作作業受託面積	10	21	28	34	4.5	11.9	16.4	23.3	67.7	…	84.0	93.4
常雇実人数	52	57	72	109	45.7	44.0	47.0	49.4	94.8	…	93.8	95.9	
参考	10ha以上農家の田借入面積	(68)	(115)	(163)	(202)	(17.6)	(23.4)	(23.2)	(25.8)	/			
	稲作作業 販売農家	(140)	(102)	(100)	(85)	(63.2)	(57.1)	(58.2)	(58.7)				
	受託面積 受託組織経営体	(71)	(55)	(43)	(25)	(32.3)	(31.0)	(25.0)	(17.7)				
家畜飼養頭羽数	乳用牛	79	124	162	210	4.6	7.6	10.4	15.0	94.3	…	97.5	98.3
	肉用牛	543	553	658	752	20.4	22.1	26.4	32.8	98.0	…	24.0	98.7
	豚	3,501	4,511	5,015	5,710	41.4	55.2	63.3	72.4	99.1	…	99.3	99.7
	採卵鶏	11,564	10,327	11,900	13,035	64.4	71.9	79.6	86.0	98.8	…	99.4	97.6
	ブロイラー(出荷羽数)	24,461	21,507	31,226	38,738	45.4	45.6	56.0	63.7	99.4	…	99.4	99.8

資料: 農林業センサス, ただし2010年の法人の借入面積, 稲作作業受託面積, 常雇実人数, 農作物作付面積, 家畜飼養頭羽数は個票の再集計。

注1) 2000年の農業経営体総資源量は, 販売農家と販売組織経営体の合計で, 稲作作業受委託面積は受託組織経営体を含む。

2) 法人は, 農事組合法人, 会社に農協等, その他法人を含む。

3) 稲作作業受託面積は全作業+(耕起・代かき+田植え+稲刈り・脱穀)/3で計算。

2005年の販売組織経営体=農業経営体-販売農家-受託組織経営体で計算。

4) シェアの斜字は10%以上, 太字は30%以上。

上昇が先行し、2010年以降は政策を契機に稲を含めて作付面積シェアが上昇している。

作業受委託が農地貸借へ移行する中で、稲作作業受託面積全体が減少傾向にある。そして受託組織経営体の販売組織経営体への移行もあって、受託組織経営体の受託面積が減少し、販売組織経営体の受託面積が増加している。受託面積シェアは、販売農家が59%と依然として最も高いが、しかし販売組織経営体のシェアが2015年に23%まで上昇して、受託組織経営体(18%)と逆転し、作業受託における組織経営体の首位が受託組織経営体から販売組織経営体へ入れ替わっている。

販売組織経営体の資源量に占める法人の割合は、家畜飼養頭数、畑及び樹園地面積では、ほぼすべてが法人であり、水田作では、2015年に稲を作った田面積の6割、稲以外の面積の過半が法人である。前掲第2-3表で示した経営体数における法人化傾向が、資源量シェアにおける法人への集中化傾向として、より強く表れている。

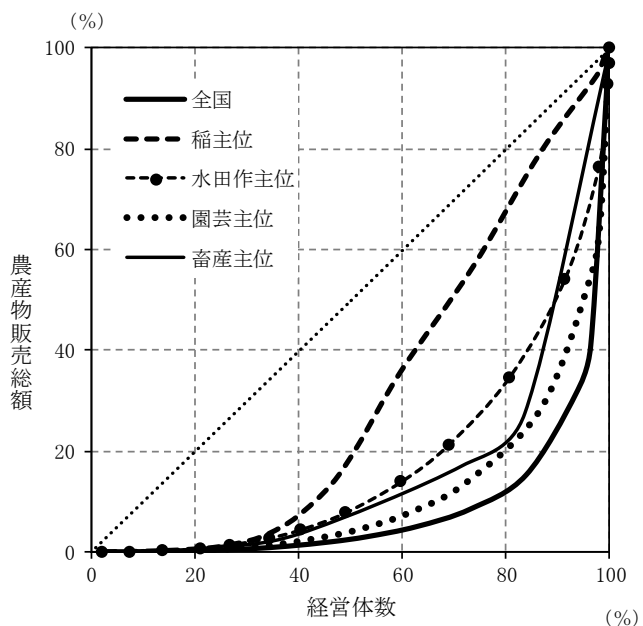
5. 大規模層への生産の集中

販売組織経営体における大規模層への農業生産の集中を示す。販売組織経営体は園芸作

や中小家畜のような小面積経営が多いことから⁽³¹⁾、経営規模の比較は、経営耕地面積規模(ファームサイズ)ではなく農産物販売金額規模(ビジネスサイズ)を指標とするのが適当である。そこで農産物販売金額別分布を第2-2図に示す⁽³²⁾。

同図のx軸、y軸はそれぞれ農業経営体数と農産物販売総額の累積度数を指標とするローレンツ曲線であり、45度線から凸になるに応じて上位層に販売総額が集中していることを示している。稲主位は上位層への集中度が低いのはあるが、水田作主位は凸状であり、畜産主位、園芸主位はさらに凸状で、上位層への集中度が大きいことを示している。

さらに、農産物販売総額を最下層から累積して50%を含む階層(以下、「50%階層」、「中層」とする)と同階層以上の中上層の経営体数及び販売総額のシェアを第2-5表に示す⁽³³⁾。2015年の稲主位の50%階層は3,000~5,000万円層で、同階層以上の22%の経営体に農産物販売総額の64%が集中している。麦類主位では5,000万円~1億円層以上の5%の経営体が56%を、豆類等主位でも5,000万円~1億円層以上の7%の経営体が62%をそれぞれ占め、中上層への集中度が大きい。園芸作主位や畜産主位では大規模層への集中度がさらに大きい。このように少数の大規模経営体に生産が集中するかたちで両極分化している。



第2-2図 農産物販売主位作物別の規模分布 (2015年全国)

資料：農林業センサス個票の組替集計。

注(1) 農産物販売金額規模階層の小規模階層からの積算。

(2) 農産物販売金額は各規模階層の中位数に当該階層の経営体数を乗じて推計。最上層(5億円以上)は個票の実数を集計。

(3) 図は、Microsoft Excelによってスムージング化している。

(31) 2015年農業センサス個票の再集計によって、経営耕地規模別の経営体数を販売額主位作物別に簡単に記しておく。全体では経営耕地なし層が14%と高い一方で20ha以上層が28%あり、ファームサイズの両極が厚く、販売農家とは全く異なる構成である。そして経営耕地なし層は養鶏主位、養豚主位の中小家畜飼養経営が半数であり、同階層を除く5ha未満層は園芸作が半数を占め、経営面積での下層は、中小家畜の畜産経営と園芸作経営である。稲主位は5ha未満層の22%、5~20ha層の48%、20~50ha層の75%、50ha以上層の64%(都府県では81%)をそれぞれ占める。麦類作主位と豆類等主位を含めた水田作主位では、20~50haの87%、50ha以上層の76%(都府県では90%)を占め、大面積経営ほど水田作主位の比重が大きい(北海道は50ha以上層のうち稲主位が15%、豆類等主位が15%、酪農主位が35%である)。

(32) 販売総額は、各階層の中位数に当該階層の経営体数を乗じて求めた。ただし最上層(5億円以上)は販売金額の実額(億円単位)を用いて集計している。

(33) 同表は小田切(2008)を参考にしている。

第 2-5 表 販売組織経営体の生産集中度

(単位:%)

	2010年			2015年								
	農産物販売額 の累積度数 50%階層	50%階層以上の 累積度数		農産物販売額 の累積度数 50%階層	50%階層以上の累積度数							
		販売組織 経営体数	農産物 販売総額		販売組織経営体数				農産物販売総額			
				計	非法人	農事組 合法人	会社	計	非法人	農事組 合法人	会社	
全 国	5億円以上	3.5	54.1	5億円以上	3.5	0.0	0.3	3.0	59.1	0.5	5.2	50.3
稲	5千万～1億円	11.7	51.7	3～5千万円	21.7	6.3	7.2	7.7	64.2	17.8	19.4	24.8
麦類	2～3千万円	9.3	57.7	5千万～1億円	4.8	0.7	1.4	2.6	56.4	8.7	14.0	32.9
豆類等	1～3億円	2.6	70.8	5千万～1億円	6.9	0.4	1.2	5.1	61.8	2.5	11.6	46.0
工芸作物	1～3億円	12.0	62.4	1～3億円	13.2	0.0	2.7	10.4	69.1	0.0	10.2	58.5
露地野菜	1～3億円	11.9	70.7	1～3億円	11.8	0.2	1.0	10.2	70.3	5.9	3.7	57.3
施設野菜	1～3億円	17.2	73.6	3～5億円	5.9	0.1	0.5	5.0	55.8	2.9	2.7	48.0
果樹	1～3億円	5.9	62.7	1～3億円	5.4	0.1	0.9	2.9	62.5	0.4	11.9	22.3
花き・花木	1～3億円	17.6	65.9	1～3億円	17.2	0.3	0.6	15.6	65.8	0.8	2.0	60.4
その他作物	3～5億円	8.4	59.0	5億円以上	4.6	0.0	0.5	3.5	66.5	0.0	1.5	58.7
酪農	1～3億円	48.3	85.0	5億円以上	6.9	0.0	1.4	4.7	59.2	0.0	4.9	43.6
肉用牛	5億円以上	12.5	56.4	5億円以上	14.7	0.2	1.9	12.1	68.2	0.6	24.5	41.0
養豚	5億円以上	15.1	69.5	5億円以上	18.2	0.0	1.8	16.2	72.4	0.0	3.6	68.2
養鶏	5億円以上	23.5	79.0	5億円以上	22.7	0.0	1.8	20.1	78.6	0.0	3.3	72.3
その他畜産	3～5億円	13.3	66.2	5億円以上	9.5	0.0	0.0	9.0	70.0	0.0	0.0	68.3
水田作小計	5千万～1億円	10.1	52.9	3～5千万円	19.3	5.2	6.3	7.4	65.3	16.1	19.0	28.0
園芸作小計	1～3億円	13.7	69.4	1～3億円	13.2	0.2	1.1	11.1	71.2	3.0	4.7	57.6
畜産小計	5億円以上	14.7	68.1	5億円以上	16.4	0.1	1.7	14.2	72.4	0.1	7.4	61.9

資料:2010, 2015年農林業センサス個票の再集計.

50%階層以上層の生産集中を法人形態別に見ると、園芸主位と畜産主位は会社がほとんどを占める。ただし果樹主位は会社が低く⁽³⁴⁾、肉用牛主位は農事組合法人も高い⁽³⁵⁾。稲主位も会社へ生産が集中しており、農産物販売総額で見れば、前掲第 2-3 表で示した経営体数の序列とは逆の、非法人<農事組合法人<会社という序列となり、集落営農経営体以外が多い会社に、より多くの生産が集中している。なお、会社経営体数に占める 50%階層以上層の経営体数割合を示すと、稲主位 33%、園芸主位 15%、畜産主位 17%であり、会社経営体の中にも両極分化が生じている。

ただし、こうした中上層への生産集中過程は一様ではない。2010年と比較すると、麦類主位、施設野菜主位、その他作物主位、酪農主位は 50%階層が上昇し、肉用牛主位は中上層への累積度が大きく上昇し、中上層の生産集中がさらに進んでいる。しかし、稲主位、豆類等主位は 50%階層が下降していて、販売組織経営体数が増加する中で下層が増加し、中上層への生産集中度が低下している。

6. 常雇雇用規模

常雇雇用規模について主位作目別に第 2-6 表に示す。畜産主位と園芸作主位（果樹主位

(34) 果樹主位では農協のシェアが高いため、会社のシェアが低い。

(35) 肉用牛主位の農事組合法人の 50%階層以上層は、販売組織経営体数では 2%であるが、農産物販売総額では 25%を占め、会社に比してかなり大規模である。

第 2-6 表 販売組織経営体の常雇人数別割合

(単位:経営体, %)

	非 法 人				農 事 組 合 法 人				会 社			
	経営体数	あり	6人以上	11人以上	経営体数	あり	6人以上	11人以上	経営体数	あり	6人以上	11人以上
全 体	5,740	11.0	4.5	2.1	5,058	37.2	13.7	6.8	11,850	75.1	31.8	15.9
稲	3,692	8.2	3.8	1.9	3,251	28.6	9.0	3.5	2,247	65.0	14.5	4.0
麦 類	494	7.5	3.6	1.0	208	19.2	8.7	3.4	81	61.7	16.0	9.9
豆類等	825	6.4	3.3	1.5	295	30.8	5.4	2.7	461	62.3	19.7	5.6
工芸作物	65	15.4	1.5	1.5	125	35.2	12.0	5.6	426	68.3	16.9	5.4
露地野菜	142	29.6	8.5	4.2	172	52.3	16.3	8.1	1,386	74.7	31.7	14.1
施設野菜	78	52.6	16.7	9.0	165	77.6	36.4	20.0	1,304	82.5	45.1	26.6
果 樹	102	22.5	6.9	3.9	184	53.8	20.7	11.4	781	63.4	16.5	7.2
花き・花木	66	63.6	22.7	7.6	73	61.6	35.6	15.1	1,090	82.4	42.0	21.0
その他作物	199	19.6	8.0	3.0	202	63.9	37.1	26.2	792	82.1	50.1	29.4
酪 農	16	43.8	6.3	-	112	70.5	26.8	14.3	500	78.0	27.6	11.2
肉用牛	31	32.3	12.9	6.5	111	72.1	20.7	8.1	631	78.8	28.7	12.5
養 豚	12	66.7	16.7	8.3	81	85.2	43.2	28.4	917	83.4	39.9	21.0
養 鶏	13	61.5	30.8	15.4	64	81.3	51.6	40.6	1,053	82.1	47.9	29.4

資料: 農林業センサス個票の再集計。

注 1) その他畜産, 養蚕を除く。

2) 内訳は経営体数に対する割合。

を除く) の会社は、常雇あり割合が 8 割で、5 人以下雇用層が 5~7 割、6 人以上雇用層が 3~5 割、うち 11 人以上雇用層が 1~3 割あって、多人数雇用経営が中心である。

それらに対して稲主位では、会社は常雇あり割合が 65%と比較的高いではあるが、6 人以上雇用が 15%、うち 11 人以上雇用は 4%であって、多人数雇用経営は少ない。農事組合法人は、常雇あり割合が 29%、6 人以上雇用が 9%、うち 11 人以上雇用が 4%で、少人数雇用が多い。そして稲主位の非法人は、常雇あり割合が 8%と低く、ほとんど雇用がない。こうして稲主位では、会社で常雇の雇用割合が高いものの、その雇用規模は畜産、園芸主位に比すると少人数であり、農事組合法人と非法人の常雇雇用はマイナーである。

第 3 節 販売組織経営体への移行と動態変化

1. 販売組織経営体への移行

(1) 受託組織経営体から販売組織経営体への移行・再編成

前掲第 2-3 表で、販売組織経営体内で非法人の麦類主位・豆類等主位から稲主位への移行が 2005 年以降に強まっていることを指摘した。さらに前掲第 2-1 図で水田作受託組織経営体からの水田作販売組織経営体への移行を指摘した。そこで、水田作の受託組織経営体⁽³⁶⁾と販売組織経営体の増減数を地域ブロック別に第 2-7 表に示す。

麦類主位の販売組織経営体は、2000~05 年に全地域ブロックで増加する。しかし 2005

(36) 水田作受託組織経営体の計が水稻作と大豆作の合計である理由については注(29)を参照。

第 2-7 表 水田作の販売組織経営体と作業受託組織経営体の増減数

(単位:経営体)

	受託組織経営体の受託部門								販売組織経営体の主位部門					
	水稲作		麦作		大豆作		水田作計 (水稲作+大豆作)		稲		麦類		豆類等	
	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年
全国	△ 2,450	△ 2,073	△ 836	△ 300	△ 518	△ 358	△ 2,968	△ 2,431	4,692	2,026	77	△ 209	244	367
北海道	△ 74	△ 44	△ 70	△ 9	△ 16	△ 9	△ 90	△ 53	53	44	△ 9	17	37	54
東北	△ 466	△ 597	△ 23	△ 23	△ 38	△ 108	△ 504	△ 705	1,117	338	△ 157	△ 14	52	65
青森	△ 72	△ 99	6	△ 13	15	△ 16	△ 57	△ 115	67	35	3	△ 4	11	13
岩手	△ 90	△ 49	△ 19	△ 5	△ 13	△ 5	△ 103	△ 54	240	83	△ 80	0	3	9
宮城	△ 77	△ 74	△ 6	0	31	△ 34	△ 46	△ 108	221	113	△ 81	△ 10	△ 58	△ 22
秋田	△ 98	△ 90	0	△ 1	△ 24	△ 12	△ 122	△ 102	328	75	0	0	29	4
山形	△ 9	△ 117	△ 3	△ 2	△ 42	△ 39	△ 51	△ 156	196	△ 4	1	△ 1	47	49
北陸	△ 396	△ 285	△ 61	△ 16	△ 90	△ 30	△ 486	△ 315	1,024	356	△ 29	△ 33	△ 117	18
北関東	△ 160	△ 88	△ 108	△ 44	△ 21	△ 18	△ 181	△ 106	202	90	66	△ 39	8	28
栃木	△ 65	△ 31	△ 46	△ 17	△ 17	△ 14	△ 82	△ 45	95	25	29	△ 11	△ 5	6
群馬	△ 53	△ 40	△ 47	△ 24	△ 2	△ 2	△ 55	△ 42	44	35	49	△ 23	△ 4	4
南関東	△ 109	△ 105	△ 33	△ 15	△ 5	△ 2	△ 114	△ 107	41	86	45	△ 10	5	20
東山	△ 151	△ 107	△ 20	1	△ 5	△ 7	△ 156	△ 114	126	50	10	△ 4	24	41
東海	△ 163	△ 121	△ 32	△ 21	△ 2	△ 16	△ 165	△ 137	254	118	△ 18	△ 7	14	32
近畿	△ 280	△ 128	△ 163	△ 25	△ 46	2	△ 326	△ 126	372	281	△ 13	△ 90	66	21
滋賀	△ 194	△ 66	△ 138	△ 15	△ 36	2	△ 230	△ 64	170	76	0	△ 65	15	15
兵庫	△ 43	△ 28	△ 23	△ 4	△ 12	2	△ 55	△ 26	121	115	△ 8	△ 28	29	9
山陰	△ 47	△ 76	△ 1	0	△ 10	△ 5	△ 57	△ 81	155	112	△ 4	△ 2	15	△ 4
山陽	△ 112	△ 60	△ 18	△ 2	△ 15	△ 9	△ 127	△ 69	262	256	12	△ 4	8	16
四国	△ 56	△ 57	△ 14	1	△ 12	△ 5	△ 68	△ 62	88	48	25	1	6	5
北九州	△ 332	△ 332	△ 291	△ 147	△ 251	△ 152	△ 583	△ 484	972	176	148	△ 24	61	24
福岡	△ 119	△ 96	△ 119	△ 60	△ 123	△ 62	△ 242	△ 158	187	94	74	△ 21	15	△ 1
佐賀	△ 109	△ 126	△ 100	△ 65	△ 64	△ 65	△ 173	△ 191	452	11	20	△ 9	0	15
南九州	△ 104	△ 73	△ 2	0	△ 7	1	△ 111	△ 72	27	71	1	0	66	39

資料:農林業センサス。

注: 沖縄は全国に含む。

～10年に東北を筆頭に5ブロックで減少し、2010～15年には北海道、四国を除いて全国で減少している。このほとんどが稲主位販売組織経営体への移行と考えられる。豆類主位の非法人の減少も同様の動きである。しかし法人が増加するため、豆主位全体としては増加する。水田作の受託組織経営体は、2005～10年に減少する一方で、その減少数を稲主位販売組織経営体の増加数が上回り、受託組織経営体からの移行がある。それに加えて、転作の販売組織経営体からの移行、そして新設が多くあるということである。ところが2010～15年は水田作の受託組織経営体の減少数を稲主位販売組織経営体の増加数が下回る。このことから、複数の受託組織経営体が再編成されて稲主位販売組織経営体に移行する動きが大きいと考えられる。稲主位販売組織経営体新設の動きが弱まり、水田作受託組織経営体と転作主位の販売組織経営体から稲主位販売組織経営体へ再編成される動きが進行していると見られる。

2010～15年の変化を地域ブロック別に見ると、稲主位販売組織経営体の増加が、東北、北陸、近畿、山陽そして北九州で大きい。それらのうち東北は、水田作受託組織経営体の減少数を稲主位の販売組織経営体の増加数が下回るという全国の傾向がさらに強く示され、販売組織経営体新設の動きよりも複数の受託組織経営体が稲主位の販売組織経営体へ

再編成の動きが大きい（青森、秋田、山形で顕著）。しかも東北では大豆作受託組織経営体の減少が大きい。大豆作収穫は専用・汎用のコンバインを用いることから、大豆作受託組織経営体は豆類等主位の販売組織経営体へ移行しやすい。しかし豆類等主位の販売組織経営体の増加数は少ないことから、大豆作受託組織経営体が稲作を兼営する販売組織経営体へ再編されたと見られる（特に宮城、山形）。

北九州も同様で、受託組織経営体の減少が、水稻作に加えて麦作（北九州の麦作は裏作麦で、水稻作との兼営が多い）と大豆作でも大きく、それらが一体化して、稲・麦・大豆を兼営する水田作主位の販売組織経営体へ再編成されている（特に福岡と佐賀）。

北陸、近畿と山陽は、水田作受託組織経営体の減少数を稲主位販売組織経営体の増加数が凌駕し、後者が多数新設されている。また、近畿では水稻作受託組織経営体の減少に加えて麦類主位販売組織経営体の減少が目立ち、両者が再編成されて稲作主位販売組織経営体となる動きがあり（特に滋賀、兵庫）、北関東（特に栃木、群馬）でも同様の動きが見られる。

（２）農家法人から販売組織経営体への移行

農家における法人化の進行は多くの報告から明らかである。そうした販売農家の法人化と販売組織経営体への移行との関係を見てみよう。販売農家の法人数を前掲第 2-2 表に示した。1995～2000 年は農家の法人数が確かに増加するのではあるが、しかしその後は継続的に減少する。この変化を法人形態別に見ると、2000～05 年は、農家の農事組合法人が 1,499 法人減少、会社が 1,174 法人（うち有限会社が 988 法人、株式会社が 141 法人）減少する。その一方で販売組織経営体では、農事組合法人が 322 法人増加、会社が 2,570 法人増加（うち有限会社が 2,226 法人、株式会社が 330 法人）する。この増減関係から、農家の農事組合法人と会社が販売組織経営体の会社へ移行したと考えられ、その移行数は 2,000 法人以上と見られる。

農家法人から販売組織経営体への移行の要因は、鈴木（2008）が指摘するように、2005 年センサスから調査方法が全面自計式になったことが大きい。加えて、農事組合法人から会社への転換を可能とする制度変更があり⁽³⁷⁾、農事組合法人の農家が株式会社へ転換して販売組織経営体へ移行したり、会社を新設して販売組織経営体へ移行していると考えられる。農家法人の減少数は、2000～05 年がピークで、それ以降は縮小するが⁽³⁸⁾、5 年間に農家法人の 1 割前後が減少し続けており、法人化、特に株式会社化の中で販売組織経営体への移行が継続している。

(37) 農協法改正によって 2002 年から農事組合法人から有限会社や株式会社に直接組織変更することが可能となり、実際に転換した事例がある。

(38) 注(21)に記したように、2006 年の会社法施行によって有限会社制度が廃止されたため、特例有限会社は農業センサスでは株式会社として表章される。

2. 2010～15年の動態変化

(1) 動態変化の全体像

受託組織経営体や農家から販売組織経営体への移行があることから、2010年と2015年農業センサスの個票を接続して組織経営体の動態を第2-8表に示す⁽³⁹⁾。

第2-8表 組織経営体数の動態（2010～15年）

(単位:経営体, %)

	2010年 組織経営体数	退出		家族経営 体へ	継続組織経営体					
		接続不可	2015年に 経営体外		販売組織 経営体	牧草地 経営体	受託組織 経営体	その他	計	
継続 組織 経営体	販売組織経営体	19,937 (100.0)	3,209 (16.1)	1,205 (6.0)	1,439 (7.2)	13,544 [53.9]	209 [24.3]	282 [4.2]	49 [17.5]	14,084 [42.7]
	牧草地経営体	1,128 (100.0)	203 (18.0)	140 (12.4)	35 (3.1)	354 [1.4]	371 [43.2]	18 [0.3]	7 [2.5]	750 [2.3]
	受託組織経営体	9,573 (100.0)	2,177 (22.7)	1,345 (14.0)	53 (0.6)	770 [3.1]	14 [1.6]	5,080 [75.6]	134 [47.9]	5,998 [18.2]
	その他	370 (100.0)	85 (23.0)	158 (42.7)	21 (5.7)	34 [0.1]	-	63 [0.9]	9 [3.2]	106 [0.3]
	計	31,008 (100.0)	5,674 (18.3)	2,848 (9.2)	1,548 (5.0)	14,702 [58.5]	594 [69.2]	5,443 [81.0]	199 [71.1]	20,938 [63.5]
家族経営体から						2,183 [8.7]	70 [8.1]	15 [0.2]	81 [28.9]	2,349 [7.1]
進入	2010年に経営体外					559 [2.2]	15 [1.7]	256 [3.8]	-	830 [2.5]
	接続不可					7,680 [30.6]	180 [21.0]	1,002 [14.9]	-	8,862 [26.9]
	2015年組織経営体数					25,124 [100.0]	859 [100.0]	6,716 [100.0]	280 [100.0]	32,979 [100.0]

資料:農業センサス個票の再集計。

動態変化の特徴の第1は、受託組織経営体から販売組織経営体への移行である。2010年の受託組織経営体のうち2015年も組織経営体である継続組織経営体は5,998経営体であり、そのうち770経営体(12.8%)が販売組織経営体へ直接に移行している。しかしこの移行数は、第2-2表でみた受託組織経営体の減少数と販売組織経営体の増加数から推察される再編成・移行数に比較すると非常に少なく、そのごく一部にすぎない。

第2の特徴は、販売組織経営体の動態である。2010年の販売組織経営体のうち2015年と接続できないものが「接続不可」、接続できるが2015年には農業経営体の基準に満たないものが「経営体外」であり、両者を合わせて「退出」と表示する。また2015年の販売組織経営体のうち2010年と接続できない「接続不可」、接続できるが2010年には農業経営体の基準に満たない「経営体外」であり、両者を合わせて「進入」と表示する。退出が4,414経営体、進入が8,239経営と多数ある。この退出と進入は何を意味するのか。進入は、受託組織経営体の退出との関係が推察される。2010年の受託組織経営体には退出が

(39) 「経営体外」は、データは接続するが片方の年次の営農が農業経営体の基準に満たないもの、「接続不可」は片方の年次に営業していない、あるいは転居等のためにデータを接続できないものである。農業センサスは調査前年の営農実態を補足するものであることから、2015年に組織経営体であるもののうち、2010年農業センサス調査時に組織はあるが、2009年の営農実績が基準に満たないものは「2010年に経営体外」となる。また2010年と「接続不可」の多くは2010年調査以降に新設された経営体であるとみられるが、その一部には2010年に存在していたが捕捉されていなかったものも含むと考えられる。同様に2010年の組織経営体のうち2015年の調査時に組織はあるが、2014年の営農実績が基準に満たないものは「2015年に経営体外」となり、また2015年までに廃業、あるいは移転した経営体は「接続不可」となる。

3,522 経営体あり、この多くは、販売組織経営体への進入と関係するとみられる。受託組織経営体から販売組織経営体への移行は、第 1 の特徴で指摘した直接的な移行よりも、むしろ既存の受託組織経営体の再編成によって新たな販売組織経営体が設立されることが多い⁽⁴⁰⁾。他方、販売組織経営体の退出の多さは宇佐美（1993）が指摘する経営体の「不安定性」の現れもあろう。しかし新たな販売組織経営体への組織再編とも考えられ、この場合には販売組織経営体が一方で退出し、他方で進入となっていると考えられる。

第 3 の特徴は、家族経営体と販売組織経営体との双方向の流動性である。2010 年の販売組織経営体のうち 1,439 経営体（7%）が家族経営体へ移行し、2015 年の販売組織経営体のうち 2,183 経営体（9%）が家族経営体からの移行である。家族経営体が企業化・法人化した結果として、販売組織経営体へ移行するだけでなく、双方向の流動性が存在する⁽⁴¹⁾。なお、差し引き約 744 経営体の純増は、前掲第 2-2 表で示した農家法人の 228 法人の減少より大きく、両者の差は 2010～15 年に新たに法人化した農家が販売組織経営体へ移行した数と考えられる⁽⁴²⁾。

（2）受託組織経営体から販売組織経営体への移行

2010 年の受託組織経営体から 2015 年に直接に販売組織経営体となった 770 経営体について作目間の動態を第 2-9 表に示す。水稲作の受託組織経営体 559 の 59%が販売組織経営体の稲主位へ、17%は販売なしへ移行している。そして麦作受託組織経営体は、水稲作受託との兼営が多いのではあるが、92 経営体のうち 46%が稲主位販売組織経営体へ移行している。また大豆作受託組織経営体 135 の 47%が豆類等主位販売組織経営体へ移行し、

(40) 組織の構成員外から米麦作や大豆作の作業受託（外部受託）を行う受託組織や、構成員のそれら作業を行う（内部受託する）共同作業組織が、水田経営所得安定対策に対応して販売経理の一元化を行う組織に移行する場合、従前の非販売組織が販売組織に転換することもあるが、従前組織を解散、あるいは機能停止にして、販売組織を新設することがほとんどである。農業センサス上では、前者の転換は第 1 の特徴とし指摘した受託組織経営体から販売組織経営体への直接移行、後者の新設は受託組織経営体の退出と販売組織経営体の進入、として補足される。なお、従前組織とは別に新組織を設立する理由の一つは、従前の組織が非法人でありつつ利益を繰り越している場合、従前組織が法人税法上で法人とみなされて、遡って法人税を課税される可能性があるため、それを避けるためである。もう一つの理由は、補助金によって機械施設を所有しその償却期間中である組織が法人化する場合に法人へ機械施設を移管すると譲渡税等が発生するためである。また水田経営所得対策の過去実績は作業受託者のものとなることから、外部受託を行う受託者の組織から委託者を含む集落ぐるみ型組織へ再編成することがあり、この場合にも従前組織とは別に新組織を設立することがある。

(41) センサスの調査方法が 2000 年から全面自計（回答者自らが記入する）方式に変更になったことも影響する。注(13)にあるように、調査客体の回答によって家族経営体であるか組織経営体であるかが決定されるが、年次によって異なった回答をすることがあり得る。とくに、農業センサス調査票の家族経営体の調査項目は、組織経営体にはない家族に関するものが多数あることから、その回答を忌避して家族経営でありながら「組織経営体である」と回答する者（特に男子の経営者）がいるのではないかと指摘がある。また 2015 年農業センサスでは調査員の判定に変更になったことから、2010 年に組織経営体であったものが 2015 年に家族経営体と判定されることがあり得る（その逆もあり得る）。

(42) 2010～15 年における家族経営体と組織経営体との移行については詳しくは小野（2018）で分析している。

第 2-9 表 受託組織経営体から販売組織経営体への移行

(単位:経営体,%)

	経営体数	販売組織経営体										
		移 行 率										
		販売なし	稲	麦類	豆類等	工芸作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他作物	
計	770	14.7	45.3	5.3	12.1	3.8	3.4	2.1	2.9	0.5	7.3	
受託組織経営体	水稲作	559	16.5	58.9	4.1	6.6	0.4	3.0	1.8	1.1	0.2	7.2
	麦作	92	6.5	45.7	32.6	7.6	-	1.1	2.2	-	-	4.3
	大豆作	135	5.9	28.9	13.3	46.7	-	1.5	0.7	0.7	-	2.2
	野菜作	25	4.0	12.0	-	8.0	-	36.0	24.0	-	-	12.0
	果樹作	30	10.0	10.0	-	3.3	-	10.0	6.7	50.0	3.3	6.7
	飼料作	31	41.9	12.9	-	9.7	-	-	-	-	-	25.8
	工芸作物	32	9.4	6.3	-	-	81.3	-	-	-	-	3.1
	その他	38	15.8	18.4	7.9	23.7	2.6	5.3	-	2.6	5.3	18.4

資料: 農林業センサスの個票を再集計。

注 1) 受託組織経営体は2010年、販売組織経営体は2015年のデータである。

2) 畜産を除く。そのため構成割合の合計が100にならない。

29%が稲主位販売組織経営へ移行している。前掲第 2-7 表で水田作受託組織経営体から稲主位販売組織経営体への移行を指摘したように、水稲作と麦作、大豆作の受託組織経営体が稲主位販売組織経営体へ直接に移行している⁽⁴³⁾。

(3) 受託組織経営体からの退出と販売組織経営体への進入

退出した受託組織経営体と進入した販売組織経営体の作目別内訳を第 2-10 表に示す。受託組織経営体の退出は、農協等の「その他」を除くと、非法人がほとんど(92%)である。そして販売組織経営体への進入は会社が過半を占める。

非法人の受託組織経営体の退出について見ると、水稲作を中心に麦作、大豆作に加えて果樹作(ほとんど青森)もある。進入した販売組織経営体のうち、非法人と農事組合法人では、稲主位が半数程度で、非法人では豆類等主位や販売なしもやや多い。これらのことから、非法人の水田作(水稲作、麦作、大豆作)の受託組織経営体が、稲主位の非法人と農事組合法人、あるいは豆類等主位の非法人の販売組織経営体へ組織再編されていると見られる。

前掲 2-9 表で示したものは受託組織経営体が販売組織経営体へ直接に移行したものであり、これを狭義の移行とすると、いま示した既設の受託組織経営体が再編成されて新たな販売組織経営体となるという移行は広義の移行といえる。稲主位を中心とする販売組織経営体への移行は、狭義の移行よりも広義の移行が大きい⁽⁴⁴⁾。しかも受託組織経

(43) 2010~15年における受託組織経営体から稲主位の非法人と農事組合法人へ直接移行について確認する。直接移行した経営体は 282 あり、そのうち経営耕地面積 3ha 未満は 34%、20ha 以上は 29%である。前者が鈴村(2008)が指摘する経営体、後者が西川(2013)が指摘する経営体であり、直接の移行には両者がある。

(44) 2010~15年における広義の移行について確認する。非法人と農事組合法人の稲主位販売組織経営体へ進入した 1,610 経営体のうち、経営耕地面積 3ha 未満は 3%、20ha 以上は 36%である。前者が鈴村(2008)が指摘する経営体であり、後者が西川(2013)が指摘する経営体で

第 2-10 表 受託組織経営体からの退出と販売組織経営体への進入

(単位: 経営体, %)

	受託組織経営体の退出(2010年)					販売組織経営体の進入(2015年)		
	非法人	農事組合法人	会社	その他		非法人	農事組合法人	会社
計	2,114 (100.0)	105 (100.0)	73 (100.0)	1,208 (100.0)	全国	1,588 (100.0)	1,470 (100.0)	4,471 (100.0)
水稲作	1,579 (74.7)	61 (58.1)	33 (45.2)	736 (60.9)	販売なし	184 (11.6)	48 (3.3)	130 (2.9)
麦作	254 (12.0)	11 (10.5)	2 (2.7)	64 (5.3)	稲	765 (48.2)	845 (57.5)	712 (15.9)
大豆作	257 (12.2)	9 (8.6)	2 (2.7)	53 (4.4)	麦類	82 (5.2)	65 (4.4)	28 (0.6)
工芸作物	56 (2.6)	23 (21.9)	12 (16.4)	46 (3.8)	豆類等	266 (16.8)	91 (6.2)	217 (4.9)
野菜作	17 (0.8)	2 (1.9)	8 (11.0)	155 (12.8)	工芸作物	23 (1.4)	36 (2.4)	132 (3.0)
果樹作	202 (9.6)	8 (7.6)	2 (2.7)	197 (16.3)	露地野菜	79 (5.0)	71 (4.8)	737 (16.5)
飼料作	47 (2.2)	5 (4.8)	5 (6.8)	10 (0.8)	施設野菜	24 (1.5)	57 (3.9)	626 (14.0)
その他	55 (2.6)	6 (5.7)	2 (2.7)	80 (6.6)	果樹類	30 (1.9)	66 (4.5)	350 (7.8)
畜産	44 (2.1)	1 (1.0)	14 (19.2)	99 (8.2)	花き・花木	19 (1.2)	23 (1.6)	253 (5.7)
					その他作物	89 (5.6)	69 (4.7)	329 (7.4)
					酪農	5 (0.3)	17 (1.2)	97 (2.2)
					肉用牛	8 (0.5)	28 (1.9)	202 (4.5)
					養豚	6 (0.4)	21 (1.4)	223 (5.0)
					養鶏	6 (0.4)	21 (1.4)	366 (8.2)
					その他畜産	2 (0.1)	12 (0.8)	69 (1.5)

資料: 農林業センサス個票の再集計。

注. 受託はさとうきび作を除いてあるので合計と内訳が一致しない。

営体の再編成によって稲主位の販売組織経営体が創出されるときに、法人化も行われていると見られる。

さらに会社の進入は、稲主位（16%）、園芸主位（44%）、畜産主位（21%）などがある。これらの多くは新設によるものと見られる。それだけでなく進入した稲主位の会社の一部には、上記の受託組織経営体の再編によるもの、さらにはつぎに述べる販売組織経営体の再編によるものもあると見られる。

（４）販売組織経営体からの退出

退出した販売組織経営体の 2010 年の特徴を第 2-11 表に示す。非法人と会社の退出数が多いことから、両者について分析する。非法人のほとんどは水田作（71%）である。また販売金額別では 3,000 万円未満がほとんどで、1,000 万円未満が 65%であり、また常雇数規模別では常雇なし層がほとんどである。前掲第 2-5 表における「50%階層」以下の下層にあって、常雇のない水田作非法人が退出している。小規模ゆえに農家へ移行したり、業務停止したものもあろうが、退出の中には組織再編成によって販売組織経営体の進入に加わるものも多数あると考えられる。

つぎに会社の退出は、園芸主位（主に露地野菜、施設園芸）（33%）、畜産主位（主に養鶏、養豚）（36%）が中心である。また、3000 万円未満層が 49.8%、1 億円未満層が 73%を占め、1 億円未満層は畜産主位の半数、園芸主位の 9 割である。同階層は前掲第 2-5 表で示した「50%階層」以下の下層である。さらに常雇数は、全体では 5 人以下が 72%あり、園芸主位、畜産主位でも 7 割弱で、前掲第 2-6 表で見た割合より高い。こうして退

あるが、広義の移行には前者は僅かで、後者が多くある。

第 2-11 表 販売組織経営体からの退出

(単位:経営体, %)

		非法人	農事組合法人	会社			非法人	農事組合法人	会社	
計		1,788 (100.0)	474 (100.0)	1,724 (100.0)	計	1,788 (100.0)	474 (100.0)	1,724 (100.0)		
販売金額規模別	1千万円未満	1,170 (65.4)	206 (43.5)	543 (31.5)	販売額主位作物別	販売なし	199 (11.1)	25 (5.3)	100 (5.8)	
	1~3千万円	377 (21.1)	107 (22.6)	315 (18.3)		稲	865 (48.4)	167 (35.2)	184 (10.7)	
	3~5千万円	132 (7.4)	54 (11.4)	175 (10.2)		麦類	191 (10.7)	26 (5.5)	13 (0.8)	
	5千万~1億円	74 (4.1)	43 (9.1)	232 (13.5)		豆類等	209 (11.7)	25 (5.3)	49 (2.8)	
	1~3億円	26 (1.5)	35 (7.4)	257 (14.9)		工芸作物	29 (1.6)	13 (2.7)	53 (3.1)	
	3~5億円	7 (0.4)	13 (2.7)	90 (5.2)		露地野菜	61 (3.4)	20 (4.2)	152 (8.8)	
	5億円以上	2 (0.1)	16 (3.4)	112 (6.5)		施設野菜	32 (1.8)	30 (6.3)	178 (10.3)	
常雇数規模別	常雇なし	1,630 (91.2)	301 (63.5)	661 (38.3)		果樹類	68 (3.8)	30 (6.3)	81 (4.7)	
	1~5人	108 (6.0)	99 (20.9)	572 (33.2)		花き・花木	39 (2.2)	21 (4.4)	165 (9.6)	
	6~10人	33 (1.8)	31 (6.5)	240 (13.9)		その他作物	45 (2.5)	32 (6.8)	128 (7.4)	
	11~20人	9 (0.5)	23 (4.9)	151 (8.8)		酪農	7 (0.4)	14 (3.0)	60 (3.5)	
	21人以上	8 (0.4)	20 (4.2)	100 (5.8)		肉用牛	17 (1.0)	19 (4.0)	100 (5.8)	
資料: 農林業センサス個票の再集計。						養豚	5 (0.3)	27 (5.7)	178 (10.3)	
注. 1千万未満は販売なしを含む。養蚕主位は非表示。						養鶏	16 (0.9)	22 (4.6)	248 (14.4)	
					その他畜産	4 (0.2)	3 (0.6)	35 (2)		

出した会社は、園芸、畜産が中心で、園芸、畜産としては下層の経営体である。

非法人の退出は、新たな組織への再編成が多数あると考えられる。それに対して会社の退出は、一部には別の農業会社への再編成もあろうが、園芸・畜産主位の下層の経営体が解散や休廃業したものが多くと推察され、宇佐美（1993）が指摘した不安定性があると考えられる。園芸・畜産ではこうして下層が退出することによって前掲 2-5 表に示したように、上層への生産集中が進展している。

（5）水田作主位販売組織経営体への動態

非法人の水田作受託組織経営体や販売組織経営体から、非法人または農事組合法人の稲主位販売組織経営体への直接移行や再編成による移行、大豆主位販売組織経営体の新設、そして園芸、畜産を中心とする会社の進入が進行していることを示した。それらのうち稲主位販売組織経営体へ向かう動態変化を地域ブロック別に第 2-12 表にまとめて示す。

非法人の退出等計と非法人・農事組合法人の進入等計を地域ブロック別に比較すると、北陸と山陽は前者を後者が上回っていて、再編に加えて新組織の創設がある。それによって北陸では非法人と農事組合法人が創出され、山陽では農事組合法人が創出されている。他の地域は非法人の退出等計が非法人・農事組合法人の進入等計を上回っていることから、複数組織の再編成によって新組織が創設されていると推察される。北九州と近畿では非法人が再編されて非法人が創出され、東北では非法人と農事組合法人が創出されている。そして会社は、東北、北陸、そして東海、近畿で進入が多数あり、新たな創設に加えて、上記の非法人や農事組合法人の再編成による会社の創出がある。

第2-12表 水田作主位販売組織経営体への動態

(単位：経営体)

	水田作受託組織経営体から									稲主位販売組織経営体への移行															
	直接移行			退出			水田作主位販売組織経営体からの退出			退出等計			受託組織経営体から直接移行			家族経営体から			進入			進入等計			
	非法人	農事組合法人	会社	非法人	農事組合法人	会社	非法人	農事組合法人	会社	非法人	農事組合法人	会社	非法人	農事組合法人	会社	非法人	農事組合法人	会社	非法人	農事組合法人	会社	非法人	農事組合法人	小計	会社
全国	294	108	27	1,762	65	33	1,265	218	246	3,321	391	306	192	90	24	88	81	317	765	845	712	1,045	1,016	2,061	1,053
北海道	-	-	-	67	5	3	23	10	23	90	15	26	-	-	-	2	4	35	1	9	26	3	13	16	61
東北	84	22	7	500	24	6	320	36	53	904	82	66	43	14	6	18	15	54	157	154	150	218	183	401	210
北陸	32	19	4	148	8	-	139	48	38	319	75	42	22	17	2	19	19	55	131	167	98	172	203	375	155
北関東	10	5	2	88	3	-	85	11	15	183	19	17	5	3	2	4	5	16	17	50	38	26	58	84	56
南関東	12	8	2	63	2	3	33	10	6	108	20	11	11	6	2	3	5	17	9	18	41	23	29	52	60
東山	7	1	1	74	2	-	59	6	6	140	9	7	4	1	1	4	4	14	9	23	24	17	28	45	39
東海	15	8	1	42	5	1	94	16	30	151	29	32	10	7	1	5	4	19	52	49	99	67	60	127	119
近畿	41	2	3	115	5	2	190	5	12	346	12	17	32	2	3	12	2	31	154	63	63	198	67	265	97
山陰	10	5	-	96	1	2	40	14	6	146	20	8	9	5	-	5	7	6	44	54	22	58	66	124	28
山陽	13	15	-	80	-	3	49	20	14	142	35	17	10	15	-	2	7	24	45	142	55	57	164	221	79
四国	6	4	1	41	2	2	28	24	12	75	30	15	5	4	1	4	4	3	18	27	22	27	35	62	26
北九州	62	17	5	397	7	7	193	16	19	652	40	31	39	14	5	10	3	32	114	77	43	163	94	257	80
南九州	2	2	1	51	1	4	12	2	11	65	5	16	2	2	1	-	2	11	14	12	31	16	16	32	43

資料：農林業センサス個票の再集計。

注(1) 沖縄は全国を含む。

(2) 「水田作」については、前掲第2-1図注(3)参照。

3. 稲主位販売組織経営体数の変化と法人化

2010～15年における稲主位販売組織経営体の法人形態別の変化を地域ブロック別に第2-13表に示す。前掲2-11表で示した稲主位販売組織経営体からの退出数の地域ブロック別内訳と前表で示した稲主位販売組織経営体への進入数を示している。それらを2010～

第2-13表 地域別・法人形態別の稲主位販売組織経営体数の変化

(単位：経営体，%)

	2010～15												2015年実数							
	増減数(a)			退出(b)			進入等計(再掲)(c)			販売組織経営体内異動(a-b+c)			計	非法人	農事組合法人	会社				
	非法人	農事組合法人	会社	非法人	農事組合法人	会社	非法人	農事組合法人	会社	非法人	農事組合法人	会社								
全国	▲494	1,524	825	▲877	▲171	▲186	1,045	1,016	1,053	▲662	679	▲42	9,190	(100.0)	3,692	(40.2)	3,251	(35.4)	2,247	(24.5)
北海道	▲18	11	46	▲16	▲8	▲7	3	13	61	▲5	6	▲8	173	(100.0)	6	(3.5)	35	(20.2)	132	(76.3)
東北	▲122	264	137	▲232	▲29	▲46	218	183	210	▲108	110	▲27	1,707	(100.0)	827	(48.4)	460	(26.9)	420	(24.6)
北陸	▲91	341	106	▲97	▲45	▲34	172	203	155	▲166	183	▲15	2,224	(100.0)	722	(32.5)	1,001	(45.0)	501	(22.5)
北関東	▲38	90	37	▲34	▲7	▲11	26	58	56	▲30	39	▲8	365	(100.0)	128	(35.1)	135	(37.0)	102	(27.9)
南関東	▲8	33	57	▲22	▲6	▲4	23	29	60	▲9	10	1	200	(100.0)	42	(21.0)	68	(34.0)	90	(45.0)
東山	▲64	45	40	▲42	▲3	▲5	17	28	39	▲39	20	6	220	(100.0)	41	(18.6)	82	(37.3)	97	(44.1)
東海	▲94	102	90	▲77	▲13	▲28	67	60	119	▲84	55	▲1	571	(100.0)	175	(30.6)	188	(32.9)	208	(36.4)
近畿	▲3	172	103	▲118	▲4	▲12	198	67	97	▲83	109	18	1,077	(100.0)	584	(54.2)	279	(25.9)	214	(19.9)
山陰	▲17	94	28	▲34	▲14	▲4	58	66	28	▲41	42	4	425	(100.0)	127	(29.9)	226	(53.2)	72	(16.9)
山陽	▲28	201	69	▲37	▲20	▲12	57	164	79	▲48	57	2	680	(100.0)	106	(15.6)	419	(61.6)	155	(22.8)
四国	▲6	32	14	▲25	▲10	▲9	27	35	26	▲8	7	▲3	169	(100.0)	59	(34.9)	68	(40.2)	42	(24.9)
北九州	▲13	120	53	▲138	▲11	▲12	163	94	80	▲38	37	▲15	1,261	(100.0)	854	(67.7)	262	(20.8)	145	(11.5)
南九州	8	19	45	▲5	▲1	▲2	16	16	43	▲3	4	4	118	(100.0)	21	(17.8)	28	(23.7)	69	(58.5)

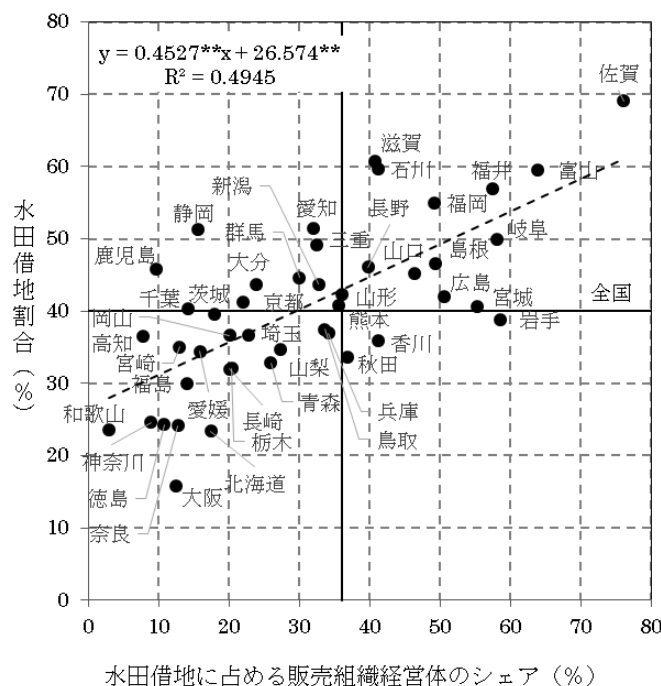
資料：農林業センサス，2010年，2015年は個票の組換え集計。

注(1) 沖縄は全国を含む。

(2) 進入等計は前掲第2-12表より。

15年の法人形態別増減数から差し引くと、販売組織経営体内における異動数が示される。

2010～15年の稲主位販売組織経営体数の変化を地域ブロック別に見よう。北陸と東北では、非法人が退出、再編成されて非法人と農事組合法人、さらには会社が創出され、さらに稲主位販売組織経営の非法人が減少して農事組合法人が増加している。その結果、北陸では、農事組合法人45%、会社23%と法人中心となり、東北でも農事組合法人27%、会社25%と、法人が過半を占めるようになってきている。山陽では、非法人が再編成されたことに加えて農事組合法人が多数創出され、稲主位販売組織経営体の非法人が農事組合法人となって、農事組合法人62%と過半を占め、会社23%となっている。近畿では、非法人が再編成されて多数の非法人が創出され、さらに会社も創出されて、非法人の稲主位販売組織経営体が農事組合法人となっているが、いまだ非法人が過半を占めつつ、農事組合法人が26%、会社が20%に増加している。北九州では、非法人が再編成されて非法人が創出されたため、稲主位販売組織経営体の非法人が農事組合法人となる動きもあるが、しかし非法人が68%と多く、農事組合法人は21%、会社は12%である。



第2-3図 水田借地割合と販売組織経営体シェア (2015年)

資料：農林業センサス。
 注(1) 東京、沖縄を除く。
 (2) **は1%水準で有意であることを示す。

こうして稲主位販売組織経営体の内部でも非法人が法人化する動きも顕著である。

第4節 水田作販売組織経営体の農地集積と法人化

1. 水田借地における販売組織経営体の地域差

水田作において狭義・広義の移行や新設によって販売組織経営体が増加している。水田作全体におけるその販売組織経営体の位置付けを第2-3図で示す。x軸は水田借地面積に占める販売組織経営体のシェアであり、y軸は水田面積に対する借地面積の割合である。

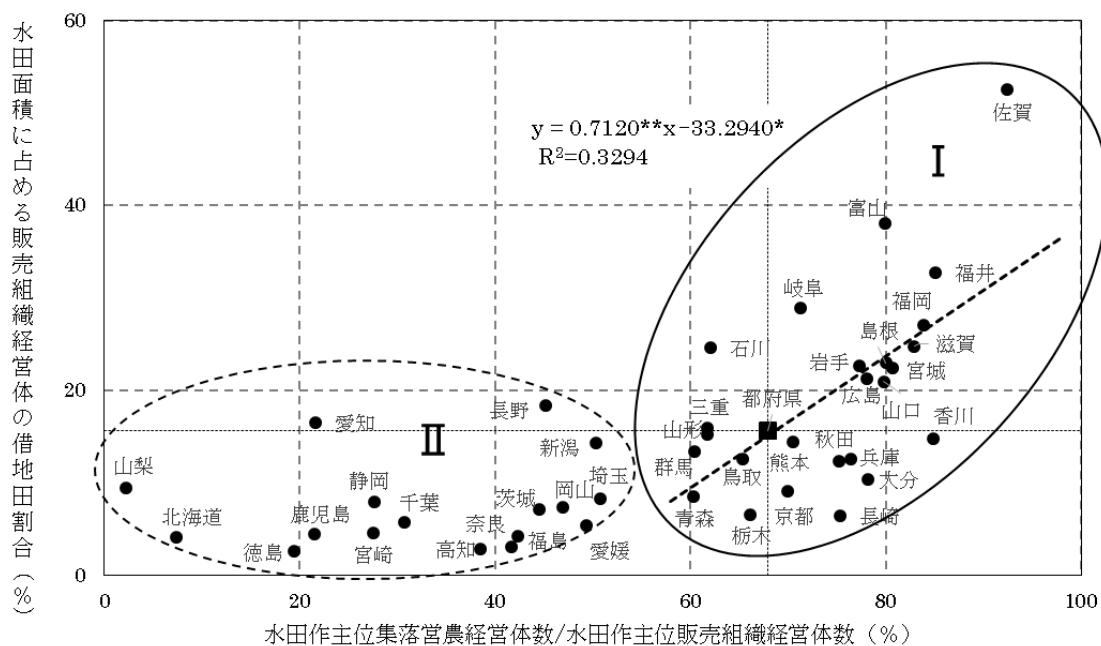
県別データからは、販売組織経営体の借地田面積シェアが上昇すると水田借地面積割合

が上昇する関係があり、販売組織経営体の農地集積に牽引されて水田借地率が上昇していることが示されている。特に右上の第1象限にある諸県、北陸の富山・福井・石川、近畿の滋賀、東海の岐阜、中国の島根・広島・山口、北九州の佐賀・福岡でその傾向が強い。

2. 集落営農経営体による水田借地進展の地域差

販売組織経営体の水田借地が水田借地全体を牽引し、水田作の販売組織経営体は集落営農組織の増加によって増加している地域が多い。そこで水田集積における集落営農組織の位置付けを見るために、水田作主位組織経営体に占める水田作主位集落営農経営体の割合と田面積に占める販売組織経営体の借地田面積割合との関係を第2-4図に示す。各県は大きく二つのグループに分けられる。Iグループは、水田作主位の販売組織経営体に占める集落営農経営体の割合が60%を超え、しかもその割合が高まるに連れて販売組織経営体の借地田面積シェアも高まっている諸県である。Iグループ内では集落営農経営体の割合が高いほど販売組織経営体の借地割合が高まる関係にあり、販売組織経営体の水田集積は集落営農組織に牽引されて高まっている。

それに対してIIグループは、水田作主位の販売組織経営体に占める集落営農経営体の割



第2-4図 水田作販売組織経営体における集落営農組織の位置と水田集積

資料：農林業センサス。

注(1) 水田作主位は、稲主位、麦類主位、豆類主位の合計である。

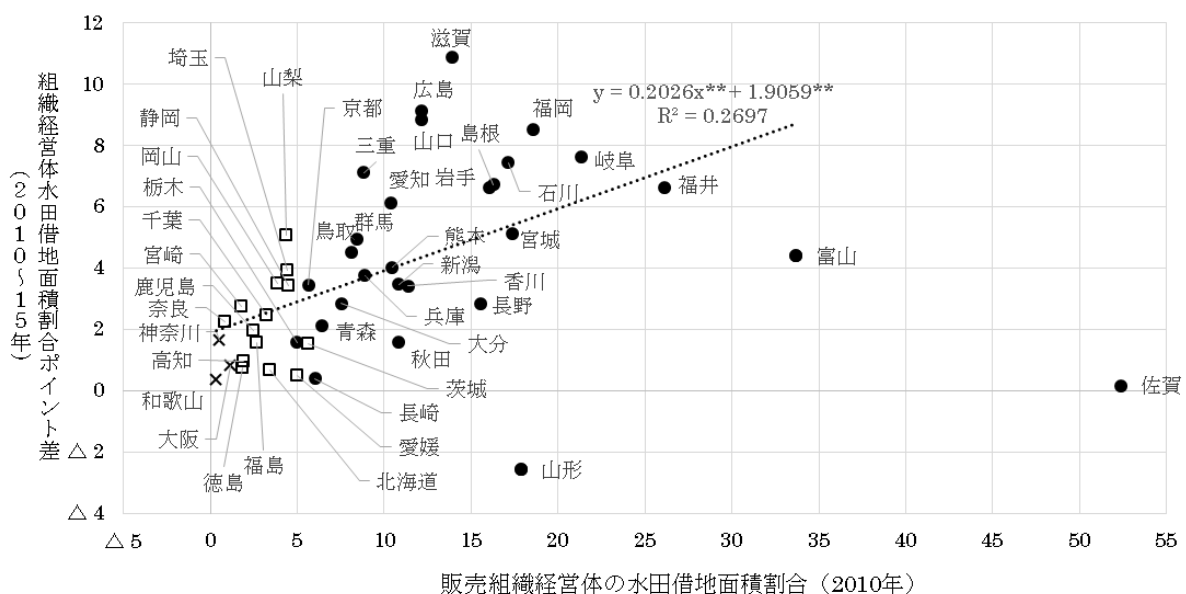
(2) 販売組織経営体の借地シェア＝販売組織経営体借地田面積／農業経営体借地田面積。

(3) 東京、神奈川、和歌山、大阪、沖縄を除く。

(4) 回帰式の**は1%水準で有意、*は5%水準で優位であることを示す。

合が 60%未満と低く、販売組織経営体の借地田面積シェアも低い諸県である。これらの県では集落営農経営体数が少なく、販売組織経営体による水田集積が低位で、水田集積は農家によるものが中心となっている県である。

販売組織経営体による水田借地に関して、さらに 2010 年の水田面積に占める販売組織経営体の借地面積の割合と 2010～15 年におけるその増減ポイント数との関係を第 2-5 図に示す。2010 年に組織経営体の借地面積割合が極端に高かった佐賀を除いて近似線を描いてある。決定係数はやや小さいが、2010 年に水田面積に占める販売組織経営体の借地面積割合が高かった地域ほど、その後の 5 年間に、さらに販売組織経営体の水田借地が増大する傾向がある。



第 2-5 図 組織経営体の借地面積割合とその増加ポイント

資料：農林業センサス。

注(1) 東京、沖縄を除く。

(2) 近似線は佐賀を除く。回帰式の**は 1%水準で有意であることを示す。

(3) □は第 2-4 図のⅡグループの県、×は同図で除外した県である。

販売組織経営体の水田借地率は、全国平均的な水準へ収斂するのではなく、販売組織経営体の水田借地率が高い地域はさらにその水田借地が進展し、逆に低い地域はその水田借地が進展しないという関係があり、販売組織経営体の水田借地率は地域差が拡大する傾向にある。販売組織経営体による水田借地は、前掲 2-4 図で示したように集落営農組織によって牽引されていて、Ⅰグループの諸県は集落営農組織の借地増加によって水田借地がさらに上昇しているのに対して、Ⅱグループの諸県は借地率の上昇が停滞的である。ただし 2010 年の水田借地割合が 25%を超える福井、富山では借地率上昇が頭打ちであり、そうした傾向が他県にも現れるか否かは今後の動向を見守りたい。

3. 集落営農経営体の内実変化と法人化

集落営農組織は政策への対応で増加した側面があることから、組織としての営農の実体が欠落したいわゆる枝番管理型組織の実態が問題視される。そこで 2010 年農業センサス分析で小野（2013a）は、水田作の販売組織経営体増加数に対する機械所有経営体増加数の割合を指標に、組織としての営農の実態を示した⁽⁴⁵⁾。ここでは水田作販売組織経営体全体ではなく、稲主位の集落営農経営体についてその機械所有割合を第 2-14 表に示す⁽⁴⁶⁾。

第 2-14 表 稲主位集落営農経営体における機械所有割合

(単位: 経営体, %)

	稲主位 集落営農 経営体数		機械保有率							稲主位 集落営農 経営体数		機械保有率					
			動力田植機		トラクタ		コンバイン					動力田植機		トラクタ		コンバイン	
	2010年	2015年	10年	15年	10年	15年	10年	15年		10年	15年	10年	15年	10年	15年	10年	15年
全 国	4,519	6,337	64.0	67.3	65.0	68.2	69.7	71.4	青森	42	64	40.5	45.3	38.1	46.9	42.9	53.1
北海道	13	15	61.5	66.7	76.9	66.7	69.2	66.7	岩手	195	300	40.5	42.7	42.1	46.3	50.8	51.0
東 北	874	1,230	38.9	57.6	38.6	57.9	45.5	61.5	宮城	211	308	34.6	56.8	33.6	56.8	38.4	58.8
北 陸	1,228	1,524	86.2	83.7	86.9	83.9	87.6	84.1	秋田	257	359	46.7	71.9	48.2	70.5	52.1	73.5
北関東	140	206	39.3	55.8	42.1	52.9	47.1	61.7	山形	142	147	22.5	59.9	19.0	56.5	29.6	61.2
南関東	34	63	79.4	79.4	79.4	82.5	82.4	81.0	福島	27	52	70.4	59.6	63.0	61.5	88.9	67.3
東 山	66	103	47.0	64.1	48.5	63.1	54.5	58.3	茨城	45	56	40.0	57.1	46.7	55.4	42.2	60.7
東 海	210	320	83.3	75.0	83.3	76.3	81.4	75.0	栃木	76	97	38.2	47.4	36.8	45.4	46.1	54.6
近 畿	526	813	78.1	71.1	84.0	74.7	83.1	74.5	群馬	19	53	42.1	69.8	52.6	64.2	63.2	75.5
山 陰	222	332	78.4	75.6	77.0	75.0	84.2	76.5	福岡	186	266	48.4	54.9	46.2	54.1	64.0	68.8
山 陽	292	511	80.1	77.1	79.5	76.7	83.6	80.6	佐賀	398	448	38.2	37.3	41.2	40.4	56.3	55.4
四 国	67	114	37.3	61.4	41.8	62.3	37.3	66.7	長崎	26	36	53.8	44.4	50.0	52.8	50.0	52.8
北九州	833	1,071	41.3	44.5	41.9	46.7	55.7	57.9	熊本	146	190	26.0	26.8	22.6	25.8	34.9	34.2
南九州	17	41	70.6	82.9	58.8	82.9	76.5	87.8									

資料: 農林業センサス個票の再集計。

注. 2015年の稲主位集落営農経営体は、集落営農実態調査の対象である販売組織経営体の稲主位であるもの。2010年は、そのうち2010年にも稲主位販売組織経営体であるもの。

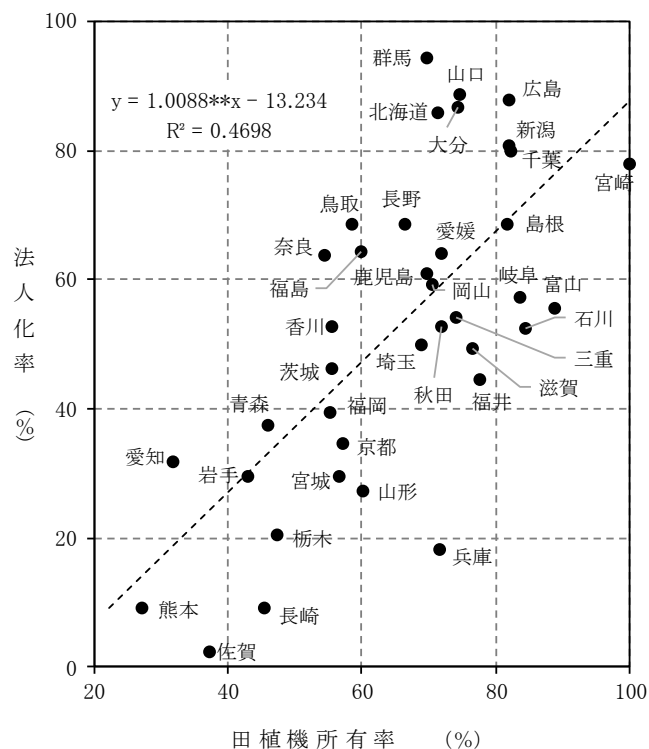
2010年に機械所有率が低かった地域ブロックは、東北（経営体数の少ない福島以外）、北九州、北関東である。2015年もこれら地域ブロックでは機械所有率が低いのはあるが、しかし所有率の上昇が見られる。特に、東北の秋田、宮城、北関東の各県、北九州の福岡

- (45) 小野（2013a）は「東北では増加した組織の多くは農業機械を所有せず、特にトラクタやコンバインは大半の組織が所有していない」と指摘した。しかし、この指摘は東北全体の傾向としては不正確であった。東北の動向は、宮城県で両機械を所有する販売組織経営体が半減したことが影響していたのである。宮城県では、少数有志型の協業経営体が集落営農組織へ再編成されながらも、従来の協業経営体が機械を所有し、新たな集落営農組織は機械を所有していないため、機械を所有する販売組織経営体数が減少するという結果を示していた。この点、平林・小野（2015b）で評価を修正した。
- (46) 集落営農組織であるか否かは 2015 年の判定結果を用いる。そして 2010 年については、2015 年に集落営農組織である組織経営体の 2010 年データを用いている。そのため 2010 年には集落営農組織であったが、2015 年には集落営農組織として把握されなくなかった組織や 2015 年に活動停止している組織のデータは 2010 年に含まれていない。逆に 2015 年に集落営農組織として捕捉されているが、2010 年に集落営農組織とされなかった組織のデータを含んでいる可能性がある。

では、稲主位の集落営農経営体の増加とともに機械所有率も上昇し、枝番管理型組織における営農実体の充実が表れている。加えて山形では、稲主位の集落営農経営体がほとんど増加しない中で、機械所有率が急上昇している。前掲第 2-5 図に示したように、山形はこの間に販売組織経営体の水田借地面積が減少し、量的には集落営農経営体の経営田面積が後退しているが、しかし質的には組織の内実が充実しつつある。これらに対し、東北の青森、岩手、北九州の佐賀では機械所有率の上昇が小さく、これら県では内実変化の動きが弱い。こうして 2010 年に枝番管理型組織が増大した地域の中で分化が生じている。

この機械所有率と法人化との関係を第 2-6 図に示す。田植機所有率を指標として示す機械所有率が高い地域ほど法人化割合も高く、集落営農組織における組織としての営農の内実が充実するとともに、法人化も進展していることが示されている。こうしたことから、法人化は単に政策対応としてだけではなく、組織の内実具備による内的必然性から法人化が行われていると考えられる。

組織経営体の法人化は、稲主位販売組織経営体へ再編成されるときに行われ、また稲主位販売組織内において非法人の法人化も顕著であった。稲作包摂と法人化との関係は、組織が水田を借地するためには、法人化という法制的要件を具備する必要性による。それに対していま見た機械装備と法人化との関係は、組織が水田を借地して水田経営を行うためには機械を装備して経営体としての内実を具備する必要があるという経済的要件具備の必要性による(47)。



第2-6図 稲主位集落営農経営体の田植機所有率と法人化率（2015年）

資料：農林業センサス個票の再集計。

注1) 非法人、農事組合法人、会社の合計が10経営体未満の県（東京、神奈川、静岡、山梨、大阪、和歌山、徳島、高知、沖縄）を除く。

2) 法人化率は、上記3者に対する農事組合法人と会社の割合。

(47) 西川（2010）は、集落営農組織が作業受委託段階から賃貸借段階へ移行し、利用権設定等が可能な法的主体となることが組織として必要になる時に法人化が進むのではないかとしている。自然人とは異なり、組織が法的主体となるためには法人とならざるを得ないことから、この指摘は適切である。しかし西川（2013）はその見解を否定し、「集落営農組織の法人化は、組織の内的必然性によってなされるのではなく、あくまでも政策に対応するための問題」であり、「組織が政策に対して何らかの形式・名目を満たす必要が生じた時に法人化が進む」とする。法人化は、登記という手続による法的な名目であり、それ自体は何ら経済的・経営的内容

機械装備率と法人化とに関係があるなかで、群馬、山口、広島、大分は機械所有率が高いのではあるが、それ以上に法人化率が高い。こうした県では、行政等による法人化への取組が法人化率の高さに反映している。その逆に、佐賀、長崎、兵庫などのように機械所有率に比べて法人化率が低い県もある。しかしそれら諸県ではその後法人化が急速に進展していて、組織の内実具備による法人化の進展は、まさに現在進行中である⁽⁴⁸⁾。

第5節 稲主位販売組織経営体の経営構造

1. 労働力と投下労働量

稲主位販売組織経営体の経営構造を分析する。まず経営耕地規模別の経営体数を後掲第2-16表に示す。表は、集落営農経営体とそれ以外の経営体に区分し、さらに法人形態別に示している。集落営農経営体は、20ha以上層が非法人の5割、農事組合法人の6割、会社の7割を占めている。それに対して集落営農以外の経営体では、20ha以上層が会社では半数弱あるのに対して、農事組合法人で4割であり、さらに非法人では1割強しかない。こうして集落営農経営体は法人形態に関わらずに20ha以上が中心で、1集落を範囲とする経営が多いのに対して、集落営農以外の経営体では、会社では20ha以上経営が多くあるが、非法人と農事組合法人は小面積経営が中心である。

労働力と投下労働量を第2-15表に示す。まず労働力について農業従事構成員数を見ると、集落営農以外の経営体ではいずれの法人形態においても数人から10人程度であり、経営面積規模に応じた増加が小さく、特定少人数の構成員が従事している。集落営農経営体では、農事組合法人と非法人は、経営耕地面積規模に応じてほぼ同程度に農業従事構成員数が増大する。非法人と農事組合法人は集落ぐるみ型組織が多いために、経営面積に応じて構成員数が増大し、農業従事する構成員も増大しているのである。それに対して会社の農業従事構成員数は6~11人であり、100ha以上層のみが約40人と多数である。会社は、少数有志型組織で構成員数が少数であるか、あるいは集落ぐるみ型組織で構成員数が多数であるがそのうちの農業従事する構成員が限定されているか、いずれかの組織が多い。第3章で示すように、販売集落営農組織を構成員数から集落ぐるみ型と少数有志型に区分すると、株式会社形態も集落ぐるみ型組織が多い。したがって会社は、農業従事構成員数が限られている集落ぐるみ型組織が多い。

農業従事構成員のうち250日以上従事の専従者数と経営面積規模との関係を見よう。集落営農以外の経営体では、非法人は30~50ha層以上で1人を確保し、農事組合法人は20

の変更を伴うものではなく、実際に狭義の枝番管理型組織でも法人化が可能である。しかしそのことから法人化の経済的・経営的な必要性・必然性までをも否定することは誤りである。
(48) 集落営農実態調査によると2015~17年に法人組織が増加していて、佐賀県では11組織から68組織に、長崎県では9組織から57組織に、兵庫県では74組織から111組織に、それぞれ増加している。

第2-15表 稲主位販売組織経営体の労働力と労働投入量

(単位：人，%，労働単位)

	非法人								農事組合法人							会社						
	農業従事構成員数	専従者	常雇用割合	投下労働	構成員	常雇	1ha当たり	農業従事構成員数	専従者	常雇用割合	投下労働	構成員	常雇	1ha当たり	農業従事構成員数	専従者	常雇用割合	投下労働	構成員	常雇	1ha当たり	
全体	23.2	0.9	7.2	8.8	8.4	0.2	0.30	20.7	1.3	24.9	8.9	7.4	0.8	0.30	10.2	1.8	64.6	10.6	6.5	2.8	0.27	
集落営農経営体																						
3ha未満	10.1	0.0	7.3	1.8	1.6	0.1	1.27	11.1	0.8	22.5	3.5	2.9	0.3	2.25	6.4	0.0	27.3	2.7	1.3	0.4	1.51	
3～10	12.5	0.2	11.5	2.8	2.3	0.2	0.45	11.6	0.2	15.9	3.9	3.3	0.3	0.56	7.6	0.6	35.1	4.2	2.8	0.7	0.63	
10～20	17.5	0.5	9.0	5.4	4.9	0.2	0.36	16.4	1.2	17.9	6.7	5.8	0.5	0.44	7.5	1.0	58.9	5.5	3.5	1.2	0.36	
20～30	20.1	0.7	5.2	6.7	6.3	0.1	0.27	19.6	0.5	22.6	7.9	6.4	0.7	0.32	6.6	1.4	60.0	7.1	4.2	2.0	0.28	
30～50	25.8	0.8	6.0	10.1	9.5	0.3	0.26	22.3	0.8	29.3	8.8	7.0	0.9	0.23	10.8	2.0	69.9	11.7	7.4	2.7	0.30	
50～100	38.6	2.1	4.1	18.0	17.5	0.1	0.27	31.5	1.3	40.5	12.4	9.6	1.4	0.19	9.4	2.9	82.3	13.8	6.3	5.8	0.20	
100ha以上	111.6	7.1	5.1	61.7	61.3	0.2	0.34	73.5	21.8	58.3	63.3	56.6	4.2	0.37	39.8	3.3	94.4	41.7	30.7	6.8	0.29	
集落営農以外																						
全体	8.9	0.5	15.9	3.5	3.0	0.3	0.38	6.5	1.2	44.8	6.2	3.8	1.7	0.23	4.7	1.9	65.1	7.4	4.0	2.6	0.26	
3ha未満	8.1	0.1	6.3	2.2	1.9	0.1	1.90	6.1	0.7	31.2	3.7	2.6	0.8	2.52	3.2	0.6	44.9	3.2	1.8	1.1	2.17	
3～10	8.0	0.2	20.4	3.1	2.6	0.3	0.53	5.7	0.5	31.1	3.5	2.5	0.8	0.54	3.7	0.9	56.6	4.3	2.5	1.4	0.69	
10～20	8.0	0.7	27.6	3.9	3.0	0.6	0.27	6.6	0.7	33.9	5.0	3.4	0.9	0.35	6.0	2.7	57.7	7.6	5.1	1.7	0.50	
20～30	8.2	0.5	40.0	5.0	3.7	0.9	0.21	7.6	1.3	45.5	6.4	4.5	1.1	0.26	4.3	1.6	70.8	6.7	3.8	2.2	0.27	
30～50	12.9	4.4	25.0	10.7	9.8	0.6	0.27	6.8	1.8	71.0	8.5	5.3	2.4	0.22	4.5	2.3	76.8	8.5	4.4	2.9	0.22	
50～100	12.1	0.8	22.2	6.7	5.4	1.1	0.10	6.8	2.3	71.9	9.6	5.4	3.3	0.14	5.0	2.7	85.3	11.6	5.2	5.3	0.17	
100ha以上	127.5	3.5	50.0	50.1	49.2	0.5	0.32	7.8	5.2	88.0	22.1	8.8	11.6	0.13	10.5	4.5	88.0	21.6	8.5	10.4	0.15	

資料：農林業センサス個票の再集計。

注1) 投下労働量は構成員、常雇、臨時雇の合計であり、1労働単位は従事日数225日である。なお構成員の従事日数は、各階層の中位数を用い、最上層の「250日以上」は300日として算出している。

2) 専従者は、250日以上従事の農業従事構成員である。

～30ha層以上で1人以上である。会社は3～10ha層以下では1人を切っているのに対して、10～20ha層以上で2人を確保している。こうして法人形態間で相違はあるが、規模階層の上昇に応じて専従者数が増加する傾向（以下、「規模序列」とする）がある。集落営農経営体では、会社は10～20ha層以上で1人を上回り、30～50ha層以上では2人を上回っていて規模序列があるのに対して、非法人と農事組合法人ではその傾向が弱い。こうして集落営農経営体では専従者の規模序列が、会社にはあるのに対して、非法人と農事組合法人では弱いものとなっている。

この専従者数を農業従事構成員数と比較すると、集落営農以外の経営体では、非法人は農業従事構成員に占める専従者割合が1割に満たない。農事組合法人は、20～30ha層以下では専従者割合が1～2割、30～100ha層では3割、100ha以上層では7割となっている。会社は10ha以下層では専従者割合が2割程度であるのに対して、10～20ha層以上層では約半数が専従者である。規模の上昇に応じて専従者数が増加する規模序列がある。それに対して専従者割合の規模序列は、会社では強くあり、農事組合法人にもあるが、しかし非法人ではほとんどない。

集落営農経営体では、非法人と農事組合法人は、経営面積規模の上昇に応じて農業従事構成員数が増加する中で専従者の増加傾向は弱いことから、農業従事構成員中の専従者割合は僅かである。それらに対して会社は、規模に応じた農業従事構成員数の増加が少ない中で、規模階層の上昇に応じて専従者割合が上昇し、20h未満層で1割、20～50ha層で2

割、50～100ha 層で 3 割ある。ただし 100ha 以上層は農業従事構成員が多数であることから、専従者割合は 1 割を切る。

専従者以外の農業従事構成員はパートタイムでの従事である。その割合は、集落営農以外では下層で高い。集落営農経営体では、非法人と農事組合法人では農業従事構成員のほとんどがパートタイムであり、会社でも 20h 未満層と 100ha 以上層で 9 割、20～50ha 層で 8 割、50～100ha 層で 7 割と高く、集落営農以外の経営体に比して、構成員のパートタイム従事割合が高い。

農業従事構成員による投下労働量を見てみると、集落営農以外の経営体では経営面積規模に応じた農業従事構成員数の増加が小さい中で、専従者数の増加に応じて投下労働量が増加する。集落営農経営体では、農事組合法人と非法人は、経営面積規模に応じて農業従事構成員数が増大することから、投下労働量も増加する。それらに対して会社は経営面積規模に応じた農業従事構成員数の増加が少なく、専従者割合が上昇することによって投下労働量が増加する傾向が強い。

つぎに雇用労働力について、常雇雇用割合を比較分析する。法人形態別に見ると、集落営農経営体もそれ以外の経営体も非法人<農事組合法人<会社の順に常雇雇用割合が高い（これを「法人形態序列」とする）。さらに各法人形態で集落営農経営体とそれ以外の経営体とを比較すると、集落営農経営体<集落営農以外の経営体の関係がある（これを「組織形態序列」とする）。規模序列については、集落営農経営体もそれ以外の経営体も、農事組合法人と会社にはあるのに対して、非法人ではその傾向が弱い。

常雇の投下労働量を見ると、集落営農以外の経営体では、法人形態間での法人形態序列と規模階層間に応じて増大する規模序列がある。その結果、構成員の投下労働量と常雇のそれを比較すると、非法人は農業従事構成員が常に上回るのに対して、農事組合法人の 100ha 以上層と会社の 50ha 以上は常雇の投下労働量が上回り、上層では常雇の労働に依存した雇用型経営となっている。

集落営農経営体について構成員の投下労働量と常雇のそれを比較すると、非法人は農業従事構成員が圧倒的であり、農事組合法人と会社も農業従事構成員の投下労働量が上回る。しかし常雇の投下労働量にも法人形態序列と規模序列がある。総投下労働中に占める常雇の割合は、農事組合法人平均で 1 割、会社平均で 2 割を占め、しかも会社の 50～100ha 層は常雇の投下労働量が 4 割を上回っていて、常雇労働が重要な位置づけにある。

さらに経営面積 1ha 当たり投下労働量を比較する。集落営農経営体以外も集落営農経営体も、規模の上昇に応じて面積当たり投下労働量が低減していて、規模の経済が見られる。しかし非法人の集落営農経営体ではこの傾向が不明確である⁽⁴⁹⁾。

(49) 非法人の集落営農経営体では、30ha 未満層は規模の経済が見られるが、しかし 30ha 以上層では見られない。その理由は、以下のように考える。30ha 未満層では、1ha 当たり投下労働量が農事組合法人や会社の同会に比して小さい。この理由は、構成員が各自で行う水管理や草刈等の労働従事日数が十分に捕捉されていないために、投下労働量が過少となっていると推察される。他方、30ha 以上層は、東北や北九州にその多くが所在することから、組織的営農の実体に乏しい組織が多く、個別農家と同様の営農実態であることから規模の経済が表れないと

集落営農以外の経営体、集落営農経営体それぞれについて、面積当たり投下労働量を法人形態間で比較すると、非法人<農事組合法人<会社の序列は明確ではない。また集落営農以外の経営体と集落営農経営体について、同一法人形態の同一経営規模を比較すると、集落営農経営体>集落営農以外の経営体の関係がある。このように集落営農経営体で面積当たり投下労働量が多い理由はいくつか考えられうる。一つは園芸作等の労働集約的な作物を作付けしているからであり、もう一つは農業以外の事業に労働投下しているからである。これらの点についてはつぎに確認しよう。

2. 水田作付と複合化

稲主位販売組織経営体の土地利用状況を第 2-16 表に示す。水田面積に対する食用稲の作付割合で水田の利用状況を示すと、集落営農経営体も集落営農以外の経営体も、そしていずれの法人形態でも、小規模層で高く大規模層で低い傾向がある。販売農家の食用稲の作付割合（77%）と比較すると、集落営農以外の経営体は、全体的に販売農家より高く、食用稲に傾斜し、50ha 以上層のみが転作に傾斜している。それに対して集落営農経営体は、3ha 未満層のみでは販売農家より食用稲作付割合が高いが、しかしそれ以外のすべての規模階層で販売農家より低くて、転作に傾斜し、会社の 50ha 以上層では特にそうであ

第 2-16 表 稲主位販売組織経営体の土地利用と園芸作導入

(単位:経営体, %)

	非法人			農事組合法人			会社			
	経営体数	食用稲作付割合	露地野菜導入割合	経営体数	食用稲作付割合	露地野菜導入割合	経営体数	食用稲作付割合	露地野菜導入割合	
全体	3,239 (100.0)	72.0	9.6	2,651 (100.0)	70.7	32.5	342 (100.0)	66.6	40.1	
集落営農経営体	3ha未満	412 (12.7)	84.6	6.6	80 (3.0)	77.2	1.3	11 (3.2)	79.6	18.2
	3~10	505 (15.6)	74.9	8.9	340 (12.8)	75.9	20.3	37 (10.8)	70.5	32.4
	10~20	592 (18.3)	73.2	10.8	652 (24.6)	71.7	26.1	56 (16.4)	77.4	37.5
	20~30	619 (19.1)	72.9	10.5	610 (23.0)	72.4	36.2	65 (19.0)	75.9	40.0
	30~50	651 (20.1)	70.8	9.2	615 (23.2)	71.3	40.8	93 (27.2)	72.3	41.9
	50~100	362 (11.2)	71.5	10.2	294 (11.1)	67.8	42.2	62 (18.1)	63.4	43.5
	100ha以上	98 (3.0)	71.9	13.3	60 (2.3)	70.2	43.3	18 (5.3)	53.9	55.6
集落営農以外	全体	453 (100.0)	77.6	12.8	600 (100.0)	72.4	29.2	1,905 (100.0)	71.9	35.0
	3ha未満	222 (49.0)	87.5	11.7	93 (15.5)	88.4	21.5	276 (14.5)	89.6	20.7
	3~10	113 (24.9)	82.3	13.3	148 (24.7)	81.7	23.0	371 (19.5)	85.0	36.7
	10~20	58 (12.8)	81.1	17.2	124 (20.7)	82.6	24.2	385 (20.2)	79.2	34.3
	20~30	25 (5.5)	79.5	12.0	77 (12.8)	80.4	32.5	243 (12.8)	76.1	41.6
	30~50	24 (5.3)	81.3	8.3	69 (11.5)	75.5	50.7	323 (17.0)	74.5	33.7
	50~100	9 (2.0)	65.7	22.2	64 (10.7)	71.8	28.1	232 (12.2)	69.1	40.9
100ha以上	2 (0.4)	58.9	-	25 (4.2)	59.5	52.0	75 (3.9)	63.5	48.0	

資料:農林業センサス個票の再集計。

注. 食用稲作付割合は水田面積に対するもの。

考えられる。

る。こうして食用稲の比重を高めて販売収入を増加させる傾向が集落営農以外の経営体に強いものに対して、転作による交付金によって収入を増加させようとする傾向が集落営農経営で強く、さらに集落営農経営体もそれ以外の経営体も大規模経営ほど後者の傾向が強い。

つぎに園芸作の導入状況を露地野菜導入割合で示す。集落営農以外の経営体では、園芸作導入割合が大規模層ほど高く、規模序列がある。法人形態別では非法人<農事組合法人<会社の順に高く、法人形態序列がある。集落営農経営体でも規模序列と法人形態序列がある。園芸作の導入は範囲の経済による収入確保であると見ることができ、その積極性は集落営農組織もそれ以外も規模序列と法人形態序列に従う。しかし集落営農経営体と集落営農以外の経営体を経営規模別に比較すると、両者は同程度に露地野菜作を導入していて、集落営農経営体<集落営農以外の経営体という組織形態序列はない。

こうした園芸作導入の要因はなにであろうか。水田作経営での園芸作導入は、常雇や専従構成員の周年就労と所得確保のための重要条件の一つである。そうであれば園芸作導入割合は、常雇雇用率や専従構成員数と併進すると考えられる。集落営農経営体、集落営農以外の経営体ともに、規模序列と法人形態序列が存在することから、園芸作導入は常雇や専従者の就業場面との関係があることが確認できる。

しかし集落営農経営体とそれ以外の経営体との比較では、常雇や専従構成員には先述したように組織類型序列が見られたのに対して、園芸作導入割合には組織形態序列が見られなかった。集落営農経営体は、常雇雇用率や専従構成員確保率で集落営農以外の経営体より低いにもかかわらず、園芸作導入割合では集落営農以外の経営体と同程度に高いのである。集落営農経営体では、常雇や専従構成員の就労場面確保のためだけでなく、それ以外の構成員や家族、さらには構成員外の地域の農家・住民の就労の場確保等の理由で園芸作導入が図られているものと考えられる。集落営農経営体では、パートタイムの構成員や家族等の労働を多投して園芸作を行っていることが、面積当たり労働投下量を高めていると考えられる。

3. 事業多角化

稲主位販売組織経営体における事業の多角化について第 2-17 表に示す。導入割合は農産物加工が最も高く、他はかなり低い。そこで導入割合が最も高い農産物加工について、比較する。

集落営農以外の経営体、集落営農経営体ともに、非法人での農産物加工実施はほとんどない。集落営農以外の経営体では、農事組合法人平均で 13%、会社平均で 24%で実施し、経営耕地規模別では農事組合法人の 30~50ha 層以上、会社のほぼすべての階層で 20%以上が実施している。それに対して集落営農経営体での実施割合は集落営農以外の経営体よりも低くて、農事組合法人平均で 9%、会社平均で 18%である。しかし経営耕地規模別に見ると、農事組合法人の 100ha 以上層、会社の 30~50ha 層以上で 20%以上の実施率と

第 2-17 表 稲主位販売組織経営体の事業多角化

(単位：経営体，%)

	経営耕地 面積	集落営農					集落営農以外				
		全体	農産物 加工	貸農園 ・体験 農園	農家 民宿	農家レス トラン	全体	農産物 加工	貸農園 ・体験 農園	農家 民宿	農家レス トラン
非 法 人	全体	100.0	1.1	0.7	0.0	0.1	100.0	2.6	1.3	0.4	0.2
	3ha未満	100.0	2.2	1.5	-	0.2	100.0	2.3	2.3	0.5	0.5
	3～10	100.0	1.2	1.4	-	0.2	100.0	1.8	0.9	-	-
	10～20	100.0	1.5	0.5	-	-	100.0	1.7	-	-	-
	20～30	100.0	0.2	0.3	-	-	100.0	4.0	-	-	-
	30～50	100.0	0.8	0.3	-	-	100.0	8.3	-	4.2	-
	50～100	100.0	0.3	0.3	-	-	100.0	-	-	-	-
	100ha以上	100.0	4.1	1.0	1.0	-	100.0	50.0	-	-	-
農 事 組 合 法 人	全体	100.0	8.6	2.5	0.2	0.4	100.0	12.8	2.7	0.7	1.3
	3ha未満	100.0	6.3	-	-	-	100.0	9.7	4.3	-	3.2
	3～10	100.0	8.5	1.5	0.3	0.3	100.0	8.8	2.0	0.7	1.4
	10～20	100.0	7.2	3.1	0.2	0.2	100.0	9.7	2.4	0.8	0.8
	20～30	100.0	9.5	2.3	0.2	0.5	100.0	10.4	3.9	1.3	1.3
	30～50	100.0	8.1	3.1	-	-	100.0	21.7	2.9	-	1.4
	50～100	100.0	9.2	2.0	0.3	1.7	100.0	21.9	-	1.6	-
	100ha以上	100.0	20.0	5.0	-	1.7	100.0	24.0	4.0	-	-
会 社	全体	100.0	22.2	4.1	0.6	2.6	100.0	24.7	4.0	0.9	2.4
	3ha未満	100.0	-	-	-	-	100.0	17.8	6.2	1.4	1.8
	3～10	100.0	18.9	5.4	-	2.7	100.0	25.9	4.3	1.3	3.8
	10～20	100.0	17.9	5.4	-	-	100.0	24.7	3.6	0.8	2.1
	20～30	100.0	13.8	4.6	-	3.1	100.0	26.3	2.5	1.2	2.1
	30～50	100.0	28.0	2.2	-	1.1	100.0	26.9	3.7	0.6	1.5
	50～100	100.0	24.2	6.5	1.6	3.2	100.0	25.4	4.3	0.4	2.2
	100ha以上	100.0	50.0	-	5.6	16.7	100.0	26.7	1.3	-	4.0

資料：農林業センサス個票の再集計。

注：農家民宿，海外進出，その他を除く。

なり、しかも農事組合法人の 100ha 以上層と会社の 30～50ha 層以上は、集落営農以外の経営体と同程度の実施率である。こうして農産物加工事業の実施率は、非法人<農事組合法人<会社の順で高い法人形態序列があり、また大規模層ほど高い規模序列がある。そして集落営農経営体<集落営農以外の経営体という組織形態序列がある。しかし集落営農経営体の農事組合法人と会社の上層は集落営農以外の経営体と同程度に実施率が高い。

農産物加工以外では貸農園・体験農園、農家レストランの実施がある。ここでも法人形態序列、組織形態序列、規模序列の傾向があるが、やはり集落営農経営体の農事組合法人の 100ha 以上層と会社の 30ha 以上層は、集落営農以外の経営体と同程度に実施率が高い。

こうして集落営農以外の経営体では、農事組合法人の大規模層と会社で農産物加工を中心に多角化事業が実施されている。集落営農経営体での実施率は、集落営農以外の経営体より全般的に低い。しかし農事組合法人の最上層と会社の大規模層では、集落営農以外の経営体と同程度の導入率で多角化事業が実施されている。また、こうした多角化事業の実施率からは、面積当たり等価労働量が集落営農経営体で高いことは説明できない。

4. 生産性

稲主位販売組織経営体の1経営体当たり平均農産物販売額と生産性を第2-18表に示す。生産性は、経営耕地面積1ha当たりの農産物販売額で土地生産性を、投下労働単位当たりの農産物販売額で労働生産性を示している。

第2-18表 稲主位販売組織経営体の生産性

(単位：万円)

経営耕地面積	非法人			農事組合法人			会社			
	平均販売額	耕地1ha当たり販売額	労働単位当たり販売額	平均販売額	耕地1ha当たり販売額	労働単位当たり販売額	平均販売額	耕地1ha当たり販売額	労働単位当たり販売額	
全体	2,107	72	239	2,294	77	257	3,640	95	342	
集落営農経営体	3ha未満	194	136	107	423	276	120	182	101	67
	3～10	408	66	148	521	75	133	481	72	113
	10～20	1,005	68	185	1,121	75	167	1,297	87	236
	20～30	1,770	72	265	1,763	72	224	2,646	107	376
	30～50	2,772	73	277	2,974	79	337	3,910	101	336
	50～100	4,656	71	260	5,202	80	421	6,819	100	495
	100ha以上	13,843	76	225	11,786	72	186	10,778	75	259
全体	637	70	181	2,579	98	415	3,176	115	430	
集落営農以外	3ha未満	113	98	51	487	341	133	627	435	198
	3～10	418	73	137	722	111	205	1,123	184	262
	10～20	1,243	89	323	1,293	91	259	1,971	136	261
	20～30	1,896	79	379	2,276	93	356	2,845	116	422
	30～50	1,864	50	175	4,595	119	539	4,699	123	555
	50～100	4,111	59	613	6,465	98	673	6,459	98	557
100ha以上	7,500	49	150	13,156	80	597	13,243	92	614	

資料：農林業センサス個票の再集計。

注. 平均販売額は、販売金額階層の中位数に経営体数を乗じて算出し、最上層の5億円以上層は実額の値(億円単位)を用いている。

集落営農経営体と集落営農以外の経営体とを比較すると、集落営農経営体は集落営農以外の経営体よりも土地生産性が低く、この傾向は会社の20ha以下層でとくに大きい。この土地生産性の差は、集落営農経営体では食用稲作付割合が低いことと園芸作導入が低いことが要因として考えられる。さらに集落営農以外の経営体は小売への直売等による有利販売が多くあること、集落営農経営体は構成員に対して米の安価販売(地代の現物支払の米単価を含む)があることも影響していることも考えられる。

土地生産性は、集落営農経営体と集落営農以外の経営ともに非法人<農事組合法人<会社の法人形態序列がある。経営面積規模間では、集落営農以外の経営体では、規模階層の上昇に応じて土地生産性が低下していて、会社でその傾向が強い。その低下傾向には、大規模層ほど食用稲作付け割合が低下していることも影響している。しかしそれ以上に土地生産性の低下傾向が現れていると考えられる。それに対して集落営農経営体では、3ha未満層で土地生産性が高いことを別にして、上層ほど土地生産性が低下するという傾向は見られない。集落営農経営体でも上層ほど食用稲作付け割合が低下しているにもかかわらず、経営面積増大に伴う土地生産性の低下傾向は出現していないということは、むしろ水田作

の土地生産性が規模に応じて上昇しているとみることでもある。

つぎに労働生産性を見ると、集落営農経営体と集落営農以外の経営体ともに、経営面積規模の上昇に応じて労働生産性が高まり、規模の優位性がある。この理由は、一つは面積当たり投下労働量に規模の経済があるためであり、もう一つは園芸作導入に規模序列があるために単位面積当たり販売額にも規模序列が生じるため、と考えられる。

農事組合法人と会社との労働生産性を比較すると、集落営農経営体では10～20ha層以上では農事組合法人<会社の関係があり、会社が優位である。集落営農以外の経営体では50～100ha層以外では農事組合法人<会社の関係がある。この要因は多角化事業実施のせいではないかと考えられる。前掲第2-17表に示したように、集落営農以外の経営体ではほぼ全階層で多角化事業の導入割合が高い。多角化事業を実施している場合、その投下労働量は労働生産性の分母にカウントされるのに対して、多角化事業の売上額は農産物販売額には反映されないために労働生産性の分子にカウントされない。そのため表示の労働生産性が低くなるためではないかと考えられる。

さらに集落営農経営体と集落営農以外の経営体とを経営規模階層毎に比較すると、集落営農経営体が集落営農以外の経営体よりも労働生産性が低くなっている。集落営農経営体は集落営農以外の経営体に比べて土地生産性が低いことに加えて、第2-15表で示したように、単位面積当たりの投下労働量が大きいためである。集落営農経営体は集落営農以外の経営体に比べて、アウトプットに比して投下労働量が多いことを特徴としている。集落営農以外の経営体では、規模の増大に伴って労働生産性の向上が追及されているが、その反面で土地生産性が低下するという、生産力形成における粗放化の傾向がみられる。それに対して、集落営農経営体では、規模の増大に対応して労働生産性が上昇しつつ、土地生産性の維持、あるいは上昇があり、両生産性が併進する生産力形成が図られる傾向にあると考えられる。

第6節 おわりに

水田作販売組織経営体が1995年以降増加傾向にあり、政策対応を契機とする集落営農組織の急増によって2005年以降に非法人の経営体が増加する一方で、法人化が進展し、2012年以降には会社・農事組合法人の増加と非法人の減少局面に至っている。そして稲作の販売組織経営体が、受託組織経営体や転作の販売組織経営体からの直接の移行や再編成、さらには新設によって増加し、集落営農組織では農事組合法人形態による法人化が進展するとともに、会社形態での法人化が進行している。

販売組織経営体は水田借地の3割を集積し、今や水田作でも大規模農家を凌駕しつつある。水田作における農地集積は、販売組織経営体、とりわけ集落営農組織によって牽引され、地域差が広がる方向で農地集積が進展している。政策対応で増加した集落営農組織の中には経営体としての営農実体に乏しい組織が東北、北関東、北九州等に多く存在した。

しかしその後、機械所有率を上昇させ、組織としての営農の内実を具備した組織へと転換しつつある。そして稲作を取り込んだ組織が機械装備を充実させるとともに、法人化が進展している。

集落営農経営体も集落営農以外の経営体とともに、大規模層ほど、また非法人＜農事組合法人＜会社の順に、専従構成員や常雇労働力を確保し、園芸作を導入していて、労働投入に規模の経済があり、労働生産性に規模の優位性がある。集落営農以外の経営体では大規模層ほど土地生産性が低下する。それに対して集落営農経営体は、大規模層でも土地生産性を維持、あるいは上昇させていて、労働生産性と土地生産性が併進して、生産力の正常な発展が見られる。

集落営農経営体は、集落営農以外の経営体よりも労働投入量が多く、労働生産性が低い。このことは集落営農経営体の生産力が劣ることを意味するのであろうか。集落営農以外の経営体では、大規模層ほど雇用労働に依存する傾向が強い。資本制企業における非雇用者は雇用者に対する使用従属性⁽⁵⁰⁾の下で農業に従事している。それに対して集落営農経営体の労働は構成員や家族によるパートタイムが中心であり、経営者と農業従事者とは構成員同士の関係であって、雇用者と非雇用者との関係ではない。このことが労働生産性の低さとなっていると考えられる。しかし集落営農組織における農業生産は、利益追求のためではなく、地域農業の維持・活性化のためであり、そのことを労働生産性の低さをもって評価することはできないであろう。

高齢化等による農家の離農が進行し、大規模農家だけでは水田農業の担い手が不十分な地域で集落営農組織の組織化、さらには法人化が進展している。稲作での法人化は家族協業が崩壊する状況下で開始されるという宇佐美（1993）の展望は経営体単位でのことである。専業農家の最小必要規模が上昇する中で、家族協業だけでは地域の水田農業を維持できなくなっているという地域問題の解決策として、家族協業に替わって、農家による集落営農組織の設立と法人化が展開している。枝番管理型組織における内実具備の進展の背景もここにある。

(50) 使用従属性とは、労働者が使用者の指揮監督下にあることであり、報酬の性格と額、指揮監督関係の存否、業務指示に対する許諾の自由、時間的・場所的拘束性、服務規律の適用等の指標で判断される。使用従属性については、労働基準法研究会（1985）、伊藤（2009）、小野（2005）。

第3章 集落営農組織の類型 —集落営農実態調査個票による分析—

第1節 本章の課題

集落営農組織は、1999年の「食料・農業・農村基本法」で施策対象に掲げられ、米政策改革で集落営農組織のうち「一定の要件」を満たす効率的かつ安定的な農業経営体が担い手として位置づけられた。そして2007年開始の水田経営所得安定対策では集落営農組織が本格的な政策対象となった。その結果、農産物の共同販売経理を行う集落営農組織（以下、「販売集落営農組織」あるいは単に「販売組織」とする）が全国で急増する。その急増の中で、農家の補完組織であって農産物を販売しない集落営農組織（以下、「非販売集落営農組織」あるいは単に「非販売組織」とする）から販売組織への転換が多数あり、また多数の販売組織が新設される。そして販売組織から法人組織への転換が進展している。このような組織転換の中で、集落営農組織はどのような機能変化をしているのか。その変化を統計分析から明らかにすることが本章の目的である。

地縁結合を基礎とした集団的な取組を指す用語として、いまではすっかり定着している「集落営農」は、序章で指摘したように1990年代に登場する政策用語である。それ以前には「生産組織」等の名で呼ばれ、1970年代には「集落農業」「集落農場」として論じられる。1990年代以降に「集落営農」という用語が定着していくが、しかしそれが指すものは当初は集落ぐるみ型の農家補完組織であった。「集落営農」が農業経営体を含むものとなり、さらに少数有志型をも含むようになるのは1990年代末からである。

そこで「集落営農」の名称に拘らずに、農家による地縁的な集団的な取組を集落営農ととらえ、それを行う集落営農組織を機能から類型化する先行研究をレビューする⁽¹⁾。その類型化にはいくつかの異なったアプローチがある。集落営農の取組は各県の施策によって進められている経緯があることから、集落営農組織の類型についても県毎に独特の類型が示され、そうした県独特の類型に依拠した研究もある⁽²⁾。しかしここでは農業の担い手としての集落営農組織を全国的視野から対象とした類型化をとりあげる⁽³⁾。

第1は、農家の補完組織を主な対象として、農家が共同利用する生産要素を指標にした類型化であり、和田（1979）、阿部（1979）、小林（2005）などがある。中安（1978）

(1) 機能による類型化のほかに序章で示したように、構成員数等の組織構成による類型化があり、それについては第5章でとりあげる。

(2) たとえば吉岡（2002）は滋賀県の類型に、小林（2007）は広島県の類型に、竹山・山本（2013）、今井（2013）は島根県の類型に、それぞれ依拠している。

(3) 中山間地においては担い手政策、あるいは産業政策の観点からではなく、地域政策の観点からの集落営農組織の類型化研究がある。竹山・山本（2013）、今井（2013）は「経営発展型」と「地域貢献型」の類型化、山口・大隅（2008）は「経営発展型」と「地域保全型」の類型化を示している。

は、機械導入による労働組織編成の変化から生産組織を説明し、共同作業組織、共同経営、受託組織の類型を挙げている。和田（1979）は、生産組織を新制度派経済学の間接組織であるとして、①共同作業組織、②機械・施設・土地の共同利用組織、③栽培協定（集団栽培）の類型を示し、さらに④協業経営を広義の生産組織とするが、しかし受託組織は市場機能の補完であるとして生産組織に含めない。阿部（1979）は生産組織を小農が生産力競争で上向展開することが困難な条件下で生産要素を共同利用する生産様式であるとし、栽培・技術の協定組織、共同作業組織、共同利用組織、受託組織、請負耕作、協業経営に類型化している。小林（2005）は営農集団の活動を労働力、労働対象、労働手段の集団的利用を指標にして、①共同労働組織、②栽培（技術）協定、③機械の共同利用組織、そして④共同経営を示している。これらの類型化は、1972年と76年に実施された農業生産組織調査が示す類型をベースにしている。同調査は共同作業組織、共同利用組織、集団栽培組織、受託組織、畜産生産組織、協業経営組織の類型を示している。これらの類型化は、農家の補完組織を複数の類型に区分しつつ、農業経営体は協業経営体に括っていることが特徴である。

第2は、農業経営体である組織について経営要素の結合を指標とする類型化であり、伊藤（1981）、高橋（2003）などがある。伊藤（1981）は生産組織を、目的（個別経営の維持補完、受託規模拡大、両者の折衷と複合化）、経営要素の結合（労働、労働+資本、労働+資本+経営）、管理機能（労働管理、機械等の所有管理、生産物処分等の経営管理）から類型化している。しかし管理機能は経営要素の結合に対応することから、結局は目的と要素結合の2次元で類型化している。高橋（2003）は、農家から組織への経営要素（労働、所有、経営）の委譲と農家の参加度（全農家か一部農家か）との2次元から類型化を行っている。

第3は、企業形態論からの類型化である。新山（1994）は、集落営農組織をまず「協同組織」と「経営体」に区分し、そして前者をさらに①調整組織、②生産組織、③集落ぐるみ営農型に、後者をさらに④作業受委託型組織（農業サービス経営体）、⑤農地借地型組織と⑥地権者集団・耕作者集団契約型（ともに農業経営体）に、それぞれ細区分する。そして集落ぐるみ営農型については経営要素の結合による類型化を行う。したがって「協同組織」のうち①と②は第1の類型化、③は第2の類型化の方法をそれぞれ用いたものとなっている。そして④～⑥の「経営体」のうち、④はセンサスの農業サービス事業体に、⑤と⑥は農家以外の農業事業体に対応し⁽⁴⁾、しかも⑥は二階建て組織である。そして集落営農組織は成員が集落全体にわたって広い地縁集団であると規定している。この規定は「協同組織」に当てはまるが、しかし「経営体」は、集落内の一部が参加する任意の生産者集団であるとしていることから、その規定が当てはまらない。したがって、「協同組織」は集落ぐるみ型の農家補完組織（①、②）と組織経営体（③）、「経営体」は少数有志型の組織経営体であり、集落ぐるみ型の農業経営体や少数有志型の補完組織は類型化の視野に

(4) 農業サービス事業体と農家以外の農業事業体の定義については第2章を参照されたい。

入っていない。というのも集落ぐるみ型の協同組織は少数有志型の経営体へと発展し、さらには資本型の経営体へと発展することが見通されているからである。そして協同組合組織から資本型経営体への移行を想定していることが特徴である。

第4に、そうした一方向への発展を批判しつつ、企業形態論から類型化しているものに青柳（1995）がある。そこでは第1の類型化研究が指標とした固定的生産要素の相違による経営構造（管理組織、利用組織、経済組織）の区分に、第2の類型化研究の指標である経営要素（所有・経営・労働）の分化による区分（共同出役型、受委託型、雇成型、分離型（二階建て組織のこと：引用者））を加えて、両者を2次元で類型化している。

これらの既存研究を踏まえて類型化とその指標を示すことが必要である。集落営農組織を統計分析によって類型化するには、集落営農組織の全数調査である「集落営農実態調査」を用いることが適当である。2005年基本計画で集落営農組織が担い手として位置づけられることに対応して、「集落営農の実態を全国統一的な基準で網羅的に把握し、集落営農の育成・確保施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的」に、2005年から「集落営農実態調査」が毎年実施されている。こうして同調査は、政策対象である集落営農組織を含む集落営農組織の網羅的な把握が行われた結果、多様な集落営農組織を捕捉している。

しかし同調査で捕捉された集落営農組織の類型別の組織数変化についての既存研究はない。それには理由がある。同調査の調査項目には、後述するように集落営農組織の類型化に用いる諸指標がある。ところが、それらは複数回答の選択肢であり、公表結果は各回答の単純集計のみであるため、その公表結果から機能別の組織数は把握できるが、組織の類型化はできないのである。そこで同調査の個票を組換え集計して、類型区分とその実数把握を行う必要がある。

ところで集落営農組織の調査は2000年にも実施されている（以下、「2000年調査」とする）。この2000年調査は、農業経営体ではない組織のみを調査対象とするものである。集落営農実態調査は、この2000年調査を原型としている。したがって集落営農実態調査は、農業経営体以外を対象とする2000年調査を原型としつつ、農業経営体を含む調査として開始されるのである。両調査は、外見上は連続しているように見える。しかし調査体系が大きく変更されて、内容的には実は不連続なのである。さらに集落営農調査は2009年に調査項目を大幅に変更させて現在に至っている。しかしこうした集落営農実態調査の調査体系の変化について検討されていない。そこで同調査のデータを用いるに当たっては、調査体系とデータの連続性について正確に確認する必要がある。

そこで本章では、第2節で2000年調査を含めた集落営農調査について集落営農組織の定義や調査項目からなる調査の枠組みを把握し、その変化を整理する。そして第3節で集落営農実態調査が捕捉する多様な集落営農組織の類型化する指標を示し、第4節で個票データを用いて類型別の組織数の変化を分析する。

第2節 調査枠組みの変遷

1. 前史

農業センサスは、1947年臨時農業センサス以降、農家を対象とする調査として行われ、1950年以降に農家以外の農業事業体についての調査が行われる。本格的調査は1965年センサスでの「協業経営体」調査からであり⁽⁵⁾、1970年センサス以降は「農家以外の農業事業体」（以下、「販売組織経営体」とする）の調査が実施される。

他方、1970年センサスの農業集落調査で「農業生産組織」が調査される。この調査は1968年に開始された調査であり、その後、1972年と1976年に独自に実施され、1985年センサスで関連調査として実施される。1972年、76年調査は農業生産組織の定義を「複数（2戸以上）の農家が農業の生産過程における一部または全部についての共同化に関する協定のもとに結合している生産集団並びに農業経営や農作業等を組織的に受託する組織をいう」とする。すなわち生産組織とは「複数の農家」による、(a)「農業の生産過程における一部または全部」を「結合している生産集団」、(b)「農業経営や農作業等を組織的に受託する組織」、であると定義している。そして先述したように共同作業組織、共同利用組織、集団栽培組織、受託組織、畜産生産組織、協業経営組織の類型を示している。ただし1972年、76年調査は共同作業組織を調査対象から除外し、また1985年調査は、センサスの販売組織経営体と重複する協業経営組織を除外している。

そして1990年農業センサスは「農業サービス事業体」（以下、「受託組織経営体」とする）調査を実施する。受託組織経営体は、農家等から農作業の受託（構成員からの員内受託を含む）を行う農業生産組織等である⁽⁶⁾。したがってそれは、上述した農業生産組織のうち、(b)の”複数農家による農業経営・農作業等の受託組織”を含むものである。その一方で、農業生産組織のうち、(a)の”複数農家による農業生産過程を結合する生産集団”は受託組織経営体調査の対象外となっている。

2. 2000年調査

2000年のセンサス調査年に「農業構造動態調査地域就業等構造調査—集落営農—」が実

(5) 1965年農業センサスは実態主義から、①名目だけの協業、すなわち資金調達などの都合上、共同出資・共同経営している名目になってはいても実際には個別経営や協業組織であるもの、②参加世帯への分配または販売を主たる目的としているもの、などを「協業経営体」としての実体のない組織として調査対象から除外している。この実態主義はその後のセンサスにも引き継がれる。しかし2010年農業センサスは、農家以外の農業事業体か否かの判断をそれ以前の実態主義から、組織に農産物の販売名義があるか否かという外形基準に変更する。

(6) 農業サービス事業には、農業生産組織の他に、農協等が農作業受託のために行う育苗センター、ライスセンター等や農業業を受託する会社や個人を含む。

施される。これが「2000年調査」である。2000年センサスが販売組織経営体と受託組織経営体とを調査対象としていることから、両者を除外した組織が2000年調査の対象である。

2000年調査は、集落営農組織について、次のような一般的定義を示す。すなわち、集落営農組織とは、「「集落」を単位として、農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のこと」であるという定義である。ここでいう「「集落」を単位として」とは1集落を基本としつつ、複数集落を単位とするものも含み、その集落を構成する全農家の参加を原則としつつ、おおむね過半の農家が参加する場合も含むとしている⁽⁷⁾。そして集落営農の中には、①農業用機械の所有のみを共同で行う取り組み、②栽培協定、③用排水の管理の合意のみの取組、は含めない。

ここで示す定義は、先述の農業生産組織の定義のうち1990年センサスで対象外となった(a)“複数(2戸以上)の農家が農業の生産過程における一部または全部についての共同化に関する協定のもとに結合している生産集団”のうち、集落単位で活動する組織に該当

第3-1表 集落営農調査の調査枠組み

2000年調査の調査項目	集落営農実態調査での用語の解説
1. 農業用機械を共同所有し、参加する農家で共同利用	1. 集落で農業用機械を共同所有し、 <u>集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて</u> 、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
2. 農業用機械を共同所有し、オペレーター組織が利用	2. 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から <u>基幹作業受託を受けたオペレーター組織等</u> が利用している。
3. 集落内の営農を一括して管理・運営	3. <u>集落の農地全体をひとつの農場とみなし</u> 、集落内の営農を一括して管理・運営している。
4. 認定農業者、農業生産法人等に農地の集積を進め、集落単位で土地利用、営農を実施	4. 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
5. 農家の出役により、共同で農作業(農業機械を利用した農作業以外)を実施	5. 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で(農業用機械を利用した農作業以外の)農作業を行っている。
6. 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整	6. 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

資料：平成12年農業構造動態調査 地域就業等構造調査－集落営農－，平成17年集落営農実態調査。

注：下線は筆者。

(7) 「「集落」を単位として」とは、「集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位としていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合も含む。……また、大規模な集落の場合で、集落内に「組(くみ)」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とする。」とある。さらに「なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。」とあって、「おおむね過半」の農家が参加する集落・地域ぐるみ型組織を想定している。

する。こうして農業生産組織調査の捕捉対象と比較すると、(a)のうち集落単位で行うものは2000年調査の集落営農組織に包含され、(b)は農業サービス事業者調査に包含される。

2000年調査について見ると、同調査は農業生産組織調査に準じて「集落営農」の一般的定義を示している。しかし「農業の生産過程の一部または全部」の具体的内容については定義していない。集落営農が行う具体的な内容は、調査項目の「集落営農の活動内容」にある選択肢に列挙して示している。それが第3-1表の左に示す6項目の選択肢である。

選択肢の内容について次の点に留意したい。第1に、2は「オペレータ組織が利用」とあるだけで作業の受委託には触れていない。受託組織はセンサスの対象である受託組織経営体であるので、作業受委託は2000年調査の対象外であるからである。第2に、3の「集落内の営農を一括して管理・運営」とは、「集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレータの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農」に関して一括して管理・運営することであり、組織が農産物を生産・販売することを想定していない。販売集落営農組織はセンサスの対象である販売組織経営体であるので、2000年調査の対象外であるからである。

3. 集落営農実態調査

2005年以降、集落営農実態調査が毎年2月（2005年は5月）に実施される⁽⁸⁾。同調査は、集落営農組織の一般的定義を「「集落」を単位として農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定または用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く。）をいう」としている。この定義は2000年調査の定義を完全に踏襲したものである。

さらに定義は集落営農組織の具体的取組を列挙する。それらは前掲第3-1表に示したように2000年調査の調査項目とほぼ同様である。しかし次の点で異なっている。

第1に、センサス対象組織の包含である。ひとつは受託組織経営体の包含であり、2に「集落で機械を共同所有し」てオペレータ組織等による「基幹的作業受託」することが加わる。これは組織内の員内受託を行う作業受託組織を想定したものであり、受託組織経営体の一部である。もうひとつは販売組織経営体の一部の包含である。3は「集落内の農地全体をひとつの農場とみなし」が加わり、これは販売組織経営体の一部を包含するものである。ただし「集落内の営農を一括管理運営しているもの」は、2000年調査の考え方を踏

(8) 2000年調査と集落営農実態調査では調査方法が異なることに留意したい。第1に、調査組織数である。2000年調査は抽出調査であり、4,803組織の調査結果から9,961組織の母数を推計しているのに対して、集落営農実態調査は全数調査である。第2に、調査対象と調査方法である。2000年調査の調査対象は集落営農組織であり、統計事務所職員が面接調査を行う。それに対して集落営農実態調査の調査対象は「全国の市区町村」であり、市町村の行政担当者が一覧形式の調査票に集落営農組織について回答する調査である。そのため集落営農実態調査では、調査項目によっては回答した行政担当者の認識によるバイアスがかかる可能性がある。

襲して、「収支まで一括管理を行っていないものもこれに含む。」として、販売集落営農と非販売集落営農組織の両方を含んでいる。

こうした変更は政策的要請によるものである。先述したように集落営農実態調査は、2005年基本計画で集落営農組織が担い手として位置づけられることに対応して、その網羅的把握のために実施されたものである。そして政策が対象とする集落営農組織は農業経営体であることから、販売組織経営体や受託組織経営体が調査対象として包含されている。

これらの変更の結果、集落営農実態調査は、集落営農組織の一般的定義では2000年調査と全く同じの定義を用い、一見すると2000年調査と連続するかのようである。しかし調査項目を改変することで、員外・員内受託を行う受託組織経営体と集落一農場型の販売組織経営体を対象に包含するという変更が行われる。したがって集落営農実態調査は2000年調査とは全く異なる組織を対象とし、両者は不連続である。

第2に、集落ぐるみ型と少数有志型の明示である。1は「集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて」が加わって「集落ぐるみ型」を明示している。それに対して2は「オペレータ型」すなわち少数有志型が明示されている。1は共同利用、2は作業受託についての項目であり、それに加えて前者は集落ぐるみ型、後者は少数有志型という特徴が付加されている。

4. 2009年調査での編成替え

2009年の集落営農実態調査は集落営農組織の一般的定義に関してはやはり全く変更がない。しかしながら同調査では第3-2表に示すように調査項目が大幅に編成替えされる。

第1に、「活動内容」のほとんどの項目と「取扱作目」が「集落営農の活動内容」にくくられる。

第2に、「取扱作目」が「農産物の生産・販売等の活動」に改められ、農産物を自らの責任で生産・販売する販売集落営農組織のみを捕捉する調査項目となる。その結果、この項目はそれ以前とは不連続である⁽⁹⁾。

第3に、「活動内容」が「農産物の生産・販売等以外の活動」に改変される。

第4に、「活動内容」のうち3.「集落内の営農を一括管理・運営する」だけが独立した項目となる。この項目は、販売組織経営体を含む項目となっているため、他の「活動内容」の項目とともに「農産物の生産・販売等以外の活動」に含めることは不適切であるので、別項目とされたものである。

第5に、4.「認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。」（以下、「農地・作業の集中」とする）が削除される。こ

(9) 例えば「水稻・陸稻」の組織数が、2006年の7,444組織から2009年には6,399組織へ減少するのはこのためである（2007、2008年調査はこの調査項目がない）。

第 3-2 表 集落営農実態調査の調査項目

2005年調査		2009年調査	
項目		項目	
活動内容	3. 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。	同左	
	1. 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。	集落営農の活動内容	農産物の生産・販売等 機械の共同所有・共同利用
	2. 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用している。		
	4. 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。		同左
	5. 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で(農業用機械を利用した農作業以外の)農作業を行っている。		同左
	6. 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。		防除・収穫等の農作業受託
	-		水稻・陸稲
取扱作目	水稻・陸稲 麦類 雑穀・いも類・豆類 工芸作物 野菜類/果樹類/花き・花木/飼料作物/その他作物 -		・農産物の生産 販売等の活動

資料：平成17年、21年集落営農実態調査。

注(1) 2005年の取扱作目中「/」で区切っているものは調査票では各々別項目である。

(2) 調査項目の序列は調査票とは異なる。

の項目は上述の「集落内の営農を一括管理・運営する」に包括される、という理解なのかもしれない。ただし両項目は、重複しているわけではない。

第 6 に、農業用機械の共同利用について 1.「集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農組織に参加する農家が共同で利用している」と 2.「集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用している」とが統合されて、「機械の共同所有・共同利用を行う」となる。1.は集落ぐるみ型の共同利用、2.はオペレーター型（少数有志型）の作業受託であった。それら両者が統合されて、しかも 1.の共同利用は残るのに対して、2.の作業受託を意味する「参加する農家から基幹作業受託」云々が消失する。その結果、機械の共同所有・共同利用のみを捕捉する項目になる一方で、作業受委託とは無関係になる。

第 7 に、その代わりに、「防除・収穫等の農作業受託」が加わる。これにより組織内の員内受託に加えて、組織外からの員外受託を含むことになる。前者は集落ぐるみ型組織における員内受託であるが、後者は主に少数有志型による員外受託である。その結果、作業受託が明示的に組み込まれる。

こうして 2009 年調査は、集落営農組織の定義の変更はないが、しかし全体として販売集落営農組織を明示する調査枠組みに変更され、さらに構成員外からの受託組織が捕捉範囲に加わった。

第3節 集落営農組織の類型

集落営農実態調査の調査項目を指標として集落営農組織を類型区分する。指標と類型区分は第3-3表に示すとおりである。農家補完組織である非販売集落営農組織については、生産要素を指標にし、「機械の共同所有・共同利用」が共同利用を、「防除・収穫等の農作業受託」が作業受託を、「農家出役による共同作業(機械作業以外)」が共同作業を、「団地化など集落内の土地利用調整」が土地利用調整を、それぞれ示す項目として用いる。販売集落営農に関しては、農業経営体の経営要素である労働、経営、資本と指標とする。具体的には、経営は「生産物の出荷・販売の共同経理」⁽¹⁰⁾、労働は「オペレータ賃金の共同

第3-3表 集落営農の類型

指標	集落内の営農を一括管理・運営	共同経理		活動内容						
		生産物の出荷・販売	オペレータの賃金等	機械の共同利用			防除・収穫等の農作業受託	農家出役による共同作業(機械作業以外)	団地化など集落内の土地利用調整	
				08年以前	09年以降	09年以降				
指標の意味	土地利用	経営	労働	参加農家が共同利用	オペレータ組織が利用	機械の共同所有・共同利用	作業受託	共同作業	利用調整	
販売組織	A 集落一農場型	○	○	○	△	△	○			
	B 協業組織型	×	○	○	△	△	○			
	C1 共同利用型		○	×	○	×				
	C2 共同利用型		○	×		○				
	C 共同利用型		○	×			○			
	D オペレータ委託型		○	○	×	×	×			
E 共同出役型		○	×	×	×	×				
非販売組織	F 集落1農場型	○	×							
	G1 共同利用型	×	×		○	×				
	G2 共同利用型	×	×			○		×		
	G 共同利用型	×	×				○			
	H 作業受託型	×	×					○		
	I 共同作業型	×	×		×	×	×	×	○	
J 土地利用調整型	×	×		×	×	×	×	×	○	

資料：集落営農実態調査の調査項目から筆者が作成。

注(1) ○は実施、×は実施せずをそれぞれ示す。

(2) 機械の共同利用は、2008年までは「参加農家が利用」と「オペレータが利用」があり、△は両者のうちのどちらかを実施することを示す。

(10) 農産物販売を行う集落営農組織である指標を「農産物等の生産・販売活動」ではなく、共同販売経理としている理由はつぎの2点である。第1に、集落営農実態調査で「農産物等の生産・販売活動」を把握するようになったのは2009年からであり、それ以前は、「生産物の出荷・販売に係る収支」にかかる共同経理の指標しかないためである。第2に、「農産物等の生産・販売活動」には「水稻・陸稻」、「麦、大豆、てん菜、原料用ばれいしょのうち、いずれか」、「その他の作物(畜産物を含む)」に加えて、「農産加工品」も含まれているためである。実際のところ、同調査結果では、農産物の生産・販売を行う組織数よりも共同販売経理を行う組織数の方がやや少ない。

経理」⁽¹¹⁾、資本は「機械の共同所有・共同利用」の項目を用いる。また「集落内の営農を一括管理・運営」は、販売・非販売を問わずに「集落内の営農を一括管理・運営」する農場的土地利用の指標とする。

これらの指標を用いて、次のように集落営農組織を類型化する。A 類型から E 類型は農産物を販売する農業経営体である。それらのうち A 類型から C 類型は資本要素があり、A 類型と B 類型は労働要素がある。A 類型は経営・資本・労働が一体的であることに加えて農場的土地利用がある「集落一農場型」組織、B 類型は経営・資本・労働が一体的である「協業組織型」組織と規定する。そして C 類型は経営・資本は一定であるが労働がなく、オペレータを特定しない「共同利用型」組織とする。なお 2008 年以前の共同利用型組織は、集落ぐるみ型 (C1) とオペレータ組織利用型 (C2) に分かれている。D 類型は経営・労働が一体的で資本要素がなく、構成員農家が自家所有の機械を用いてオペレータとして作業する「オペレータ委託型」組織とする。E 類型は資本・労働要素がなく経営要素のみであり、賃金支払なしで作業する「共同出役型」組織とする。

F 類型から J 類型は非販売集落営農組織であり、農産物の販売は、組織ではなく構成員農家が個々に行っている。これらのうち F 類型は農場的土地利用がある非販売の「集落一農場型」とする。G 類型は共同利用の生産要素がある「共同利用型」組織とする。ただし 2008 年以前の共同利用型組織は、集落ぐるみ型 (G1) とオペレータ組織型 (G2) とに分かれている。H 類型は作業受託の生産要素がある「作業受託型」組織とする。ただしその項目は 2009 年以降の項目であり、それ以前には後述するように H 類型は G 類型に含まれている。I 類型は共同作業の生産要素がある「共同作業型」型、J 類型は土地利用調整の生産要素のみがある「土地利用調整型」組織とする。

第 4 節 集落営農組織の類型変化

1. 全集落営農組織の類型変化

類型区分にもとづいて、集落営農実態調査の個票データを組換え集計した結果を第 3-4 表に示す。個票の電子データが入手可能な 2006 年以降について類型を示してある。水田経営所得安定対策以降、非販売集落営農組織から販売集落営農組織（以下、この節では「非販売組織」と「販売組織」に省略する）への転換と販売組織の新設があった。その変化を類型別組織数の変化から分析する。

まず全期間を概観しよう。非販売組織は 2006 年の 7,112 組織から 2017 年の 3,656 組織へ▲3,456 組織減少する。内訳は、集落一農場型 (F) が 391 組織から 2007 年をピークと

(11) 営農の実体が個別農家と同様である組織（いわゆる枝番管理型組織）では、オペレータと称してはいても、無償である。それに対して、組織としての営農の実体がある組織のほとんどには有償オペレータが存在する。そこでオペレータ賃金の一元管理があることは、その有償オペレータの存在を示すため、労働の指標となる。

第3-4表 類型別の集落営農数の推移

		(単位：組織)														
		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	06～08	09～13	13～17
計		10,481	12,095	13,062	13,436	13,577	14,643	14,742	14,634	14,717	14,853	15,134	15,136	2,581	1,198	502
農産物販売	A 集落一農場型	1,057	1,770	2,512	2,872	2,785	2,894	3,008	3,067	3,165	3,248	3,363	3,314	1,455	195	247
	B 協業組織型	1,684	2,264	3,055	3,230	3,467	4,100	4,192	4,304	4,546	4,814	5,087	5,362	1,371	1,074	1,058
	C 共同利用型	61	415	482	639	648	872	924	956	750	611	597	525	421	317	▲ 431
	C1			187										166		
	C2															
D オペレータ委託型	434	817	1,084	1,017	1,021	1,189	1,246	1,372	1,372	1,454	1,515	1,499	650	261	221	
E 共同出役型	64	224	383	415	496	970	1,105	803	740	762	762	762	319	590	▲ 243	
小計		3,321	5,658	7,703	8,173	8,417	10,025	10,475	10,610	10,636	10,867	11,324	11,462	4,382	2,437	852
農産物非販売	F 集落一農場組型	391	572	261	241	224	183	162	150	158	146	144	127	▲ 130	▲ 91	▲ 23
	G 共同利用型	2,751	2,361	1,961	1,254	1,167	1,008	901	868	888	859	801	732	▲ 790	▲ 386	▲ 136
	G1													▲ 565		
	G2															
	H 作業受託組型	2,891	2,898	2,644	2,531	2,468	2,470	2,419	2,305	2,275	...	▲ 423	▲ 193
	I 共同作業型	189	173	223	114	118	91	64	64	63	70	61	81	34	▲ 51	18
	J 土地利用調整型	1,208	1,000	824	753	734	659	591	455	462	443	443	441	▲ 384	▲ 298	▲ 14
小計		7,112	6,379	5,277	5,253	5,141	4,585	4,249	4,004	4,048	3,928	3,761	3,656	▲ 1,835	▲ 1,249	▲ 348
分類不能		48	58	82	10	19	33	18	20	33	58	49	18	34	10	▲ 2

資料：各年集落営農実態調査報告書及び個票の組替集計。

注：太字はピークの値。

して全期間で▲264 組織減少、共同利用型（G1+G2、G）は 5,324 組織から▲4,592 組織と激減、作業受託型（H）は 2009 年からしかデータがないが、2009 年の 2,891 組織から▲616 組織減少、共同作業型（I）が 189 組織から一時 223 組織へ増加して以後は減少して全期間で▲108 組織減少、土地利用型（J）が 1,208 組織から▲767 組織減少である。

その一方で販売組織が 3,321 組織から 11,462 組織へ増加という非販売組織の減少数の 2 倍以上もの増加を示す。したがって非販売組織から販売組織への転換に加えて、販売組織の新設が多数ある。販売組織増加の内訳は、集落一農場型が 1,057 組織から 2,257 組織の大幅増加、協業組織（B）が 1,684 組織から 3,678 組織の激増を示す。そして共同利用組織（C1+C2、C）が 82 組織から増加して 2013 年にピークとなって以降減少して全期間で 443 組織増加、オペレータ委託型が 434 組織から 1,065 組織増加、そして共同出役型が 64 組織から 698 組織増加する。

2009 年に調査項目が変更になったこと、さらに販売組織の共同利用型（C）が 2013 年まで増加して以降、減少に転じていることから、全期間を 2006～2008 年、2008～2009 年、2009～2013 年、2013～2017 年に画期区分して変化を観察する。

2006～2008 年：非販売組織の集落一農場型（F）が 391 組織から 2007 年の 572 組織へ一時的に増加して 261 組織へ▲130 組織減少している。非販売組織の中で最多の共同利用型（G1、G2）は 5,324 組織から 3,969 組織へ▲1,355 組織と大きく減少する。その一方で販売組織の集落一農場型（A）が 1,057 組織から 2,512 組織へ 1,455 組織増加、協業組織型（B）が 1,684 組織から 3,055 組織へ 1,371 組織増加、そして共同利用型（C1+C2）が 82 組織から 669 組織へ 587 組織増加している。これらのことから非販売・集落一農場型（F）→販売・集落一農場型（A）、そして非販売・共同利用型（G1、G2）→販売・共同利用型（C1、C2）という移行が想定される。また非販売・共同利用型（G1、G2）→販売・協業組織型（B）という移行もあると考えられる。加えて販売・集落一農場型（A）や販売・協業組織型（B）は販売組織内での類型間移行や新設があったものと推察される。

さらに販売組織のオペレータ委託型（D）と共同出役型（E）がそれぞれ 650 組織、319 組織増加している。オペレータ委託型（D）の多くは新設と見られ、共同出役型（E）は非販売組織の共同利用組織（G1）や集落一農場型（F）からの移行があるとみられる。なお、非販売・集落一農場型から販売・共同出役型への移行は奇異に見えるが、しかし販売・集落一農場型はオペレータ賃金等の共同経理を指標としたため、賃金支払をしない非販売・集落一農場型が共同販売経理を行うようになると、先の定義では販売・集落一農場型ではなく共同出役型に類型区分されることになるためである。

2008～2009 年：販売組織の共同利用型は 2008 年（C1+C2）の 669 組織から 2009 年（C）に 639 組織となっていることから、両数字には連続性があると考えられる。しかし非販売組織の共同利用型は連続していない。2008 年の非販売・共同利用型（G1+G2）は 3,969 組織あるのに対して、2009 年の非販売・共同利用型（G）は 1,254 組織しかなく、前者の一部でしかない。そこで 2008 年の非販売・共同利用型（G1+G2）を集落ぐるみ型（G1）とオペレータ組織利用型（G2）とに区分してみると、前者（G1=1,961 組織）の

多くが共同利用型組織（G=1,254 組織）に移行している。それに対してオペレータ組織利用型（G2=2,008 組織）の多くは、集落ぐるみ型（G1）の一部とともに作業受託組織（H=2,891 組織）に移行していると思われる。したがって 2008 年のオペレータ組織利用型の共同利用型組織（G2）は、2009 年の指標からすると作業受託組織が多くあったものと理解できる。

2009～2013 年：非販売・共同利用型（G）が▲386 組織減少し、販売・共同利用型（C）が 317 組織増加することから、非販売・共同利用組織（G）→販売・共同利用型（C）の移行があったとみられる。さらに非販売・作業受託型（H）が▲423 組織減少し、販売・販売・協業組織型（B）が 1,074 組織増加していることから、非販売・作業受託型（H）→販売・協業組織型（B）の移行があり、さらにそれ以上に後者が増加している。この販売・協業組織型（B）へ移行した類型は、共同利用型（C）、オペレータ委託型（D）であると考えられる。非販売・集落一農場型（F）が▲91 組織減少し、販売・集落一農場型（A）が 195 組織増加し、前者の減少数より後者の増加数が多い。そこで非販売・集落一農場型（F）→販売・集落一農場型（A）の移行に加えて、非販売・共同利用型（G1、G2）から販売・集落一農場型（A）の移行への移行があると考えられる。

2013～17 年：非販売・共同利用組織（G）が▲136 組織減少、作業受託組織（H）が▲

第 3-5 表 農業地域別の類型別集落営農組織数の変化

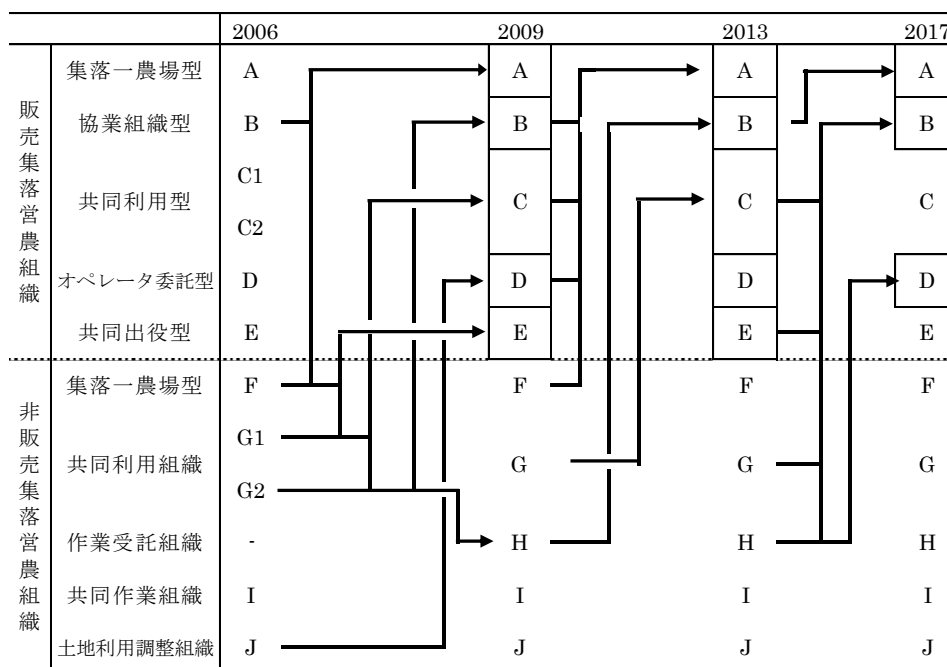
	(単位：組織)														
	北海道			東北			関東			北陸			東山		
	2005	2013	2017	2005	2013	2017	2005	2013	2017	2005	2013	2017	2005	2013	2017
合計	396	264	265	1,601	3,291	3,416	279	643	672	1,910	2,326	2,375	184	337	366
A 集落1農場型	34	30	17	82	611	673	26	130	137	294	681	736	21	114	117
B 協業組織型	13	25	32	377	1,076	1,411	51	312	380	323	937	1,033	15	40	79
C 共同利用型	0	10	13	8	296	85	0	74	30	10	45	6	2	18	8
D オペレータ委託型	2	9	10	139	429	526	10	63	79	133	261	257	5	28	48
E 共同出役型	3	4	8	13	281	170	0	34	26	11	22	5	10	16	14
F 集落一農場型	19	11	12	43	8	3	3	3	-	103	29	26	14	5	8
G 共同利用型	270	74	63	741	77	84	91	5	2	802	106	92	97	57	45
H 作業受託型	-	96	104	-	372	292	-	19	13	-	195	185	-	15	12
I 共同作業型	51	4	5	51	18	34	16	3	3	28	8	6	4	1	2
J 土地利用調整型	4	1	1	147	123	138	82	-	2	206	42	29	16	43	33
	東海			近畿			中国			四国			九州		
	2005	2013	2017	2005	2013	2017	2005	2013	2017	2005	2013	2017	2005	2013	2017
	合計	749	767	784	1,583	2,051	2,102	1,577	1,934	2,122	193	389	536	1,544	2,612
A 集落1農場型	105	171	186	138	402	442	146	447	565	8	26	45	67	455	396
B 協業組織型	51	201	227	245	548	641	81	329	458	22	114	193	179	722	908
C 共同利用型	9	44	36	30	83	87	29	52	41	1	32	17	10	302	202
D オペレータ委託型	30	97	118	35	73	121	40	176	185	5	22	26	25	120	129
E 共同出役型	3	34	19	14	289	241	1	49	34	3	21	24	1	255	221
F 集落一農場型	37	17	18	36	42	32	66	25	24	7	-	1	32	10	3
G 共同利用型	254	13	13	718	110	91	1,133	311	279	72	38	47	1,086	77	16
H 作業受託型	-	133	110	-	394	346	-	514	481	-	130	175	-	600	557
I 共同作業型	11	8	6	28	3	4	25	11	10	29	4	6	6	3	5
J 土地利用調整型	249	49	51	339	107	97	56	20	45	46	2	2	138	68	43

資料：集落営農実態調査個票の組替集計。

193 組織減少し、さらに販売・共同利用型（C）も▲431 組織減少している。その一方で販売・協業組織型（B）が 1,058 組織も増加し、集落一農場型（A）も 247 組織増加している。これらのことから非販売・共同利用組織（G）や作業受託組織（H）、そして販売・共同利用型（C）が販売組織の協業組織型（B）や集落一農場型（A）へ移行していると見られる。さらに販売組織の共同出役型（E）が▲243 組織減少していて、これも販売・協業組織型（B）等へ移行していると見られる。

さらに類型間の変化を農業地域別に示したものが第 3-5 表である。2006～2013 年の変化では、非販売・共同利用型（G）→販売・共同利用型（C）の移行は東北、北陸、東海、九州で、非販売・共同利用型（G）→販売・協業組織型（B）の移行は近畿、中国、九州で、それぞれ強くある。土地利用調整型（J）は消滅したものが多くあるとみられるが、しかし北陸（多くは富山県）、九州（多くは大分県）、東海（ほとんどは愛知県）はオペレータ委託型（D）へ、近畿（ほとんどは滋賀県）では共同出役型（E）へ移行しているものもある。

こうした類型間の移行を概念化して示したものが第 3-1 図である。この間に、非販売組織から販売組織への移行、そして販売組織内での移行、さらに販売組織の新設があつて、販売組織の集落一農場型（A）と協業組織型（B）が大きく増加し、さらにオペレータ委託型（D）も増加している。その結果、集落営農組織全体に占める各類型の割合は 2006 年→2017 年に、集落一農場型（A）10%→22%、協業組織型（B）16%→35%、オペレータ委託型（D）4%→10 と、その位置を大きく変化させている。



第 3-1 図 類型間の移動の概念図

資料：第4-5表，第4-6表をもとに作成。

注．□は新設による増加が多いことを示す。

2. 法人形態別の類型変化

販売組織では法人化が進展していることから、法人形態別に各類型の変化を分析する。その推移を示したものが第 3-6 表であり、画期別には以下の変化がある。

2006～2008 年：販売組織の集落一農場型（A）、協業組織型（B）、共同利用型（C1、C2）の増加の多くは非法人での増加である。しかし集落一農場型（A）と協業組織型（B）の増加は、非法人だけでなく、法人でも増加している。この法人の増加は、非法人の販売組織からの移行が多いと考えられるが、一部には非販売組織が販売組織を経ずに直接に法人化したものもあろう。各類型の販売組織増加数に占める法人数（その他の法人を含む、以下同様）の割合は、集落一農場型（A）19%、協業組織型（B）23%と高い。しかも法人増加数に占める株式会社の割合が、集落一農場型（A）6%、協業組織型（B）13%であり、この期は協業組織型では株式会社形態での法人化が多くなっている。

オペレータ委託型（D）と共同出役型（E）の増加も非法人が中心である。しかしオペレータ委託型（D）は増加数に占める法人割合が 23%であり、しかも株式会社の割合が 21%と高く、ここでも株式会社形態による法人化が進んでいる。

2009～2013 年：販売組織の増加数が 2006～2008 年に比較して低下する一方で、法人の増加数は逆に上昇している。集落一農場型（A）は販売組織全体での増加が 195 組織と少ないが、しかし法人形態別に見ると、非法人で▲200 組織減少する一方で、農事組合法人と株式会社ではそれぞれ 366 組織、28 組織の増加があり、法人化が急速に進展している。非法人の集落一農場型（A）は、非販売組織の集落一農場型（F）等からの移行によって増加しているのではあるが、それ以上に非法人から法人への法人化が進展しているということである。法人増加数に占める法人形態別の割合は農事組合法人 93%、株式会社 7%であり、農事組合法人形態での法人化が進展している。

協業組織型（B）は非法人が 562 組織の増加に対して、法人が 512 組織増加し、法人化が進展している。そして法人増加数のうち農事組合法人が 88%、株式会社が 11%で、ここでも農事組合法人形態での法人化が進行している。オペレータ委託型（D）は増加数 261 組織のうち、48%が法人であり、ここでも法人化が進行している。そして法人増加数のうち株式会社が 22%を占め、株式会社化の傾向が強い。共同出役型は 590 組織が増加するうち非法人が 9%であって、この類型では法人化の傾向は弱い。そして共同利用型（C）と共同出役型（E）の増加は非法人が中心である。

2013～17 年：販売組織数の増加数はさらに低下するが、しかし法人増加数はむしろ上昇し、法人化が一層進展している。集落一農場型（A）は全体での増加は 247 組織と少ないが、しかしそれは非法人が▲500 組織と大きく減少するためであり、その一方で法人が 747 組織も増加していて、法人化が顕著に進展している。法人増加数のうち、農事組合法人が 94%、株式会社が 5%で、前期と同様に農事組合法人形態による法人化の傾向が強い。

協業組織型（B）は 1,058 組織増加する中で、その 90%が法人であって、法人化の傾向

第3-6表 集落営農組織の法人形態別類型

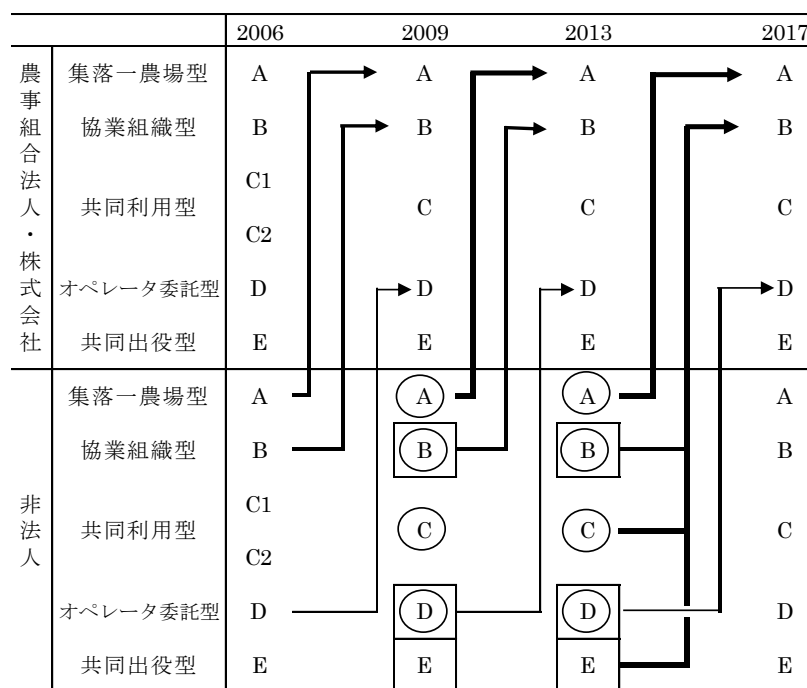
年次		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	06-08	09-13	13-17
計		3,321	5,658	7,703	8,173	8,417	10,025	10,475	10,610	10,636	10,867	11,324	11,462	4,382	2,437	852
A	集落一農場型	1,057	1,770	2,512	2,872	2,785	2,894	3,008	3,067	3,165	3,248	3,363	3,314	1,455	195	247
	協業組織型	1,684	2,264	3,055	3,230	3,467	4,100	4,192	4,304	4,546	4,814	5,087	5,362	1,371	1,074	1,058
B	共同利用型	61	415	482	639	648	872	924	956	750	611	597	525	421	317	▲ 431
	オペレータ委託型	21	168	187	1,017	1,021	1,189	1,246	1,278	1,372	1,454	1,515	1,499	650	261	221
D	共同出役型	64	224	383	415	496	970	1,105	1,005	803	740	762	762	319	590	▲ 243
	小計	2,534	4,508	6,152	6,412	6,424	7,733	7,925	7,739	7,437	7,305	7,161	6,820	3,618	1,327	▲ 919
A	集落一農場型	740	1,301	1,917	2,127	1,974	2,014	1,995	1,927	1,845	1,787	1,660	1,427	1,177	▲ 200	▲ 500
	協業組織型	1,375	1,834	2,428	2,553	2,660	3,130	3,135	3,115	3,170	3,260	3,213	3,220	1,053	562	105
B	共同利用型	58	411	477	631	635	852	897	923	721	582	562	494	419	292	▲ 429
	オペレータ委託型	20	163	179	693	674	813	845	829	946	983	1,013	972	499	136	143
D	共同出役型	64	221	375	408	481	924	1,053	945	755	693	713	707	311	537	▲ 238
	小計	619	939	1,288	1,483	1,688	1,939	2,163	2,458	2,758	3,093	3,656	4,097	669	975	1,639
A	集落一農場型	274	414	535	675	740	798	922	1,041	1,203	1,338	1,565	1,742	261	366	701
	協業組織型	222	329	495	539	646	790	862	991	1,165	1,335	1,635	1,872	273	452	881
B	共同利用型	3	3	4	4	9	16	23	27	22	21	26	24	1	23	▲ 3
	オペレータ委託型	1	5	9	259	279	302	314	354	331	366	394	414	119	95	60
D	共同出役型	-	2	7	6	14	33	42	45	37	33	36	45	7	39	-
	小計	168	209	262	271	300	342	375	396	419	440	464	494	94	125	98
A	集落一農場型	43	54	60	70	73	82	90	98	116	121	133	135	17	28	37
	協業組織型	87	100	129	133	155	174	190	191	202	209	224	250	42	58	59
B	共同利用型	-	1	1	4	4	4	4	6	6	7	7	6	1	2	-
	オペレータ委託型	-	-	2	63	67	71	84	90	88	96	96	100	31	27	10
D	共同出役型	-	1	1	1	1	11	7	11	7	7	4	3	1	10	▲ 8
	小計	131	166	193	177	193	212	218	215	224	230	240	266	91	112	118

資料：各年集落営農実態調査報告書及び個票の組替集計。

注：太字はピークの値。

が一層強まっている。法人増加数に占める農事組合法人の割合が 94% であって、農事組合法人化が強まっている。オペレータ委託型 (D) は 221 組織増加のうち法人割合が 35% で、非法人の増加が強まっている。法人増加数うち株式会社の割合は 13% に低下している。共同利用型 (C) と共同出役型 (E) は増加から減少に転じている。両者ともに非法人も法人も減少し、これらは非法人や法人の集落一農場型 (A) と協業組織型 (B) へ移行しているものと考えられる。

こうした類型間の移行を概念化して示したものが第 3-2 図である。2006 年～2013 年には非法人の販売組織経営体が、新設や非販売組織からの移行によって増加する中で法人化が進展して、集落一農場型や協業組織型の法人が増加している。しかも 2006 年～2009 年に比較して 2009～2013 年は非法人から法人への移行が進展して、法人化の傾向が強まっている。そして 2013～17 年には、販売集落営農組織増加が停滞する中で、非法人の減少と法人の増加が進行し、しかも法人の集落一農場型と協業組織型への移行が顕著に進展している。



資料：第4・5表をもとに作成。

注. □は新設による増加，○は非販売粗域からの移動がそれぞれ多いことを示す。

第 3-2 図 販売集落営農組織の類型間移動の概念図

第 5 節 結論

本章では、まず集落営農実態調査の枠組みの変化を分析した。2000 年調査は集落営農組

織の一般的定義を示し、その具体的内容を捕捉範囲で示した。しかしセンサスの調査対象である販売組織経営体と受託組織経営体を調査対象から除外していた。集落営農実態調査は、2000年調査の捕捉範囲を定義に組み込みつつ、員内受託を行う受託組織経営体と販売組織経営体を加えた。そして2009年調査は、調査項目が編成替えされ、販売集落営農を明示する調査枠組みになり、さらに員外受託を行う受託組織経営体を捕捉範囲に組み入れた。

ついで集落営農実態調査の調査項目から集落営農組織の類型を設定した。類型は、農業経営を行う集落営農組織については資本、労働、経営の経営要素を指標とする5類型（販売集落一農場型、協業組織型、共同利用型、オペレータ型、共同出役型）を設定し、農家補完組織については経営要素の資本と生産要素を指標とする5類型（集落一農場型、共同利用型、作業受託型、共同作業型、土地利用調整型）を設定した。

そして個票データの組替え集計によって類型別組織数全体の変化を示した。非販売組織から販売組織への移行と販売組織の新設によって、販売集落営農組織が増加することに伴って、非販売組織の集落一農場型、共同利用型、作業受託型が減少し、販売組織の集落一農場型、協業組織型、共同利用型、オペレータ委託型へ集中している。さらに販売組織の中で、非販売組織から非法人の販売組織が増加するのと並行して、非法人の法人化が進行して集落営農法人が増加している。とくに集落一農場型、協業組織型、共同利用型、オペレータ委託型で非法人から法人への移行が進展している。こうして法人化の進展とともに、集落一農場型（経営・資本・労働一体＋集团的土地利用）、協業組織型（経営・資本・労働一体）とオペレータ委託型（経営・労働一体）の3類型へ収斂しつつある。

販売集落営農組織の増加、そして法人化の進展の中で、集落営農組織の性格変化が進行している。集落営農組織では協業が進展し、オペレータ労働に対して賃金を支払い（労働要素の具備）、機械を所有し（資本要素の具備）、さらには集落一農場型のように集团的土地利用を行う集落営農組織となりつつある。そうした集落営農組織の性格変化の進行を背景として、法人化が進展しているものと考えられる。

第4章 販売組織経営体の企業形態 —農林業センサス個票による分析—

第1節 本章の課題

農産物の販売を目的とする組織経営体（以下、「販売組織経営体」とする）が顕著に増加し、わが国の農業に占める地位を高めている。販売組織経営体は、かつては畜産や園芸における会社（有限会社、株式会社等）による企業経営や複数農家による協業経営（非法人、農事組合法人等）がほとんどであったが、2010年以降に集落営農組織の増加によって水田作においても販売組織経営体が顕著に増加し、その法人化も進展している。

販売組織経営体は、雇用型の企業経営だけでなく複数農家による協業経営や集落営農組織等の多様なタイプを含んでいる。また集落営農組織も少数有志型や集落ぐるみ型のようにならったタイプがある。そのような販売組織経営体を構造的に比較するには、企業形態論による分析が適当である。なお企業形態分析は経営体の構造論的分析であるが、以下では多くの文献がそうであるように「経営体」と「経営」とを区別せずに記述する。

企業形態には企業の法的形式を示す法律形態と経済的実質を示す経済形態があることが一般経営学で明らかにされている⁽¹⁾。前章では販売組織経営体と集落営農組織について法人形態別の分析を行った。複数農家による協業経営のほとんどが農事組合法人と非法人であるため、法人形態による区分はそれら非法人・農事組合法人の協業経営と会社形態の企業経営とを区分することになるため、販売組織経営体の経済的実質を示す上でも一定の有効性を持つ。しかし、畜産・園芸では会社形態がほとんどを占めるため、法律形態は分析指標としての有効性に乏しい。さらに農事組合法人から株式会社への変更が可能であり⁽²⁾、会社法施行によって株式会社設立が容易になって、集落営農組織を含む協業経営が株式会社形態を選択する傾向が強まっており、会社と農事組合法人の区分が経済的実質の相違を示す有効性が低下しつつある。

そこで企業形態は、経済的実質を示す経済形態から分析する必要がある。すでに一般経営学における経済形態としての企業形態（以下、単に「企業形態」とする）の分析手法は農業経済学、農業経営学にも適用され、農業経営体の企業形態研究がある⁽³⁾。しかしそれらの多くは事例研究であって、販売組織経営体全体を大数的に捉える統計分析はない。そこで統計的な分析方法を検討する。そのために農業経済学・農業経営学の分野だけでなく、中小企業研究における中小企業、小零細企業の企業形態区分の成果を援用して、販売組織経営体の企業形態分析の方法を検討する必要がある。

そこで本章では、企業形態論に関する先行研究をレビューして販売組織経営体の経済形

(1) 占部（1980）など。

(2) 農協法改正により2002年から農事組合法人から有限会社や株式会社へ直接に組織変更することが可能となり、実際にそうした転換がある。

(3) 岩本・佐藤（1993）、新山（1997）など。

態としての企業形態をセンサスを用いて区分するのに適した定義を示し、その形態区分を用いて販売組織経営体と集落営農組織の企業形態を分析することを課題とする。分析は2015年センサス個票の再集計によって行う。

第2節 販売組織経営体の企業形態区分と指標

1. 農業経済・経営研究における企業形態論

(1) 質的指標による企業形態区分

企業形態の定義や類型化には、質的な特徴による定義と測定可能な量的基準を適用する定義とがある⁽⁴⁾。農業経営体に関する企業形態論の既往研究のうち、第1に、質的特徴による定義によるものは、形態区分の指標からつぎの2タイプがある。一つは、生産手段の所有形態を指標とする研究であり、吉田(1979)、(1980a)、長(1984)、倉本(1998)の研究がある。もう一つは、資本の所有関係に加えて構成員の人的関係を指標にして2次元で把握する研究であり、新山(1997)、(2014)がある。第2に、量的基準による形態区分の研究は、労働力を指標にした松木(1992)、南石・土田(2011)がある。

それらが析出する企業形態を第4-1表に比較して示す。吉田(1979)、(1980a)、長(1984)そして松木(1992)は、公企業や農協営を含めて広義の農業経営の企業形態を提示している⁽⁵⁾。それらを除く農家・家族経営体と組織経営体の企業形態について比較する

第4-1表 先行研究における企業形態区分(1)

文献	吉田(1979), (1980)	長(1984)	松木(1992)	新山(2014)	南石・土田(2011)
指標	生産手段の所有, 労働力, 経営目的, 経営の支配形態	生産手段の所有と経営の支配形態	農業専従者と年雇	資本所有者の範囲と関係	家族労働力と年雇
農家・家族経営体	家族経営 請負耕作	家族経営 小企業農的資本型家族経営	家族協業経営体 個人企業体農	伝統的家族経営 現代的家族経営 現代的自律的家族経営 家族同族企業経営	生業的経営 企業の家族経営 企業経営
組織経営体	共同(協業)経営 企業経営(資本家的経営)	共同経営 資本家的経営	集団経営 会社企業体農	伝統的集団経営 生産者集団経営 生産者集団企業経営 集団企業経営	
公企業等	農業の公企業経営 農協営の生産事業体	公企業 協同組合生産事業体	自治体・公社 農協		

資料：吉田(1979)、(1980)、長(1984)、松木(1992)、南石・土田(2011)、新山(2014)より作成。

(4) 内山(2014)は、前者を「理想型」の定義、後者を「運用上」の定義とする。

(5) 吉田(1979)は農業の装置化・システム化として営農団地やインテグレーションを企業形態として示している。しかし吉田(1980a)は、それらは農業の社会的組織化の一形態として独立の意義を与えることに問題があるとして、企業形態から除外している。

と、命名はそれぞれ異なっているとはいえ、農家・家族経営を一般的な家族経営と請負耕作、資本型家族経営、企業体農に2区分している。さらに組織経営体については、共同経営・集団経営と資本家経営に2区分している。農家・家族経営体は世帯を母体にした経営と企業的経営あるいは資本的な企業経営とに区分され、組織経営体は農家の協業経営と資本的経営とに区分されている。

新山（2014）は、家族経営と企業経営とは別の座標軸で定義されるものであるとして、次のように定義する⁽⁶⁾。家族経営は資本や土地等の生産要素を家族が所有・経営している血縁経営であり、その対立概念は非血縁により所有・経営されている非血縁経営である。それに対して企業経営は出資資本によって母体の世帯経済から分離された経営であり、その対立概念は母体世帯経済内で営まれる経営である。こうして第4-2表に示す企業形態を提示する。表側には血縁による「家族同族経営」に対して非血縁の「機能集団経営」⁽⁷⁾が対置される。表頭には資本が母体世帯経済内である「非企業経営」に対して資本が母体世帯経済外からの「企業経営」が対置される。そして「非企業経営」をさらに3形態に分け、所有・経営・労働が三位一体で農地・資本・労働力の生産要素を母体経済内で調達している経営を「伝統的経営」、生産要素を市場から調達している経営を「現代的経営」、そして大規模化して世帯からの経営の自立性が高い経営、家計と経営が分離されている経営を

第4-2表 先行研究における企業形態区分(2)

		母体経済からの未分離、分離（出資資本にもとづくかどうか）					
		非企業経営			企業経営		
		人的結合体：出資資本にもとづかない 母体世帯経済内経営			資本的結合体：出資資本にもとづく、 母体世帯経済からの経営の分離		
伝統的経営		現代的経営		人的信用基礎		資本信用基礎	
家族労働力・世帯所得の土地・資本の結合		現代的経営 生産要素（労働力・土地・資本）の市場調達	現代的自律的経営 生産要素の市場調達＋大規模化、世帯からの自立性	人的集団企業 少数の起業者の機能資本の結合	混合的集団企業 機能資本＋少数の持分資本の結合	資本的集団企業 機能資本＋広範囲の持分資本の結合	
家族同族経営 (血縁集団)	A-1：伝統的家族経営	A-2：現代的家族経営	A-3：現代的自律的家族経営	A-4：家族同族企業経営	A-5：家族同族企業経営	A-6：家族同族企業経営	
	耕種	飯米農家	多数の販売農家	一部の販売農家	－	－	
	畜産	－	多数の畜産農家	かなりの畜産農家	畜産企業経営	－	
機能集団経営 (非血縁)	B-1：伝統的集団経営			B-3：生産者集団経営	B-4：生産者集団企業経営	B-5：集団企業経営	B-6：集団企業経営
	耕種			完全協業経営	集落営農	出資型集落営農	－
	畜産	完全協業経営	畜産協業経営	畜産企業経営	－	－	

資料：新山（2014）、（1997）。
注：食品企業の例示を省略している。

- (6) これらの企業形態は、新山（1997）における畜産経営体の詳細な分析と新山（1994）における集落営農組織の研究を踏まえたものである。
- (7) 新山（1997）は、非血縁的結合による集団をさらに三つに類型化している。すなわち集落ぐるみ組織のような地縁集団、同一集落ではあるが機能的に集合している地縁的機能集団、地域を問わず全く機能的に集合している機能集団である。

「現代的自立経営」とする。「企業経営」についても出資による母体世帯経済からの分離の程度によってさらに3形態に分け、機能資本の結合による「人的集団経営」、配当を目的とした持ち分資本が少数加わる「混合的集団経営」、株式公募により広範囲の持ち分資本の結合による「資本的集団経営」とする。

その上で新山（2014）は、これらの企業形態のうち農業経営では混合的集団経営や資本的集団経営は存在しないので、企業経営は人的集団企業のみであるとする。そして機能集団経営のうち非企業経営は世帯からの自立性が高いので、大規模でなくとも現代的経営はなくて現代的自律的経営であるとする。こうして、家族経営は企業経営を含む4形態に区分し、組織経営体は3形態に区分する。

そこで示されている企業形態のうち、本論文が対象とする組織経営体は、伝統的集団経営、生産者集団経営そして生産者集団企業経営である。ただし組織経営体には、血縁ではあるが複数世帯による協業経営も含まれる。そうした経営体は、これら類型では「家族同族企業経営」や「現代的自律的家族経営」に含まれるはずであるが、無視されている。

機能集団経営の3類型の相違について理解しにくい部分はあるが⁽⁸⁾、資本制企業ではない組織経営体を三つに類型化した功績は大きい。さらに例示に、畜産経営と集落営農が示され、畜産経営は少数有志型組織、集落営農は集落ぐるみ型を指していると考えられることから、少数有志型と集落ぐるみ型組織も示されている。そう捉えると、組織経営体は構成員数と資本所有から6類型が提示されていることになる。

（2）量的指標による企業形態区分

対象数が少ない事例研究では質的な特徴による定義の採用が可能である。しかし統計分析では量的基準による定義を用いざるをえない。量的基準の定義には二つある。一つはUSDAの資本の所有関係による定義がある。しかしわが国のセンサスでは資本所有のデータがないため適用不可能である。もう一つは労働力によるものである⁽⁹⁾。

-
- (8) 新山（1997）は、伝統的集団経営は労働報酬が賃金化されず粗収益から物財費を差し引いた労働報酬・出資配当・地代の混合所得が構成世帯に分配される経営、生産者集団経営は構成員が土地・資本の出資関係が明確化し、賃金、出資配当、地代の範疇が独立して経営純収益の追求が目指される経営、そして生産者集団企業経営は他人労働の依存度を高め、所有と労働が分離して指揮監督労働と作業労働の分離がある経営とする。さらに法人を出資型組織、非法人を非出資型組織に区分していることからすると、生産者集団経営は非法人の集落営農組織、生産者集団企業経営は法人の集落営農組織とも理解できる。しかし新山（2014）では、第4-2表の耕種の例示のように、生産者集団経営は「集落営農」、生産者集団企業経営は「出資型集落営農」とあることからすると、生産者集団経営は非出資の集落営農組織と考えられる。このように生産者集団経営の出資に関してかならずしも一貫していないように見受けられる。
- (9) この他に、投下労働規模によって家族経営を含む農業経営体を類型化する新山ら（2019）がある。同研究は、投下労働規模（8時間×225日＝1800時間）を単位に、総労働規模のうち常雇が95%以上を「企業経営」、常雇が95%未満であるもののうち常雇が1労働規模以上を「家族ビジネス経営」、家族（臨時雇含む）の労働規模が0.5以上を「家族経営2」、家族の労働規模が0.5未満を「家族労働1」とする。そして2010年センサス結果から、組織経営体については、非法人の80%と法人の40%が「家族経営2」、法人の51%が「ビ

労働力を指標に企業形態区分を行っている研究として松木（1992）、南石・土田（2011）がある。松木（1992）は、農家については労働力を指標に企業形態区分し、年雇1人あるいは臨時雇100人日以上を「個人企業体農」として家族協業経営から区分している。しかし組織経営体については、センサスの「会社」⁽¹⁰⁾と「協業経営体」の区分を用いて類型化している。組織経営体のこの類型化は秋山（1992）も行っている。しかし「会社」、「協業経営体」の区分は、2005年センサス以降には表章されていないため、現在は用いることができない。

南石・土田（2011）は、家族労働と雇用労働の大小関係を指標にしている。この方法は伝統的定義であり、不十分との批判があるが、しかし外形基準としては明確である⁽¹¹⁾。ここでは、家族労働力と常雇労働力を指標に、農家を次のように形態区分している。すなわち法人・非法人にかかわらず、常雇なしを「家族経営」、常雇が1～5人でかつ家族労働力以下を「企業的家族経営」、常雇が1～5人で家族労働力よりも多い、あるいは常雇6人以上を「企業経営」と区分している。常雇6人以上を一括して「企業経営」としている。その理由は家族労働力の上限を5人と想定しているためであろう。この定義は、雇用労働力が自家労働力を超える経営が企業経営＝資本経営である、という理論的前提からのものである。

この定義では、(1)常雇1～5人までは家族労働力と常雇労働力の大小関係で3形態に区分する一方で、(2)常雇6人以上はすべて企業経営とする、というダブルスタンダードになっている。とはいえ家族経営と企業経営とを区分するメルクマールの限りでは大きな問題とはならない。ではこの定義を販売組織経営体に援用するとどうなるであろうか。

センサスの販売組織経営体には家族労働力のデータがないので、それを農業従事している構成員（以下、「農業従事構成員」）⁽¹²⁾に替えて、それと常雇との人数比較で販売組織経営体を形態区分することが可能である⁽¹³⁾。しかし(1)と(2)のダブルスタンダードをどう処理するといいいであろうか。(1)の方法、すなわち農業従事構成員数と常雇数の大小関係のみを用いると次のようになる。販売組織経営体には農業従事構成員数が11人以上のもの

ビジネス経営」で、「企業経営」はほとんどないことを示している。この研究は家族経営の類型化が目的であるために組織経営体の企業形態区分として不十分であるが、投下労働量を指標とすることは企業形態区分にとって有効と考える。なお、常雇が1労働規模であるとは常雇1人を雇用しているものにほぼ等しいことから、「ビジネス経営」は本章の「企業」に相当する。

(10) 2000年センサスまでであるこの経済形態としての「会社」は、法律形態の会社と区別しにくく、新山（1997）は経済形態の「会社」の定義がはなはだ不明確であると批判している。

(11) 盛田（2014）。

(12) センサス公表値では「経営者・役員等」と表章されているが、調査票では「経営の責任者・役員・構成員」とあり、経営者や役員だけでなく構成員を含むことから、本稿では「構成員」とする。農業従事構成員は、組織の構成員のみであって、構成員の家族を含まず、構成員でない家族従事者は常雇や臨時雇としてカウントされる。

(13) 常雇は7か月以上の契約の農業専従者であり、常雇数はストック（労働力数）の指標であるとともにフロー（投下労働量）の指標でもある。しかし農業従事構成員の農業従事日数は様々で、とくに集落営農等の構成員はパートタイム（兼業）の農業従事が多いため、農業従事構成員数はフローの指標ではない点に留意したい。

が 27%もあり、さらに集落営農組織ではそれが数十人にもなるものがある。そうした経営体では、多数の農業従事構成員以上に大量の常雇がいなければ「企業経営」に区分されないことになる。しかしそのように常雇が多数である経営体はほとんどないため、農業従事構成員が多い経営体であっても、ほぼすべてが「企業的経営」となる。これは不適當である。したがって農業従事構成員が多数の経営体をいかに形態区分するかが一つの課題である。また(2)の基準を用いるとすると常雇 6 人を基準とすることが適切であろうか。常雇人数による形態区分についても課題である。

2. 中小企業研究における企業形態論とその援用

企業形態区分について中小企業研究を検討する。中小企業研究では、大企業と中小企業の区分を論点とする企業形態論があり、さらに農業経済研究と同様に、企業経営と生業＝家族経営との区分を論点とする小零細企業研究における企業形態論がある。それらの形態区分の指標にも、質的指標と量的指標があるが⁽¹⁴⁾、以下では量的指標について検討する。

中小企業政策上では大企業と中小企業を区分する量的指標に、中小企業基本法上の定義が用いられる。製造業等では、資本金 3 億円以下の会社と常時使用従業員（家族従業員を含む）300 人以下の会社・個人（個人には非法人や農事組合法人等を含む）が「中小企業者」、常時使用従業員 20 人以下の会社・個人が「小規模企業者」である。そしてこの定義から、中小企業者中の小規模企業者以外である従業員 21～300 人が「中規模企業者」とされている。

さらに小零細企業研究では、生業と企業経営の区分の観点から、常時使用従業員 20 人以下の小規模企業をさらに細分した企業形態を示している。磯部（1977）は、業主 1 人の経営を「生業」、家族を含む従業員が 10 人以下⁽¹⁵⁾のうち、賃労働者があるものを「零細企業」とし、賃労働者なしを生業的な経営である「零細経営」としている。ここでは、従業員なしを「生業」とし、さらに従業員ありのうち、賃労働者なしを零細「経営」、ありを零細「企業」と区分しているのである。なお、家族従業員は 2 人程度と想定されているため、従業員 10 人以下の零細企業の多くでは家族従業員数を賃労働者数が上回るものと想定されている。

3. 企業形態の定義

以上の中小企業研究を援用して企業形態を第 4-3 表に示すように定義する。まず指標を次のように変更する。農業従事構成員と常雇を合わせて「従事者」として、これを中小企業研究で指標としている常時使用従業員とする⁽¹⁶⁾。企業形態は、まず小零細企業研究を援

(14) 清成・田中・港（1996）。

(15) 磯部（1977）は本文では「10 人以下」としつつも「9 人以下」と読める部分もあるが、本文によって「10 人以下」とする。

(16) 中小企業基本法の常時使用従業員には個人事業主や会社役員は含まれないが、農業従事

第 4-3 表 販売組織経営体の企業形態の定義

従事者数	農業従事構成員数	常雇数			
		0人	1～10人	11～20人	21人以上
1～10人	1人	個人経営	零細企業		
	2～10人	零細経営			
11人以上	11人以上	集団経営	集団企業		
				小企業	中企業

資料：筆者作成。

注．従事者数＝農業従事構成員数＋常雇数。

用して、従事者 1 人、すなわち農業従事構成員が経営主のみであり、かつ常雇なしの経営を「生業」に替えて「個人経営」⁽¹⁷⁾とする。農業従事構成員 2～10 人で常雇なしのものを「零細経営」とする。そして農業従事構成員 1～10 人で常雇 10 人以下のものを「零細企業」とする。

中小企業研究では、家族従業員を含む常時使用従業員 11～20 人が「小規模企業者」、同 21 人以上を「中規模企業者」と定義している。これらは家族従業員が 2 人程度と想定していて、賃労働者が多数である。しかし販売組織経営体では農業従事構成員が 11 人以上のものが先述のように 27%を占める。しかもその中には、常雇がない、あるいは少ない経営体が多くある。そうした常雇が少ないにもかかわらず、農業従事構成員が多数であるために従業員数が多数である経営体を「中小企業」と規定することは不適當である。この問題は、農業経済・経営研究を援用すると、集落営農組織では常雇が多数あるにもかかわらず「企業経営」ではなく「企業的経営」に区分されることとは、逆の問題である。いずれも農業従事構成員が多数である集落ぐるみ型組織の企業形態の定義に難点があるということである。

そこで、従事者 11 人以上の経営体のうち、農業従事構成員 10 人以下と 11 人以上とを区分することとする。そして農業従事構成員数 10 人以下のうち、常雇 11～20 人のものを「小企業」、常雇 21 人以上のものを「中企業」とする。そして農業従事構成員が 11 人以上のうち、常雇 0 人のものを「集団経営」、常雇 1～10 人のものを「集団企業」と定義する⁽¹⁸⁾。

なおこれら企業形態と集落営農組織の集落ぐるみ型、少数有志型との対応について述べておく。次章の集落営農実態調査を用いる分析では、構成員 21 人以上を集落ぐるみ型、20 人以下を少数有志型としている。集落営農組織の構成員のうちどれほどが農業従事しているのかを示す統計データはないが、仮に半分が農業従事しているとするなら、集団経営・

構成員には経営主や農業従事する役員が含まれている。

(17) 個人経営を含めて、農業従事構成員が 1 人である経営は、定義上、農家ではないかと考えられる。それが農家とどう異なるのかについては、統計捕捉上の問題を含めて分析が必要である。

(18) 本章の元になっている小野（2019）では、中小企業研究に準じて従事者数を指標に用いて、従事者 11 人以上を集団経営や集団企業と規定した。しかし従事者は常雇を含めたものであるため、本章では定義を再検討して、農業従事構成員数によって集団経営・集団企業を定義するものに変更している。

集団企業は集落ぐるみ型に対応し、それら以外は少数有志型に対応する。しかし構成員の農業従事率がより高ければ、集団経営・集団企業の中にも少数有志型があることになる。

第3節 販売組織経営体の企業形態

1. 労働力規模と企業形態

指標とした農業従事構成員数と常雇数による販売組織経営体の分布を販売額第1位（主位）の作目別に第4-4表に示す。稲主位は水稻・陸稲主位、園芸主位は露地野菜主位、施設野菜主位、果樹主位、花き・花木主位の合計、畜産主位は酪農主位、肉用牛主位、養豚主位、養鶏主位、その他畜産主位の合計である。販売組織経営体全体 19,552 経営体のうち、稲主位が 9,525 経営体（49%）と最も多く、ついで園芸主位が 6,037 経営体（31%）、畜産主位が 3,990 経営体（20%）である。

第4-4表 販売組織経営体の労働力規模別の常雇人数割合

(単位：経営体、%)

	農業従事構成員数	常雇人数					
		計	0人	1～5人	6～10人	11～20人	21人以上
稲主位	計	9,525 (100.0)	6,717 (70.5)	2,009 (21.1)	514 (5.4)	209 (2.2)	76 (0.8)
	1人	632 (6.6)	346 (3.6)	224 (2.4)	45 (0.5)	11 (0.1)	6 (0.1)
	2～5人	2,745 (28.8)	1,416 (14.9)	1,122 (11.8)	143 (1.5)	50 (0.5)	14 (0.1)
	6～10人	1,948 (20.5)	1,331 (14.0)	356 (3.7)	237 (2.5)	16 (0.2)	8 (0.1)
	11～20人	2,027 (21.3)	1,680 (17.6)	173 (1.8)	55 (0.6)	112 (1.2)	7 (0.1)
	21人以上	2,173 (22.8)	1,944 (20.4)	134 (1.4)	34 (0.4)	20 (0.2)	41 (0.4)
園芸主位	計	6,037 (100.0)	1,704 (28.2)	2,380 (39.4)	952 (15.8)	625 (10.4)	376 (6.2)
	1人	1,072 (17.8)	302 (5.0)	470 (7.8)	139 (2.3)	107 (1.8)	54 (0.9)
	2～5人	3,395 (56.2)	961 (15.9)	1,520 (25.2)	429 (7.1)	297 (4.9)	188 (3.1)
	6～10人	858 (14.2)	233 (3.9)	252 (4.2)	300 (5.0)	30 (0.5)	43 (0.7)
	11～20人	496 (8.2)	139 (2.3)	102 (1.7)	69 (1.1)	174 (2.9)	12 (0.2)
	21人以上	216 (3.6)	69 (1.1)	36 (0.6)	15 (0.2)	17 (0.3)	79 (1.3)
畜産主位	計	3,990 (100.0)	811 (20.3)	1,720 (43.1)	672 (16.8)	420 (10.5)	367 (9.2)
	1人	789 (19.8)	145 (3.6)	344 (8.6)	127 (3.2)	103 (2.6)	70 (1.8)
	2～5人	2,329 (58.4)	507 (12.7)	1,174 (29.4)	283 (7.1)	175 (4.4)	190 (4.8)
	6～10人	526 (13.2)	95 (2.4)	154 (3.9)	225 (5.6)	20 (0.5)	32 (0.8)
	11～20人	217 (5.4)	45 (1.1)	30 (0.8)	29 (0.7)	108 (2.7)	5 (0.1)
	21人以上	129 (3.2)	19 (0.5)	18 (0.5)	8 (0.2)	14 (0.4)	70 (1.8)

資料：2015年農林業センサス個票の再集計。

注(1) 稲主位は水稻・陸稲、園芸主位は露地野菜、施設野菜、果樹、花き・花木の計、畜産主位は酪農、肉用牛、養豚、養鶏、その他畜産の計。

(2) 太字が個人経営、点線内が零細経営、太い点線内が零細企業、一点破線内が集団経営、実線内が集団企業。

農業従事構成員階層では、稲主位は1人層は7%と僅かで、2～10人層が49%と約半数あり、しかも2～5人層が29%と多い。そして特徴的なことは11人以上層が44%と厚く存在することである。園芸主位は1人層が18%と多くあり、2～10人層が70%を占め、特に2～5人層が56%と過半を占めている。また11人以上層が12%ある。畜産主位も1

人層が20%と多く、2～10人層が62%を占め、とくに2～5人層が58%と過半を占める。また11人以上層が9%ある。こうして稲主位は2～10人層が半数あり、11人以上層が厚い。園芸主位と畜産主位は2～10人層が厚く、とくに2～5人層が過半を占める。なお11人以上層も1割前後あることについては、次で分析する。

常雇人数階層では、稲主位は0人層が71%と最も多く、1～5人層が21%で、6人以上層は8%と少ない。園芸主位0人層が28%で、1～5人層が39%と多く、6人以上層も32%ある。畜産主位は0人層が20%と少なく、1～5人層が43%あり、6人以上層が37%と多い。こうして稲主位は常雇を雇用しない経営体を中心であるのに対して、園芸主位と畜産主位は常雇を雇用する経営が一般的で、6人以上を雇用する経営体が3～4割と多くある。

定義に従って、企業形態を区分すると、太字が個人経営、点線内が零細経営、太い点線内が零細企業、一点破線内が集団経営、実線内が集団企業である。これらを企業形態別に集計して示したものが第4-5表である。

第4-5表 販売組織経営体の企業形態別割合

(単位：%)						
	稲主位		園芸主位		畜産主位	
計	100.0		100.0		100.0	
個人経営	3.6		5.0		3.6	
零細経営	28.8		19.8		15.1	
零細企業	(23.5)	22.3	(53.4)	51.5	(58.8)	57.8
小企業	(2.0)	0.8	(9.9)	7.2	(10.4)	7.5
中企業	(0.7)	0.3	(5.7)	4.7	(8.8)	7.3
集団経営	(38.0)	38.0	(3.4)	3.4	(1.6)	1.6
集団企業	(3.3)	6.0	(2.8)	8.3	(1.7)	7.1

資料：2015年農林業センサス個票の再集計。

注(1) 主位作目については第4-4表の注(1)参照。

(2) ()内は本文参照。

稲主位は、農業従事構成員11人以上層が44%と厚く存在する中で、そのうち常雇のない集団経営が38%と多く、常雇のある集団企業は6%である。農業従事構成員10人以下層では、常雇がない零細経営が29%と多く、常雇がある零細企業も22%ある。しかし常雇が11人以上の小企業・中企業はわずか1%である。園芸主位と畜産主位は、農業従事構成員数が10人以下層が多くを占め、また常雇がある経営体が多いことから、零細企業がそれぞれ52%、58%と過半を占め、常雇が11人以上の中企業、小企業の合計がそれぞれ12%、15%ある。それらに対して常雇がない零細経営はそれぞれ20%、15%である。そして集団経営と集団企業の合計が1割前後ある。

ところで農業従事構成員11人以上の集団経営と集団企業は、園芸主位や畜産主位にもあり得る。例えば農協営も集団経営や集団企業に区分されるからである。しかし園芸主位や畜産主位でそれらが1割前後もあるのは奇妙である。そこでそれらの個票データを詳細に観察すると、農業従事構成員は、経営者・役員・構成員だけでなく従業員が含まれていると考えられるデータが多数ある。園芸・畜産では株式会社形態が多数を占める中で、従

業員の雇用が多くある。常雇は7か月以上の短期的契約であるのに対して、従業員は年契約、あるいは期間の定めがない長期の契約であり、さらに会社で雇用される従業員は一般に「社員」と呼ばれるように、会社の構成員と同一視される。そのため従業員が、常雇と農業従事構成員の両方にカウントしていると考えられるデータが相当数ある。

そこで、集団企業のうち、農業従事構成員数から常雇数を差し引いた人数が0~10人であるものについては、農業従事構成員数が10人以下であるとみなすこととする。従業員を常雇とせず、農業従事構成員のみにカウントしていると思われるデータも多数あるが、これについては修正しない。

こうして修正した値を、零細企業、小企業、中企業に再分類したものを同表にカッコ書きで示している。そうすると稲主位では大きな変化はないのに対して、園芸主位では小企業と中企業がそれぞれ10%と6%、畜産主位では10%、9%となる。以下の分析では、この方法によって修正した企業形態別の経営体数を示すこととする。

2. 企業形態別の販売金額規模

企業形態別の農産物販売金額規模の分布を第4-6表に示す。なお、法人は農事組合法人と株式会社(特例有限会社を含む)のみを示し、持分会社や社団法人、農協等は含めない。

稲主位は9,094経営体のうち、非法人が3,692経営体(39%)、農事組合法人が3,251経営体(34%)、株式会社が2,151経営体(23%)で、非法人と農事組合法人が多い。法人形態間で比較すると、非法人と農事組合法人では集団経営が最も多く、集団企業と合わせて過半を占めている。しかし株式会社では集団経営・集団企業を合わせても6%しかない。また零細経営の割合が非法人、農事組合法人、株式会社の順に低下して、その逆に、零細企業、小企業、中企業の割合が上昇する。

園芸主位は5,413経営体のうち、非法人が388経営体(6%)、農事組合法人が594経営体(10%)、株式会社が4,431経営体(73%)で、ほとんどが株式会社である。その株式会社の企業形態は、零細企業が57%と過半を占め、ついで零細経営が17%であり、さらに小企業が11%、中企業が7%ある。集団経営と集団企業は合計して3%である。

畜産主位も3,686経営体のうち、非法人が77経営体(2%)、農事組合法人が383経営体(10%)、株式会社が3,226経営体(81%)で、株式会社がほとんどである。その株式会社の企業形態は、零細企業が59%と過半を占め、零細経営が14%で、小企業が11%、中企業が9%ある。

こうして稲主位では、非法人と農事組合法人で集団経営が最も多く、非法人、農事組合法人、株式会社の順に、零細経営割合が低下して零細企業割合が上昇する。それに対して園芸主位と畜産主位は株式会社がほとんどで、稲作主位の株式会社とともに零細企業が最も多く、さらに零細経営>小企業>中企業の順となっている。

つぎに農産物販売金額別の企業形態を分析する。記述の簡略化のために、販売組織経営体数全体をおよそ4分割して、1千万円未満層を「下層」、1~5千万円層を「中層」、5

第 4-6 表 農産物販売金額別の企業形態

(単位：経営体, %)

	農産物 販売金額 (円)	稲主位							園芸主位							畜産主位													
		経営 体数	計	個人 経営	零細 経営	零細 企業	小企業	中企業	集団 経営	集団 企業	経営 体数	計	個人 経営	零細 経営	零細 企業	小企業	中企業	集団 経営	集団 企業	経営 体数	計	個人 経営	零細 経営	零細 企業	小企業	中企業	集団 経営	集団 企業	
非 法 人	計	3,692	100	4	31	5	1	0	57	1	388	100	7	38	30	4	1	16	4	77	100	13	34	43	5	-	4	1	
			100	100	100	100	100	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100		100	100	100	100	100	-	100	100	
	1千万未満	1,773	48	81	68	66	55	18	34	38	246	63	66	82	36	20	-	85	50	18	23	20	38	15	-	-	33	-	
	1千万～5千万	1,694	46	18	29	32	43	76	58	48	105	27	28	13	55	20	-	10	29	31	40	60	54	27	-	-	67	-	
	5千万～1億	171	5	1	2	2	-	6	6	10	26	7	-	4	7	47	-	3	21	7	9	-	-	21	-	-	-	-	
1～3億	45	1	-	0	-	2	-	2	2	9	2	-	1	2	13	100	2	-	16	21	10	-	36	50	-	-	100		
3億以上	9	0	-	-	-	-	-	0	2	2	1	7	-	-	-	-	-	-	5	6	10	8	-	50	-	-	-		
農 事 組 合 法 人	計	3,251	100	2	27	19	2	1	42	7	594	100	5	26	43	6	4	8	7	383	100	4	19	55	11	8	2	2	
			100	100	100	100	100	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100	100
	1千万未満	1,138	35	66	55	29	26	#	28	13	234	39	53	65	33	13	4	45	12	42	11	38	22	8	2	-	43	-	
	1千万～5千万	1,849	57	31	41	55	54	72	67	69	228	38	30	28	51	24	8	36	38	72	19	31	33	19	5	-	14	17	
	5千万～1億	211	6	2	3	13	10	4	5	15	66	11	7	5	11	39	8	11	17	62	16	13	25	19	2	3	-	-	
1～3億	50	2	2	0	3	10	8	1	3	47	8	3	3	4	21	46	4	24	102	27	6	13	37	12	23	14	33		
3億以上	3	0	-	-	-	-	4	0	0	19	3	7	1	0	3	33	4	10	105	27	13	7	18	79	73	29	50		
株 式 会 社	計	2,151	100	5	26	60	3	1	3	2	4,431	100	4	17	57	11	7	1	2	3,226	100	3	14	59	11	9	1	2	
			100	100	100	100	100	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100	100
	1千万未満	758	35	71	50	28	3	7	33	22	1,413	32	70	59	30	5	4	32	10	177	5	18	14	4	2	1	2	4	
	1千万～5千万	1,032	48	24	43	54	25	20	52	47	1,608	36	24	32	45	23	8	29	34	499	15	28	28	17	3	2	4	6	
	5千万～1億	280	13	5	6	15	35	33	11	18	742	17	3	5	18	36	13	17	24	527	16	14	21	20	4	1	20	6	
1～3億	71	3	-	1	2	31	33	5	11	480	11	1	3	6	29	42	12	22	1,047	32	24	30	40	23	6	18	19		
3億以上	10	0	-	0	0	6	7	-	2	188	4	2	1	1	7	33	10	10	976	30	17	8	18	68	91	56	66		

資料：2015年農林業センサス個票の再集計。

注(1) 主位作物については第4-4表の注(1)参照。

(2) 経営体数は実数。それ以外は百分率で、「-」は0のこと、「0」は0.5未満の値があること。

(3) 「計」の上段は計に対する企業形態別の割合、下段は企業形態別の内訳の合計。

千万円～1億円を「上層」、1億円以上層を「最上層」とする⁽¹⁹⁾。

稲主位では、非法人は零細経営も零細企業も下層である。それに対して農事組合法人と株式会社は零細経営が下層と中層、零細企業が中層中心であり、零細経営より零細企業が上位階層に多い。そして株式会社では少数ながら、小企業、中企業が上層と最上層にある。集団経営は各法人形態の中層が中心である。それに対して集団企業は、非法人が下層・中層、農事組合法人が中層、株式会社が中層から最上層にあつて、非法人、農事組合法人、株式会社の順に販売金額階層のより上位層にある。

園芸主位では、非法人、農事組合法人、株式会社の順に、零細経営の割合が低下して、零細企業、小企業、中企業の割合が上昇する。経営体数が圧倒的に多い株式会社では、零細経営は下層中心、零細企業は中層中心、そして小企業が中層から最上層、中企業が最上層中心にある。畜産主位の株式会社は、零細経営が上層から最上層、零細企業が最上層（1～3億円層）中心にあり、小企業と中企業がともに最上層（3億円以上）に集中している。

(19) 第2章に示したように、各階層の販売額を累積して50%を含む販売額の中位層が、稲主位は3～5千万円層、園芸主位は1～3億円、畜産主位は5億円以上中層と異なる。したがって、稲主位は下層が販売額の過半を占め、園芸主位と畜産主位は最上層が過半を占める。

稲主位と園芸主位の株式会社を比較すると、園芸主位は小企業と中企業が多いものの、企業形態の階層別の存在状況が類似している。しかし畜産主位の株式会社は、両者に比較して零細企業、小企業、中企業がより上位層にある。これは労働投入量当たりの販売額が高額であるためである。企業形態の階層別の存在状況が類似している稲主位と園芸主位との比較からは、零細経営、零細企業、小企業、中企業の順に販売金額階層がより上位に位置していて、企業形態が販売金額階層を規定しているように見える。しかしこれは販売金額規模を上昇させるために雇用を増大させた結果、企業形態が変化しているのであり、販売金額階層の変化が企業形態を規定しているのである。稲作主位の集団経営と集団企業では、集団経営は法人形態間で販売金額規模階層の相違がないのに対して、集団企業は非法人、農事組合法人、株式会社の順に上位層に多い。両者は集落営農組織の実態が大きく関与しているであろうことから、集落営農組織とそれ以外とを区分して分析する必要がある。

第4節 集落営農経営体の企業形態

1. 経営田面積規模

販売組織経営体のうち集落営農実態調査で集落営農組織として捕捉されている集落営農経営体と集落営農組織でない販売組織経営体とを対比して企業形態を分析する。集落営農組織は水田作経営がほとんどで、稲主位が多いことから、稲主位の販売組織経営体について集落営農組織とそれ以外とに区分して、経営田面積別の企業形態を示したものが第4-7表である。

まず全体をみると、稲主位の販売組織経営体 9,525 経営体のうち集落営農が 6,337 経営体（67%）、集落営農以外が 3,188 経営体（33%）で、集落営農組織が多数を占める。法人形態別では、集落営農は非法人の 88%、農事組合法人の 82%で、両法人形態では集落営農がほとんどを占めるのに対して、株式会社では逆に 85%が集落営農以外である。

集落営農の企業形態を法人形態別に見ると、集団経営と集団企業が、非法人で 63%、3%、農事組合法人で 50%、12%、株式会社で 9%、12%であり、非法人と農事組合法人に集団経営が多くあり、農事組合法人と株式会社に集団企業が 1 割ある。

集落営農以外の経営体の企業形態は、零細経営と零細企業は、非法人で 55%、14%、農事組合法人で 41%、39%、株式会社で 27%、59%であり、非法人、農事組合法人、株式会社の順に零細経営の割合が低下して、零細企業の割合が上昇している。そして株式会社には小企業が一定数成立している。

集落営農以外の経営体における経営田面積別の企業形態割合を見ると、非法人では 50ha 以上の経営体はほとんどないことから、それ以下の階層を見ると、規模階層の上昇に応じて零細経営割合が低下する一方で零細企業割合が上昇し、10～50ha 層では零細経営割合が 4 割、零細企業割合が 3 割となっている。農事組合法人でも規模階層の上昇に応じて零細経営割合が低下する一方で零細企業割合が上昇し、20～30ha 層で両者がほぼ等しくな

第4-7表 稲主位集落営農経営体の経営田面積別の企業形態

(単位：経営体、%)

	水田面積	集落営農									集落営農以外								
		経営 体数	計	個人 経営	零 細 経営	零 細 企業	小 企業	中 企業	集 団 経営	集 団 企業	経営 体数	計	個人 経営	零 細 経営	零 細 企業	小 企業	中 企業	集 団 経営	集 団 企業
全体	計	6,337	100.0	2.1	26.1	11.0	1.8	0.7	54.0	4.4	3,188	100.0	6.7	34.4	48.1	2.6	0.6	6.3	1.3
	3ha未満	535	100.0	7.3	54.8	8.0	0.7	-	27.5	1.7	771	100.0	14.3	46.3	28.9	1.2	0.3	8.4	0.6
	3~10	910	100.0	3.0	41.9	10.9	1.8	0.3	40.3	1.9	693	100.0	7.5	40.7	43.1	1.3	0.4	5.8	1.2
	10~20	1,337	100.0	2.0	26.9	10.6	2.2	0.6	54.9	2.8	572	100.0	5.9	38.5	46.2	1.7	-	6.3	1.4
	20~30	1,305	100.0	1.3	21.3	9.5	1.7	0.9	61.5	3.8	354	100.0	2.3	29.4	59.3	1.7	0.3	5.4	1.7
	30~50	1,362	100.0	1.0	16.6	11.8	1.7	1.1	61.5	6.3	413	100.0	0.7	20.6	69.0	2.9	1.0	4.8	1.0
	50~100	713	100.0	1.1	14.6	14.7	1.8	0.3	59.3	8.1	293	100.0	2.0	14.7	70.3	5.8	1.0	5.1	1.0
100ha以上	175	100.0	-	5.1	14.9	3.4	1.7	64.0	10.9	92	100.0	2.2	5.4	51.1	20.7	6.5	6.5	7.6	
非法人	計	3,239	100.0	2.7	27.7	3.9	1.4	0.5	62.5	1.4	453	100.0	11.7	54.7	13.9	0.7	-	17.7	1.3
	3ha未満	417	100.0	7.2	57.1	6.2	0.7	-	28.5	0.2	225	100.0	16.4	61.8	5.8	-	-	15.1	0.9
	3~10	506	100.0	4.0	39.1	8.3	1.8	0.4	45.3	1.2	113	100.0	8.0	55.8	15.9	1.8	-	16.8	1.8
	10~20	599	100.0	3.0	25.9	4.3	2.2	0.7	62.4	1.5	57	100.0	10.5	36.8	29.8	1.8	-	21.1	0.0
	20~30	617	100.0	1.3	21.7	2.3	1.1	0.5	71.6	1.5	24	100.0	4.2	37.5	29.2	-	-	25.0	4.2
	30~50	647	100.0	1.1	17.2	1.9	1.5	1.1	75.6	1.7	24	100.0	-	50.0	29.2	-	-	20.8	-
	50~100	357	100.0	0.8	15.4	1.1	0.6	0.3	79.8	2.0	8	100.0	-	50.0	12.5	-	-	37.5	-
100ha以上	96	100.0	-	5.2	1.0	-	-	90.6	3.1	2	100.0	-	-	-	-	-	50.0	50.0	
農事組合法人	計	2,651	100.0	1.4	23.9	14.2	2.0	0.9	49.8	7.8	600	100.0	4.5	40.7	40.7	2.7	0.3	10.0	1.2
	3ha未満	83	100.0	6.0	44.6	13.3	-	-	27.7	8.4	104	100.0	11.5	45.2	29.8	1.9	-	11.5	0.0
	3~10	346	100.0	2.0	44.5	11.8	2	0	37.3	2.0	148	100.0	6.1	54.7	31.1	1.4	-	6.1	0.7
	10~20	667	100.0	1.2	28.2	12.4	2.1	1	51.9	3.6	119	100.0	3.4	52.1	27.7	2.5	-	12.6	1.7
	20~30	608	100.0	1.3	19.4	12.8	2.3	1.5	56.6	6.1	75	100.0	-	42.7	42.7	1.3	-	10.7	2.7
	30~50	607	100.0	0.8	15.7	14.8	1.8	1.0	54.4	11.5	68	100.0	1.5	16.2	66.2	2.9	-	11.8	1.5
	50~100	283	100.0	1.4	13.8	21.2	1.8	0	44.9	16.6	63	100.0	-	15.9	66.7	4.8	-	11.1	1.6
100ha以上	57	100.0	-	5.3	24.6	5	3.5	35.1	26.3	23	100.0	4.3	4.3	65.2	13.0	8.7	4.3	0.0	
株式会社	計	328	100.0	1.2	24.4	54.0	4.3	0.6	9.1	6.4	1,823	100.0	5.4	26.8	60.8	3.1	0.7	1.9	1.3
	3ha未満	12	100.0	-	58.3	25.0	-	-	16.7	-	294	100.0	12.2	39.1	45.2	0.7	0.3	2.0	0.3
	3~10	35	100.0	-	54.3	22.9	-	-	11.4	11.4	352	100.0	8.0	31.0	57.1	1.1	0.3	1.4	1.1
	10~20	53	100.0	1.9	20.8	54.7	3.8	-	13.2	5.7	358	100.0	5.6	33.8	55.3	1.7	-	2.2	1.4
	20~30	61	100.0	1.6	31.1	49.2	1.6	-	9.8	6.6	241	100.0	2.9	24.1	68.0	2.1	0.4	1.2	1.2
	30~50	92	100.0	1.1	17.4	62.0	2.2	2.2	9.8	5.4	305	100.0	0.7	19.0	73.4	3.3	1.0	1.6	1.0
	50~100	59	100.0	1.7	11.9	66.1	10.2	-	3.4	6.8	207	100.0	2.4	11.1	75.8	6.8	1.4	1.4	1.0
100ha以上	16	100.0	-	6.3	68.8	18.8	-	-	6.3	66	100.0	1.5	6.1	47.0	24.2	6.1	6.1	9.1	

資料：2015年農林業センサス個票の再集計。

注(1) 稲主位のみ集計である。

(2) 企業形態別の値は経営体数合計に対する割合。「-」は0のこと、「0.0」は0.05未満の値があることを示す。

り、30ha以上層では零細企業割合が零細経営割合を上回って過半を占める。株式会社でも規模階層の上層に応じて零細経営割合が低下する一方で零細企業割合が上昇し、3ha未満層では両者が拮抗しているが、それ以上層では零細企業割合が過半を占めている。こうして集落営農以外の経営体では、常雇雇用のある零細企業が、非法人では10~50ha層で3割程度であり、農事組合法人では30ha以上層で過半を占め、株式会社では3ha未満層を除く全階層で過半を占めている。農事組合法人は中層から、株式会社では下層から零細企業が零細経営よりも多くなるということは、その階層で常雇ある経営が多数を占めると

言うことである。そして常雇を雇用する経営が、非法人、農事組合法人、株式会社の順でより下層で多数であり、この順でより小規模でも雇用を導入している。

集落営農経営体では、非法人は規模階層が上昇するに応じて零細経営割合が低下する一方で、零細企業ではなく集団経営割合が上昇する。両者は、3ha 未満層では零細経営が過半を占め、3～10ha 層では同程度あり、10ha 以上では集団経営が過半を占める。農事組合法人でも規模階層の上昇に応じて零細経営割合が低下して集団経営割合が上昇する。ここでは 10ha 以上層で集団経営が零細経営を上回って過半を占める。加えて規模階層の上昇に応じて零細企業割合も上昇し、50ha 以上層では零細経営を上回るようになる。さらに集団企業割合も上昇して、100ha 以上層では集団経営に匹敵する。株式会社では、規模階層の上昇に応じて零細経営割合が低下する一方で零細企業割合の上昇が顕著であり、10h 以上層で零細企業割合が零細経営割合を上回る。その一方で規模階層の上昇に応じて集団経営割合が低下して集団企業割合が上昇し 20ha 以上層では、集団企業割合が集団経営割合を上回る。

集落営農経営体では非法人では零細経営と集団経営とが中心で、下層では零細経営が多くを占め、中層、上層では集団経営が多くを占める。農事組合法人でも同様の傾向があって 50ha 以上層で零細企業が零細経営を上回る。それに加えて上層では零細企業が零細経営を上回り、また集団企業が集団経営に匹敵する。株式会社では 10ha 以上層で零細経営と零細企業とが席を入れ替わり、また 50ha 以上層で集団経営を集団企業が上回る。

集落営農経営体でも農事組合法人では上層で、株式会社では 10ha 以上層で常雇を導入する経営が中心になっていて、農事組合法人に比べて株式会社の方がより小規模で常雇を導入する傾向がある。

2. 事業多角化

多角化事業の導入割合について法人形態別、企業形態別に第 4-8 表に示す。同表では導入割合が高い農産物加工と農家レストランのみ示してある。農事組合法人では集落営農経営体、集落営農以外の経営体ともに、零細経営、集

第 4-8 表 集落営農経営体の事業多角化

		(単位：組織，%)					
		集落営農			集落営農以外		
		経営 体数	農産物 加工	農家 レスト ラン	経営 体数	農産物 加工	農家 レスト ラン
非法人	全体	3,239	1.1	0.1	453	2.6	0.2
	個人経営	86	0.0	-	53	1.9	-
	零細経営	896	0.9	0.1	248	1.2	0.4
	零細企業	125	0.8	-	63	7.9	-
	小企業	44	0.0	-	-	-	-
	中企業	17	5.9	-	-	-	-
農事組 合法人	集団経営	2,025	1.0	0.0	80	2.5	-
	集団企業	46	10.9	-	6	16.7	-
	全体	2,651	8.6	0.4	600	12.8	1.3
	個人経営	37	0.0	-	27	3.7	-
	零細経営	634	4.6	-	244	6.6	1.2
	零細企業	377	13.8	1.6	244	20.5	1.6
株式 会社	小企業	54	16.7	3.7	16	25.0	-
	中企業	23	17.4	-	2	50.0	-
	集団経営	1,319	7.0	0.1	60	8.3	1.7
	集団企業	207	20.3	1.0	7	-	-
	全体	328	22.3	2.7	1,823	24.7	2.4
	個人経営	4	25.0	-	99	10.1	2.0
零細経営	80	12.5	1.3	488	16.2	1.8	
零細企業	177	26.0	1.7	1,108	28.2	2.0	
小企業	14	64.3	28.6	57	47.4	12.3	
中企業	2	50.0	-	13	69.2	15.4	
集団経営	30	6.7	-	34	20.6	2.9	
集団企業	21	19.0	4.8	24	25.0	-	

資料：2015年農林業センサス個票の再集計。

注. 太字は10%以上、太字イタリックは20%以上。

団経営での事業多角化割合は低いのに対して、零細企業、小企業、中企業、そして集団企業では 2～3 割程度が事業を多角化している。それに対して株式会社では集落営農経営体の集団経営以外は事業を多角化していて、しかも農事組合法人よりも実施割合が高い。

第 2 章では多角化の割合を水田面積規模別・法人形態別に示した。集落営農以外の経営体では、農事組合法人の 30ha 以上層、株式会社の 3ha 以上層、そして集落営農経営体の株式会社の 30ha 以上層で、事業多角化の割合が高かった。それらの階層は、企業形態で見ると零細経営よりも零細企業割合が高い階層である。農事組合法人や株式会社で零細経営よりも零細企業割合が高くなって、常雇導入経営のウェイトが増すのは、水田面積規模が拡大することで雇用労働を導入するだけでなく、事業多角化との関係で雇用が導入されていることも理由として考えられる。

第 5 節 まとめと結論

2000 年以降、経営体数が増加し法人化が進展している販売組織経営体について、その経済形態としての企業形態を農業経済・農業経営研究の成果に加えて中小企業研究の成果を援用して、労働力規模である農業従事構成員数と常雇数を指標に定義した。企業形態は、個人経営、零細経営、零細企業、小企業、中企業、集団経営、集団企業の 7 形を設定した。そしてその定義によって、2015 年センサス個票を用いて販売組織経営体の稲・園芸・畜産主位別の企業形態を農産物販売金額別に比較した。

園芸主位と畜産主位は株式会社が中心であるのに対して、稲主位は非法人、農事組合法人と株式会社がある。株式会社の稲主位と園芸主位は、販売階層別の企業形態の分布が類似している。とはいえ稲主位では少数である小企業・中企業が、園芸主位には多数あって資本制企業が形成されている。畜産主位の各企業形態の販売金額階層は、稲主位と園芸主位の同様の労働力構成・同様の企業形態に比較してより上層にあって、販売規模がより上位にある。

さらに稲主位販売組織経営体における集落営農経営と集落営農以外の経営体を経営耕地規模別、事業多角化別に比較した。集落営農以外の経営体は、常雇のない零細経営と常雇のある零細企業がほとんどであり、しかも非法人<農事組合法人<株式会社の順に零細企業割合が高い。また面積規模の上昇に伴って零細経営割合が低下する一方で零細企業割合が上昇して、大規模層ほど零細企業が多くなる。そして株式会社の 50ha 以上層では小企業、100ha 以上層では中企業の資本制企業も形成されている。

集落営農経営体は、非法人と農事組合法人では、常雇のない零細経営と集団経営が中心であり、前者は少数有志型、後者は集落ぐるみ型の集落営農組織である。そして大規模層ほど前者の低下して後者の割合が上昇する。さらに農事組合法人の大規模層では常雇のある零細企業や集団企業の割合が高くなる。それに対して株式会社は、少数有志型の零細経営と零細企業が多くを占め、大規模層ほど零細企業割合が上昇する。こうして非法人・農事組合法人は集落ぐるみ型、株式会社は少数有志型が多くを占めている。しかし株式会社

にも集団経営・集団企業が2割程度あることが注目される。

集落営農経営体と集落営農以外の経営体とを比較すると、同一規模階層であっても集落営農以外の経営体は常雇のある零細企業割合が高い。しかし集落営農経営体の農事組合法人の100ha以上層と株式会社の50ha以上層では、零細企業と集団企業の割合が集落営農以外の経営体に匹敵する割合であり、大規模経営では常雇を導入する経営体割合が高くなっている。

事業多角化の導入割合は、法人形態では非法人<農事組合法人<株式会社、企業形態では零細経営<零細企業<小企業・中企業、集団経営<集団企業の順に高い。こうした事業多角化の導入割合が常雇の導入を規定しているとみられる。

第5章 集落営農法人の法人形態 —農事組合法人と株式会社の選択要因—

第1節 課題

販売組織経営体の法人化が進展し、その75%が法人となっている。また集落営農組織は販売集落営農組織の増加段階を経て法人化段階になり、販売集落営農組織の法人割合が50%に至らんとしている。そうした販売組織経営体の法人形態は、畜産・園芸や集落営農組織以外の耕種は株式会社形態が主流となっているのに対して、集落営農組織では農事組合法人形態が主流であり、株式会社形態は非常に少ない。こうして畜産・園芸や集落営農組織以外の耕種の組織経営体と集落営農組織とでは法人形態の選択が大きく異なっている。その要因は何か、なぜ集落営農組織の法人化では農事組合法人形態が主流なのか。そして集落営農組織にとって農事組合法人形態の選択に問題はないのか、という疑問が生じる。そこで本章は、集落営農組織の法人化における法人形態選択の実態とその選択のあり方を明らかにすることを目的とする。

法人化に際して農事組合法人か株式会社かの選択要因には、次のように異なる観点がある。一つには制度的制約の観点からである⁽¹⁾。第1章で比較したように、農事組合法人は従事分量配当制を利用でき⁽²⁾、さらに農地所有適格法人の農事組合法人は事業税の優遇措置がある。また株式会社制度は構成員中の土地持ち非農家数、事業種類、雇用者数に制限がないのに対して、農事組合法人制度ではみなし組合員、事業種類、常時従事者要件による雇用者数について制約がある。

二つには、農事組合法人制度に対する評価の観点からである。農事組合法人は農民の協業組織であることから、集落営農組織の法人形態として適当であるという評価が農業関係機関にある。多くの集落営農組織の法人化においては、普及組織や農業委員会・農業会議、農協、市町村等の農業関係機関からの助言があり、その際に、農民の協業組織である農事組合法人形態の選択が助言されることが多い。

三つには、そのことをベースにした法人形態のイメージの観点からある。農事組合法人は農民の協業組織であり、協同組合の一形態であることから、農業生産中心に事業を行うイメージや利益追求ではないイメージがある。それに対して株式会社は、利益追求による積極的事業展開がプラスのイメージとなる反面、利益追求の負のイメージや会社アレルギーがある。こうした漠然としたイメージが法人形態選択の大きな要因である⁽³⁾。

(1) 本文で挙げたもののほかに、農事組合法人の制度的不備から、株式会社形態の選択の方が適切であるとする斎藤（1991）や淵野（1992）の見解がある。

(2) 従事分量配当制の場合には年末調整等の事務負担がないこともメリットであることを斎藤（1991）が指摘している。

(3) 農業関係機関の影響やイメージについては斎藤（1991）も指摘している。

こうした制度的制約や農事組合法人の評価、法人形態のイメージは実務的に重要である。しかしそれらは集落営農組織だけでなく農業経営体の法人化における法人形態選択に一般的に関わることである。こうした農業経営体一般、さらには集落営農組織一般に関することとは異なり、集落営農組織のタイプによって適合的な法人形態選択が異なるとする、より研究的な見解がある。

第1は、発展段階によって法人形態が異なるとする見解である。田代（2011）、（2016）は、農民層分解論から集落営農組織の三つの段階を規定し、それらの段階移行を想定する。すなわち、①任意組織段階：機械作業を組織のオペレータが行う、②法人化第1段階：法人に利用権設定し管理作業を地権者に再委託する段階であり農事組合法人が典型である、③法人化第2段階：法人に利用権設定し法人オペレータが管理作業まで行う段階であり株式会社形態が典型である⁽⁴⁾。これらは集落ぐるみ型集落営農組織を想定したものと考えられる。農事組合法人は農民の組織であることから、農作業委託者は構成員になれるのに対して、土地持ち非農家は基本的に構成員となることはできない（「みなし農民」として組合員の1/3以下までは可能）。したがって、農民層の分化が進行して土地持ち非農家が増加し、彼らを組織の構成員とするためには、農地提供者数に制限がない株式会社となる必要がある。そしてこの見解は、構成員の分化に加えて、さらに法人自身が資本制的企業へ転化することを見通していると見られる⁽⁵⁾。

第2に、集落営農組織の構成員数によるタイプ、すなわち集落ぐるみ型と少数有志型の相違から、集落ぐるみ型は農事組合法人、少数有志型は株式会社が適合的であるという見解である。農林水産省経営局経営政策課農業法人班（2006）は、「集落営農組織の運営を基にした望ましい法人形態」として、「集落一農場型」は農事組合法人、「担い手（オペレータ）委託型」は株式会社であると整理している。前者は集落ぐるみ型組織、後者は少数有志型組織のことである。また普及関係者の井出（2012）も集落営農組織では集落ぐるみ型は農事組合法人、オペレータ型は株式会社が適していると指摘している。こうした理解は、先に示した集落営農組織は農民の協業組織である農事組合法人形態が適当であるとする理解に、少数有志型は株式会社形態もありえるとする見解が加わったものであるが、なぜそうであるのかの根拠が明らかではない。

第3に、経営目標、あるいは結合原理の観点から、法人形態を示唆する見解である。吉田（1979）、（1980a）は、共同経営における「平等原則」と「収益原則」の対立を論じる。共同経営では、成員の人的結合の原理は平等原則であるのに対して、経営目標は純収益であるため収益原理が経済的結合体を支配し、両者が矛盾する。そして両者が一致するのは同質的な少数組織であり、大規模化に伴って収益原則が適合するようになるとする。ここでは法人形態について言及していないのではあるが、こうした理解からすると、少数

(4) 田代（2016）は、これら3段階は長期的には発展段階差であるが、実態的には類型差でもあるという見解も示していて、第3段階へ移行せずに第2段階に留まることも指摘している。

(5) 農民層分解論からする資本制企業への転化については第3章を参照。

有志型は農事組合法人、集落ぐるみ型は株式会社が適格的であることが示唆され、山本（2012）も同様の見解を示している⁽⁶⁾。この結論は第1の見解とは逆である。

第4に、集落営農組織における意思決定方式の観点から、集落営農組織の法人化は株式会社形態が適格的であるとする見解である。楠本（2010）は、農事組合法人には、実施事業の制限、員外利用の制限（2割以内）という制度的制約があることに加えて、総会議決が1人1議決権であるため意思決定に時間がかかり、経営者の意見が通らないことを理由として、株式会社形態が適切であるとする。森（2012）は、農事組合法人は事業が農業関連に限定されていることに加えて、総会議決が1人1議決権であるため迅速な意思決定が難しいことなどの問題点があることを理由に株式会社形態を勧める。そして集落ぐるみ型の集落営農組織の法人化は、まずは従事分量配当制の農事組合法人とした上で、給与制に移行し、さらに株式会社へ組織変更することを提案する。農林水産省経営局協同組織課（2007）はアンケートからそうした問題点を指摘している⁽⁷⁾。この見解は農事組合法人制度の1人1議決権制を問題視している。では集落営農組織においても株式会社の1株1議決権を採用して、出資数に応じて議決権に差を設けることが適当なのかというと、そうは言っていない。

第5に、酒井（1992）は、1人1議決権の「組合法人」について三つの方向を示している。酒井（1992）は農事組合法人について、1人1議決権であるため意思決定が「資本の論理」のみで単純に行われず、多くの時間・労力を要し（p.24）、効率性に欠ける面があると指摘する（p.67）。しかしその一方で、農事組合法人は労働＝人間重視の意思決定方式や分配方式を採用していると評価する。そして次のような三つの方向を示す。一つの方向は、所有と労働が一致した耕作者主義の農事組合法人が、組合員の営利を追求する企業化の方向であり、もう一つの方向は、農業生産法人と同様の役員耕作者主義、あるいは経営者のみが出資する従事者主義による組合法人（これは有限会社でも可能）の方向であり、そして三つ目の方向は、土地所有者が出資する地縁的地主経営が協同組合原理に則った新たな協同組合法人制度の方向である。一つ目は農事組合法人での方向であるのに対して、後の二つは協同組法的な株式会社の提案である。

以上の見解のうち、第1の見解では、構成員の分化によって農事組合法人が株式会社に移行して、集落営農組織は資本制企業になる。第2の見解で、集落ぐるみ型組織には農事

(6) 山本（2012）は、自作農の連合組織である集团的集落営農組織は「むらの論理に」にもとづく運営方式によるが、一個の経営体である集落営農組織では「経営の論理」による運営方式に切り替える必要があるとする。これは法人形態を明示していないが、前者は農事組合法人形態、後者は株式会社形態が適格的であることを示唆する。

(7) 農事組合法人に対するアンケート調査である農林水産省経営局協同組織課（2007）では、株式会社への組織変更を「検討した、または検討している」（11.9%）と「検討したが、実行に至らなかった」（1.8%）を合わせて14%あり、また自由回答に、議決権が1人1票制なのでリーダーシップをとるのが大変、議決権が1人1票制なので同意見で経営をしないと前向きに進まないことが多いという問題点が指摘されている。同調査は2006年7月に農事組合法人1,084法人に対して実施され、回答のあった625法人（回収率57.7%）について集計したものである。

組合法人が適格的であるとする理解は、1人1議決権である農事組合法人形態が集落の平等主義的運営に適格的であるという理解に根拠がある。株式会社は資本結合組織、物的組織であるために1株1議決権であるのに対して、農事組合法人は協同組合と同様に人的結合組織、人的組織であるために1人1議決権である、ということは周知のところである。このことから、集落ぐるみ型集落営農組織は、構成員の議決権が平等である農事組合法人形態が適格的であるとされているのである。それとは逆に第3、第4の見解ではそれが否定的に評価されている。しかし第5の見解では積極的に評価され、協同組合株式会社が提案される。

対極的と考えられる協同組合と株式会社とを結合した協同組合株式会社は論理矛盾のように見える。しかし欧米では20世紀末に協同組合の株式会社化、あるいは協同組合と株式会社とのハイブリッド化の動きがあり、また社会的企業の制度化もあって、協同組合と株式会社の制度的境界は厳然としたものではなくなっている⁽⁸⁾。わが国においても、会社法の株式会社制度は定款自治が大幅に認められ、かつての旧商法の株式会社制度とは全く異なる組織を構成することが可能となっている。そうした現時点の法制度からすると、第5の見解は法人形態選択のあり方として重要な提起である。

しかし株式会社の集落営農組織において1人1議決権が採用可能であることには素朴な疑問が生じよう。しかしこれについては、すでに行政当局によってパンフレットの片隅で指摘されている方法が二つある。一つの方法は、1株1議決権制を前提として実質的に1人1議決権とするものである。1株1議決権制を前提としつつ、株主が均等出資であれば実質的に1人1議決権と同様の状態が可能となる⁽⁹⁾。もう一つの方法は、議決権制限株式の採用である。すべての株式が譲渡制限株式である非公開会社では、議決権制限株式の採用によって1人1議決権とすることが可能である⁽¹⁰⁾。

このように株式会社形態であっても1人1議決権の採用が可能なのであれば、それを採用する株式会社形態の集落営農組織がありえる。しかし株式会社形態の集落営農組織における議決権が実際にどのように運用されているのかについて分析した先行研究はない。そこで株式会社形態の集落営農組織における議決権の実態をまずは明らかにすることがまず必要である。さらに第4の見解で指摘されていたように、1人1議決権の採用と業務執行権の明確性や意思決定の迅速性とは対立するものなのかどうか。これについては集落営農法人における法人形態と意思決定方式の実態を分析することが必要である。

以上のことから本章は、以下のことを課題とする。第1に、集落営農組織における法人

(8) 欧米での動きについての簡潔な整理は明田(2016)。

(9) 農林水産省経営局経営政策課農業法人班(2006)は、株式会社においても「均等出資による議決権の均等に配慮するなどにより集落営農と同様の運営が可能である」と記している。

(10) 農林水産省(2011)は、株式会社は「株主総会の特殊決議(総株主の半数以上であって、総株主の議決権の3/4以上の賛成)があれば、1人1議決権とすることも可能」であることを注記してある。ただしあくまでも注記であって、それ以上の説明はなく、また1人1議決権を推奨しているわけでもない。

形態の現状を統計から把握する。そして実態分析から、第2に、集落営農法人を議決権方式からタイプ区分したうえで、各タイプにおける組織、出資、議決権運用、事業の実態を明らかにする。第3に、集落営農法人の法人形態選択の要因と課題を明らかにする。そして最後に集落営農組織の法人化における法人選択のあり方を考察する。

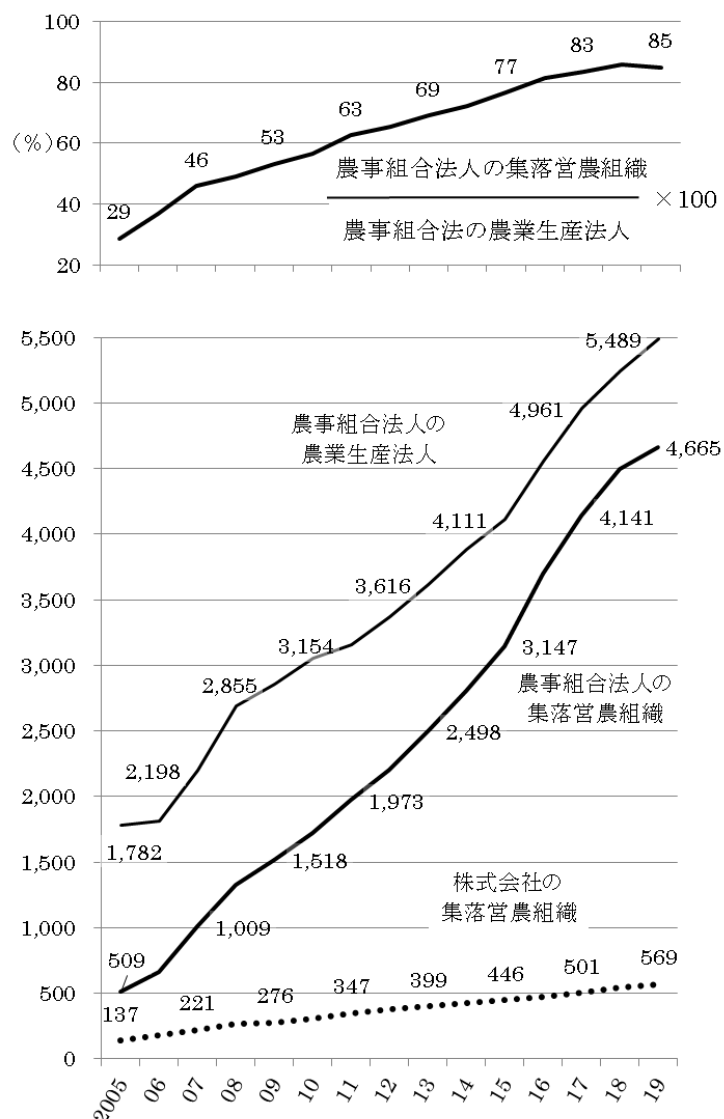
第2節 集落営農組織の法人化

1. 集落営農法人の増加

集落営農組織は販売集落営農組織の増加段階を経て、その非法人が減少する一方で法人組織が増加する法人化段階に至っていることを第2章で示した。ここではさらに、法人形態の変化を観察する。集落営農法人のうち農事組合法人および特例有限会社を含む株式会社（以下、「株式会社」とする）の推移を第5-1図に示す。

一見して明らかなことは、農事組合法人数増加の圧倒性である。農事組合法人は2005年の509法人から2019年の4,665法人へ、ほぼ直線的に増加して9.2倍になっている。それに対して株式会社は2005年の137法人から2019年に569法人に着実に増加して4.2倍になっているものの、その絶対数は農事組合法人にははるかに及ばない。

農地所有適格法人（旧農業生産法人）のうち農事組



第5-1図 集落営農法人数の推移

資料：農林水産省「集落営農実態調査」各年版、農林水産省経営局「農地所有適格法人の参入状況（平成31年1月1日現在）」。
注：株式会社には有限会社を含む。

合法人である組織数は2005年の1,782法人から2019年の5,489法人に増加していることから、それに対する農事組合法人形態の集落営農組織の割合は29%から85%へ上昇し、いまや農地所有適格法人である農事組合法人のほとんどは集落営農組織となっている。

こうした集落営農法人の増加状況を農業地域ブロック別に第5-1表に示す。全国の共同販売集落営農組織は、2005年の2,860組織から2019年の11,511組織へ4.0倍に増加している中で、集落営農法人は646法人から5,301法人へ8.2倍に増加している。その結果、販売集落営農組織に対する集落営農法人の割合（法人化率）は2005年の23%から46%へ上昇している。

第5-1表 集落営農組織数と法人数の推移

	(単位：組織、%)										2005～19倍率			
	2005年					2019年					販売組織	法人	農事組合法人	株式会社
	集落営農組織	販売組織	法人	農事組合法人	株式会社	集落営農組織	販売組織	法人	農事組合法人	株式会社				
全体	10,063	2,860	646 (22.6)	509 (78.8)	137 (21.2)	14,949	11,511	5,301 (46.1)	4,665 (88.0)	569 (10.7)	4.0	8.2	9.2	4.2
北海道	396	52	26 (50.0)	17 (65.4)	9 (34.6)	255	74	38 (51.4)	17 (44.7)	20 (52.6)	1.4	1.5	1.0	2.2
東北	1,624	619	98 (15.8)	53 (54.1)	45 (45.9)	3,311	2,788	928 (33.3)	777 (83.7)	138 (14.9)	4.5	9.5	14.7	3.1
関東・東山	463	140	33 (23.6)	24 (72.7)	9 (27.3)	1,056	936	359 (38.4)	304 (84.7)	44 (12.3)	6.7	10.9	12.7	4.9
北陸	1,912	771	201 (26.1)	168 (83.6)	33 (16.4)	2,356	2,068	1,223 (59.1)	1,090 (89.1)	125 (10.2)	2.7	6.1	6.5	3.8
東海	753	198	44 (22.2)	31 (70.5)	13 (29.5)	784	598	289 (48.3)	246 (85.1)	36 (12.5)	3.0	6.6	7.9	2.8
近畿	1,585	462	29 (6.3)	21 (72.4)	8 (27.6)	2,127	1,566	591 (37.7)	481 (81.4)	98 (16.6)	3.4	20.4	22.9	12.3
中国	1,586	297	159 (53.5)	150 (94.3)	9 (5.7)	2,134	1,337	912 (68.2)	844 (92.5)	57 (6.3)	4.5	5.7	5.6	6.3
四国	193	39	7 (17.9)	4 (57.1)	3 (42.9)	582	351	190 (54.1)	177 (93.2)	11 (5.8)	9.0	27.1	44.3	3.7
九州・沖縄	1,551	282	49 (17.4)	41 (83.7)	8 (16.3)	2,344	1,793	771 (43.0)	729 (94.6)	40 (5.2)	6.4	15.7	17.8	5.0

資料：集落営農実態調査各年版。

注(1) 販売組織は、共同販売経理を行う組織。

(2) 法人の()は販売組織数に対する割合、農事組合法人と株式会社の数()は法人数に対する割合。

地域ブロック別に見ると、2005年に集落営農組織数も集落営農法人数も多数であった北陸、中国は、法人化率がそれぞれ、2005年の26%、53%から2019年の59%、68%へとさらに高まっている。こうして集落営農法人の先進地では法人化が一層進展している⁽¹¹⁾。近畿も2005年の集落営農組織数が多い集落営農先進地であるが、法人割合は6%と低かった。ところが2005～2019年に法人数が20倍に増加し、法人割合が38%に上昇している。近畿におけるこの法人の増加は、滋賀県における法人化の進展によるものである。

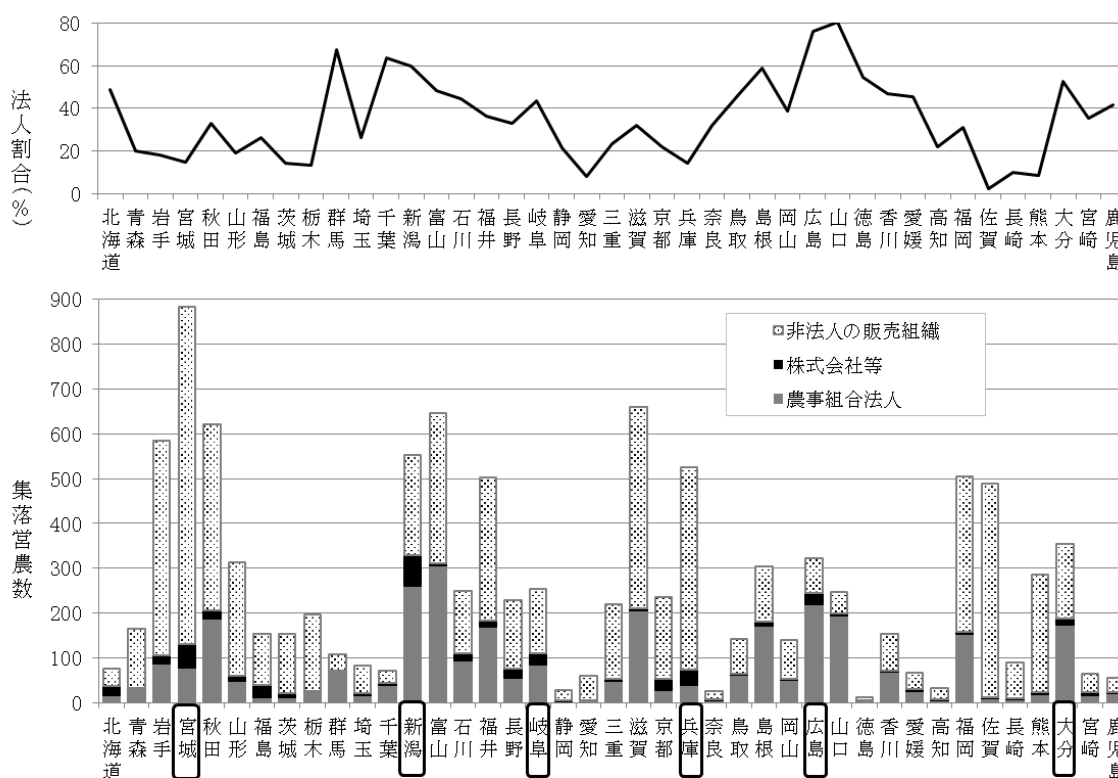
他方、これまで集落営農の後進地域で、販売集落営農組織数が大きく増加し、東北で4.5倍、関東・東山で6.7倍、四国で9.0倍、九州・沖縄で6.4倍になっている。しかも集落営農法人数の増加倍率が高く、東北で9.5倍、関東・東山で10.9倍、四国で27.1倍、九州・沖縄で15.7倍である。これら集落営農後進地では、販売集落営農組織数が増加し、それを上回る倍率で集落営農法人数が増加し、2019年の法人割合は、東北10%、関東・東山11%、四国6%、九州16%となっている。

こうして集落営農先進地における法人化の一層の進展と集落営農後進地における法人化の急進が、集落営農組織全体の法人増加となって現れている。

(11) 北陸を含めて西日本では法人化に積極的であるが、個別営農志向が強い東日本では法人化に消極的であるという指摘がされている。(楠本(2006)：p.113)。

2. 集落営農法人の法人形態

集落営農法人のうち農事組合法人と株式会社の割合を前掲第 5-1 表に示してある。全国では、2005 年には農事組合法人が 79%、株式会社が 21%であったものが、農事組合法人の増加によって 2019 年にはそれぞれ、88%、11%となり、農事組合法人化の傾向が強まっている。集落営農組織の法人化はこのように農事組合法人化の傾向が強いのはあるが、地域ブロック別に見ると、北海道を別にして、東北、関東・東山、東海、近畿で株式会社の割合が高い。



第 5-2 図 県別の法人組織数と法人割合 (2015 年)

資料：集落営農実態調査。

注(1) 販売組織数が10未満の東京，神奈川，山梨，大阪，和歌山，沖縄を除く。

(2) 下段の株式会社等には合同会社等持分会社や社団法人を含む。

(3) 上段の「法人割合」は販売組織数に対する法人数の割合。

法人化における法人形態についてさらに県別に見るために、2015 年における法人形態別の法人組織数を県別に示したものが第 5-2 図である。下段は法人形態別の組織数を、上段は法人割合を、それぞれ示している。法人割合は、中国と北陸の各県が 40%を超え、近畿、東北の多くの県でも 20%前後になり、東海の岐阜県や北九州の大分県でも高い。そして株式会社等（持分会社、社団法人等を含む）の集落営農法人数が多い県は、下段の図が示すように、東北の宮城県（51 法人）、福島県（22 法人）、岩手県（16 法人）、秋田県（17

法人)、関東・東山の長野県(19 法人)、北陸の新潟県(69 法人)、石川県(17 法人)、東海の岐阜県(26 法人)、近畿の兵庫県(33 法人)、京都府(20 法人)、中国の広島県(22 法人)、北九州の大分県(14 法人)である。このように、株式会社は特定県に集中している傾向がある。

第3節 集落営農法人のタイプと組織・事業

1. 集落営農法人のタイプ

集落営農組織には構成員の参加数から集落ぐるみ型組織と少数有志型組織の2タイプがあることを序章で示した。ここで両タイプを区分する指標を明確にする。

集落営農実態調査の定義する集落営農とは、「一つあるいは複数の集落を単位に構成農家のおおむね過半が参加して農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農」(下線は引用者)である。立地集落内の農家数に対する集落営農組織への参加農家の割合(以下、「農家組織率」とする)が「おおむね過半」である組織を集落営農実態調査は集落営農であるとしている。では集落営農組織の農家組織率の実態を確認しよう。

集落営農実態調査が捕捉する集落営農組織について、参加農家数別に農家組織率を示したものが第5-2表である。農家組織率別の割合は、60%以上が58%と過半であり、40%以上が75%を占め、40%未満が25%ある。「おおむね過半」を50%の8割である40%以上とすると、全体では3/4がこの規定に当てはまる。このことから、集落営農実態調査の定義にある立地集落内の農家の「おおむね過半」を農家組織率40%以上として、この階層を「集落ぐるみ型」と定義することができよう。

さらに参加農家数階層別に確認すると、農家組織率40%以上は、21人以上の各層で9割を占めている。したがって参加農家数21人以上の組織のほとんどは「集落ぐるみ

第5-2表 集落営農組織の参加農家数と参加農家割合

(単位:組織, %)

参加農家数	組織数	農家組織率					
		計	20%未満	20~40%	40~60%	60~80%	80%以上
計	15,136 (100.0)	100.0	11.6	14.2	16.2	17.0	41.1
1~10人	3,245 (21.4)	100.0	38.0	25.6	13.8	8.2	14.4
11~20人	3,953 (26.1)	100.0	7.8	18.4	21.1	18.5	34.3
21~30人	2,838 (18.8)	100.0	3.4	9.6	18.4	20.3	48.3
31~40人	1,604 (10.6)	100.0	2.3	6.2	14.5	21.4	55.5
41~50人	1,024 (6.8)	100.0	2.2	7.1	12.0	20.2	58.4
51~100人	1,719 (11.4)	100.0	2.2	4.9	10.4	17.9	64.6
101人以上	753 (5.0)	100.0	1.9	8.1	14.7	18.2	57.1

資料:平成29年集落営農実態調査個票.

注. 太枠は少数有志型と集落ぐるみ型.

型」組織である。それに対して参加農家数 1～10 人層では 36%と低く、11～20 人層は 74%と平均程度である。参加農家数 20 人以下層では、農家組織率 40%未満が多いことから、この階層を「少数有志型」と定義する。そして農家組織率 40%未満で参加農家数 21 人以上の階層は「多数有志型」と定義することとする。表の太枠で囲った部分が各類型である。

以上の定義にもとづいて集落営農組織を類型化した結果を第 5-3 表に示す。全体では集落ぐるみ型 74%、少数有志型 21%、多数有志型 5%である。販売集落営農組織は非販売集落営農に比較して集落ぐるみ型の割合が低く、少数有志型の割合が高い。

第 5-3 表 集落営農組織の組織類型

(単位：%)

	組織数	集落ぐるみ型	少数有志型	多数有志型
計	15,136	74.3	20.5	5.3
非販売集落営農組織	3,674	84.5	13.0	2.6
販売集落営農組織	11,462	71.0	22.9	6.1
非法人	6,821	69.3	24.3	6.5
農事組合法人	4,097	74.8	19.5	5.7
株式会社	494	65.0	29.6	5.5

資料：平成29年集落営農実態調査個票。

注．法人形態別の内訳にはその他法人を含まない。

同表には販売集落営農組織について、法人形態別の組織類型を示している。農事組合法人は集落ぐるみ型の割合が高く、株式会社はその逆に少数有志型の割合が高い。このように集落ぐるみ型は農事組合法人を選択する傾向がやや強く、少数有志型は株式会社を選択する傾向がやや強いことが示されている。このことから、集落ぐるみ型と少数有志型で適切的な法人形態が異なるという指摘は妥当であるようにも見える。しかし株式会社の集落営農組織においても集落ぐるみ型が多数派であることも重要な事実である。

この類型化を踏まえて、集落営農法人を議決権方式から第 5-4 表のようなタイプに区分する。表側は、組織タイプによる区分であり、少数有志型と集落ぐるみ型とする。表頭は議決権方式による区分であり、1 人 1 議決権を組合方式、1 株 1 議決権を資本方式と規定

第 5-4 表 集落営農法人のタイプ

		議決権	
		1人1議決権 組合方式	1株1議決権 資本方式
組織タイプ	少戸数型	I	III
	集落ぐるみ型	II	(IV)

する⁽¹²⁾。議決権は、法人形態とかかわっていて、農事組合法人は組合方式のみであり、株式会社は原則的には資本方式である。しかし株式会社では実際にいずれの議決権方式で運用されているかで区分する。

こうして組織タイプと議決権方式から、集落営農法人を四つにタイプ区分することができる。Ⅰタイプ：少数有志型で組合方式の法人、Ⅱタイプ：集落ぐるみ型で組合方式の法人、Ⅲタイプ：少数有志型で資本方式の法人、Ⅳタイプ：集落ぐるみ型で資本方式の法人である。少数有志型、集落ぐるみ型ともに、組合方式と資本方式とがあるものと表示されている。なおⅣタイプをカッコ書きにしてある理由は後述する。

2. 対象事例

株式会社形態を含む法人形態別の集落営農組織の実態を分析するために、対象事例を以下のように抽出した。まず株式会社形態の農事組合法人が多い前述の諸県から、農業ブロック別に東北・宮城県、北陸・新潟県、東海・岐阜県、近畿・兵庫県、中国・広島県、九州・大分県を選定した。さらに集落営農実態調査個票のデータから、株式会社の集落営農法人が多数存在する市町村を抽出し、その中から地域類型を考慮しつつ対象市町村を選定した。そして対象地の普及機関や行政と協議して、株式会社等に加えて農事組合法人の法人を調査対象として決定した。事例の調査は2014年7月から11月に実施した。

対象事例を第5-5表に示す。調査対象は6県の27法人である。いずれの法人も集落営農実態調査(2015年)の対象であり、統計上は集落営農組織として捕捉されている。しかし26番と27番の法人は集落営農組織ではなく、個別経営であり(理由は後述)、分析対象とする集落営農法人(以下、「対象法人」とする)はそれらを除く6県25法人である。なお、宮城県の1番と2番法人は、調査時点では任意組織であったが、それぞれ2015年と2014年に農事組合法人となったことから、農事組合法人として扱う。

対象法人は、地域類型別(農業センサスの旧区市町村別の類型)では、都市的地域が2法人、平地農業地域が10法人、中間地域が8法人、山間地域法人が5法人で、中山間地域と平地農業地域の法人が多い。

集落営農実態調査の調査対象であり、統計上は集落営農組織として捕捉されている⁽¹³⁾。しかし実際には集落営農法人ではない26番、27番法人について説明したい⁽¹⁴⁾。ここで集落営農組織ではないという意味は、序章で示した集落営農組織の定義、すなわち「特定地域内の農地を守るために特定地域内に限定して農地集積を行う組織」に当てはまらないということであり、当該法人自身も自らを集落営農組織ではないと認識している。

(12) 酒井(1992)は法人形態から、有限会社等の会社法人を会社型法人、農事組合法人を組合型法人としている。しかし株式会社の原則は1株1議決権であるが、持分会社の原則は1人1議決権であることから、本章では「会社方式」ではなく「資本方式」とする。

(13) 集落営農実態調査の調査方法については、第3章を参照されたい。

(14) 26番法人は2010年から、27番法人は最も古い個票データがある2006年から、それぞれ集落営農実態調査の対象となっていて、「集落営農」として捕捉されている。

第5-5表 調査対象の集落営農法人等

番号	県	市町	農業地域 類型	法人形態	類型	設立年	
						法人	任意組織
1	宮城県	A	平地	農事組合法人	I	2015	2007
2			平地	農事組合法人	II	2014	2007
7			平地	農事組合法人	II	2010	2006
24			中間	株式会社	III	2007	2000
25			中間	有限会社	III	1998	1992
6		B	平地	農事組合法人	II	2012	2006
(27)			中間	有限会社	(III)	2002	農事1965
15	新潟県	C	平地	株式会社	II	2010	1973
18			平地	株式会社	II	2007	1973
21			中間	株式会社	II	2005	1973～
5			山間	農事組合法人	II	2010	2005
12	岐阜県	D	都市	株式会社	I	2008	2003
13			平地	有限会社	I	2006	2001
23			平地	有限会社	III	2004	1983
20	兵庫県	E	都市	株式会社	II	2010	2001～
10			平地	農事組合法人	II	2005	2001～04
9			中間	農事組合法人	II	2009	1980～
17		F	平地	株式会社	II	2012	2002
16			中間	株式会社	II	2006	2002
19	中間	株式会社	II	2012	1988～89		
8	広島県	G	中間	農事組合法人	II	2000	1992
22			中間	有限会社	III	2002	-
3			山間	農事組合法人	II	2002	1987
14			山間	有限会社	I	2002	-
4	大分県	H	山間	農事組合法人	II	2011	2008
11			山間	有限会社	I	2004	-
(26)		I	中間	有限会社	(III)	2002	1999

資料：実態調査による。

注(1) 26, 27の法人は集落営農組織ではない。

(2) 宮城県の1, 2のデータは、任意組織のときのものである。

26番法人は、建設会社が設立したライスセンターを運営する組織を前身として、水田作の農業経営を行っている有限会社である。しかし農用地利用改善団体から指定を受けた特定農業法人であることから、二階建て型集落営農組織の2階組織として統計に捕捉されることとなったと見られる。

27番法人は、水田作の農事組合法人において、有限会社へ転換した農事組合法人のうち、数少ない水田作経営の事例である。農事組合法人から有限会社・株式会社へ転換した事例データの中から、稲作あるいは複合作目の法人を抽出し⁽¹⁵⁾、集落営農実態調査個票と突合して抽出したものの一つが27番法人である。同法人は共有地を開田して1965年に農家4戸16人で設立された農事組合法人が2002年に有限会社(4戸7人)へ転換した法人であ

(15) 2014年に農林水産省から入手した資料には、農事組合法人から有限会社・株式会社へ転換した法人が47法人記載されていて、そのうち「2号法人」と「1号及び2号法人」は42法人であるが、それらの多くは畜産や施設野菜の法人であり、稲あるいは複合作目の法人は14法人であった。

る。同法人は共有地に加えて、構成員が居住する地域内の担い手として、地域内の多くの農地を集積している法人であり、特定農業法人となっていることから、集落営農組織として捕捉されているようである⁽¹⁶⁾。

こうして 26 番、27 番法人は特例有限会社の個別経営の事例であるにもかかわらず、特定農業法人であることから、市町村担当者によって集落営農組織と捕捉されている。このように特定農業法人は、農用地利用改善団体を 1 階部分とする二階建て組織の 2 階部分ではある。1 階部分を見ると土地利用調整を行う集落営農組織の一形態である（ただし営農活動を行わない土地利用調整のみを集落営農とするか否かは異論もある）。しかし 2 階組織を見ると、それは必ずしも集落営農組織とは言えない。特定農業法人は農用地利用改善団体から提供される農地を必ず借り入れなければならない契約関係にある。しかし同団体がある集落以外の農地を集積することはなんら制約されていない。したがって法人の経営目的が特定地域、具体的には特定農業団体の範囲の地域の農地集積に限定されているならば集落営農組織であるが、その地域以外の農地の集積も経営目的に範囲内なのであれば、集落営農組織とは言えない。

さて、対象法人の多くは農業生産法人（調査当時）であるも。ただし兵庫県の 9 番、10 番法人は、構成員ではない離農者の農地のみを経営しているため、構成員は法人に農地を貸さず、法人の農業にも従事しない構成員がいるので、農事組合法人でありながら調査時点では農業生産法人と認められていない。（2015 年改正農地法で農事組合法人はすべて農地所有適格法人となれるようになり、また農業従事要件が緩和されたため、両法人とも農地所有適格法人となる。）さらに 20 番法人は農業生産法人の役員の農作業従事要件を満たさないため、農業生産法人と認められていない。そのためこれら法人では、特定作業受託による事実上の借地や解除条件付借地等によって農地を集積している。

第 5-2 表には、法人化年に加えて法人化前の組織の設立年を表示している。ほとんどの法人は、前身となる水田作の任意組織の期間を経て法人化している。なお任意組織を経て法人化している場合には、任意組織がそのまま法人へ移行したものもあるが、任意組織を解散あるいは存続させたまま、新たに法人組織を設立したものが多い⁽¹⁷⁾。後者を含めて、

(16) 27 番法人は、集落営農実態調査では 2 集落・71 戸の農家全戸を構成員とする組織として捕捉されている。したがってこのデータからは集落ぐるみ型組織に分類される。

(17) 前身組織とは別に法人を新設するには、次のような理由がある。一つには、任意組織が所有する機械等の動産や建物等の不動産の償却残高が大きい場合に、それを法人に移管すると、有償譲渡の場合には譲渡税、無償譲渡の場合には贈与税が課税される。そのため、任意組織を存続させて、それが所有する機械等を法人へ貸付することで対応することがある。二つには、動産・不動産を補助金で導入している場合には、それを法人に譲渡すると補助金の返納が求められるためである。ただし 2008 年度以降は、法人化に伴って補助事業資産を有償譲渡する場合には補助金返還を求めないこととなっている。しかし上述の譲渡税は発生する。三つには、任意組織が人格なき社団＝みなし法人として法人税が課税されている場合には、任意組織を法人化することがある。しかし「任意組合」の場合には剰余は構成員に分配されて構成員課税となり、法人課税されない。しかし実際には毎年度の剰余を繰り越して内部留保していた場合に、同組織が法人化すると、収益繰り越しが人格な

ここでは連続した組織として扱う。

それらに対して、前身組織なしに当初から法人として設立された組織も3法人（11番、14番、22番）ある。大分県の11番法人は、農作業できない農家の水田を受けるために4集落の有志で有限会社を設立したものである。広島県の22番法人は、圃場整備の集積要件を契機に広域の有志で有限会社を設立したものである。そして14番組織は村づくり活動をベースに交流施設の管理と農地維持のために有志で有限会社を設立したものである。

事例法人では任意組織を経て法人化しているものが多く、一般にもそうした法人が多い。しかしそれが法人化の経過として適切であるということではなく、後者の事例のように組織設立当初から法人化する動きもあり、実務者はむしろそれを提唱している⁽¹⁸⁾。農地を借地できる法的権利主体となるためには法人化が必要であり、また事業によって生じた剰余金を蓄積して機械投資を行うためにも法人化が必要であるからである。

法人の立地範囲は、東北を中心に1集落単位のものがあるが、複数集落で設立されている広域の法人も多くある。複数集落を範囲とする広域法人には、次の3類型がある。第1は、広域の集落ぐるみ型組織が法人化したものであり、新潟県の5番、18番、兵庫県の16番法人、広島県の3番法人である。第2は、少数有志型の広域受託組織が法人化したものであり、新潟県の21番法人、岐阜県の12番、13番、23番法人、兵庫県の17番法人である。前身組織なしに法人化した上述の11番法人、22番法人も、少数有志型の広域受託組織である。第3は、集落単位の集落営農組織の合併によるものであり、兵庫県の9番、10番、19番、20番法人がそれである⁽¹⁹⁾。

き社団＝みなし法人の行為とされて、法人税が遡及して課税される。それを避けるために、法人を新設する。この場合には、任意組合を解散させ、蓄積した純資産を構成員に分割し、新たな法人の出資金に充てることが多い。

(18) 池田ら（2011）は、富山県で、組織設立と同時に法人化するという新しい動きがあることを報告し、任意組合の場合には純資産は増資以外の手段で増やすことができないこと（蓄積ができない）、法人化の課題を先延ばししない姿勢をその理由としている。森（2012）は、税務の立場から、家族経営の場合には、事業主の所得が多くなると税務上は法人経営が有利となるが、他方で集落営農組織の場合では、法人組織として運営する方が適しており、任意組織の段階を経ないで「いきなり法人」となることが経営の発展のためには望ましい、としている。坪田（2008）は、行政的指導者として福井県あわら市での経験から、組織の立ち上げと同時に法人化することを勧めており、任意組織を立ち上げてしばらく実績を積んでから法人化すべきというのは（集落営農の）内容を理解していない者の意見である、と退けている。

(19) 兵庫県の合併法人のうち、10番法人以外は「本支店方式」と呼ばれる運営方式を採用している。「本支店方式」とは、集落営農活動の実働部分（特に水稲作）が合併以前の組織にあり、それが法人本部（本店）に対して支店として活動する方式を指し、支店は独立採算で運営されている。詳しくは森本（2012）参照。なお同方式は現地では「二階建て支店方式」と呼ばれている（藤浪、2010）。合併による旧組織の統合のされ方については小野（2016）を参照されたい。なお、9番法人については桂（2010）、藤浪（2010b）がある。10番法人については加古・初川（2007）、藤浪（2010a）、桂（2010）、森本（2012）がある。

3. 事例法人のタイプ

対象法人を前掲第 5-4 表で示したタイプを法人形態別に示したものが第 5-6 表である。組織タイプと議決権方式の関係で見ると、少数有志型は組合方式（Ⅰ）と資本方式（Ⅲ）の両方があるが、集落ぐるみ型は組合方式（Ⅱ）はあるが、資本方式（Ⅳ）は事例にない。

第 5-6 表 対象法人の法人形態別類型

		集落営農法人のタイプ				計
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	
法人形態	農事組合法人	1	9	-	-	10
	特例有限会社	3	-	3	-	6
	株式会社	1	7	1	-	9
	計	5	16	4	0	25

資料：筆者作成。

法人形態別に少数有志型（ⅠおよびⅢ）と集落ぐるみ型（Ⅲ）の組織タイプを見ると、農事組合法人は少数有志型が 1 組織（10%）しかなく、集落ぐるみ型が 9 組織（90%）である。特例有限会社と株式会社は、少数有志型が 8 組織（53%）、集落ぐるみ型が 7 組織（47%）である。前掲第 5-3 表で示したように、全国では集落ぐるみ型は農事組合法人の 75%、株式会社の 65% である。それに比して対象法人は、農事組合法人、株式会社等ともに集落ぐるみ型にやや偏っている。しかし集落ぐるみ型で資本方式（Ⅳ）の事例はない。

組織タイプと議決権方式の関係を法人形態別に見ると、農事組合法人は組合方式の少数有志型（Ⅰ）と集落ぐるみ型（Ⅱ）がある。特例有限会社は少数有志型の組合方式（Ⅰ）と資本方式（Ⅲ）の両方がある。そして株式会社は、特例有限会社と同様に少数有志型の組合方式（Ⅰ）と資本方式（Ⅱ）があり、それに加えて集落ぐるみ型の組合方式（Ⅲ）が多くある。農事組合法人は法的制約から組合方式のみである。それに対して特例有限会社と株式会社は組合方式と資本方式がある。しかし資本方式は少数有志型にはあるが集落ぐるみ型には事例がないのである。資本方式の集落ぐるみ型の事例がないのは、集落ぐるみ型集落営農組織では、組合方式しかありえず、資本方式は存在しえないからと考えられる。そしてこの点は、非常に重要な事実と考える。

組織タイプから法人形態を見ると、少数有志型の組合方式（Ⅰ）は、農事組合法人と有限会社・株式会社があるが、資本方式（Ⅲ）は有限会社・株式会社のみである。そして集落ぐるみ型の組合方式（Ⅱ）は、農事組合法人と有限会社・株式会社がある。少数有志型組織には株式会社形態が、集落ぐるみ型組織には農事組合法人形態が、それぞれ適当であるという指摘がある。しかし少数有志型は資本方式と組合方式があり、資本方式の場合には株式会社形態であるが、組合方式の場合には株式会社形態と農事組合法人形態の両方がある。そして集落ぐるみ型組織は組合方式のみがあり、農事組合法人形態と株式会社形態の両方の形態がある。では、少数有志型における組合方式と資本方式はどう異なるのか、

また集落ぐるみ型・少数有志型の組合方式における株式会社と農事組合法人とはどう異なるのであろうか。

4. 集落営農法人のタイプと出資・組織

(1) 出資と議決権方式の実態

1) 出資

対象法人におけるタイプ別の資本金と出資の仕方を第 5-7 表に示す。まず資本金額をみると、農事組合法人は事例によって様々である。株式会社は、会社法以前には最低資本金制度（株式会社 1,000 万円、有限会社 300 万円）があったため、2006 年以前に設立された特例有限会社の資本金は 300 万円以上であり、株式会社（21 番法人）のそれは 2,400 万円である。しかし会社法以後に設立された株式会社の資本金額は法人により様々である。

各構成員に対する出資の割当方式は、大きくは三つの方式がある。それらを戸数制、面積制、代表者集中制とする。戸数制は、各構成員が均等に出資する方式である。面積制は、各構成員が保有する農地面積に応じて出資する方式であり、戸数制との併用もある。代表者集中制は、経営代表者が出資の多くを担う方式である。出資者は基本的に個人であるが、法人によっては JA（9 番、10 番）、自治会（14 番）、企業（17 番）の出資がある（農家以外の構成員は後掲第 5-8 表を参照）。

各方式の採用は、タイプによって明確に異なる。Ⅰタイプは戸数制のみ、Ⅱタイプは戸数制、面積制、両者の併用があり、Ⅲタイプは代表者集中制のみである。以下、出資方式別に分析しよう。

戸数制はⅠタイプとⅡタイプにある。Ⅰタイプの 1 番法人は、調査時点では任意組織であって、資本金額が 7 万円と少額であるので、分析から除外する。Ⅰタイプの株式会社の当初資本金額は、有限会社では最低資本金額の制約があったため 300 万円を超えている。会社法以後に設立された 12 番法人も 272 万円であり、これは企業活動上、一定額の資本金の造成が必要と判断されたためである。少数者でこうした資本金額を造成するため、構成員 1 人当たり当初出資額が約 20～50 万円と高額となっている。

Ⅱタイプの農事組合法人の当初資本金額は 35～950 万円であり、株式会社等は約 80～約 2,400 万円である。資本金総額が高額な法人もあるが、しかし構成員 1 人当たり資本金額で示すと、農事組合法人も株式会社も 1 万円あるいは 4～5 万円と、低額である。Ⅱタイプの戸数制の資本金は、1 人当たり 1 万円の低額、多くとも 5 万円程度の比較的 low 額な出資によって造成される傾向にある。

面積制はⅡタイプのみにある。当初資本金額は農事組合法人で 150～360 万円、株式会社で 350～2,400 万円である。これら法人では、10a 当たりの出資金額が数千円に設定され、構成員 1 人当たり当初資本金額で見ると、農事組合法人は 6～12 万円、株式会社は 5～7 万円で、Ⅱタイプの戸数制よりも高額であることが特徴である。戸数制と面積制を併用する法人は、当初資本金額が農事組合法人で約 230～約 780 万円、株式会社で約 80 万

第5-7表 対象法人の出資

(単位：人、万円)

法人形態	類型	番号	出資					
			資本金			構成員の出資割当方式	当初出資額	
			当初	現在	農家以外		1人当たり	10a当たり
農事組合法人	I	1	7	7	-	戸数制	1	0.0
	II	2	229	229	-	戸数制+面積制	10	0.6
		3	146	217	-	面積制	6	0.7
		4	110	110	-	戸数制	4	3.7
		5	359	359	-	面積制	12	5.1
		6	175	175	-	戸数制	5	0.2
		7	35	35	-	戸数制	1	0.0
		8	775	1,799	-	戸数制+面積制	5	1.6
		9	902	909	300	戸数制	1	1.3
		10	942	942	300	戸数制	1	0.9
有株 有有	I	11	350	350	-	戸数制	50	7.4
		12	272	272	-	戸数制	23	2.2
		13	360	360	-	戸数制	28	1.8
		14	950	950	300	戸数制	46	2.5
株 株 株 株 株 株	II	15	350	350	-	面積制	7	1.8
		16	82	3,000	462	戸数制+面積制	1	0.2
		17	164	164	-	戸数制	1	0.3
		18	963	1,900	-	面積制	5	2.2
		19	231	231	-	戸数制	1	0.3
		20	236	236	-	戸数制	1	0.4
		21	2,400	3,627	-	面積制	7	2.6
有 有 株 有	III	22	300	350	-	57%(1戸71%)	100	1.1
		23	300	300	-	35%(1戸87%)	60	0.5
		24	600	600	-	50%	200	2.7
		25	900	950	-	42%	180	8.2
有 有	(III)	26	300	300	...	10%(会長60%)	60	0.7
		27	900	900	20	31%	129	1.6

資料：ヒアリング調査。

注(1) 1, 2番法人は、調査時点での任意組織のデータである。

(2) 1人当たり出資額, 10a当たり出資額は、資本金額を構成員数, 経営面積で除したもの。

円であり、構成員1人当たり当初資本金額が、農事組合法人では5~10万円とやや高額なものもある一方で、1万円と低額な株式会社もある。

戸数制との併用を含めて、面積制を採用している法人には、以下のような共通する特徴がある。第1に、すでに指摘したように法人形態にかかわらず、構成員数が多数である集落ぐるみ型のIIタイプの組織である。第2に、前身となる任意組織が1970年代あるいは1980年代に設立されていて、法人化までに任意組織での活動期間が長期間ある。第3に、合併で成立した組織ではなく、単一の協業経営組織であった。そして第4に、法人設立後に出資金額を増加させている。面積制を採用している法人は、長期間の任意組織時代に剰

余金を内部留保して蓄積していた。その任意組織が法人化する際、内部留保によって形成された純資産を構成員の持分として分配し、それを法人の出資金に充当する方策をとっている⁽²⁰⁾。そしてその分配が、構成員の保有農地面積に応じて行われる傾向にある。というのも、任意組織で生じる剰余は、その経営面積に応じて生じたものであり、したがって構成員の保有面積に応じて生じたものであると考えるからである。その結果、法人の資本金の分担に面積制が採用される。そして法人設立後にも、剰余金が面積に応じて構成員に配分されて、資本金が造成されている。

代表者集中性は、株式会社のⅢタイプで採用され、集落営農法人ではない 26 番、27 番の個別経営でも採用されている。表には代表取締役の出資割合を示し、またその家族を含めた世帯の出資割合をカッコ書きで示している。代表取締役の出資割合は、必ずしも過半を占めるわけではないが、しかし構成員中では最も高い。22 番法人は、設立当初は 3 戸が均等に 100 万円ずつ出資していてⅠタイプであったが、設立 5 年後に 1 戸が予定通りにリタイアして、その出資分を代表取締役が引き受けて、出資率が 66%となり、Ⅲタイプとなっている。さらに代表取締役の息子が構成員・役員に加わって 50 万円増資した結果、代表取締役の出資額が 57%となり、その息子を含めた 1 戸の出資額が 71%となっている。23 番法人は、実際は 1 戸・3 世代が構成員の中心となっている法人であり、代表取締役の出資が 35%、1 戸の出資割合が 87%を占めている。24 番法人は、前身組織の構成員 3 戸で法人を設立しているが、実際には 2 戸が農業経営を担っていて、資本金 600 万円中、代表取締役が 50%、専務が 48%、他の構成員が 2%の出資である。参考に示す個別経営の法人においても同様に、代表取締役の出資割合が最も高い。ただし 26 番法人は、代表取締役が交代したばかりで、前代表取締役である会長の出資割合が最も高くなっている。

2) 議決権制と出資割当方式の関係

対象法人の議決権方式と出資割当方式の関係について分析する。農事組合法人の議決権は、出資額にかかわらず 1 人 1 議決権である。農事組合法人の出資は、各構成員が均等出資である戸数制の法人が多くあるが、しかし各自の出資額が不均等である面積制や戸数・面積併用制の法人もある。

株式会社は、いずれの法人も議決権が株式数に応じる 1 株 1 議決権制が原則である。しかしそれにもかかわらず、実際の議決権制は、資本方式のⅢタイプだけでなく、組合方式のⅠタイプおよびⅡタイプが多くある。そこで、株式会社における出資と議決権との関係について詳しく分析する。

第 1 の類型は、資本方式のⅢタイプである。この出資方式は代表者集中制であり、議決

(20) 注(17)の三つ目の場合を参照。面積割の株式会社 3 法人 (15 番、18 番、21 番) は任意組織時代の蓄積を継承している。21 番法人の前身組織は育苗、乾燥調製受託を行う人格なき社団 (みなし法人) であったが、所有する事務所は減価償却期間が 20 年と長期間であることから、事務所の不動産を法人に現物出資することとし、それを構成員各自の出資に按分した。15 番、18 番法人は前身組織を解散させ、その預金を構成員に払い戻して法人の出資に充てている。

権は株式数に応じていて、法人代表者（会社の代表取締役）が出資の多くを占め、それに
応じた支配権が代表者に与えられている。こうして資本に応じた支配権が制度化されてい
る。そして出資と株式が譲渡制限されている中であって、所有と経営、そして労働が基本
的に分離されていない。

第2の類型は、組合方式（Ⅰ、Ⅱ）における戸数制である。各構成員の出資額が同額で
ある結果、各人が同数の議決権となっている。1株1議決権を前提としつつ、実質的に1
人1議決権になっている。平等議決権制を実現するために平等出資方式の戸数制が採用さ
れている。

第3の類型は、組合方式（Ⅱ）における面積制と戸数・面積併用制である。この場合、
構成員の面積の多寡に応じて出資額が異なるために、各人の議決権は本来は不均等となっ
ている。しかし実際の運営では、1人1議決権制によって採決が行われている。集落営農
組織での採決は、全員賛成あるいは賛成多数で行うことが多いため、不均等議決権でも支
障がないということもある。しかし出資額の多寡にかかわらず、各自の議決権は平等（1
人1議決権）であると全構成員が認識していることに意味がある。定款上は1株1議決権
で、不等出資＝不均等議決権ありながら、しかしそれを機能させず、実際には平等議決方
式で運用しているということである。先述したように面積制で拠出している出資金の原資
は事業の剰余金を蓄積した純資産であって、各自の持分であり、自腹を切って拠出したも
のではない。各自の出資金は、実際には構成員全員の共通資産であるため、その多寡を理
由に議決権の多寡を主張しないものと考えられる。なお、16番法人は、加工事業の開始時
に増資をして、製品販売先であり技術指導も行う企業から出資を得ている。その企業の出
資割合は15%あり、その株式を議決権制限株式にして企業の議決を制限している。

こうして農事組合法人にあっては、構成員の出資額が均等でも不均等でも、制度的に1
人1議決権が強制されている。そして株式会社にあっては、ⅠタイプとⅡタイプでは、戸
数制は均等出資であることによって実際の運用上で1人1議決権となり、面積制や戸数・
面積併用制では、不均等出資であるため定款上では各構成員の議決権も不均等になるにも
かかわらず、運用上では1人1議決権としている。そしてⅢタイプの株式会社では、形式
上も運用上も1株1議決権であり、出資割合が大きい代表者の経営支配権が大きくなって
いる。

（2）集落営農法人のタイプと組織

1）構成員

対象法人の組織の特徴について、立地集落の農家数、対象法人の構成員（農事組合法人
の組合員、特例有限会社の社員、株式会社の株主）数、業務執行役員（理事、取締役）数、
監事・監査役数を第5-8表に示す。法人形態について、特例有限会社と株式会社とを区分
して表示してあるが、以下の分析では両者を合わせて株式会社として扱う。

構成員数は、集落ぐるみ型のⅡタイプは、農事組合法人では20～40人の組織が多く、
複数集落の組織には構成員が100人以上、さらには600人以上のものもある。株式会社は、

第 5-8 表 対象法人の組織

(単位：集落，戸，人，%)

法人形態	類型	番号	立地集落		構成員			役員			
			集落数	農家戸数 a	構成員数 b	非農家 c	農家組織率 (b-c)/a	業務執行役員 d	農家以外	監事・監査役 e	役員割合 (d+e)/b
農事組合法人	I	1	1	83	7	-	8.4	7	-	2	100.0
	II	2	1	45	23	-	51.1	7	-	2	30.4
		3	1	16	25(22戸)	6	100.0	5	-	2	20.0
		4	1	25	29	4	100.0	10	-	3	34.5
		5	3	23	29	7	95.7	4	-	1	13.8
		6	1	76	33	-	43.4	8	-	0	24.2
		7	1	56	35	-	62.5	4	-	0	11.4
		8	3	163	155	-	95.1	8	-	3	5.2
		9	14	641	608	1(JA)	94.7	12	-	2	2.0
		10	6	642	642	1(JA)	99.8	6	-	2	0.9
有株 有有	I	11	4	約60	7	-	11.7	4	-	-	57.1
		12	6	280	12	1	3.9	3	-	1	25.0
		13	4	約500	13	-	2.6	4	-	-	30.8
		14	1	64	14	1(自治会)	20.3	4	-	1	28.6
株 株 株 株 株 株	II	15	1	67	52	-	77.6	5	-	-	9.6
		16	2	143	83	1(企業)	57.3	7	1	1	8.4
		17	8	164	164	-	100.0	3	-	2	1.8
		18	6	221	185	4	81.9	4	-	2	2.2
		19	5	275	231	-	84.0	5	-	2	2.2
		20	4	268	236	-	88.1	3	-	1	1.3
		21	11	約400	345	-	86.3	5	-	2	1.4
有 有 株 有	III	22	9	70	3(2戸)	-	2.9	2	-	1	66.7
		23	18	約400	5(3戸)	-	0.8	3	-	1	60.0
		24	1	36	3	-	8.3	3	1	-	100.0
		25	1	29	5	1	13.8	5	1	-	100.0
有 有	(III)	(26)	1	16	5(2戸)	...	12.5	7	...	-	140.0
		(27)	2	71	7(4戸)	1(JA)	4.2	5	1	-	71.4

資料：実態調査による。

注(1) 農家組織率の分子は非農家を除く農家戸数。

(2) 役員割合の分母は構成員数。

複数集落に立地する組織が多いため、構成員が 50～350 人と多数である。なお、3 番、4 番、5 番法人では、立地地域内の農家数よりも構成員戸数が多くなっているのは、以下の理由による。3 番、5 番法人では、当初は農家であった構成員が、離農した後も「みなし農家」として構成員となっているからである。4 番法人では、非農家の I ターン者が法人の農業に従事して、構成員となっているからである。

少数有志型の I タイプは、農事組合法人は 1 事例のみであるが、構成員は 7 人で、地域内農家の 8%のみを組織している。株式会社は、構成員が 7～14 人で、地域内農家の 3～

20%を組織化している。少数有志型のⅢタイプは株式会社のみであり、構成員は3～5人で、Ⅰタイプに比しても構成員数が非常に少数である。ⅠタイプとⅢタイプは、ともに少数有志型組織であるが、資本方式のⅢタイプの構成員は非常に少数(3～5人)で、少数精鋭の組織であるのに対して、組合方式のⅠタイプは構成員数が10人前後である点が異なっている。

2) 役員

業務執行役員(農事組合法人は理事、株式会社は取締役)の人数は、少数有志型のⅠタイプやⅢタイプは法人形態を問わずに3～7人、Ⅱタイプの株式会社も3～7人で、10人未満である。それに対してⅡタイプの農事組合法人は4～12人で、数人から10人前後である。役員数は、農事組合法人のⅡタイプでは数人から多い場合で10人前後である。それに対してそれ以外の法人では数人から10人未満の少人数である。

業務執行役員数を構成員数と比較すると、少数有志型のⅢタイプでは構成員のほとんどが役員であり、Ⅰタイプでは構成員の2～6割が役員となっている。それに対して構成員数が多数であるⅡタイプでは、その少数部分のみが役員とばっている。こうして構成員数と役員数との関係は、Ⅲタイプでは構成員≒役員、Ⅰタイプでは構成員>役員、Ⅱタイプでは構成員>>役員の関係になっている。構成員層を所有者層、役員層を経営者層とすると、Ⅲタイプは所有者層と経営者層が等しいが、Ⅰタイプでは両者が分化し、Ⅱタイプでは両者の分化が大きい。

5. 事業と農業労働力の構成

(1) 事業

対象法人の事業を第5-9表に示す。集落営農法人の経営面積は、農事組合法人の6割、会社の7割が20ha以上であることを第2章で示したが、事例法人でも20a以上のものが多い。事例法人中で20ha以下の法人は、Ⅰタイプに3法人(11番、12番、13番)、Ⅱタイプに3法人(4番、5番、15番)、Ⅲタイプに1法人(25番)ある。これら法人は、立地地区内の水田面積が小規模であるものもあるが、むしろ地区内水田面積に対する経営面積の割合(集積率)が4割を切っていることが、経営面積を20ha以下の小規模にしている。いずれの法人とも、立地地区内のほとんどの農家の農地を集積するのではなく、自作できなくなった農家の農地のみを集積するシステムとなっていて、そのために農地集積率が低く、経営面積が小規模となっているものである。

集積した農地における農業経営は、全法人が水稻作を行い、麦大豆の転作や野菜等の複合化を行っているものが多くある。ただし稲作については、実際の営農は構成員が個別に行っているいわゆる枝番管理型の法人(1番、2番、6番、7番法人)がある。また自作希望の構成員に農地を再委託しているものもある。枝番管理型法人の前身は転作組織であり、転作作業を協業で行い販売額はプール計算していたが、水田経営所得安定対策への加入時に水稻も共同販売経理に組み込みつつ、営農は個別のままである枝番管理方式を採用し、

第5-9表 対象法人の事業

(単位：ha, %, 万円)

法人形態	類型	番号	地区水田面積	事業								売上額等			
				経営面積 (集積率)	作付面積				加工	その他	農産物販売	作業受託・育苗等	加工等	戸別所得補償交付金	
					水稻	麦・大豆	野菜等	その他							
農事組合法人	I	1	120	46 (38)	(26)	20	0	-	もち	-	2,858	-	130	2,216	
		2	78	37 (47)	(25)	12	-	-	-	-	2,944	-	-	1,537	
		3	15	20 (133)	16	3	0	-	麦茶, はったい粉	-	1,802	270	211	716	
		4	15	3 (20)	3	1	0	0	納豆 ⁽⁴⁾	レストラン ⁽⁴⁾	162	50	-	40	
		5	18	7 (39)	7	-	0	-	-	除雪事業受託	1,118	790	300	-	
	II	6	100	98 (98)	(62)	22	2	10	-	-	6,200	-	-	4,500	
		7	90	91 (101)	(46)	22	1	13	-	-	4,391	646	-	962	
		8	82	47 (58)	31	9	-	2	(豆腐) ⁽⁵⁾	(レストラン) ⁽⁵⁾	2,956	986	-	928	
		9	306	71 (23)	56	102	1	7	ツバ, ホン菓子, 蜂蜜	-	5,927	1,031	109	4,865	
		10	330	109 (33)	39	73	3	28	総菜, 豆腐	レストラン	4,557	534	6,200	5,061	
有株 有株	I	11	42	5 (11)	5	-	-	-	-	-	260	620	-	80	
		12	96	13 (13)	10	2	1	0	-	-	1,400	569	-	323	
		13	144	20 (14)	10	11	-	-	-	-	1,094	1,266	-	989	
		14	49	39 (79)	29	4	1	-	-	施設管理等	3,949	398	1,115	536	
株 株 株 株 株 株	II	15	60	20 (33)	15	-	-	5	-	-	2,510	772	-	152	
		16	44	49 (111)	29	31	2	-	バジル加工	-	5,019	-	5,455	1,528	
		17	124	48 (39)	21	30	1	6	-	-	1,203	-	-	1,634	
		18	147	43 (29)	39	-	1	2	-	除雪に出向	7,001	6,271	-	797	
		19	102	85 (83)	45	49	-	9	-	-	1,527	-	-	2,630	
		20	80	53 (67)	45	33	1	1	蜂蜜	貸し農園	4,867	-	40	2,044	
		21	340	93 (27)	23	1	1	25	切り餅, アイス	-	13,387	16,771	661	2,577	
有株 有株 有株	III	22	80	27 (34)	22	2	2	-	-	-	3,800	760	-	1,100	
		23	190	57 (30)	25	24	1	2	-	-	3,000	1,105	-	2,001	
		24	57	22 (39)	17	2	11	-	冷凍枝豆, ずんだ	-	4,450	500	?	255	
		25	110	11 (10)	8	-	ハウス1.8	3	-	-	15,320	306	-	215	
有株 有株	(III)	26	-	40	-	28	22	2	0	-	-	4,250	56	-	?
		27	-	58	-	35	8	-	14	-	-	13,000	350	2,000	2,000

資料：実態調査による。

注(1) 1, 2番法人は、調査時点では任意組織であったが、その後に農事組合法人となったので、農事組合法人として表示している。

(2) 集積率は、地区内水田面積に対する経営面積の割合である。

(3) 経営面積には特定作業受託を含む。作付面積の()は構成員が個別に営農しているいわゆる「枝番管理」を示す。

(4) 4番の加工事業、レストランは2014年からなので、売上高に反映されていない。

(5) 8番のレストランはLLPとして分社して実施。

その方式を法人化後にも継続している⁽²¹⁾。

農業以外の多角化事業として、農産加工を行う法人が多くあり、またレストラン経営を行う法人もある。対象法人の農産加工やレストランは、自ら生産した農産物の加工販売が中心である。10番、16番法人や24番法人は、加工事業等の売り上げが農産販売に匹敵、あるいは上回っている(24番法人は加工事業が事業の中心であるが、売上額は未詳)。

加工・レストラン事業以外の多角化事業では、14番法人は売店を併設する交流施設の管

(21) 枝番管理の多様なタイプについては平林・小野(2015)を参照。

理を行っている。さらに積雪地帯にある法人（5番、18番法人と27番法人）は、冬期間の就業機会確保のために、除雪作業を行っている。これらのうち18番法人は、除雪事業を行う事業体に構成員のオペレータを出向させているのに対して、5番法人と27番法人は法人自体が重機をレンタルして除雪事業を受託している。

（2）構成員オペレータと従業員

1）構成員オペレータと常時従事者

労働力について第5-10表に示す。まず機械作業のオペレータについて、構成員数と構

第5-10表 対象法人の農業従事者等

(単位：人，%)

法人形態	類型	番号	個人構成員数 a	農業従事構成員				雇用従事者			
				従事者数 b	(b/a)	オペレータ	30日以上	常時従事	従業員	家族以外	臨時雇
農事組合法人	I	1	7	7	(100.0)	7	4	-	-	-	-
		2	23	23	(100.0)	6	-	-	-	-	-
	3	25	15	(60.0)	6	-	-	-	-	(4)	
	4	29	5	(17.2)	3	3	-	-	-	8(3)	
	5	29	2	(6.9)	1	-	(1)	2	1	-	
	II	6	33	33	(100.0)	5	-	-	-	-	-
		7	35	21	(60.0)	7	-	-	-	-	8
		8	155	80	(51.6)	5	2	(1)	2	2	3
		9	607	?	[11.8]	72	26	-	-	-	3
		10	641	?	(?)	-	-	-	7	6	(20)
有株有有	I	11	7	7	(100.0)	6	6	-	-	-	-
		12	12	12	(100.0)	6	2	-	-	-	10
		13	13	13	(100.0)	13	1	1	-	-	-
		14	14	13	(92.9)	3	3	3	1	1	1
株株株株株株	II	15	52	5	(9.6)	5	5	5	-	-	-
		16	83	7	(8.4)	3	3	3	5(5)	4	(40)
		17	164	12	(7.3)	3	1	1	-	-	-
		18	185	9	(4.9)	6	6	6	1	1	15
		19	231	65	(28.1)	5	-	-	-	-	-
		20	236	?	[32.6]	77	6	-	-	-	1,100人日
		21	345	5	(1.4)	5	5	5	18	?	9
有有株有	III	22	3	2	(66.7)	2	2	2	9	5	3
		23	5	3	(60.0)	3	3	3	2	2	1
		24	3	3	(100.0)	3	3	2	3	3	11
		25	5	5	(100.0)	5	5 ⁽⁵⁾	5	12	?	12
有有	(III)	(26)	5	2	(40.0)	2	2	1	7	-	4
		(27)	7	4	(57.1)	4	4	4	4	4	3

資料：実態調査による。

注(1) 構成員の常時従事者は150日以上従事の者。()は、事務担当。

(2) 雇用従事者の()内は、加工事業等の農作業以外の人数で、外数。

成員中のオペレータ数とを比較すると、少数有志型のⅢタイプでは、構成員のほとんどがオペレータでもあり、構成員＝オペレータの関係にある。Ⅰタイプでは、構成員のほとんどがオペレータで、構成員＝オペレータの関係にある法人がある一方で、構成員の一部がオペレータである、構成員＞オペレータの関係にある法人がある。集落ぐるみ型のⅡタイプでは、構成員数に比してオペレータ数が少なく、構成員数>>オペレータの関係にある。また構成員のオペレータがいない法人（10番法人）もある。

つぎに構成員中のうち、法人の事業に150日以上従事する常時従事者について見よう。株式会社のⅢタイプでは、すべての法人に常時従事者がいる。株式会社のⅡタイプとⅠタイプでは、その半数程度に常時従事のオペレータがいる。そして農事組合法人のⅡタイプでは、常時従事者が5番法人と8番法人にいますが、ともに事務担当であり、オペレータ専従者ではない。農事組合法人の事例ではⅠタイプを含めて、農作業での常時従事者を確保する法人の事例がない。第2章で250日以上従事の専従者数をに示したが（第2-15表）、農事組合法人よりも会社で、そしてより大規模層で、専従者数を多く確保していた。事例法人では規模との関係は明確ではないが、農事組合法人よりも株式会社で常時従事者数が多いことが示されている。

さらに常時従事者とオペレータとの関係は、Ⅲタイプでは、オペレータのほぼすべてが常時従事者である。このタイプでは、構成員＝オペレータであったが、さらにそのほぼすべてが常時従事者であって、構成員＝常時従事オペレータの関係にある。このタイプでは、それら常時従事オペレータを中心に組織が構成され、彼らによって事業が行われている。

株式会社のⅠタイプとⅡタイプは、半数程度の法人に常時従事者がいるが、オペレータ数との関係は法人によって様々である。オペレータのほぼすべてが常時従事者である法人がある一方で、オペレータの一部が常時従事者である法人、さらには常時従事者がいない法人もある。そして常時従事者以外のオペレータはパートタイム従事で機械作業を行っている。

2) 従業員

雇用労働力中の従業員について分析する。なお、農業センサスの雇用労働力は常雇と臨時雇があり、常雇は7か月以上の契約による農業従事者であるが、集落営農法人では正社員や契約社員と呼ばれる年間就業する従業員が多数あることから、それらを「従業員」と表示する。

株式会社では構成員の常時従事者がいる法人の一部に従業員の雇用があり、その従業員数は構成員の常時従事者数よりも少ない法人と多い法人とがある。農事組合法人では、オペレータを担う常時従事者がいない中で、5番、8番、10番法人では従業員が雇用されている。5番、8番法人は従業員が主要な農作業を担い、構成員がパートタイムで補完していて、10番法人では従業員が全ての機械作業を担っている。

従業員の雇用数が多い事業は以下のものである。10番法人は全ての機械作業を従業員が行っていることから7人を雇用している。22番法人は露地野菜と施設野菜に9人を雇用し、25番はハウスの水耕栽培に24人を雇用している。16番法人はバジル生産を含む農作業に

5人、バジル加工に5人を雇用し、21番法人では、イチゴと切り餅製造に18人が従事している。水田作業のために従業員を雇用する法人数は多いが、雇用数では園芸作や加工事業で多数が雇用されている。

(3) オペレータ労働力の構成からみた展開

オペレータ労働力の担い手について整理したものが第5-11表である。まず、構成員の農業従事によって区分すると、オペレータのほとんどが常時従事（「常勤」と表示）である法人と常勤でなくパートタイム従事（「非常勤」と表示）が中心である法人とがある。そしてオペレータがパートタイム中心である法人は、非常勤者のみの法人（A類型）と一部の構成員が常勤する法人（B類型）があり、さらに従業員を雇用する法人（C類型）がある。ただし事例中では、従業員を雇用するC類型の法人（5番、8番、10番法人）は、常勤オペレータがなく、従業員がほぼ全ての機械作業を担っている。それらに対してオペレータのほとんどが常勤者である法人では、常勤者のみがオペレータである法人（D類型）、従業員を雇用しつつその数よりも常勤者数が多数である法人（E類型）、従業員数が常勤者数よりも多数である法人（F類型）がある。

第5-11表 対象法人のオペレータ労働力

オペレータ労働力	非常勤構成員			常勤構成員		
	(A)	+常勤構成員 (B)	+雇用 (C)	(D)	常勤構成員 >雇用 (E)	常勤構成員 <雇用 (F)
少数有志型 (I, III)	1,11,12	13	—	—	14,②③	②④,②⑤
集落ぐるみ型 (II)	2,3,4,6, 7,9,15,19,20	17	5,8,10	15	18	16,21

資料：実態調査による。

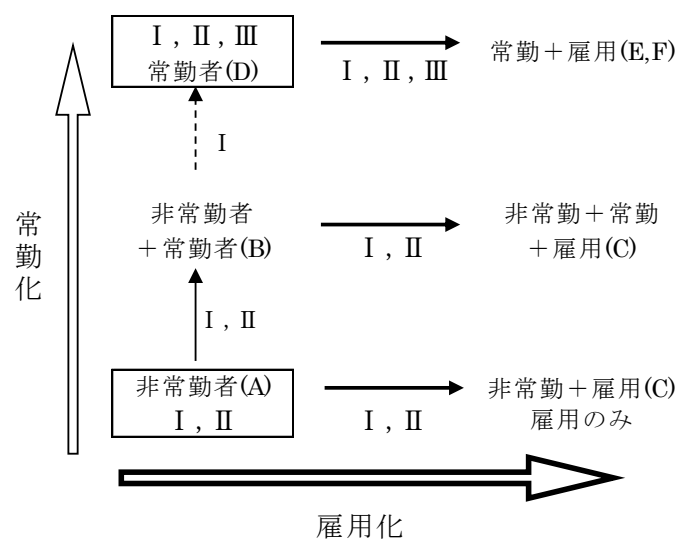
注：少数有志型の○はⅢタイプの法人。

組織 設立当初はA類型かD類型であったものがほとんどである。当初にいずれの類型であるかは、法人のタイプ、立地条件に規定された地域の担い手の状況、そして経営面積によると考えられる。少数有志型のⅢタイプの4法人（22～25番）は、平地や中間農業地域にあって、D類型であったが、農地集積に伴って従業員雇用を増大させて、E類型、F類型となっている。少数有志型のIタイプの多くは、A類型で設立されて、その後もA類型にある。Iタイプのうち13番法人は、兼業先を定年退職した構成員を常勤者として、B類型に移行している。それらに対して山間農業地域にあって農業生産と商店経営を行っている14番法人は、構成員3人が常勤するD類型で設立され、後に従業員を雇用してE類型となっている。

集落ぐるみ型ⅡタイプはA類型が多い。その中で、17番法人は平地農業地域にあって農地集積に伴い構成員を常勤者としてB類型に移行している。山間農業地域の5番法人はIターンでの

定住者を従業員として雇用して、C 類型に移行している。8 番法人は中間農業地域にあって、従業員を雇用して A 類型から C 類型に移行している。それらに対して平地農業地域の 10 番法人は、当初から従業員のみが農作業を担う C 類型として設立されている。15 番、18 番、21 番法人は新潟県の平地農業地域にあって、担い手農家が常勤オペレータとなる D 類型として設立され、その後、農地集積に伴って従業員雇用を増加させて、E 類型、F 類型となっている。16 番法人は中間農業地域にあって法人設立当初は構成員のパートタイム従事と従業員による C 類型であったが、事業拡大に伴って常勤者と従業員雇用が増加して F 類型に移行している。

こうした労働力構成からみた類型間の移行を図式化して示したものが第 5-3 図である。労働力の展開方向としては、構成員の常勤化の方向と従業員雇用の方向がある。ⅢタイプとⅠ・Ⅱタイプの一部には常勤者がいる D 類型として設立されるが、従業員を雇用して E、F 類型へ移行している。ⅠタイプとⅡタイプは非常勤構成員がいる A 類型である。そのうち常勤構成員を確保できた法人は構成員の常勤化の方向に展開して B 類型に移行する。非常勤から常勤となる構成員は定年退職を含めた兼業先からの退職者であろうから、そうした構成員を確保するケースは必ずしも多くはない。したがってさらに常勤化が進展して D 類型へ移行することは希である。そこで農地集積に伴って労働力増強の必要性が生じると、従業員の雇用が行われて C 類型へ移行するケースが多いと考えられる。従業員募集の際に、構成員の家族かそれ以外かはあまり考慮されないため、構成員の家族以外を雇用するケースが多く生じる。



第 5-3 図 オペレータ労働力の展開方向

資料：筆者作成。

6. 水田管理作業の担い手と階層構成

(1) 集落営農法人のタイプと水田管理作業

これまでは機械作業を担うオペレータ労働力を対象としてきたが、水田の農作業には機械作業に加えて、畦畔の草刈り、水管理等の管理作業が重要である。そこで前掲第 5-10 表に管理作業を含めて農作業に従事する構成員数とそれが構成員数に対する割合を示している。なお、集落単位の集落営農組織が合併した 9 番、10 番、20 番法人では、管理作業を集落に任せているために、農作業に従事する構成員数が把握できない。それらのうち 9 番、20 番法人については、構成員数に対するオペレータ数の割合を参考として表示している。10 番法人は構成員オペレータがないため構成員割合も「?」と表示している。

従事割合は、ⅠタイプとⅢタイプでは高く、ほとんどの構成員が農業従事している。これは構成員数が少数である中で、彼らのほとんどが管理作業に従事していることを示している。それに対してⅡタイプでは、農事組合法人では従事割合が高い法人が多数あるが、株式会社では逆に低い法人が多く、法人形態によって差がある。この相違は水田管理作業への関与の仕方と関わっている。

そこで水管理と畦畔草刈の担当者について第 5-12 表に示す。管理作業の担当者は、①構成員を含む水田の地権者であるもの、②当該水田の地権者ではなく水田が立地する集落が連帯して担うもの、そして③借地人である法人が担うもの、の 3 タイプがある。水管理については、同じく①から③に加えて、集落に集落や水利組合等の「水番」等と呼ばれる水管理担当者が行うものがあり、それを「水利係」と表示している。水稲作を枝番管理している法人（1 番、2 番、6 番、7 番法人）については、構成員が自らの責任で水田の管理作業を実施しているので、カッコ書きしている。

それら水田管理作業の担当者と法人のタイプとの関係を見てみよう。なお、水利係による水管理の実施は地域の事情によるものであり、法人タイプとは無関係であるので、分析から除外する。

ⅠタイプとⅢタイプの法人のほとんどは、水管理と畦畔管理を法人自身が行う③のタイプである。実際の作業実施者は、法人の構成員や従業員、あるいは臨時雇やシルバー人材センターへの委託等と、法人によって異なっているが、いずれも法人の責任で行い何らかの賃金を支払っている。

Ⅱタイプでは、①の地権者が行う法人と②の集落の責任で行う法人があり、これらの場合には実施者に対して法人がその管理料を支払っている。それに対して、Ⅰ・Ⅲタイプと同様に法人自身で管理作業を行う③の法人がある。①の地権者が管理作業を行う法人では構成員の農業従事割合が 3 割を越えて比較的高い。②の集落が行う法人の場合、構成員従事割合は把握できないが、①と同様に高いと考えられる。それらに対して③の法人が管理作業を行う場合には、構成員従事割合は低く、4 番法人で 2 割弱、それ以外の法人では 1 割未満と、非常に低くなっている。

こうしてⅠタイプとⅢタイプは、法人が管理作業を行い、その作業に構成員の多くが従事している。しかし地域内の地権者数から見ると、その一部が従事しているに過ぎない。Ⅱタイプでは地権者が管理作業を行う法人は構成員の農業従事割合が高いが、法人が管理作業を行う法人では、構成員の農業従事割合が低いものとなっている。

第5-12表 水田管理作業の実施者

(単位: ha, 割, %)

番号	タイプ	法人形態	経営面積	圃場区画割合			構成員従事割合	水管理		草刈	
				1ha以上	30a区画	10a区画		担当者	管理料(円/10a)	担当者	管理料(円/10a)
2	II	農	37	9	1	-	100.0	(地権者)	(-)	(地権者)	(-)
6		農	98	5	5(50a)	-	100.0	(地権者)	(-)	(地権者)	(-)
3		農	20	-	-	10	60.0	地権者	2,000	地権者	中山間直払
7		農	90	10	-	-	60.0	(地権者)	(-)	(地権者)	(-)
8		農	47	-	8	2	51.6	水利係, 地権者	1,600/10a	地権者	4,000
20		株	53	-	9	2	(32.6)	水利係	-	集落	-
19		株	85	-	10(60a)	-	28.1	水利係	-	地権者	800~1,000/h
9		農	71	-	8	2	(11.8)	集落	2,000~2,700	集落	集落毎の単価
10		農	109	-	7	3	?	集落	3,000	集落	3,300
4			農	3	-	5	5	17.2	法人	-	法人
15	株		20	-	8	2	9.6	水利係	-	法人	-
16	株		49	-	10	-	8.4	法人	-	法人	-
17	株		48	-	10	-	7.3	法人	-	法人	-
5	農		7	-	8	2	6.9	法人	-	法人	-
18	株		43	-	8	2	4.9	法人	-	法人	-
21	株		93	-	10	-	1.4	法人	-	法人	-
1	I		農	46	10	-	-	100.0	(地権者)	(-)	(地権者)
14		有	39	-	6	4	92.9	水利係	3,500	地権者	2,500
12		株	13	-	9	1	100.0	地権者	2,000	法人	-
11		有	5	-	10	-	100.0	法人	法人	法人	-
13	有	20	-	3	7	100.0	法人	法人	法人	-	
22	III	有	27	-	9	1	66.7	法人	10,000	法人	-
23		有	57	-	8	2	60.0	水利係	10,000	法人	-
24		株	22	10	-	-	100.0	法人	-	法人	-
25		有	11	-	7	3	100.0	水利係	-	法人	-

資料: 実態調査による。

注(1) 従事者割合は、第5-8表より。()は、構成員数に対するオペレータ数の割合。

(2) 水管理の「水利係」は、各集落の水管理担当者。

(3) 稲作が枝番管理である法人は、水管理と畦畔草刈の担当を「(地権者)」としてある。

ところでIIタイプで地権者が管理作業の実施者である法人であっても、その構成員従事割合には30~100%と大きな格差がある。構成員が管理作業を実施することになっていても、管理作業を行える農家が構成員となっている法人では従事割合が高いものとなるのに対して、管理作業を行えない、あるいは行わない農家が構成員となっている法人では従事割合が低いものとなる。このことは管理作業を行うことができる農家が多い地域にある法人と、管理作業を行える農家が少ない地域にある法人との相違、という地域における農民層分解の程度が反映されている。しかしそだけでなく、管理作業を行える農家のみを組織の構成員とするか、管理作業を行えなくなった土地持ち非農家をも組織の構成員とするかという、法人の組織方針も大きく関与していて、前者の法人では従事割合が高く、後者の法人は従事割合が低いものとなる。

ここで問題としたいことは二つある。一つは法人形態との関係である。管理作業の実施担当者が地権者である法人は、農事組合法人に多く、株式会社に少ない。この理由は、地権者が管理作業を行わない地域で株式会社が設立されたためではない。株式会社成立以前

の任意組織時代には、多くの地権者が管理作業を行っていたが、株式会社設立後に法人が管理作業を引き受けるようになったのである。

問題にしたいことのもう一つは、株式会社を中心として法人が管理作業を引き受けているのはなぜか、である。管理作業の実施者が法人形態とリンクしているのは、多分にイメージによるものである。すなわち農事組合法人は任意組織の延長上にあるのに対して、株式会社の場合には全ての農作業を借り手が行い、貸し手は土地持ち非農家に純化するものと捉えられているのである。

作業委託する農家は水田管理作業を自らの行うが、農地を貸付するようになると借地者が管理作業を行い、農家は土地持ち非農家化する。集落営農の場合には、受委託段階にある場合には構成員が管理作業を行うのが一般的であるが、農地を法人に貸し付けた場合には、地権者や集落等が管理作業を分担する場合と法人が担う場合がある。この分化は、農民層分解の結果として生じるという一般的条件はあるが、それよりも、法人と地権者間での合意、より根本的には地権者間での合意、集落内での合意に係っている。管理作業を地権者が実施するという合意形成を図っている法人と、そうでない法人、あるいはむしろその逆に管理作業を法人が行うという合意形成を図った法人との格差が、構成員の従事割合に表れているのである。少数有志型のⅠタイプとⅢタイプ、そしてⅡタイプの株式会社では、後者の法人がほとんどである、ということである。高齢化によって体力的に管理作業を出来なくなった地権者が土地持ち非農家化することは確か多い。しかしそれだけでなく集落営農に無関心になって管理作業を行わずに土地持ち非農家化する「集落営農のジレンマ」⁽²²⁾と呼ばれる現象がある。この傾向が少数有志型の法人や株式会社形態の集落ぐるみ型法人で強く表れているのである。

(2) 構成員の階層構成

機械作業と管理作業を含めた農作業への関与から構成員の階層性を整理する。構成員数、従事者数、オペレータ数の関係では、Ⅲタイプでは、構成員＝従事者＝常勤オペレータであり、少数精鋭の構成員が常勤のオペレータとなっている。そしてそのほとんどが役員であって、所有＝労働＝経営が分離せず、構成員内に階層分化がほとんどない。そうした中で、代表者に出資を集中させて経営権を付与することで、代表者中心の意思決定を図っている。

Ⅰタイプでは、構成員数＝従事者数＝オペレータ＞常勤オペレータの法人と構成員数＝従事者数＞オペレータ＝常勤オペレータの法人とがある。そしてオペレータのほとんどが役員となっている法人とオペレータの一部が役員となっている法人がある。したがってオペレータ＝役員の法人では、所有＝労働＝経営が一体的であるが、役員がオペレータの一部である法人では所有＝労働と経営とが分化している。

それらに対して集落ぐるみ型のⅡタイプでは、構成員の多くが農業従事して構成員≒従

(22) 「集落営農のジレンマ」については、伊庭（2012）、（2015）、（2018）。

事者>オペレータである法人と構成員の一部のみが農業従事して構成員>従事者≡オペレータの法人とがある。そして構成員の農業従事割合が高い構成員≡従事者である法人では、所有≡労働と経営者層とに分化している。それに対して農事組合法人の一部と株式会社では構成員の農業従事割合が低く構成員>>従事者である法人では、従事者≡オペレータが役員であることも多く、所有と労働=経営とが分化している。

第4節 集落営農法人における法人形態選択の現状と課題

1. 株式会社形態の選択理由

集落営農組織が法人化するに当たって農事組合法人または有限会社・株式会社を選択した理由は何かを分析する。まず株式会社を選択した理由を分析する。

現在、法人形態選択における主要な選択肢は農事組合法人か株式会社か、である。それに対して会社法以前には、有限会社か株式会社か、という選択肢もあった。会社法以前には最低資本金制度があったことから、農業法人が会社形態を選択する場合には、より少額の資本で設立可能な有限会社が選択されている。しかし有限会社の社員数は50人以下に制限されていたため、構成員数が50人を越える法人（事例中では21番法人）は、株式会社を選択する。こうして会社法以前には、株式会社か有限会社かの選択は基本的には最低資本金額から有限会社が選択され、構成員数が多数の場合に株式会社が選択されていた。したがって株式会社か有限会社かはほぼ自動的に決定され、法人形態の選択肢は農事組合法人か有限会社・株式会社かであった。こうして会社法以前にも以後にも、重要な選択肢は、農事組合法人か株式会社かである。そこで対象法人が株式会社形態を選択した理由を検討するために第5-13表に示す。

資本方式（Ⅲタイプ）の法人が株式会社形態を選択した理由は、第1に、常雇数の増大である。22番法人は、圃場整備の集積要件から3戸（1戸はリタイア予定）で設立された法人である。同法人は普及機関や市の助言によって有限会社を選択している。23番法人は、少戸数型の麦作受託組織がベースであり、離農者が増加する中でJAや市から法人化を勧められて、3戸5人で有限会社形態で法人化する。両法人とも、規模拡大に伴う常雇の増加が見込まれる。そして常雇が増加すると農事組合法人の常時従事者要件を確保できなくなるため、普及機関や市、JAは有限会社を勧めたものと考えられる。

第2は、意思決定方式である。24番法人は、圃場整備を契機に集落で大豆受託組織を設立したが、その後、オペレータであった農家3戸で法人を設立したものである。法人形態について、JAは農事組合法人を推奨した。しかし農事組合法人や任意組織と異なって、株式会社は、経営者のリーダーシップを発揮しやすいこと、意思決定が迅速であること、従事者要件がないため組織外から後継者を確保できること、を理由に、株式会社を選択する。なお、株式会社形態を選択することに関して集落の農家から特に意見はなかった。25番法人は、4戸で設立したミニライスセンターによる乾燥・調製と収穫作業を受託する任

第5-13表 株式会社形態を選択した理由

類型	番号	法人化前	法人化の理由	株式会社形態選択の理由	の地域 先例内	関係機 関の助 言	多角 事業の 増加	雇用者 数の 増加	非農家 の増加	権業 務確 執行	の意 志迅 速決 定
I	11	—	4集落で少数戸で設立。自作できない農家の農地を借地・所有するため。	自由に事業を行い利益を追求する		*	*				
	14	—	地区内の有志で交流施設（商店付設）の管理と営農の組織設立。	商店経営と文化交流施設管理のため			*				
	12	圃場整備で1968年に5戸の機械利用組合設立。1977年に15戸の組織に。1996年に広域の受託組織。2003年に2組織が合併。	出し手農家が作業委託から農地貸付へ変化。	23番が先例、JAの助言	*	*					
	13	2011年に18戸で4集落の受託組織設立。	耕作できない農家の借地をするため。	23番が先例、農業委員の助言	*	*					
II	20	圃場整備で2001年に集落単位の集落営農設立。2006年に特定農業団体を設立。	7集落中の4集落の特定農業団体を合併して法人化	6次産業化やレストラン経営		*	*				
	16	圃場整備で2002年にぐるみ型集落営農設立。	平日の労働力を雇用で確保するため。	県農業会議の助言		*					
	21	圃場整備で1973年に複集落毎の稲作受託組織と広域のRC・育苗組織設立。	離農者の増加、JA等の助言で受託組織とRCを統合した法人設立。	土地持ち非農家を構成員として農地を借地する。有限責任の限度が明確である		*			*		
	15	圃場整備で1973年頃に全戸の生産組合設立。	離農が増加し借地する必要があるため	21番が先例、事業の多角化	*						
	17	圃場整備で2002年に広域の集落営農組織設立	経営安定対策の法人化計画	16番がモデル、地域活性化の活動実施（複合化・多角化等）	*	*					
III	22	—	圃場整備の法人化要件で3戸（1戸は脱退予定）で設立	普及機関、市の助言。（常雇数の制限）		*	*				
	23	1983年JA主導で少数有志型の受託組織設立。	担い手が受け切れない農地が出る、法人化すれば規模拡大できる。	JA、市の助言。（常雇数の制限）		*	*				
	24	2000年に集落ぐるみ型の特定農業団体設立、作業は4・5人が中心。	特定農業団体を法人化する際に、担い手だけで法人設立。	経営者のリーダーシップ、意思決定が迅速、組織外からの後継者確保		*				*	*
(III)	25	4戸の協業経営	施設野菜の販売額が高額となり給与所得にするため	給与制で節税、意思決定が迅速、ラインでの指示		*				*	*
	26	建設会社が設立したRC・育苗の法人	農地貸付希望が出て来たので別法人を設立	当初から有限会社とする							
	27	4戸の農事組合法人	任意組合を農事組合法人化、その後有限会社に転換	経営者の権限が弱く、トップで意志決定できないために、意志決定が遅い						*	*

資料：実態調査による。

意組織がベースである。設立後に施設野菜を導入すると販売額が増加したため、給与制による所得税の節税を理由に、普及機関から法人化を助言される。そして県農業会議のコンサルタントもあって、法人化する。同法人は、給与制を採用することに加えて、意思決定が迅速で、ラインで指示ができるようにと、有限会社を選択している。

集落営農法人ではない 2 法人についても、法人形態選択の要因を示してある。26 番法人は、建設会社が乾燥・調製、育苗のために設立した法人であり、当初から有限会社を選択している。27 番法人は、4 戸で設立された農事組合法人が有限会社へ転換したものである。当初は、4 戸の男子従事者 16 人全員が構成員となる農事組合法人を設立した。しかし 16 人に平等の発言権があるため経営者の権限が弱く、トップで意思決定できないために、意思決定が遅い。そのため有利な補助金の募集があつて申請する場合に、臨時総会を開催して投資計画の承認を得なければならず、時機を逸してしまった経験がある。また銀行が農事組合法人に資金を融資してくれなかった。そのため有限会社に転換し、しかも構成員を 7 人に制限したものである。

組合方式（Ⅰ、Ⅱタイプ）の法人における株式会社形態選択の理由は上記の資本方式とは異なる。理由の第 1 は、事業の多角化である。Ⅰタイプの 11 番法人は、4 集落の有志が地域内の農業を守るために設立した広域の法人であり、「会社」の方が自由度が高く、また「組合」よりも利益追求できる積極的イメージがあるという理由から有限会社を選択している。14 番法人は自治活動から発展した法人であり、商店を併設した神楽の文化交流施設を建設し、施設・商店運営と営農活動を担う法人として有限会社を選択した。いずれも農業以外の事業実施を想定して、有限会社を選択している。Ⅱタイプの 20 番法人は、大区画圃場整備を契機に 2001 年に設立された集落単位の 4 集落営農組織が、2010 年に合併して設立された法人であり、合併後も営農は各集落単位で実施が継続している。そして法人全体で 6 次産業化やレストラン経営を考えていたことから、株式会社を選択している。

第 2 は、土地持ち非農家の組織参加である。21 番法人は、第二次構造改善事業を契機に設立された 2、3 集落単位の共同作業組織が複数と 11 集落でのライスセンターが合体して、2005 年に 11 集落の法人となったものである。作業に出られない農家が増加したため、JA、行政の支援で法人化を検討し、農事組合法人と株式会社とを比較した。農事組合法人は「みなし農民」が 1/3 以内の範囲で構成員となれるのに対して、株式会社では農地提供者が構成員となることに制約がないことから、株式会社を選択する。また株式会社は有限責任の限度が明確であること（農事組合法人も有限責任であるが、実際には責任をとらされると見ている）も株式会社選択の理由である。

第 3 に、関係機関による助言である。上述の 21 番法人では、JA、行政が法人形態選択に助言している。16 番法人は、水田経営所得安定対策の法人化計画の実現に向けた勉強の中で、県農業会議の助言で株式会社を選択している。それ以外にも 12 番、15 番、17 番、19 番、20 番法人は普及機関、13 番、16 番法人は農業委員会・県農業会議、22 番、23 番は普及と市、18 番は JA、21 番、24 番は JA、普及と行政、11 番法人は県からの助言を得ている。

第 4 に、ⅠタイプとⅡタイプで最も多い理由は、地域内の先行事例に倣った、である。17 番・19 番法人は 16 番法人を、15 番・18 番法人は 21 番法人を、12 番・13 番法人はⅢ類型の 23 番法人を、それぞれ先例として、会社形態選択を選択している。このように法人形態選択に当たっては、地域内にある先行事例によるデモンストレーション効果が非常

に大きい⁽²³⁾。

こうして資本方式（Ⅲタイプ）では、常雇数の制約と業務執行権の明確化等の意思決定方式から株式会社形態を選択している。資本方式の法人は、少数精鋭の構成員の組織で、雇用依存型の経営となっていることから、常雇数の制約がない株式会社形態を選択している。また代表取締役の出資比率が高く、そこに経営権を集中させて業務執行権を明確化させているため、経営者の執行権が明確である株式会社形態を採用している。前者は農民の協業組織であるという農事組合法人の理念を排すること、さらに後者は株式会社本来の特徴である物的組織を求めた結果としての選択である。

それに対して組合方式では、事業の多角化、非農家の組織化が株式会社形態選択の明確な理由である。これは株式会社の物的組織としての特徴を求めたわけではなく、農事組合法人制度の制約を逃れるための選択である。そのため物的組織の特徴である 1 株 1 議決権方式は求められず、人的組織の特徴である 1 人 1 票制が採用されている。ただし多くの組織では、株式会社形態選択に当たって両法人の選択肢を熟慮したわけではなく、普及機関等の関係機関による助言⁽²⁴⁾、特に地域内での先行事例が法人形態の選択を大きく左右している。

2. 農事組合法人形態の選択

（1）農事組合法人選択の理由

つぎに農事組合法人を選択した理由等について第 5-14 表に示す。会社法施行以前には最低資本金制度（有限会社 300 万円、株式会社 1000 万円）があったことから、2005 年以前に設立された法人では、最低資本金制度がない農事組合法人形態を採用しやすい。事例法人中では、2005 年以前に法人化している 3 番、8 番、10 番法人は、農事組合法人の選択肢しか想定していない。しかし会社法以後には、最低資本金制度を制約要因とする法人形態の選択は存在しなくなっている。

会社法以後に農事組合法人を選択する理由の第 1 は、従事分量配当制の採用である。1 番、2 番、6 番が従事分量配当を理由に農事組合法人形態を採用している。対象法人が従事分量配当制を採用している理由は二つある。一つは、赤字回避のためである。6 番法人は、法人が赤字となることを構成員が怖がるので、赤字回避のために従事分量配当制を採用できる農事組合法人を選択している。従事分量配当制の場合には、決算の状況を見て労働報酬の単価を決定できることから、赤字を回避できる。赤字を回避したがる意向は、役員層よりも構成員に強い。その理由は、任意組織とは異なって法人の場合には解散手続が難しいこともあるが、むしろ法人制度に対する情報不足、あるいは誤解がある。任意組合

(23) 金子（2006：133）もこうした波及効果について言及している。

(24) 酒井（1998：54）は、「企業形態の選択は、当該法人がよく検討して選択したというよりは、地域ごとの指導方針によってそのまま選択されるケースが多かったのではないかと推測される。」と指摘する。

第 5-14 表 農事組合法人を選択した理由と課題

類型	番号	設立年 (再掲)	法人化前	法人化の理由	農事組合法人形態 選択の要因	今後の意向, 株式会社化
I	1	2015	大区画圃場整備事業契機に1996年に11人で転作受託組織を設立。経営安定対策で任意組織(稲作は枝番)設立。	経営安定対策, 機械リースの条件で法人化。稲作は枝番で、転作のみを組織で実施。	組合長は株式会社を提案。稲作は枝番管理なので従事分量配当制を実施。	後継者を構成員以外から確保したり、将来はダイサービス事業を行いたい。農事組合法人は「守り」、株式会社は「攻め」のイメージなので、組合長は株式会社化したい意向。
	2	2014	大区画圃場整備契機に1995年に全戸で転作組織を設立。経営安定対策で枝番の任意組織設立。機械の過剰投資防止のため機械の個人購入を防止。	経営安定対策, 機械リースの条件で法人化。土地報酬より労働報酬を増やすために法人化。	水稲が枝番管理なので、従事分量配当制にする。株式会社から農事組合法人へは転換できないから。	新たな作物を導入し、従事者の所得を増やしたい。 将来的には株式会社化する意向もある。
	3	2002	大区画圃場整備契機に1887年に全戸で任意組織を設立。機械の共同所有のみ実施。鳥獣対策後の2001年に小麦の経営を開始。	地域の農業を維持するために法人化。中山間直払はすべて組織の機械購入等に利用。	最低資本金制度。 (会社法以前)	加工や天然物の採取による所得増, 女性の参加 役員だけで決められないので、今後、株式会社を検討したい。
	4	2011	公民館活動がベース。2008年に全戸で営農組合を設立し、中山間直払の受け皿になる。	耕作できなくなった農家の農地を守るため。	県が農事組合法人を指導している。	「自給者」を増やし、集落の後継者を創りたい。レストランや加工を行う。
	5	2010	圃場整備の担い手要件から2005年に3集落で特定農業団体を設立。	法人化計画通りに法人化。自作できなくなった農地を借地、受託する。	株式会社という選択肢がなかった。	法人で除雪事業を行っているので株式会社に転換した方がいいという意見もある。
II	6	2012	圃場整備後の1998年に5戸で転作組合を設立し、大豆のBR実施。経営安定対策で全戸の任意組織に再編成。	法人化計画通りに法人化。水稲作は枝番管理だが、一部の田で田植と収穫を法人が実施。	年配者は会社アレルギーがある。赤字が怖い構成員がいるので、従事分量配当制を採用した。	農作業出来ない人が増えたら株式会社化して、会社で経営する。
	7	2010	圃場整備後に全戸で土地利用調整組織を設立。経営安定対策で全戸で特定農業団体設立。	特定農業団体の法人化計画通りに法人化。高齢化のために受け皿が必要。	株式会社には農家の賛同がなく、協同組合の農事組合法人にした。	100万円までの支出は理事権限としているが、機械更新等には総会開催が必要で、煩わしい。
	8	2000	大区画圃場整備で1992年に全戸の任意組織を3集落で設立。	2000年に3組織で法人化。自作できない農家の農地を経営。	農事組合法人しか考えていなかった。 (会社法以前)	機械購入のためにも総会を開催するので決定が遅れる。総会に1/3しか来ない。将来は、運営がしやすい株式会社へ転換する時期が来るだろう。
	9	2009	1980年から各集落で全戸の集落営農設立。経営安定対策で14組織が特定農業団体化。	14組織で法人化。転作と離農者の農地を経営。	JAが出資するため、1株1票制の株式会社は不都合と考えた。	各支店(集落)単位で経営している(特に不都合は無い)。100万円以上の機械投資は本店で決裁する。
	10	2005	2001年以降に6集落で全戸の集落営農が設立。耕作放棄地の解消のため。	6集落で法人化。構成員は自作、離農者三非構成員の農地を経営。	最低資本金制度。 (会社法以前)	特になし

資料:実態調査による。

は無限責任であるため解散する場合には、構成員が債務を負担しなければならない。また任意組合は剰余も欠損も繰り越せないため、赤字決算の場合には構成員が赤字分を負担しなければならない。しかし農事組合法人は、解散時の構成員の責任は出資金までの有限である。また欠損金を繰り越すことができる。しかしこうしたことが十分に理解されていない。従事分量配当制を採用するもう一つの理由は、枝番管理のためである。1番、2番法人は、稲作が枝番管理であり、個別で営農している稲作の所得分配に従事分量配当制を用いている⁽²⁵⁾。この他にも、法人税、事業税の優遇措置、構成員の社会保険費用節減、兼業

(25) 従事分量配当は、本来は労働時間に応じた剰余金の分配である。枝番管理で従事分量配

先での兼業禁止措置との関係などがありえる。

第 2 の理由は、株式会社と農事組合法人に対する漠然としたイメージである。6 番法人は、構成員に「会社アレルギー」があったことを農事組合法人選択の理由としている。7 番法人は、株式会社に対して農家の賛同が得られなかったとする。会社に対する漠然とした嫌悪感、イメージが農事組合法人選択の理由となっている。これは多くの事例で指摘されることである。しかしこうしたイメージは年配者に多く、兼業で会社勤めの経験がある世代には会社に対するマイナスイメージはないという法人経営者もあり、現在では減少しているとみられる。

第 3 に、株式会社制度に対する情報不足である。9 番法人は JA からの出資が出資額の約 1/3 を占める。そのため株式会社の場合には JA の議決権が 1/3 を占めてしまうので、1 人 1 議決権の農事組合法人を採用している。しかし次章で示すように、非公開会社の場合には 1 人 1 議決権が可能であることについて、現場では知られていない。そのため株式会社の選択は見送られている。

第 4 に、情報の偏りがある。4 番法人は県が農事組合法人の選択を助言し、5 番法人は株式会社の選択肢を知らずに、農事組合法人しか考えなかったとしている。法人形態選択にあたって、少数有志型の場合には株式会社形態の選択もあるが、集落ぐるみ型の場合には農事組合法人が適格的である、という見解が農業関係者には多くあることが背景にある。第 3 に指摘した株式会社制度に関する適切な情報の不足が、こうした情報の偏りをもたらしている。

(2) 農事組合法人選択上の課題

1) 運営方式上の課題

農事組合法人形態を採用している法人について、農事組合法人の仕組み上での問題や株式会社化の意向について第 5-14 表に示してある。まず、農事組合法人制度で問題とされている運営方式について取り上げる。

農事組合法人では、理事会の業務執行権が不明確であり、総会で意思決定しなければならないことを課題としている法人がある。3 番法人は、役員会に経営を任されているが実際には理事会だけでは決定できなく、総会を開催しないといけないことから、今後、株式会社を検討したいとしている。また 7 番法人は、理事会での決裁権限は 100 万円以下の機械購入まで可能であるが、それでは低額であって、機械更新等のために総会開催が必要であって煩わしい、としている。8 番法人は、機械購入を理事会で決定できず、総会を開催するために決定が遅れるので、将来は運営しやすい株式会社に転換する時期が来るだろうとしている。農事組合法人の総会は、意思決定の最高機関であり、しかもどのような事項

当制を用いる理由は、販売収益が各構成員の単収によって異なるためである。しかし労働時間に比例しない収益の分配に従事分量として配当することは不適切であるため、森(2012)は各構成員の販売収益を圃場管理料(費用)として支払う「収入差プレミアム」方式を提案している。

でも決議できる万能の機関である。そのため重要な決定は理事会ではなく、全て総会（通常総会か臨時総会）で決定する傾向にある。こうした意思決定における運営方式のあり方が問題視されているのである。

これら法人で意思決定上の運営方式が課題となる背景を考えてみたい。対象法人における構成員の農業従事割合と役員報酬を第 5-15 表に示す。先述したように農事組合法人のⅡタイプには、構成員従事割合が高い法人と低い法人がある。意思決定上の運営方式を課題とする 3 番、7 番、8 番法人は、構成員従事割合が 60%以上と高い法人であり、所有者＝従事者の関係にあって、所有＝労働層と経営層とが分化している法人である。したがって農業従事を背景に構成員の発言権が大きいものと考えられる。しかもこれら 3 法人では代表者の役員報酬が低く、代表者を含む役員の業務執行は構成員への奉仕となっている。このことも意思決定上の運営方式を問題視することにつながっているとみられる。

それら以外のⅡタイプの農事組合法人は意思決定方式について特に問題視していない。その理由について検討しよう。調査時点（2014 年）で農事組合法人となっていない 2 番法人、法人化して間もない 6 番法人、そして事業規模が小規模である 4 番法人はまだ意思決定上の問題が生じないとみられる。

5 番法人は、構成員従事割合が低く、代表理事とⅠターンの従業員を中心に事業が運営され、2 人でほとんどの意思決定を行う運営方式となっている。9 番、10 番法人は集落営農の合併組織で、集落と法人本部との二階建てになっている。管理作業は集落が行うため構成員の従事割合は高いが、営農活動全体が 1 階部分の集落単位で行われ、2 階部分である理事会は集落間の調整機能を果たす役割であることから、組織全体での意思決定がほとんど課題とならないのである。

こうして構成員の従事割合が高く、所有＝労働層と経営層とが分化している法人で、意

第 5-15 表 構成員の農業従事割合と役員報酬

(単位：%，万円)

法人形態	類型	番号	構成員 従事割合 (再掲)	役員 報酬	うち 代表
農 事 組 合 法 人	Ⅰ	1	100.0	57	9
		2	100.0	30	5
	Ⅱ	3	60.0	50	10
		4	17.2	10	1
		5	6.9	216	168
		6	100.0	100	(13)
		7	60.0	48	12
		8	51.6	67	7
		9	[11.8]	387	(32)
		10	(?)	300	(50)
有 株 有 有	Ⅰ	11	100.0	-	-
		12	100.0	216	(72)
		13	100.0	36	(9)
		14	92.9	1,008	(252)
株 株 株 株 株 株	Ⅱ	15	9.6	309	(62)
		16	8.4	432	(62)
		17	7.3	300	(100)
		18	4.9	783	(196)
		19	28.1	384	(77)
		20	[32.6]	13	(4)
		21	1.4	828	(166)
有 有 株 有	Ⅲ	22	66.7	468	(234)
		23	60.0	780	180
		24	100.0	456	(152)
		25	100.0	1,225	(245)

資料：実態調査による

注． 代表報酬()内は、役員報酬総額を役員数で除した平均値。

思決定上の課題が生じやすいと考えられる。

2) 法制上の制約と株式会社への転換

農事組合法人には、第1章で示したように事業内容や常時従事者の人数について一定の要件がある。それらの要件を逸脱する農事組合法人は、株式会社へ転換することが必要となっている⁽²⁶⁾。そうした例が対象法人にもある。

第1に従業員の雇用制限である。農事組合法人の常時従事者要件では、常時従事者のうち、構成員および構成員の家族が2/3以上でなければならない。前掲第5-10表に従業員の出自について、家族以外の人数を表示している。構成員家族が従業員となっている法人もあるが、一般的には家族であるか否かに関わらずに従業員を雇用している。常時従事構成員数と従業員数を比較すると、事例法人中で従業員を雇用している3法人はすべて構成員の家族でない従業員が常時従事者の1/3を超えている。先述したように常時従事の従業員を雇用する雇用化の傾向は少数有志型だけでなく集落ぐるみ型にもあることから、農事組合法人制度が制約となる法人が生じやすい。

第2にみなし農民の制約である。土地持ち非農家であるみなし農民は構成員の1/3以下でなければならない。構成員のうち、自家農業にも従事しない土地持ち非農家数については正確な人数は把握できないが、管理作業にも関わらない構成員の割合が1/3を超えている（従事者割合が2/3を下回る）法人が3法人ある。農民ではない土地持ち非農家を含めた集落ぐるみ型組織は、株式会社形態を選択する必要がある。

第3に事業要件である。農事組合法人が行える事業は農業および付帯事業である。積雪地帯では、常時従事者の冬期間の就業場所を確保するために、除雪事業が重要な業務である。法人が除雪事業を受託する場合、トラクタで除雪を行うような場合には農業の付帯事業とみなすことができる。しかし大型除雪機での除雪は農事組合法人の付帯事業に含まれなく、事業要件に合致しなくなる。5番法人は法人で除雪作業を受託していることから、法人形態の転換を検討する必要がある。また11番法人は、法人の後継者を構成員以外から確保するために、また将来は地域のためにデイサービス事業を行いたいと事業多角化を組合長は考えているため、株式会社化したい意向である。しかし構成員の合意を得られずに、農事組合法人となっている。こうした事業を実施するのであれば株式会社への転換が必要となる。ただし除雪事業もデイサービス事業も農業関連事業ではないことから、農地所有適格法人である場合には、それが事業が総売上額の半分以上でなければならない。

第5節 結論－集落営農法人の法人形態選択のあり方

分析結果をまとめると以下のとおりである。集落営農法人の法的形態は農事組合法人が中心で、特例有限会社・株式会社は少ない。集落営農法人は、組織タイプからは少数有志型と集落ぐるみ型があり、議決方式からは1人1議決権の組合法人と1株1議決権の資本型

(26) 第1章注(8)参照。

があって、全体で4タイプに分類できる。農事組合法人は法制度上、組合方式の少数有志型（Ⅰ）と集落ぐるみ型（Ⅱ）であるのに対して、株式会社は少数有志型は資本方式（Ⅲ）と組合方式（Ⅰ）があり、集落ぐるみ型は組合方式（Ⅱ）のみであって、資本方式の集落ぐるみ型（Ⅳ）は存在しない。

少数精鋭の構成員からなる資本方式の法人では、株式会社本来の1株1議決権が採用されて、経営代表者（代表取締役）に出資が集中し、経営権も経営代表者に集中している。それに対して組合方式の株式会社では、構成員が均等出資して1株1議決権を前提に1人1議決権を実現しているものがあり、また構成員が不均等出資しているにもかかわらず実際の運用は1人1議決権で行うものがある。組合方式の法人では、法人形態に関わらず、農事組合法人と同様の1人1議決権の平等議決権が採用されているのである。

水田管理作業の担当者は、少数有志型（Ⅰ・Ⅲタイプ）は法人であり、集落ぐるみ型（Ⅱタイプ）には法人が担当するものと構成員が担当するものがある。そして構成員層、従事者層、役員層の階層関係については、Ⅲタイプはそれらが分離せずに労働＝所有＝経営の関係である。Ⅰタイプには、所有＝労働＝経営が一体的である法人と所有＝労働と経営とが分化している法人がある。そしてⅡタイプでは、構成員が管理作業を行う法人では所有⇌労働と経営に分化し、管理作業を法人が行う法人では所有と労働＝経営へ分化している。

法人形態の選択に関して、株式会社形態の選択理由は、資本方式の株式会社（Ⅲタイプ）では従業員数の制約がないことと、業務執行権の明確化等の意思決定上の運営方式である。それに対して組合方式の株式会社（Ⅰ、Ⅱタイプ）では、事業の多角化、非農家の参加が明確な理由である。農事組合法人（Ⅰ、Ⅱタイプ）における農事組合法人形態の選択理由は、従事分量配当の採用以外は明確な理由はなかった。

そして農事組合法人形態の採用によって課題となっていることは、総会万能主義で理事会の業務執行権が不明確であるという農事組合法人の意思決定上の運営方式である。集落ぐるみ型のうち、構成員の農業従事割合が高く、構成員が所有＝労働層と経営層とが分化している法人で、こうした意思決定上の課題が生じると考えられる。また従業員数、土地持ち非農家組合員、事業の多角化に関する制度的制約が一部の法人で問題となっている。

以上のことから以下のことが言えよう。

農事組合法人は構成員による協業経営を想定した組織であり、構成員のほとんどが法人の行う事業（農業等）に従事する同質性がある場合に最も適している。したがって少数有志型組織で所有＝労働＝経営が一体的である場合にはその同質性が確保されていることから、農事組合法人形態が適合的である。しかし少数精鋭の構成員によって組織され、経営者へ経営権が集中する組織の場合には、1株1議決権の資本方式が適合的である。構成員が多数である集落ぐるみ型の組織は、法人形態を問わずに組合方式が採用されている。従業員数、事業種類、土地持ち非農家組合員への制度的制約はあるものの、それ以外では1人1議決権の組合方式の採用に大きな問題はない。

ところで集落ぐるみ型組織には、管理作業を法人が行う法人と構成員が管理作業を行う法人がある。前者は構成員が所有と労働＝経営へ分化していて、こうした組織は株式会社

に多く、集落ぐるみ型組織でありながら、構成員の農業離れ、組織離れを引き起こす可能性がある。それに対して後者の組織は所有≒労働と経営に分化しているが、構成員の農業関与、組織関与の合意形成が図られている。しかしながらこの組織では、総会万能主義によって理事会の執行権が不明確であるという農事組合法人制度の意思決定上の問題が顕在化しやすい。

組合方式を採用する株式会社と農事組合法人は、議決権方式では同様である。しかし法人内における構成員（株主、組合員）と業務執行役員との関係、端的には総会と役員会（取締役会、理事会）との関係に、制度的な相違がある。農事組合法人では理事会の業務執行権が制約され、迅速な意思決定の制約となっている。このことが農事組合法人形態を採用した法人のうち、構成員が農作業に関与し、構成員が所有≒労働と経営に分化している組織で問題化する。所有層＝労働層の機関である総会と経営層の機関である理事会との機能分担が成立していないからである。そこでこうした組織には、総会と取締役会の権限を分担することができる株式会社制度の採用がより適合的であると考えられる。

もちろん農事組合法人における理事会の執行権の問題は、法制度上の問題ではなく、運用上の問題もある。農事組合法人でも理事会の権限を強化する運用方法を採用することによって意思決定の迅速性を図ることが可能であるとする指摘もある⁽²⁷⁾。農事組合法人であっても理事会の専権事項を拡大するため、理事会の専権事項を定款や規約に定めることで、執行権の問題を解決する可能性はある。対象法人の事例では、理事会専権の固定資産取得上限額は100万円である。これを500万円、あるいは1,000万円等に設定するということである。しかし理事会の専権事項を定款に定めることは、農事組合法人制度は総会が最高・全能の機関であることと制度的矛盾する。したがって運用上ではなく、法制度として機関構成のあり方を検討する必要がある。

(27) 井出（2012）。

第6章 集落営農組織と協同組合株式会社

第1節 課題と方法

1. 本章の課題

畜産・園芸や集落営農組織以外の組織経営体では株式会社形態が一般的であるのに対して、集落営農組織が法人化する際の法人形態は、農事組合法人が主であり、株式会社が一部にある。株式会社形態の集落営農組織における議決権は、少数精鋭構成員による法人は1株1議決権の資本方式で運営される資本制企業である。しかしそれ以外の少数有志型と集落ぐるみ型では、法人形態に関わらず1人1議決権の組合方式で運営されている。この組合方式による運営は、協同組合である農事組合法人と同様なものであり、集落営農組織が人的組織であることによる特徴である。こうして特定地域に限定した営農活動を行う集落営農組織は、一部の資本的組織を除いて、人的組織である協同組合的組織が適していると考えられる。

集落営農法人が株式会社形態を選択する理由は、実施可能事業、雇用者数、土地持ち非農家の構成員化に制約がないこと、業務執行権の明確性、意思決定の迅速性等の意思決定場の運営方式の採用であり、これらは農事組合法人に比した株式会社の制度上の特性である。とくに意思決定場の運営方式は、取締役会の業務執行権が明確である株式会社の経営管理上のメリットである。農協制度では、会社法における株式会社の取締役会に準じて、代表理事制が採用されるなど理事会や代表理事に業務執行権が集中する機関設計となっている。それに対して農事組合法人では民法の社団に準じて理事の権限が弱い。そのため取締役会の権限の明確性は農事組合法人制度に対する株式会社制度のメリットととらえられる。こうして一方では人的組織として協同組合的な組織運営が求めつつ、もう一方では株式会社の運営方式を求める集落営農法人がある。では、両方の特質を兼ね備えた組織を構成することができないのであろうか。

2005年7月26日に公布され、2006年5月1日から施行された会社法は、従来の商法（以下、「旧商法」とする）第2編にあった会社の規定と有限会社法の規定をひとつの法典に再編成した新たな法である。会社法は、有限会社の規定を株式会社の規定に包含するとともに、旧商法に規定されていた株式会社、合名会社、合資会社に加えて、日本型 PPC と言われる合同会社を新たに規定し、合名会社、合資会社、合同会社を持分会社⁽¹⁾として、

(1) 持分会社には無限責任社員と有限責任社員があり、合名会社は無限責任社員だけで組織される会社、合資会社は無限責任社員と有限責任社員で組織される会社、合同会社は有限責任社員だけで組織される会社である。持分会社の社員は、有限責任・無限責任に関係なく、原則として会社の業務を執行する権限を有し、逆に、社員以外の者が業務執行権を行使することはできず、所有と経営が分離していない。そして持分会社では、持分を譲渡する場合に、定款に特段の定めがない限り、全社員の同意が必要である。合同会社の社員は株式

株式会社と持分会社の二つを会社としている。しかも会社法での株式会社は、旧商法に規定されていた株式会社と廃止された有限会社法にもとづく有限会社⁽²⁾とを統合した新たな会社形態であり、旧商法の株式会社とは大きく異なったものとなり、定款自治が大幅に認められるようになったことから、様々な機関構成や経営形態が可能となっている。

株式会社形態の協同組合、すなわち協同組合株式会社に関して、関（2011a）は以下のように重要な指摘をしている。「会社法は・・・定款自治の原則を利用すれば、株式会社ではあっても非営利団体と同様な経営活動とその効果を期待できる。否、現在の農協よりはるかに非営利団体としての農業経営を実現することが可能である。」また関（2011b）は、農事組合法人による経営と株式会社による経営とは、どちらが使いやすい法人形態であるか、という問いを立てて、会社法は小規模株式会社をモデルにした法律であるので、結論を言えば株式会社の方がかなり使いやすい、と答えている。会社法では定款自治が拡大されたので、任意規定がかなり導入しやすいつし、「株式会社のデメリット・・・の代表は、株式会社の管理は営利目的の企業経営、したがって営利追求の競争に走りやすい。しかしこれは定款に ICA の協同組合原則を採用することで、ある程度は予防できる。」とする。さらに質疑で、定款に具体的に「わが社は ICA 原則に基づいた農業経営をする」と書いておけばきわめて説得力がある、と発言している。

ところで欧米では 20 世紀末に協同組合の株式会社化、あるいは協同組合と株式会社とのハイブリッド化の動きがある⁽³⁾。また、株式会社形態の協同組合組織もある。わが国においても、新しい株式会社制度を用いた協同組合的制度について研究が必要ではないかと考えられるが、現在のところそうした先行研究はない⁽⁴⁾。というものがわが国では、それぞ

会社の株主と同様に有限責任のみであるが、他の持分会社と同じく、会社の内部関係が民法上の組合と同様に広く定款自治に委ねられているところが、株式会社と異なる。旧有限会社の社員も有限責任であり、社員の持分を非社員に譲渡する場合には社員総会の承認を必要とするが、社員ではなく取締役が業務執行権を有する点で持分会社とは異なる。

- (2) 有限会社は廃止され、新たな有限会社を設立することはできない。そして会社法と同時に成立した「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」によって、会社法施行時にすでに設立されている有限会社は、引き続き有限会社の商号を用いることができる（これを特例有限会社という）。そして特例有限会社は、会社法上の株式会社として存続することとなり、旧有限会社の定款、社員、持分、出資一口はそれぞれ、株式会社の定款、株主、株式、株式一株とみなされる。あるいは特例有限会社が定款を変更して商号を株式会社とする場合には、特例有限会社の解散登記と株式会社の設立登記を行わなければならない。
- (3) 明田（2016）。田中（2005）は組合員と協同組合事業が一对となった「伝統的協同組合」を前提に、協同組合の会社化を 3 つに分類している。第 1 は、事業を株式会社化し、組合員がその株式の過半を保有するアイルランド酪農協同組合の例がある。第 2 は、協同組合の子会社化であり、デンマークとスウェーデンの酪農協の事例がある。第 3 に、非組合員投資家枠の設定であり、スウェーデンの例がある。なお農協の株式会社化については三石（1988）、連合会の株式会社化については横川（1988）、三石（1999）、欧州の協同組合銀行については斉藤（2004）、斉藤・頭重（2010）、協同組合の自己資本問題については小楠（1988）などの研究がある。
- (4) 多木（2001）は、ドイツ法における株式会社形態の協同組合の組織設計について論じ、日本についても言及しているが、旧商法の株式会社制度をベースとしている。遠山（2008）

れの業態毎に協同組合制度が用意されているため、株式会社形態による協同組合設立はほとんど問題にならないからである。生産者協同組合についても、農協法に農事組合法人制度があり、漁協法には漁業生産組合、中小企業等協同組合法には企業組合がある。法人制度がない労働者生産協同組合を除くと、協同組合制度が整備されているのである。

関は、農事組合法人よりも株式会社の法が使いやすく、その営利性を制約するために株式会社の定款に協同組合原則を採用すると規定することが重要であるとする。しかし定款に「協同組合原則を採用する」と規定するだけでは余りにも抽象的である。多木（2014）は、会社法に依拠した協同組合株式会社の可能性と限界（難点）について、協同組合の基本的特性を株式会社の法形態で維持できるのか、できるとしてもどの程度できるのかを、基本的特質ごとにきめ細かく考察する必要があるとする。したがって IAC 原則（協同組合のアイデンティティに関する ICA 宣言）に基づいた規定を具体的に定款に盛り込むことが必要である。そこで集落営農組織に適した株式会社形態の構成はどこまで可能であるのかについて検討する。

集落営農法人は農地を借地することから農地所有適格法人であることが適当である。そして農地所有適格法人となることができる株式会社は、全ての株式に譲渡制限がある非公開会社（その正確な定義は後述する）である。そこで、非公開会社を前提に、協同組合的特徴を具備した株式会社が構成できるのかどうかを明らかにする。そのために本章では、協同組合はなにを要件とするかを明らかにした上で、第 1 に、非公開会社の機関構成の特徴を農協、農事組合法人と比較し、第 2 に、非公開株式会社が協同組合の要件をどの程度満たすことが可能であるかについて農協や農事組合法人と比較しつつ分析し、第 3 に、その検討結果を踏まえて協同組合株式会社の可能性を考察する。

2. 方法

協同組合の要件を具備しているかどうかを分析するために、まず協同組合の要件は何かを示しておく。協同組合の要件は、協同組合原則（1995 年 ICA 声明）から抽出する⁽⁵⁾。1995 年の ICA の協同組合原則は、第 1 原則：自発的で開かれた組合員制、第 2 原則：組合員による民主的管理、第 3 原則：組合員の経済的参加、第 4 原則：自治と自立、第 5 原則：教育、研修および広報、第 6 原則：協同組合間の協同、第 7 原則：コミュニティへの関与である⁽⁶⁾。これらのうち第 1 原則から第 3 原則は「1937 年原則」で「基本原則」とされているものである⁽⁷⁾。そこで第 1 原則から第 3 原則が、農協や農事組合法人でどのよう

は、非公開会社では①1 人 1 票制が可能であること、②株主の剰余金配当請求権と残余財産分配請求権を全く否定することはできないが、いずれかを認めることは可能であることの 2 点を指摘している。

(5) 河野（1998）は、法人形態を問わずに、1995 年 ICA 声明に当てはまるものを協同組合とし、類似点があるが該当しない点がある協同組合類似組織を「協同組織」としている。

(6) 日本協同組合学会訳編（2000）。

(7) 「1937 年原則」は、第 1 原則：加入脱退の自由、第 2 原則：民主的管理（1 人 1 議決権）、

に保障されているか、そして株式会社でどのように規定できるのかを分析する。

協同組合の要件に関して、独占禁止法の規定との関係にも触れておこう⁽⁸⁾。現行の独占禁止法はその第 22 条で、同法の適用除外の要件として次の 4 点を挙げており、それらの要件を備えた団体を協同組合と解している。すなわち、(1)小規模事業者または消費者の相互扶助を目的とする、(2)任意に設立され、組合員が加入脱退の自由が保証されている、(3)各組合員が平等の議決権を有する、(4)組合員に対する利益分配の限度が法令・定款に定められている、である。これら 4 要件のうち、(1)は協同組合原則にはない⁽⁹⁾。しかし集落営農組織は、特定地域内の農地を守るために農家が共同して特定地域内に限定した営農を行う組織であることから、小規模事業者または消費者の相互扶助を目的とする組織であるといえる。そして、(2)の加入脱退の自由は第 1 原則、(3)の平等の議決権（1 人 1 議決権）は第 2 原則、そして(4)の利益分配の制限（出資配当の制限）は第 3 原則にある要件である⁽¹⁰⁾。したがって、第 1 原則から第 3 原則との関係を分析することで、独占禁止法の(2)～(4)の規定との関係も明らかになる。

第 2 節 会社法における非公開株式会社の特徴

1. 公開会社と非公開会社

旧商法における株式会社においても、株式を上場する株式会社だけでなく、株式を上場せず実際には株式譲渡が開放されていない同族会社等があり、こうした事実上の非公開株式会社が株式会社の多数を占めていた。1966 年改正商法で、株式の譲渡について取締役会

第 3 原則：利用高配当、第 4 原則：出資利子制限、第 5 原則：政治的宗教的中立、第 6 原則：現金取引、第 7 原則：教育の促進であり、第 1～4 原則が基本原則として ICA の加入条件である最も重要な原則であり、第 5～7 原則は任意原則であった（明田、2016）。

(8) 多木（2001）は、ドイツ法における株式会社形態の協同組合の組織設計について、独占禁止法 24 条（旧 22 条）を協同組合の基礎的性質として、その観点から検討を行っている。

(9) 協同組合原則にない(1)が独占禁止法適用除外要件となっていることに関して明田（2016）は次のように指摘する。相互扶助要件は、協同組合の運営原則というより協同組合の目的である結成の動機そのものである。小規模事業者・消費者については、協同組合が資本主義社会における経済的弱者の自衛組織として発達してきた歴史的経緯から自明のことである。なお、次の注(10)を参照。

(10) 独占禁止法と各種協同組合法が制定された当時における ICA の協同組合原則は注(7)に示した「1937 年原則」である。しかし独占禁止法における協同組合の要件は、その基本原則のうち第 1、2、4 原則に対応しているが、第 3 原則に対応していない。というのも独占禁止法の適用除外の 4 要件は、協同組合原則に依拠したものではなく、米国の反トラスト法の適用除外法であるカッパー・ヴォルステッド法に依拠したものであるからである（高瀬（2017）、堀越（2015））。独占禁止法案は GHQ 担当者であったカイクが 1946 年 8 月に提示した「カイク案」にもとづいて検討され、協同組合の適用除外についても同様である。ただし 4 要件のうち④は「カイク案」にはなく、1947 年になって加えられたものである。なお独占禁止法の成立過程については西村・泉水（2006）、独占禁止法における協同組合の適用除外の成立過程については堀越（2015）、高瀬（2017）があり、「カイク案」は堀越（2003）にある。

の承認が必要であることを定款で定めることができるようになる。これが譲渡制限会社である。この譲渡制限会社では、株式の一部ではなく、全ての株式について譲渡制限が付されていることが特徴である。2000年改正の農地法で、農業生産法人に適格な株式会社としたものは、この株式譲渡制限会社である。

それに対して会社法の株式会社では、定款の定めによって譲渡制限を付することができる株式が、株式全部だけでなく、その一部にも認められる。そして会社法では、全ての株式が譲渡自由である株式会社と一部の株式が譲渡制限付である株式会社を「公開会社」と定義している⁽¹¹⁾。したがって「公開会社でない株式会社」とはすべての株式が譲渡制限株式である会社のことであり、この全株式譲渡制限株式会社が「非公開会社」といわれている⁽¹²⁾。こうして非公開会社は全株式譲渡制限会社のことであり、旧商法の譲渡制限会社と同等である。したがって2005年改正の農地法は、農業生産法人になることができる株式会社を旧商法の「譲渡制限会社」から、会社法の「公開会社でないもの」すなわち非公開会社に改めた。

2. 非公開会社の機関

会社法の株式会社では、旧商法と有限会社法にあった最低資本金制度⁽¹³⁾が撤廃されたため、資本金が1円でも株式会社を設立することができ、株式会社の設立が経済的に容易になった。さらに非公開会社の取締役の人数には制約がないため、取締役が1名でもよく、株主1人が取締役を兼ねる1人株式会社の設立も可能である。こうしたことは一般にも知られている非公開会社の特徴であるが、会社法は、従来の有限会社を廃止して株式会社へ包摂し、有限会社の経営形態を新たな株式会社の中に残すことにした。そのために株式会社の機関構成に種々のものが認められ、経営機構が多様になった。そして会社法における非公開会社は、定款自治が大幅に認められるようになったことから、より多様な経営機構を構成することができる。

旧商法の株式会社では、取締役会の設置が義務づけられ、取締役3人、監査役1人以上を置かねばならなかった。そして株主総会の権限は、旧商法が定める事項と定款で定めた事項に限定され、それ以外はすべて取締役会で決議されることとなっていて(旧商法第230

(11) 公開会社であるか非公開会社であるかの定義は、定款の定めの有無であるため、定款で譲渡制限のない株式の発行ができるようになっていれば、実際には株式が発行されなくとも公開会社になる。この場合、実態上は閉鎖的な会社が公開会社として扱われることについて、名島(2012)は問題であると指摘している。

(12) 会社法では公開株式会社を「公開会社」としているのので、非公開株式会社は単に「非公開会社」と言われる。

(13) 有限会社の最低資本金は1938年の有限会社法制定時に1万円、1950年改正で10万円であったが、1990年改正で300万円に引き上げられた。株式会社には最低資本金制度がなかったが、実際の新規設立には最低35万円の資本金が必要であった(新規設立株式会社の発起人は7人以上で、1981年の商法改正で株式1株の最低発行価額が500円から5万円に引き上げられていた)。1990年の商法改正で最低資本金制度が導入されて1000万円となった。1990年の両法改正で、発起人数が、株式会社は7人から1人に、有限会社は2人から1人になった。

条の10)、取締役会の権限が業務遂行上のほとんどの範囲に及び、総会の権限は限られていた。

しかし会社法ではその逆に、株主総会の権限が、法が定める事項に加えて株式会社の組織・運営・管理その他株式会社の一切の事項に及ぶものとなっている(会社法第295条第1項)。ただし取締役会を設置する場合には、旧商法と同様に、株主総会の権限を法が定める事項と定款で定めた事項に限ることができる(同法第295条第2項)。こうして旧商法の規定は第295条第2項の取締役会設置会社の規定に引き継がれているが、しかしその前の第1項で、一切の事項について総会で決することができるものと規定されているのである。この第1項の規定における株主総会は万能の機関である。

非公開会社は、取締役会を設置しないこともできるし、設置することもできる。取締役会非設置会社は、第1項で規定するように総会の権限が一切の事項に及ぶ。それに対して取締役会を設置する場合には、第2項で規定するように総会の権限が「法と定款で定めた事項」に限られて取締役会の権限がそれ以外の全てに及んで総会の権限を大きく制限する方式も採用できることも可能であるし、第1項で規定するように総会の権限が「一切の事項」に及んで取締役会の専決権がない総会万能の方式も採用できる。実際のところは両者間のいずれかの位置で、株主総会と取締役会の権限を定款に規定できるのである。

農協における総会は正組合員のみによって構成され、総会は役員を選出し(農協法第30条)、役員は総会の決定に拘束されていて(同法35条の2)、総会は農協の最高機関である。しかも農協の総会は、法律または定款で他の機関の専権事項とされている事項を除いて、強行法規や公序良俗に反しない限り、どのような事項でも決議できる万能の機関であるとする見解もあるが⁽¹⁴⁾、実際には総会の権限は議決または選挙の方式で行う組合の意思決定に限られ、執行行為は代表理事が当たることとなっている。

農事組合法人の総会は、役員を選任し(同法第72条の17)、役員は総会の決議に従わなければならない(同法第72条の19)、総会は農事組合法人の最高機関である。しかも農事組合法人の総会は農協のそれとは異なって、どのような事項でも決議できる、まさに万能の機関である。

こうして農事組合法人における総会は最高機関であり、かつ万能の機関である。そして非公開会社の取締役会非設置会社の株主総会もそれと同様の機関である。それらに対して農協における理事会は、総会に制約されつつも業務執行役員の権限が認められている。そして取締役会設置会社の株主総会は、旧株式会社のそれのように権限を制限することも可能であるし、その逆に農事組合法人と同様に万能の権限を与えることやあるいは株主総会の権限を一定制約して取締役会の権限を与えることもできる。

第3節 非公開株式会社における協同組合株式会社の可能性

(14) 明田(2016:314-315)。

1. 第1原則：自発的で開かれた組合員制

(1) 加入の自由

第1原則の加入脱退の自由については、加入の自由と脱退の自由、それぞれについて検討しよう。まず加入については、広義の加入である設立時の加入と狭義の加入である設立後の加入があり、ここでは狭義の加入である設立後の加入について検討する⁽¹⁵⁾。

農協法は、農協は「組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、またはその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない」（農協法第19条）とする。農協法上で加入の自由がこのように規定されているため、農協は定款に定める組合員資格を有する者の加入を拒むことができない。ただし、加入の自由は「組合員たる資格」が定款に定められていることが前提となっている。この組合員資格に関しては後に検討する。

農事組合法人は農協とは異なり、農協法上に加入の自由についての規定がない⁽¹⁶⁾。農林水産省が示す「農事組合法人定款例(出資制の場合)（平成28年4月1日最終改訂）」（以下、「農事組合法人定款例」とする）の第9条では、加入の申込があったときは総会でその加入の諾否を議決するとしており、農事組合法人には加入の自由が保障されていない。

上記の加入は、全く新たに出資金を払い込んで加入する、いわゆる「通常加入」のことである。加入には、既存の組合員の持分を譲り受けることによる加入、いわゆる「特別加入」あるいは「継承加入」もある。この場合、持分を譲渡した既存組合員は脱退し、それに替わって新たな組合員が加入する。この継承加入についても検討しよう。

農協の場合、組合員は農協の承認を得ることで持分を譲渡することができ、組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならないこととなっている（同法第14条）。したがって、農協では、持分の譲り受けによる継承加入の場合にも、前述した通常加入と同様に加入の自由が保障されている。

農事組合法人の場合にも、組合員は農事組合法人の承認を得ることで持分を譲渡することができ、組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならないとされている（同法第73条）。したがって農事組合法人の場合には、総会でその加入の諾否を議決するのであるから、継承加入においても通常加入と同様に加入の自由が保障されていない。

つぎに株式会社について検討する。株式会社は、定款に定めた発行可能株式総数の範囲内で株式を発行することができ、募集株式数や払込金額等の募集事項について総会の議を

(15) 組合への加入は、組合員でない者が組合員の地位を取得することであり、広義には組合設立手続において発起人設立の同意を申し出て受理され、組合設立時に組合員になる「設立による加入」を含むが、一般には狭義の加入、すなわち組合設立後に組合員でない者が組合員になる「設立後の加入」をいう（明田、2016：255）。

(16) 農業協同組合法令研究会（2016：486）は、農事組合法人は強い人的信頼関係を基礎とした協同組織であるから組合への加入の自由の規定がなく、加入の自由は保障されていない、とする。

経た上で株式を募集できる（会社法第 199 条）。そして、申込者の中から株式割当を受ける者と割当する株式数を決定する。この決定は、譲渡制限株式にあつては株主総会の決議により、あるいは取締役会設置会社では取締役会の決議により、さらに定款に別段の定めがある場合はこの限りでない（同法第 204 条）。株式割当を受ける者を決定するのであるから、申込者の加入を拒むことも可能であり、譲渡制限株式の場合には加入の自由は保障されていない。

ただし株式会社で特徴的なことは、農協や農事組合法人のように、加入者の意思でいつでも申し込みを行うことができるわけではないことである。加入手続は、加入しようとする者の申込にもとづいて株式の募集が行われるのではなく、株式会社の募集に応じて加入希望者が申込みことによる。したがって株主の意思によって任意の時期に株式取得を申し込むことができるためには、株式募集以前における加入希望を把握する手続を設けることが必要である。

発行済株式の譲り受けによる継承加入についても検討しよう。譲渡制限株式の株主は、その譲渡制限株式を譲渡するときには、株式会社に対して承認するか否かの決定を請求することができる（同法第 136 条）。また、譲渡制限株式を取得した者は、当該譲渡制限株式を取得したことについて株式会社に対して承認をするか否かの決定を請求することができる（同法第 137 条）。株式会社は、株主総会の決議によって、あるいは取締役会設置会社では取締役会の決議によって、上記の承認をするか否かを決定する（同法第 139 条）。そして、株式会社は譲渡承認の決定内容を譲渡人に通知しなければならない（同法第 141 条）、譲渡承認の請求から 2 週間以内に通知をしなければ譲渡を承認したとみなされる（同法第 145 条）。このように非公開会社では、株式譲り受けによる株式取得は制限があり、ここでも加入の自由が保障されていない。

こうして農協には加入の自由があるのに対して、農事組合法人と非公開会社には加入の自由が保障されていない。

（２）脱退の自由

つぎに脱退についてである。農協の組合員の脱退には、組合員資格の喪失、自然人の組合員の死亡、団体の組合員の解散、除名による脱退（「当然脱退」あるいは「法定脱退」）と組合員の意思による任意脱退があり、ここでは後者の任意脱退について検討する。現行農協法では、出資組合の組合員は、その持分全部を譲渡することによって、いつでも脱退することができる。そして、持分の譲受人がいないときには、組合員は定款の定めによって、農協に対して持分譲受を請求することができる（農協法 20 条 1 項）⁽¹⁷⁾。したがって、脱退を希望する組合員は、他人への持分の譲渡ではなく、組合に対して持分譲受を請求する。請求を受けた組合が譲受けの義務を負うか否かについては明文を欠いているが、脱退

(17) 任意脱退を持分譲渡による方法としたのは、自己資本の充実・維持を目的とした 2001 年農協法改正である（明田、2016：259）。これは株式会社における株式譲渡の方法を農協に導入したものである。

自由の原則に照らして、譲受けの義務を負うと解されている⁽¹⁸⁾。

全国農業協同組合中央会が示す農業協同組合模範定款例（以下、「農協模範定款例」とする）⁽¹⁹⁾では、持分譲渡による脱退の請求があったとき、組合はその請求の日から 60 日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるとして、脱退の時期を事業年度末としている。したがって、事業年度末に持分の払戻しが行われ（持分払戻の価額については後述する）、これによって脱退の自由が保障されている。

農事組合法人からの脱退についても任意脱退について検討する。農事組合法人の組合員は、60 日前（定款によって延長可能）までに予告することで事業年度末に脱退することができる（同法第 73 条）。これによって脱退の自由が保障されている。

株式会社については、譲渡制限株式を検討する。株主はすべての株式を譲渡することで株主ではなくなり、会社の構成員から脱退することになる。譲渡制限株式の場合、先述のように株主は譲渡制限株式の譲渡の承認を株式会社に対して請求することができる。そして株式会社は、承認しない決定をしたときは、当該譲渡制限株式を買い取らなければならない、あるいは、当該株式の全部または一部を買い取る者（指定買取人）を指定することができる（会社法第 140 条）。こうして、会社あるいは指定買取人が買い取ることで、株主は譲渡制限株式を譲渡することができ、脱退の自由が保障されている。ただし、譲渡制限株式を買い取る場合には、株主総会における特別決議（議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の 2/3 以上の賛成）で決議する必要がある。

ところで譲渡制限株式では、このように株式譲渡の承認を請求することはできるが、しかし農協のように譲渡者がいないからといって株式の買い取りを株式会社に対して請求する制度はない。会社は総会の決議によって、特定の株主との合意により株式を有償で取得するのみである（同法第 156 条、第 164 条）。この場合にも株主総会における特別決議が必要である。したがってこの方法では、脱退手続に大きな制約がある。

しかし株式会社においても会社に対して持分譲受を請求できる制度がある。それが取得請求権付株式である。株主が株式会社に対して株式の取得を請求することができる取得請求権付株式を株式会社は発行できる（同法第 107 条第 1 項）。そして株主が取得請求権付株式の取得を会社に請求した場合には、その請求の日に会社は当該株式を取得し（同法第 167 条）、自己株式とする。この場合には、株主の請求によって自動的に脱退が行われ、農協と同様に脱退の自由が保障される。全部の株式を取得請求権付株式とする場合には、定款に、①株主が株式会社に対して株式の取得を請求できる旨、②取得対価またはその算定方法、③株式取得を請求できる期間を定める必要がある（同法第 107 条第 2 項）。そして定款に定める取得対価は払込資本額とすることができる。

こうして農協と農事組合法人では脱退の自由が保障され、株式会社では譲渡制限株式はそれが十分に保障されていなく、取得請求権付株式は脱退の自由が保障されている。

(18) 明田（2016：259）。

(19) 「農協模範定款例」は、全国農業協同組合中央会（2017）による。

(3) 資本の可変性

協同組合の組合員には加入脱退の自由があることから、それに応じて協同組合の出資金は増減することが特徴である。これは協同組合資本の可変的性格とされる⁽²⁰⁾。この資本の可変性について検討しよう。

農協の組合員は組合に出資することで持分を取得する。そして組合員が農協を任意脱退するときには、組合は当該組合員の持分を譲受け、持分の払い戻しを行う。この際、払い戻すのは出資金ではなく、持分である。実は、農協の出資金は返還を要しないこととなっていて、この点は株式会社の資本金と同様な制度になっている⁽²¹⁾。その持分払戻の価額について農協法では明らかではないが、「持分」ということであれば、払込済出資額ではなく、本来は純資産の一部である⁽²²⁾。しかし農協模範定款例は脱退する組合員の出資額を限度とするとしている。しかも農協模範定款例では、持分譲受の日（前述のように、脱退の請求日から 60 日を経過した日以降の事業年度末）から起算して 2 年を経過する日が属する事業年度末に当該持分に係る出資額を減じて、当該持分を消却するものとしている。持分を譲渡した年度末に出資金を減額することもできるし、2 年以内の事業年度末にタイムラグを置いて減額することもできるのである。こうして組合員の脱退によって最終的には資本金が減少する。

農事組合法人の組合員が脱退した場合は、定款の定めるところにより、その持分の全部または一部の払戻しを請求することができる（農協法第 73 条）。持分の払戻の価額について農事組合法人定款例は、法定脱退の場合には組合員の出資額を限度として持分を払い戻すこととしているが、しかし任意脱退の場合については規定がない。そして実際には県の指導等によって、法定脱退と同様に任意脱退の場合にも出資額を限度として持分を払い戻すこととしているようである。農事組合法人の場合、農協のように持分の消却による資本金の減額に関する規定は定款例にないが、持分の消却が行われるのが通常と考えられる。

会社ではどうか。持分会社の社員は出資の払戻しを行うことができ、脱退（退社）の際には出資の払戻しがある。しかし株式会社の株主には出資の払戻しは原則的に認められていない。株式会社の株主は、原則として株式を自由に譲渡することができ（会社法第 127 条）、それによって投下資本を回収する。その一方で、株式会社は出資の払戻しがないために、資本金を維持することができることから、資本の可変的性格はない。

しかし脱退の自由のところでも述べたように、譲渡制限株式の場合に会社による買い取りがあると、株式は会社の自己株式となる。取得請求権付株式の場合には、株主がその取得を会社に請求すると、会社は当該株式を取得して、自己株式とする。会社は取得したこの自己株式を定借対照表上で純資産の部における利益剰余金のつぎに控除形式（マイナス）

(20) 堀越（1989）。堀越（1995）、（2012）も参照。

(21) 明田（2016：287）。注(17)も参照。

(22) 明田（2016：259）は、譲受価額は農協法 21 条に規定する法定脱退の場合に払い戻す持分額の全部が妥当であるとする。したがって、その価額は事業年度末における組合の純資産によって決まり、払込済み出資金の価額ではない。

で表示する。さらに株式会社はこうして取得した自己株式を消却することができる（同法第 178 条）。この消却処理を行うなら、消却する自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金から差し引く。この場合には、脱退によって資本金が減額される。ただし会社の発行済株式総数が減資するため、変更登記を行う必要がある（同法 915 条 1 項、911 条 3 項 9 号）。こうした自己株式の消却は行わなくてもよいのであるから、脱退に伴う資本金の減額は必然ではない。

（４）構成員の資格制限

協同組合原則の第 1 原則には、「協同組合はそのサービスを利用できるすべての人に開かれている。協同組合は特別の目的で組織され、協同組合は特定の組合員や限定された人数の組合員のために効果的に奉仕する」とある⁽²³⁾。このように協同組合は組合員の資格を限定することができる。この点について検討しよう。

農協は組合員の資格を定款に定める（農協法第 28 条）。農協では、この定めの中で、加入の自由が保障されていることは先に見た。農事組合法人も組合員の資格を定款に定める（同法第 72 条の 16）。

株式会社ではどうであろうか。非公開会社の農地所有適格法人には議決権の制限があるため、構成員の要件を定めるべきである。したがって、非公開会社の株主の資格要件を定款に定めることが最も適当である。しかし株式会社は株式譲渡自由の原則の下にあって、株主の個性は不問とされ、定款で株主の資格を限定することはできないと解されている。非公開会社であっても、農地所有適格法人の規定に合致する者に株式を限定する旨を定款に規定することはできないと解されている⁽²⁴⁾。したがって、株主の資格を制限するには定款以外の方法によることとなる。非公開会社は、加入者、すなわち新たな株主に対する譲渡制限株式の発行の決定は、株主総会の決議、あるいは取締役会設置会社では取締役会の決議によることとなっており、加入の自由は制限されていることを先に指摘した。したがって株主総会あるいは取締役会で付議・決定するに際して、株主として許可する資格要件

(23) 日本協同組合学会訳編（2000：42）。

(24) 旧商法における株主資格の制限について、宮崎（2001）は、定款で株主資格を制限することはできないと解されていて、仮にもし株主資格を限定する定款を作成しても、その部分は無効になると解されているから、株主の資格・範囲を農地法と商法に明記するべきであるとする。これに対して名島（2005）は、旧商法で株主資格に制限を加えることはできないとして、特別法である農地法に株主資格の制限を規定するべきであると指摘する。

しかし会社法では異なる見解がある。米田・来住野（2009）は、定款に株主資格を定めることは有効であるとする。すなわち、会社法における非公開会社法制は有限会社法に準拠しており、非公開会社では株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる（109 条 2 項）。このように、高度な資本団体である株式会社の特質に抵触すると思われるような定款自治まで許容しているため、定款による株主資格の限定は会社法の解釈として可能であると思われる、としている。なお、持分会社（合名・合資・合同会社）は、定款の作成・変更は総社員の同意を要する。それに対応して、会社の内部関係については大幅な定款自治が認められていることから、社員資格の限定を定款に定めることが有効であると解される、としている。

を定款ではなく規約に規定することで、構成員の資格要件を実質的に確保することができる⁽²⁵⁾。

2. 第2原則：組合員による民主的管理

(1) 平等の議決権

第2原則は、組合員は平等の議決権をもつこと、すなわち1人1議決権を定めている。これに対して株式会社は1株1議決権が原則であり、これは従来から協同組合と株式会社の根本的な相違として指摘されているところである。

農協の正組合員は総会での議決権と役員・総代の選挙権について1人1票を有する（農協法第16条）。また農事組合法人の組合員は、1人1票の議決権を有する（同法第72条の14）。このように農協や農事組合法人では、出資額にかかわらず、組合員の議決権が平等である。協同組合の組合員に与えられる議決権は、出資金とは無関係に人格に与えられるものであるからである⁽²⁶⁾。

これに反して株式会社は、株式の内容及び数に応じて株主を平等に取り扱わなければならない（会社法第109条第1項）。したがって1株1議決権が原則である。しかし非公開会社では、株主の権利を株主毎に異なる取扱を定款で定めることができる（同法第109条第2項）。これは「属人的株式」といわれる。株主の権利には、①剰余金の配当、②残余財産の分配、③株主総会における議決権があり（同法第105条第1項）、①と②が自益権、③が共益権である。これらのうち、共益権である③株主総会における議決権を制限する株式を定款に定めることができ、これが議決権制限株式である。具体的には、議決権のない株式や株式数にかかわらず1人1議決権と定めた株式を定めることができる。したがって非公開会社では、株式会社でありながら、協同組合と同様な1人1議決権とすることができる⁽²⁷⁾。なお、議決権のある普通株式（ただし配当率は制限されている）から議決権のない議決権制限株式（配当率は普通株式と同等に制限）への変更も可能である。その場合にはそれを所有する株主会、すべての株式を議決権制限株式にするのであれば全株主による株主総会で、特殊決議（総株主の半数以上の出席による、総株主の議決権の3/4以上の賛

(25) ただし取締役会で決議する場合には注意が必要である。譲渡制限株式の譲渡に関して中島（1967）が指摘している次のことは、新株主についても当てはまる。すなわち取締役会が承認基準を設けている場合に、取締役会がそれに違反して譲渡の承認を与えたときは、その譲渡は会社に対して効力を有する。これに反して、定款に株式譲渡の資格を規定しているならば、取締役会で譲渡を承認しても、会社に対して譲渡の効力を主張できないのはあるが、そうした株主を限定する定款の規定は本文に書いたように認められないと解されている。

(26) 堀越（2012）。

(27) 剰余金配当の権利はあるが議決権がない株式を定めることも可能であり、その株式を取得する株主は、農協における准組合員（自益権はあるが共益権はない）と同様な株主となる。無議決権株式を農外の者に発行することで総会での議決権を侵害されずに農外から資金を調達することもできる。しかしその株式を譲渡可能とするなら、会社は非公開会社ではなく公開会社となり、農地所有適格法人になれなくなる。

成)が必要である。

(2) 役員の資格制限 (所有と経営の非分離)

協同組合原則の第2原則は、業務執行役員は組合員に対して責任を負うこととしている。これは、役員は組合員の中から選出されねばならないことを必ずしも意味しない。しかしわが国の各種協同組合では理事の多数は組合員でなければならない旨を定めている⁽²⁸⁾。そこで、役員の資格について検討する。

農協は、経営管理委員会設置組合以外は、理事の定員の3分の2以上が正組合員でなければならない(農協法第30条)。逆にいうと一定数の業務執行役員は正組合員以外になることができ、所有(組合員)と経営(役員)の分離が一定の範囲内で認められている。

農事組合法人の理事は農民の組合員でなければならない(同法第72条の17)。したがって農事組合法人では、所有(組合員)と経営(役員)との非分離が法律で保障されている。

株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができず(会社法第331条第1項)、そのため所有と経営の分離が原則である。ところが非公開会社はこの限りではなく(同法第331条第2項)、取締役の資格を株主に限定する旨を定款で規定することができる。したがって定款でどのように規定するかによって、農事組合法人のように所有と経営を非分離とすることも、あるいは農協のように一定の範囲内で分離させることも、さらには分離することもできる。

こうして、農事組合法人は所有と経営が非分離である。また持分会社も構成員自身が業務執行を行っており、所有と経営とは非分離である。株式会社は、所有と経営の分離が原則である。農協は一定の範囲内で所有と経営を分離させることができ、その意味では農協は、株式会社と持分会社・農事組合法人の中間に位置づけられる⁽²⁹⁾。非公開会社では定款で取締役の資格をいかに規定するかによって所有と経営を分離することも非分離とすることも可能である。

3. 第3原則：組合員の経済的参加

(1) 出資配当の制限

第3原則はいくつかの内容を持ち、その一つが組合員の払込出資金に対する配当を制限された率とすることである。農協は出資配当を出資の8%以内に制限され(農協法第52条第2項)、また農事組合法人の出資配当も同様には出資の8%以内に制限されている(同法第72条の31第2項)。さらに農協法施行令で、ともに年7%以内に制限されている。

非公開会社では平等の議決権のところで述べたように、剰余金の配当(株式配当)を制限することができる(会社法第109条第2項)。具体的には、剰余金の配当を一定率に制

(28) 韓国の協同組合基本法(2012年)では役員が組合員であることを要求していない(多木、2014)。

(29) 明田(2016: 314)、阿部(2001: 94-95)。

限する、さらにはゼロにすることを定款に定めることができる。

こうして農協、農事組合法人は法令によって出資配当が 7%に制限されていて、非公開会社も出資配当を一定率に制限することを定款に定めることができる。そのように株式会社の株式配当を一定率に制限することは、株式会社の営利性を実質的に否定することとなり、その株式会社は非営利の株式会社となる⁽³⁰⁾。

(2) 事業利用分量配当と従事分量配当

第 3 原則には、剰余金の配分が規定され、①準備金を積み立て、その一部は分割不可能とする、②協同組合の利用高に応じて組合員に還元する、③組合員の承認により他の活動を支援する、とある。①分割不可能な準備金についてはつぎに取り上げることにして、先に②利用高配当の規定を検討する。

農協は剰余金の配当として事業利用分量配当を行うことができ(農協法第 52 条第 2 項)、年度末の剰余金処分で利用分量に応じた配当を実施している。この利用分量配当は、剰余金処分による利益配当ではあるが、法人税の損金に算入することとなっている(同法第 5 条)。したがって事業利用分量配当は剰余金の分配でありながら、税務上で期中における値引きと同等の扱いとなる。

農事組合法人は事業利用分量配当と従事分量配当を行うことができる(同法第 72 条の 31 第 2 項)。前者は共同利用施設を運営する 1 号法人が行うものであり、後者は農業経営を行う 2 号法人(以下、「農業経営農事組合法人」とする)が行うものである。そして農業経営農事組合法人の従事分量配当も損金に算入することとなっている(同法第 72 条の 7)⁽³¹⁾。農事組合法人は構成員の労働報酬の支払方法に給与制(事前に確定した月給・日給・時給等)と従事分量配当制があり、事業年度毎にどちらか一方を選択する。したがって従事分量配当制を実施する農業経営農事組合法人について上記の規定が当てはまる。

株式会社では、剰余金処分として利用分量配当や従事分量配当を行うことはできない。ただし決算前に利用分量に応じた期中値引きを実施することで実質的に事業利用分量配当と同様の経済効果をもたらす制度設計が可能である⁽³²⁾。しかし株式会社では、従事分量配

(30) 関(2011)は学会報告の質疑の中で、定款に剰余金の分配をしないという規定をおくと営利性はなくなる、配当の分配が目的ではないから、株式会社の形態をとりながら非営利法人の結果を導くことができる、と発言している。

(31) 従事分量配当は、剰余金処分として行われるが、税務上では損金算入されることから、農事組合法人の会計上は給与支払いと同様の扱いになる。それが給与と異なるのは、給与は事業年度開始時に給与単価が決定されるのに対して、従事分量配当は年度末の収益が確定してから報酬単価(例えば時給)を決定することから、農事組合法人が赤字にならないように報酬単価を調整できる点がメリットととらえられている。

(32) 明田(2014)。なお、日本公認会計士協会(2007)は期中値引きと事業分量配当の相違について以下のように解説している。期中値引きは、事業年度の途中で、事業年度中の組合員のそれまでの利用に対して値引きすることを取締役会で決定するものである。これは事業年度の剰余金確定前に行われるものであって、剰余金の分配という性格は持たない。剰余金処分にもとづく利用分量配当は、出資者である組合員の意思決定(総会での決定)による剰余金の還元であるため資本取引であるのに対して、期中値引きは経営者の意思決

当と類似の制度を実施する方策はない。

農協は事業利用分量配当を実施し、農業経営農事組合法人では従事分量配当を実施するものが多くある。株式会社は事業利用分量配当と同様の経済効果を持つ期中値引きを実施することはできる。しかし従事分量配当と同様な制度を設けることはできず、構成員の労働報酬は給与制による。農業経営農事組合法人にも給与制を選択するものがあることから、株式会社はそれと同等の労働報酬制度を行うものである。

（３）共同資本の不分割性

第３原則には、資本の少なくとも一部を協同組合の共同財産（common property）とすることが規定されている。さらに前述した剰余金の配分の一部を分割不可能な準備金として積み立てることが規定されている。共同財産は、その剰余金配分の規定によって、剰余金の一部を準備金・積立金として内部留保したものであり、しかも協同組合原則はその準備金・積立金の一部は分割不可能な共同財産とするとしている。この協同組合の準備金・積立金における不分割性は協同組合資本の重要な特質であると指摘されている⁽³³⁾。

そこで分割不可能な共同財産としての資本が、農協、農事組合法人、非公開会社でどのように扱われているのかを検討する。具体的には協同組合資本の不分割とは逆のこと、すなわち準備金・積立金が構成員に分配される場合を検討する。それは主に二つの場合がある。一つは、構成員である組合員・株主の脱退であり、もう一つは解散時における残余財産の処分である。

まず構成員の脱退に伴う準備金・積立金の構成員への分配を検討しよう。

農協の組合員が任意脱退するときに払い戻されるものは、先述したように出資金ではなく、持分である。農協では任意脱退する組合員の持分の全部を譲り受ける。この場合に組合員に対して、払込済み出資金を越えた組合の純資産の一部を払い戻すならば、共同財産が脱退者に分割される。しかし前述のように農協模範定款例では、脱退による持分の払戻額は出資額を限度としているため、農協組合員の任意脱退によって、最終的には出資金が減額され、共同財産は分割されない。

農事組合法人では、前述のように農事組合法人定款例で、法定脱退の場合には組合員の出資額を限度として持分を払い戻すこととしている。しかし任意脱退の場合については規定がない。しかし実際には法定脱退と同様に任意脱退の場合にも出資額を限度として持分を払い戻すこととしている。したがって農事組合法人においても農協と同様に、組合員の任意脱退によって共同財産が分割されない。

株式会社では、公開会社の場合は一般的に、株主は株式を譲渡することによって株価に応じた価額を取得することができ、その一方で、会社の資本金は変動しない。しかし非公開会社ではこれとは異なる。譲渡制限株式は、それを会社が株主から買い取って自己株式とし、その場合には、利益剰余金のつぎに控除形式（マイナス）で表示される。そして自

定による割り戻しであるので損益取引である。

(33) 堀越（1989）、（1995）、（2012）。

己株式を消却するなら資本金が減額される。株式を簿価純資産額等で買い取って、買取価格が株式の簿価よりも大きい場合には、利益剰余金が減額され、共同財産が減額される。しかし株式の取得価額が払込済み出資金額であるなら、資本金のみの減額となって、共同財産が分割されない。したがって買取価格をどう設定するかによって、共同財産が分割されるか否かの結果が変わる。株式が譲渡制限付株式であるだけでなく、そのすべてが取得請求権付株式である場合、定款に取得対価またはその算定方法を定めることとなっている。したがって取得対価を払い込み出資金額と定めておけば、共同財産は分割されない。

つぎに解散時における残余財産の処分を検討しよう。

農協が解散したとき、清算人は残余財産の分配についての職務を行い、債務を弁済した後に残余財産がある場合に、その残余財産を清算する（農協法第 72 条の 3）。この残余財産の清算については会社法第 502 条を準用する。それによると、農協の解散の場合には、残余財産を組合員にすべて分配するように読める。そうであれば共同財産が組合員に分割される⁽³⁴⁾。しかし多木（2012）は、残余財産すべてを組合員に分配することを強制しているとは解せなく、それ以外の方法を否定する明文の定めがないことから、各組合の定款自治に委ねられていると解しうる、としている。

農事組合法人が解散し、債務を弁済した後に残余財産がある場合にも、その残余財産は会社法第 502 条を準用する（同法第 73 条第 4 項）。したがって農事組合法人の解散の場合にも農協と同様に組合員に分配すると読める。しかしそうではない方法も選択しうる。

株式会社においては、農協法が準用している会社法によって残余財産が処理されるのであるから、残余財産が株主に分割される。しかし非公開会社では異なった処理が可能である。非公開会社では前述のように株主の権利である①剰余金の配当、②残余財産の分配、③株主総会における議決権のうち、①と②の権利を全て与えない旨を定款に定めることは効力を有しない（会社法第 105 条）。したがって剰余金の配当も残余財産の分配もない株式を定款に定めることはできない。しかし剰余金の配当がゼロではない場合には、残余財産の配分がない株式を定款に定めることができる。剰余金の配当をゼロではなく、一定率以下に制限（出資配当の制限）している場合には、残余財産の配分がない株式を定款に定めることができることから、非公開会社では、解散時に共同財産を株主に分割しないことを定めることができる。

こうして第 3 原則にある不分割資本の特徴は、農協や農事組合法人では法的に不徹底なところがあるが、共同財産の不分割を定款に規定することができ、非公開会社でも不分割を規定可能である。

第 4 節 まとめと協同組合株式会社の制度設計

(34) 堀越（1989）は、わが国の協同組合資本の不分割性は不徹底であると指摘している。そして堀越（1995）は、組合員の脱退時に組合財産に対する持分を否定しながら、解散時の残余財産について出資額を基準に配分することは、不整合であると指摘している。

1. まとめ

協同組合原則から抽出した協同組合の要件に非公開株式会社が適合しているかどうかについて、以上の分析結果を第 6-1 表にまとめて示す。

第 6-1 表 協同組合原則と法人形態

原則	項目	農協	農事組合法人	協同組合的株式会社
	総会と執行役員会の権限	総会が最高機関（意思決定のみ）	総会が最高かつ万能の機関	取締役設置会社は定款で規定できる
加入 脱退の 自由 第 1 原則	①加入の自由	法的保障あり 定款に定める資格要件に合致すれば加入できる	法的保障なし 総会で許諾を議決	譲渡制限株式会社では法的保障なし 総会か取締役会で議決
	②脱退の自由	事業年度末に持分を農協に譲渡する	予告することで事業年度末に脱退し持分を組合に譲渡する	譲渡制限株式会社は他人への譲渡を請求可。 取得請求権付株式は会社に取得請求。
	③資本の可変性	持分譲り受け後に資本金を消却	同左？	自己株式として取得（利益剰余金のマイナス表示）。自己株式の消却はその他資本剰余金を減額。
	④構成員の資格要件	定款に規定	定款に規定	定款に規定不可能？ 譲渡制限株式会社取得の資格を規約に定める
民主的 管理 第 2 原則	①平等の議決権 1人1票制	法で規定	法で規定	非公開会社は議決権制限株式会社で1人1票制が可能
	②執行役員 の資格制限	理事の2/3以上が正組員	理事は農民だけ	非公開会社は定款で規定可能
組合員 の参加 第 3 原則 経済	①出資配当の制限	法で規定	法で規定	非公開会社は定款で規定可能
	②従事分量配当	事業利用高配当のみ	給与制との選択	なし
	③共同資本の 不分割性 ・脱退時 ・解散時	資本額のみ払い戻し 残余財産は組員に分割	資本額のみ払い戻し 残余財産は組員に分割	非公開会社は資本額のみ払い戻し可能 残余財産を不分割にできる

資料：筆者が整理。

第 1 に、総会と執行役員会の権限について、株主総会の権限は株式会社の一切の事項に及ぶ万能な機関であり、この点では農事組合法人の総会万能主義と同様である。しかし取締役会を設置する場合には、株主総会の権限を定款で定めた範囲内に限ることができる。したがって取締役会設置の非公開会社は、株主総会と取締役会のそれぞれの権限を定款に任意に規定することができる。その設定の仕方によって、農事組合法人とは異なって、総会から一定程度独立した取締役会の業務執行権を確保することができる。

第 2 に、第 1 原則（加入脱退の自由）についてである。

①加入の自由は、非公開会社が発行する譲渡制限株式は自由な取得が法的に保障されていなく、総会あるいは取締役会での議決が必要である。しかしこのように加入の自由がない点は、農事組合法人と同様である。

②脱退の自由については、譲渡制限株式を所有する株主は会社に対して他人への譲渡は請求可能であるが、しかし会社への買取請求はできない。株式会社は、譲渡制限株式の他人への譲渡を認めない場合に当該株式を買い取り、その場合には、株主総会における特別決議が必要である。それに対して取得請求権付株式は会社に取得請求が可能であり、請求があった場合には会社が当該株式を買い取る。したがって、譲渡制限株式をさらに取得請

求権付株式とすることによって脱退の自由を保障することができる。

③資本の可変性に関して、株式会社が譲渡制限株式を自己株式として取得した場合には、貸借対照表上で当該自己株式を利益剰余金のマイナス表示する。さらにその自己株式を消却すると、その他資本剰余金が減額され、脱退によって資本が減額する。

④構成員の資格要件について、非公開会社は株主の資格要件を定款に規定できるとする見解もあるが、規定できないとする理解が一般的とみられる。そのため、株主の資格要件について規約に定めることで対応することとなる。

第3に、第2原則（民主的管理）についてである。

①平等の議決権（1人1議決権）は、非公開会社では議決権制限株式によって1人1議決権とすることができる。したがって譲渡制限株式をさらに議決権制限株式とすることによって、平等の議決権を保障できる。

②業務執行役員の資格制限については、非公開会社は役員の資格制限を定款で規定することが可能である。

第4に、第3原則（組合員の経済的参加）についてである。

①出資配当の制限については、非公開会社は定款で出資配当の制限を規定することができる。このように出資配当を制限するなら、その株式会社は営利企業ではなく、非営利企業となる。

②従事分量配当は、株式会社では採用できない。労働報酬は給与制のみが採用でき、この点では給与制を採用する農事組合法人と同等である。

③共同資本の不分割性について、脱退時の共同資本の分割については、非公開会社は払込資本額のみを払い戻しを定款に規定することが可能であり、この点では農事組合法人と同様に共同資本は分割されない。解散時の共同資本の分割については、非公開会社は解散時に残余財産を分割しないことを定款に規定できる。この点では共同資本の不分割が不徹底な農事組合法人とは異なる。

2. 協同組合株式会社の制度設計

非公開会社では次のことを定款に定めることで、協同組合原則を採用した組織となることができる。加入脱退の自由については農事組合法人と同様に制限しつつ、株主の資格を定款以外の規約に定め、その資格に適合する者を加入させる。脱退の自由のために、譲渡制限付株式をさらに取得請求権付株式とする。平等の議決権（1人1議決権）のために、議決権制限株式とする。取締役の資格（株主に限定するなど）を定款に定め、所有と経営の非分離を実現する。株式配当への制限を定款に規定することで、非営利の株式会社となる。共同資本の不可分制を徹底するために、脱退時や会社解散時の残余財産を株主に分割しないことを定款で規定することができる。

こうして非公開会社は、株式会社でありながら協同組合としての特徴を持つ協同組合株式会社となる。会社法の定める株式会社の法形態は汎用的に利用できることから、このように

協同組合と同様な制度設計ができることが示された⁽³⁵⁾。

集落営農法人が以上の項目のうちいずれを採用するかはそれぞれの法人の判断に任せられる。平等議決権の組合方式を採用する場合には、平等議決権や株主の資格、取締役の資格、そして配当制限の採用が適当と考える。そして、取締役会を設置して、総会と取締役会の権限を定款に定め、農事組合法人の総会万能主義の問題を解決することが重要である。

(35) しかしこうした協同組合株式会社は、会社法が想定する旧有限会社のような標準的な小規模株式会社とは大きく異なる制度設計となる。このように定款に複雑な内容を定めることは、制度設計のコストが高いと多木（2019）は指摘する。

終章 要約と結論

本論文は、わが国水田農業において 2000 年代以降に重要な担い手となり法人化が進展している農業経営を行う集落営農組織を対象に、その経営構造を解明し、資本構成、運営方式、法人形態の関係を解明した。集落営農組織の経営構造については、企業形態論による構造論的アプローチを統計分析によって行い、資本構成、運営方式、法人形態の関係を明らかにした。また意思決定方式に関して機能論的アプローチによる事例分析を行った。それらの分析によって集落営農組織の展開方向を示すとともに現行の法制度下において適切的な法人形態の構成を提示した。

序章では課題と分析方法を設定した。都府県の水田農業では、農家減少が継続する一方で大規模農家の成長が進展しない中で、地域農業の担い手として農家協業による集落営農組織が広範に形成されている。集落営農組織は、農家の補完組織から自ら農業生産・農業経営を行う農業経営体となり、さらに借地の法的権利主体となりえる法人化が進展している。その集落営農組織の経営構造を他の組織経営体と比較分析するために農業経済・農業経営研究と中小企業研究を援用した企業形態論による統計分析を行うこととした。また集落営農組織の法人形態は株式会社形態ではなく農事組合法人形態が一般的であることから、すでに論じられている構成員数、運営方式、法人形態の特質、組織の発展段階に加えて資本構成の視角を設定して、法人形態選択を分析することとした。

第 1 章では、経済的・経営的分析の前提となる農業法人制度と集落営農政策の変遷を解明した。農業独特の法人制度として旧農業生産法人・農地所有適格法人と農事組合法人制度がある。農業生産法人は制度創設以来、資格要件を次々に緩和しながら農地所有適格法人に変更されている。それに対して農事組合法人制度は、要件を緩和しつつも農民の協業組織としての理念を維持している。

国の農政の政策対象は効率的・安定的な経営体であり、「新政策」で組織経営体が提示される。当初、政策対象とする組織経営体は法人のみであったことから、特定農業法人である集落営農組織のみが政策対象となり、任意組織は経営体創出の母体として位置づけられた。その後、法人化計画等の一定要件を満たす特定農業団体が、農業経営体の実体をもつ組織として政策対象となる。こうして集落営農政策は担い手政策と農地政策とが連結して実施される。さらに農業経営体へ発展すると見込まれる任意組織が、経営主体として政策対象に位置づけられて水田経営所得安定対策が実施される。ここでの集落営農政策は、農地政策とは切り離された担い手政策単独として実施される。そして任意組織は法人化が強制されていたものが、法人化の政策的強制が事実上消失するに至っている。

第 2 章から第 4 章では集落営農組織の統計を用いた構造論的分析である。

第 2 章では、稲作組織経営体における集落営農組織の位置づけと集落営農組織の生産性等を解明した。2000 年以降、稲作組織経営体は、水田借地全体の 3 割を集積して大規模

農家の農地集積を凌駕する。稲作組織経営体の多くを集落営農組織が占めるようになり、集落営農組織の農地集積によって、稲作組織経営体の農地集積が牽引されている。政策対応で増加した集落営農組織の中には経営体としての営農実体に乏しい組織が東北、北関東、北九州等に多く存在していた。しかしこの間に機械所有率を上昇させ、内実を具備した組織へと転換するとともに、法人化が進展している。

集落営農経営体も集落営農以外の経営体と同様に、大規模層ほど、労働生産性を高めて規模の優位性がある。しかし土地生産性は、集落営農以外の経営では大規模層ほどそれが低下する。それに対して集落営農組織では土地生産性が維持・上昇していて、規模に応じて労働生産性と土地生産性が併進する生産力の正常な発展を示している。こうした集落営農経営体は、地域内農地の集団化による集団的生産力の形成の担い手となり得るものと考えられる。労働生産性は集落営農以外の経営体よりも集落営農経営体が低い傾向があるが、雇用労働力に依存する経営体と構成員の労働によって地域農業の維持・活性化を図る経営体との相違が労働生産性の相違となっているものと考えられる。

第3章と第4章は集落営農組織の経営構造を企業形態論から分析した。

第3章では、補完組織から経営体化、そして法人化しつつある集落営農組織の性格変化を類型変化として分析した。農業経営を行う集落営農組織については資本、労働、経営の経営要素を指標とする4類型（販売集落一農場型、協業組織型、共同利用型、オペレータ型、共同出役型）を設定し、農家補完組織については経営要素の資本と生産要素の作業受託、共同作業、土地利用調整を指標とする5類型（非販売集落一農場型、共同利用型、作業受託、共同作業、土地利用調整）を設定した。

そして集落営農実態調査個票を用いて12年間における類型別組織数の変化を分析した。集落営農組織は、農家補完組織から農業経営体へ移行し、非販売組織の共同利用組織、作業受託組織が減少して、販売組織の集落一農場型、協業組織型、共同利用型、オペレータ委託型へ移行している。さらに非法人から法人へ移行するのに伴って、経営・労働・資本が一体である類型（販売集落一農場型、協業組織型）へ収斂しつつあることを示した。

第4章では、組織経営体と集落営農組織の経済的企業形態について、農業経済・農業経営研究における企業形態論と中小企業研究における企業形態論とを援用して分析を行った。企業形態は労働力規模を指標に、7形態（個人経営、零細経営、零細企業、小企業、中企業、集団経営、集団企業）を設定し、2015年農業センサス個票を用いて組織経営体全体の企業形態を分析した。

園芸、畜産そして集落営農組織以外の稲作組織経営体は、株式会社形態が一般的で、零細企業を中心に小企業・中企業があり、雇用労働に依拠する資本制企業が形成されている。それに対して集落営農組織は、非法人と農事組合法人形態では常雇のない零細経営・集団経営が多数であり、農民の協業組織の特性を有し、株式会社形態では少人数雇用の零細企業・集団企業が多数であり、一部に雇用労働に依拠する小企業・中企業の資本制企業が形成されている。

こうして第2章から第4章では、集落営農法人は規模の経済があり、また複合化や多角

化の範囲の経済も追求している経営体であり、こうしたことから集落営農以外の法人と同様に農業経営体として評価することができることを明らかにした。集落営農組織による集落単位での農地利用が実現されれば零細分散錯圃制の事実上の止揚である「集团的土地利用秩序」の形成にもとづく「日本型農場制農業」が成立しうる⁽³⁶⁾。

第5章と第6章は、集落営農組織の法人形態と運営方式の選択について分析した。

第5章では、集落営農法人の運営方式と法人形態の論理について事例の比較分析から解明した。集落営農組織は、構成員数から少数有志型と集落ぐるみ型があり、運営方式からは1人1議決権の組合方式と1株1議決権の資本方式があることから、4類型を設定する。農事組合法人形態の組織は法的制約から組合方式のみであり、株式会社形態の組織は資本方式と組合方式がある。2～4戸による少数精鋭の法人は、常雇依存の資本制企業経営として展開するため、経営主が多数株式を所有して経営権を集中する資本方式の株式会社形態を採用する。それ以外の少数有志型と集落ぐるみ型の法人は、株式会社形態か農事組合法人形態を採用しつつ、ともに人的組織の運営方式である組合方式である。資本方式の法人が株式会社を選択する要因は、業務執行権の明確性、意思決定の迅速性等を実現できる運営方式の採用にある。組合方式の法人が株式会社を選択する要因は、事業多角化、雇用者数増加、非農家の参加等である。集落ぐるみ型の農事組合法人のうち、構成員の農業従事割合が高いものでは、構成員が所有＝労働層と経営層とが分化する中で、総会万能主義で理事会の業務執行権が不明確であるという農事組合法人の意思決定上の運営方式の解決が課題となっている。こうした集落ぐるみ型の農事組合法人では株式会社形態の採用による運営方式改変が課題となっている。

第6章は、2006年施行の会社法を前提に協同組合同様の制度設計の可能性を国際協同組合連盟（ICA）の協同組合原則を指標に分析した。定款自治が大幅に認められた非公開株式会社制度においては、協同組合原則の第1原則（加入脱退の自由）、第2原則（1人1議決権等）、第3原則（出資配当制限等）が示す内容のほとんどを定款に規定することが可能であることを示した。具体的には、議決権制限株式による平等の議決権（1人1議決権）、株主の資格を定款以外の規約に定める、取締役の資格を株主に限定して所有と経営を非分離とする、取得請求権付株式による脱退の自由の保障、株式配当を制限した非営利株式会社化などである。こうして非公開会社は、株式会社でありながら協同組合同様の組織構成を取ることが出来る。その上で取締役会を設置して、総会と取締役会の権限を定款に定め、農事組合法人の総会万能主義の問題を解決した経営管理方式が実現できる。

以上で明らかにしたように、集落営農組織は、経営体化・法人化の進展に伴って経営・労働・資本が一体化した協業組織体へと変化している。法人形態と運営方式は、少数精鋭の雇用労働依存型の法人は資本制企業経営として展開するため、資本方式の株式会社形態を選択する。しかしそれ以外の集落営農組織は、法人形態を問わずに人的組織の運営方式である1人1議決権の組合方式を採用している。集落ぐるみ型が組合方式の株式会社形態

(36) 磯辺（1985）。

を選択する場合には運営方式上の課題は生じないが、農事組合法人形態の一部では理事会権限が明確でないことによる運営方式上の課題が生じることがある。そこで、集落ぐるみ型集落営農組織の法人化における法人形態選択の方向として、組合方式の株式会社形態の採用が示される。そしてそのためには、非公開会社制度の定款自治を活用して協同組合原則を採用した制度設計を提唱する。

最後に、集落営農組織の企業形態と意思決定との関係について、序章で示した仮説に応えよう。取引費用論による意思決定の階層組織と財産権アプローチによる企業形態を集落営農法人のタイプに対応させて示した。分析結果を踏まえると第終-1表のように整理されると考える。

第終-1表 集落営農組織の法律形態と企業形態

組織タイプ	法人形態	議決権	財産権アプローチによる企業形態	取引費用論による階層組織
少数有志型	農事組合法人形態	組合方式 (1人1議決権)	パートナーシップ企業	ピアグループ
	株式会社形態			
集落ぐるみ型	農事組合法人形態	組合方式 (1人1議決権)	パートナーシップ企業	拡大ピアグループ
	株式会社形態		株式会社	多段階階層組織

資料：筆者作成。

少数有志型は、農事組合法人形態と株式会社形態があり、農事組合法人は組合方式であるが、株式会社には組合方式と資本方式がある。そして農事組合法人は共同経営者が共同して財産権を所有しているパートナーシップ企業であって、組織内の階層組織は共同経営組織のピアグループである。そして株式会社の組合方式もそれと同様の企業形態である。それらに対して、資本方式の株式会社形態は、財産権が企業家の手に帰属する所有者企業であり、組織の管理方式は1人が経営管理を行う単純階層組織である。

集落ぐるみ型にも農事組合法人形態と株式会社形態があり、前者は法制度的に組合方式であり、後者は自発的に組合方式を採用している。そして農事組合法人は、法制度上、パートナーシップ企業であり、その階層組織は拡大ピアグループである。それに対して株式会社形態では、企業形態は利益請求権と清算権は株主にあるが調整権は経営者（取締役会）にある「株式会社」であって、階層組織は多段階階層組織となる。集落ぐるみ型の場合、農事組合法人形態は、ピアグループが大規模化して相互監視システムや相互調整システムが働かずに手抜きや機会主義的行動が生じる拡大ピアグループであるのに対して、株式会社形態はメンバーの機会主義的行動を監視する多段階階層組織となりうる。

少数有志型組織の場合、共同経営のピアグループであればパートナーシップ企業の運営方法である農事組合法人が適していて、これが農事組合法人の本来の経営であろう。しかし農事組合法人形態を集落ぐるみ型に適用すると、構成員が多数であるためにメンバーの

機会主義的行動が生じて、パートナーシップ企業の管理方式である農事組合法人形態は不適合となる。これを改善するには組合方式でありつつ株式会社の運営方式の採用が適切であると考えられる。

【参考文献】

- 阿部健一郎（1979）「生産組織」吉田忠編（1979）『農業の企業形態』地球社：172-201。
- 阿部四郎（2001）『新訂農協法と会社法』家の光協会
- 明田作（2014）「わが国の法人体系における協同組合法の位置」『農林金融』67(5)：58-69。
- 明田作（2016）『農業協同組合法〔第2版〕』経済法令研究会
- 明田作（2016）「協同組合の株式会社化とその問題点」『農林金融』69(7)：2-15
- 秋山邦裕（1992）「雇成型農業経営」『日本の農業—あすへの歩み—』182：1-102
- 安藤光義（2003）『構造政策の理念と現実』農林統計協会
- 安藤光義（2004）『地域の維持再生をめざす集落営農』全国農業会議所
- 安藤光義（2008）「水田農業構造再編と集落営農—地域的多様性に注目して—」『農業経済研究』80(2)：67-77
- 安藤光義編著（2006）『集落営農の持続的な発展を目指して—集落営農立ち上げ語—』全国農業会議所
- 安藤光義編著（2018）『縮小再編過程の日本農業—2015年農業センサスと実態分析—』農政調査委員会
- 青柳斉（1993）「集落生産組織の「人的結合」の契機—その企業形態的特質に関連して—」『農林業問題研究』111：27-34
- 青柳斉（1995）「集落生産組織の経営類型と展開条件」『東北農業経済研究』14(2)：1-17
- 浅見淳之（1993）「地域農業組織化への企業経済理論的接近」『北海道農業経済研究』3(1)、2-14
- 浅見淳之（2015）『農村の新制度経済学：アジアと日本』日本評論社
- 荒井聡（2010）「水田経営所得安定対策による集落営農組織の再編と法人化—兼業進化平坦地域・岐阜県海津市の事例を中心に—」『日本の農業—あすへのあゆみ』243：1-95
- 荒井聡（2011）「戸別所得補償制度モデル対策の集落営農における効果と意味」『農業と経済』77(7)：34-43
- 荒井聡（2012）「戸別所得補償制度への転換による集落営農の新展開—岐阜県中山間地域を中心に—」農林水産政策研究所『農業構造の変動と地域性を踏まえた農業生産主体の形成と再編—客員研究員による各地域の現状分析—』37-55
- ベイマン、J.、イリオポウロス、C.、ポッペ、K.、J編、農林中金総合研究所海外協同組合研究会訳（2015）『EUの農協—役割と支援策—』農林統計協会（Bijman、J.、Iliopoulos、C. and Poppe、K. J (eds.) (2002) *Support for Farmers' Cooperatives Final Report*、European Commission)
- ベックム、O.他著、農林中金総合研究所海外協同組合研究会訳（2000）『EUの農協—21世紀への展望—』家の光協会（Bekum、O. and Dijk、G.(eds.) (1997) *Agricultural Co-operatives in the European Union: Trends and Issues on the Eve of the 21st*

Century, Van Gorcum & Comp. G. V.)

- ダウマ、S・シュルレーダー、H.、岡田和秀・渡部直樹・丹沢安治・菊沢研宗訳（1994）『組織の経済学入門』文眞堂(Douma, S and Schreuder, H(1991) *Economic Approaches to Organizations*, Prentice Hall International)
- 江川章（1998）「農家以外の農業事業体の動向—1995年農業センサス分析—」『農業総合研究』52(2)、農業総合研究所：73-121
- 江川章（2013）「農家以外の農業事業体の動向とその特徴」『集落営農展開下の農業構造—2010年農業センサス分析—』構造分析プロジェクト[統計分析]研究資料第3号、農林水産政策研究所：43-60
- 原田純孝（2009a）「農地所有権論の現在と農地制度のゆくえ」戒能通厚・原田純孝・広渡清吾編『渡辺洋三先生追悼論集 日本社会と法律学』日本評論社：443-470
- 原田純孝（2009b）「自壊する農地制度—農地法等改正法律案の問題点」『法律時報』81(5)：1-3
- 原田純孝（2009c）「新しい農地制度と『農地貸借の自由化』の意味」『ジュリスト』1388：13-20
- 原田純孝（2010）「改正農地制度の運用をめぐる法的論点」『農業法研究』45：69-84
- 橋詰登（2017）「東北水田農業の担い手形成と土地利用の変化」『第53回東北農業経済学会山形大会報告要旨』：6-19
- 平林光幸（2018）「都府県大規模水田作農家の規模拡大と農業後継者」農林水産政策研究所『日本農業・農村構造の展開過程—2015年農業センサスの総合分析—』：9-30
- 平林光幸・小野智昭（2013）「東北地域における『枝番管理』型集落営農組織の特徴と展望—秋田県X地区を事例に—」『2013年度日本農業経済学会論文集』：23-30
- 平林光幸・小野智昭（2014）「現段階における山間地域水田農業の存続要件—ほ場整備・集落営農組織・中山間地域等直接支払制度—」『2014年度日本農業経済学会論文集』：1-6
- 平林光幸・小野智昭（2015a）「東北稲作・畜産複合地域における水田農業の展開と担い手構造—岩手県花巻市の開田地域（D地区）を事例として—」『農林水産政策研究』第24号：27-57
- 平林光幸・小野智昭（2015b）「東北農業の担い手と個別経営の経済環境」『東北水田地帯における地域農業の担い手と構造変化—秋田県及び岩手県を事例として—』構造分析プロジェクト【実態分析】研究資料第5号、農林水産政策研究所：14-28
- 本田良巳（2014a）「ヨーロッパの企業（1）」『大阪経大論集』65(2)：231-243
- 本田良巳（2014b）「ヨーロッパの企業（2）」『大阪経大論集』65(3)：43-52
- 本田良巳（2014c）「ヨーロッパの企業（3）」『大阪経大論集』65(4)：1-11
- 堀越孝良（1993）「農業法人制度立法過程の考察」『農業総合研究』47(3)：1-64
- 堀越芳昭（1989）『協同組合資本学説の研究』日本経済評論社
- 堀越芳昭（1992）「協同会社化・優先出資制と協同組合原則—先進国協同組合運動のゆく

- えを問う一」『協同組合経営研究月報』467：2-12
- 堀越芳昭（1995）「協同組合の資本原則の検討」『経営學論集』65：253-259
- 堀越芳昭（2003）「独占禁止法適用除外制度に関する資料（増補）」『協同の発見』131：50-68
- 堀越芳昭（2012）「原則と法にみる協同組合の資本調達—充実のための原則的提案—」『協同組合経営研究誌にじ』No.640：101-114
- 堀越芳昭（2015）「原始独占禁止法第24条の成立過程：協同組合の適用除外規定の検討」『研究年報社会科学研究』35：67-94
- 藤浪哲也（2010a）「アゼ草刈り問題を乗り越えた大規模法人」『現代農業』2010(7)：350-355
- 藤浪哲也（2010b）「集落ごとの支店が主役『二階建て支店方式』の大規模経営」『現代農業』2010(8)：338-343
- 淵野雄二郎（1991）「農業法人制度の成立過程をふりかえる」『人間と社会』2：139-151
- 淵野雄二郎（1992）「農業法人制度の制度的検討」『人間と社会』3：29-44
- 井出万仁（2012）『これならできる！農業法人設立と運営のすべて』農山漁村文化協会
- 今井裕作（2013）「島島根県における地域貢献型集落営農の推進と新たな展開—広域連携による複合的なサポート組織を事例として—」『農林業問題研究』49(2)：421-426
- 今村奈良臣（1982）「企業的農業経営体の存在構造」磯辺俊彦・窪谷順次編『日本農業の構造分析』農林統計協会：249-288
- 伊庭治彦（2012）「集落営農のジレンマ—交代の停滞と組織の維持—」『農業と経済』78(5)：46-54
- 伊庭治彦（2015）『地域農業組織の新たな展開と組織管理』農林統計協会
- 伊庭治彦（2018）「近畿地方の農業構造の変化—滋賀県における純土地持ち非農家多数派化の要因と対応—」安藤光義編著『縮小再編過程の日本農業—2015年農業センサスと実態分析—』農政調査委員会：200-218
- 池田太・中沖昌伸・佐々木毅・石黒宏治（2011）「論文 水田経営所得安定対策下での集落営農組織の収益性と展開のあり方—富山県での事例分析を通じて—」『農業問題研究』67：12-22
- 磯辺俊彦（1985）『日本農業の土地問題—土地経済学の構成』東京大学出版会
- 磯部浩一（1977）「零細企業の本質について」渡会重彦編『日本の小零細企業（上）』日本経済評論社：5-16
- 伊藤秀史（2008）「市場と組織—原理の相互浸透と企業の境界」伊藤秀史・沼上幹・田中一弘・軽部大編『現代の経営理論』有斐閣：73-102
- 伊藤博義（2009）『雇用形態の多様性と労働法』慈学社出版
- 伊藤忠雄（1981）「農業生産組織展開の類型論的考察」『農業経営研究』18(3)：42-50
- 岩本泉・佐藤了（1993）「企業形態論」長憲次『農業経営研究の課題と方向—日本農業の現段階における再検討—』日本経済評論社：143-161
- 岩澤聡（2019）「集落営農の経緯と現状—国連「家族農業の10年」に寄せて—」『レフ

- アレンス』823 : 33-59
- 加古敏之・初川信介 (2007) 「広域営農組合の現状と課題—八幡営農組合の事例分析—」
『2007年度日本農業経済学会論文集』 : 83-89
- 金子いずみ (2006) 「集落営農の労働力構成」『日本の農業 あすへの歩み』238 : 1-144
- 金子いずみ (2008) 「農業法人経営における労務管理—法人化した集落営農の労務管理を
中心に—」青柳斉・秋山邦裕編『雇用と農業経営』農林等計協会 : 150-165
- 桂明宏 (2004) 「西日本における地域農業再編主体」(田代洋一編)『日本農業の主体形
成』筑波書房 : 261-289
- 桂明宏 (2006) 「集落営農と経営政策」『農業経営研究』43(4) : 26-34
- 桂裕之 (2010) 「発展・成長する広域的集落営農法人」『技術と普及』47(10) : 44-51
- 川崎訓昭・伊庭治彦 (2012) 「近畿地域の農業構造変動—農業地域類型別にみる農業と集
落営農の多様な展開—」安藤光義編著『農業構造変動の地域分析—2010年センサス分
析と地域の実態調査』 : 209-235
- 菊澤研宗 (1998) 『日米独の経済分析—新制度派比較組織論』文真堂
- 菊澤研宗 (2016) 『組織の経済学入門—新制度派経済学アプローチ—改訂版』有斐閣
- 清成忠男・田中利見・港徹雄 (1996) 『中小企業論』有斐閣
- 小林恒夫 (2005) 『営農集団の展開と構造—集落営農と農業経営—』九州大学出版会
- 小林元 (2007) 「集落型農業生産法人の組織的性格と課題—「労働参加形態」からみた組
織的性格—」『日本の農業 あすへの歩み』240 : 1-87
- 小林元 (2019) 「中間組織体『地域農業組織』の組織変革に関する理論的検討」『令和元
年日本農業経営学会研究大会報告要旨』 : 32-41
- 小林元・田中秀樹 (2007) 「集落農場型農業生産法人の展開と課題」『日本農業年報 53
農業構造改革の現段階—経営所得安定対策の現実性と可能性—』農林統計協会 :
163-177
- 甲田斉 (1993) 「土地利用型農業生産組織の類型と機能」『農林業問題研究』29(4) : 159-167
- 河野直践 (1998) 『産消混合型協同組合—消費者と農業の新しい関係—』日本経済評論社
- 小山頭子・宮田剛志 (2012) 「中山間地域における集落営農の運営管理」『農業経営研究』
50(1) : 35-40
- 窪谷順次 (1987) 「日本農業のもう一つの担い手—農家以外の農業事業者の分析—」『農
業総合研究』41(4)、農業総合研究所 : 121-156
- 窪山富士男 (2010) 「戸別所得補償制度の導入と集落営農の育成」『技術と普及』47(10) :
22-26
- 倉本器征 (1988) 『水田農業の発展条件』農林統計協会
- 栗本昭 (2007) 「諸外国と日本の協同組合運動の特徴—生協と農協の異同の観点から—」
生源寺眞一『これからの農協—発展のための複眼的アプローチ—』農林統計協会 :
202-226
- 楠本雅弘 (2006) 『地域の多様な条件を生かす集落営農 作り方・運営・経営管理の実際』

農山漁村文化協会

楠本雅弘（2010）『進化する集落営農 新しい「社会的共同経営体」と農協の役割』農山
漁村文化協会

京都府担い手育成総合支援協議会（2007）『集落営農組織法人化マニュアル』

的場信樹（1992）「欧州生協運動の危機論から本質論へ—ドイツの生協運動の経験から何
を学ぶか—」農林中金総合研究所編『協同組合の国際化と地域化—21世紀の協同組合
像を展望する—』筑波書房：119-141

松木洋一（1992）『日本農林業の事業体分析』日本経済評論社

三石誠司（1998）「農業協同組合の株式会社化に関する考察—アイルランドの農協のケー
ス—」『フードシステム研究』5(1)：49-63

三石誠司（1999）「農業協同組合の「会社化」に関する考察—フィンランドの酪農協連合
会 Valio（ヴァリオ）のケース—」『フードシステム研究』6(1)：50-62

宮崎俊行（1961）『農業法人の研究』慶應義塾大学法学研究会

宮崎俊行（1971）『現代日本農業法学の課題』慶應義塾大学法学研究会

宮崎俊行（2001）『農業は「株式会社」に適するか』慶應義塾大学出版会

森剛一（2007）「集落営農の法人化など農業構造改革による組合員の専門家と組合員組織
の再編」生源寺眞一『これからの農協—発展のための複眼的アプローチ—』農林統計
協会：41-65

森剛一（2012）『法人化塾—集落営農法人化のメリットと成功のポイント—第3版』農山
漁村文化協会

盛田清秀（2014）「農業経営学における企業形態の展開」日本農業経営学会編『農業経営
の規模と企業形態』農林統計協会：143-155

森本秀樹（2012）「進む営農組織の連携と再編—生産性向上と担い手の確保に向けて—」
『農業と経済』2014(4)：75-84

中島龍馬（1967）「株式の譲渡制限に関する規定について（通達解説）」『商事法務研究』
404：162-163

中島智人（2019）「イギリスの協同組合法制度」『協同組合研究誌にじ』670：97-106

中安定子（1978）『農業の生産組織』家の光協会

南石晃明・土田志郎（2011）「本書の課題と構成」日本農業経営学会編『次世代土地利用
型農業と企業経営—家族経営の発展と企業参入—』養賢堂：1-15

名島利喜（2005）「農業生産法人としての株式会社について—会社法学の立場からの再検
討—」『三重大学法経論叢』23(1)：27-52

名島利喜（2012）「農地法の論理と会社法の論理—法律間の連携に対する疑問—」『三重大
学法経論叢』29(2)：23-34

新山陽子（1994）「集落営農の諸類型と経営体としての展開条件：企業形態論的検討」『農
業計算学研究』：47-56

新山陽子（1997）『畜産の企業形態と経営管理』日本経済評論社

- 新山陽子（2014）「『家族経営』『企業経営』の概念と農業経営の持続条件」『農業と経済』80(8)：5-16
- 新山陽子・山口道利・関根佳恵（2019）「企業形態と労働力の保有状態からみた日本農業経営の賦存状態の分析—2010年農業センサス組み替え集計より—」2019年度日本農業経営学会大会個別報告
- 日本協同組合学会訳編（2000）『21世紀の協同組合原則—ICA アイデンティティ声明と宣言—』日本経済評論社
- 日本公認会計士協会（2007）「農業協同組合の会計に関するQ & A」（https://jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/2-13-2-0-20070228.pdf：2019年7月24日）
- 西川邦夫（2010）「品目横断的経営安定対策と集落営農—「政策対応的」集落営農の実態と課題—」『日本の農業』245：1-127
- 西川邦夫（2013）「組織経営体の展開と地域農業の構造変動—都府県水田農業を対象に—」安藤光義編『日本農業の構造変動』農林統計協会：101-140
- 西村暢史・泉水文雄（2006）「一九四七年独占禁止法の形成と成立：原始独占禁止法における主要規定の制定過程」『神戸法學雑誌』56(2)：51-309
- 農業協同組合法令研究会編著（2017）『逐条解説農業協同組合法』大成出版社
- 農林水産省（2011）『集落営農の経営発展に向けて』
- 農林水産省（2013）『集落営農の法人化に向けた話し合いを進めましょう』：http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/attach/pdf/syuuraku_einou_houjinka-1.pdf
- 農林水産省大臣官房統計部（2014）『2015年農林業農業センサス実査・審査の手引き（農林業経営体調査）』
- 農林水産省大臣官房調査課編（1990）『農業の動向に関する年次報告 平成元年度農業白書』農林水産省
- 農林水産省大臣官房調査課編（1999）『農業の動向に関する年次報告 平成10年度農業白書』農林水産省
- 農林水産省平成31年度農業経営改善支援全国委託事業（2019）『農業者のみなさまへ農業経営の法人化のすすめ（集落営農版）』（受託者：（公社）日本農業法人協会）NPO法人日本プロ農業総合支援機構）
- 農林水産省経営局（2019）「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く）平成23年2月（令和元年5月最終改正）」
- 農林水産省経営局長（2014）「平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（26経営第2029号平成26年11月14日）」
- 農林水産省経営局経営政策課農業法人班（2006）「集落営農の法人化に向けて（平成18年11月22日現在版）」
- 農林水産省経営局協同組織課（2007）「農事組合法人に関する実態調査」
- 農林省統計調査部（1952）「1950年世界農林業農業センサス結果概要第4集—農家以外

- の農業事業体の部ー 結果の解説」『農林統計月報』144：2-17
- 農林水産政策研究所（2015）『東北水田地域における地域農業の担い手と構造変化ー秋田県及び岩手県を事例としてー』構造分析プロジェクト【実態分析】研究資料第5号
- 小田切徳美（2008）「日本農業の変貌」小田切徳美編『日本の農業ー2005年農業センサス分析ー』農林統計協会：1-38
- 小楠湊（1988）「協同組合金融と自己資本問題」『農林金融』41(1)：14-22
- 小野晶子（2005）『「有償ボランティア」という働き方ーその考え方と実態ー』労働政策研究・研修機構
- 小野智昭（2010）「集落営農の発展と法人化について」農林水産政策研究所『集落営農の発展と法人化ー2009年度日本農業経済学会大会特別セッションの記録ー』：1-14
- 小野智昭（2013a）「水田農業における担い手形成と農地集積」『集落営農展開下の農業構造ー2010年農業センサス分析ー』構造分析プロジェクト[統計分析]研究資料第3号、農林水産政策研究所：132-148
- 小野智昭（2013b）「後期高齢農家の農業労働力と農業リタイア年齢に関する一考察」『2013年度日本農業経済学会論文集』：85-91
- 小野智昭（2014）「集落営農実態調査の変遷と集落営農の類型」『2014年度日本農業経済学会論文集』：96-101
- 小野智昭（2016）「集落営農合併の統合類型に関する批判的検討ー兵庫県の「2階建て方式」「本支店方式」を事例にしてー」『農業経済研究』88(3)：281-286
- 小野智昭（2018）「農業生産等を行う組織経営体の動向」農林水産政策研究所『日本農業・農村構造の展開過程ー2015年農業センサスの総合分析ー』農業・農村構造プロジェクト【センサス分析】研究資料：31-64
- 小野智昭（2019）「販売目的の農業生産等を行う組織経営体の企業形態ー農林業センサス個票の労働力データを用いた経済形態区分ー」『農業経済研究』90(4)：339-344
- 小野智昭・吉田行郷・香月敏孝・橋詰登・杉戸克裕（2012）「水田農業における組織経営体の実態と構造変化ー富山県と佐賀県の旧村を事例としてー」『2012年度日本農業経済学会論文集』：9-16
- ピコー、A.・ディートル、A.・フランク、E.著、丹沢安治・榊原研相・田川克生・小山明宏・渡辺敏雄・宮城徹訳（2007）『制度派経済学による組織入門[第4版]市場・組織・組織間関係へのアプローチ』白桃書房（Picot、A、Dietl、H and Frank、E（2005）*Organisation: Eine ökonomische Perspektive.4*、Schäffer-Poeschel Verlag）
- 労働基準法研究会（1985）「労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）」
- 斎藤潔（1991）「営農集団の法人問題」『日本の農業ーあすへの歩みー』178：1-90
- 齊藤由理子（2004）「EUの協同組合金融機関にみる株式会社化」『農業と経済』70(9)：81-89

- 斉藤由理子（2006）「独仏協同組合の組合員制度」『農林金融』59(3)：2-13
- 斉藤由理子・重頭ユカリ（2010）『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社
- 酒井富夫（1992）「農業法人制度の課題」『日本の農業—あすへの歩み—』181：1-95
- 生活総合研究所編（2003）『ヨーロッパの生協の構造改革—生き残りをかけた挑戦』コープ出版
- 関英昭（2011a）「農業と法人制度」増田佳昭編『大転換期の総合 JA—多様性の時代における制度的課題と戦略—』家の光協会：76-99
- 関英昭（2011b）「農業法人の法的問題」『協同組合研究』30(2)：34-41
- 関谷俊作（2002）『日本の農地制度 新版』農政調査会
- 佐々木隆（1980）「生産組織の経営構造（I）—生産組織における経営体的性格の形成について」吉田忠編著『地域農業と農業経営』明文書房：32-50
- 鈴木龍也（2008）「法制度から見た集落型農業法人」北川太一編著『農業・むら・くらしの再生をめざす集落型農業法人』全国農業会議：53-74
- 鈴木源太郎（2003）「水田農業における農家以外の農業事業体の新展開」橋詰登・千葉修編『日本農業の構造変化と展開方向—2000年農業センサスによる農業・農村構造の分析—』農山漁村文化協会：151-181
- 鈴木源太郎（2008）「農家以外の農業事業体を基軸とした構造変化」小田切徳美編『日本の農業—2005年農業センサス分析—』農林統計協会：135-164
- 鈴木源太郎（2018a）「農業経営体・組織経営体の展開と構造」農林水産省編『2015年農林業農業センサス総合分析報告書』農林統計協会：39-83
- 鈴木源太郎（2018b）「法人・集落営農組織区分に基づく組織経営体の構造分析—2015年農業センサスと集落営農実態調査のマッチングデータを用いて—」『農業問題研究』49(2)：6-16
- 柴垣健太郎（2005）「富山県における集落営農の類型と展開方向—富山県東砺波郡福野町と富山市を事例として—」『農業経営研究』43(1)：35-40
- 田畑保（1996）「農地流動化政策—担い手への農地集積と農地の受け手形成—」田畑保・村松功巳・両角和夫『明日の農業をになうのは誰か—日本農業の担い手問題と担い手対策』日本経済評論社：321-335
- 高橋明宏（2003）『多様な農家・組織間の連携と集落営農の発展—重層的主体間関係構築の視点から—』農林統計協会
- 高橋明広・梅本雅・藤井吉隆（2008）「集落営農組織における生産・労務管理の新たな展開と特徴—特定農業団体 N 営農組合を事例に一」『農業経営研究』46(1)：19-24
- 高橋正郎（1973）『日本農業の組織論的研究』東京大学出版会
- 高橋正郎（2014）『日本農業における企業者活動 東畑・金沢理論をふまえた農業経営学の展開』農林統計協会
- 高瀬雅男（2017）『反トラスト法と協同組合—日米の適用除外立法の根拠と範囲—』日本経済評論社

- 多木誠一郎（2001）「協同組合的株式会社（genossenschaftliche Aktiengesellschaft）について」『共済総合研究』38：43-65
- 多木誠一郎（2019）「労働者協同組合法への期待」『協同の発見』320：44-49
- 竹山孝治・山本善久（2013）「集落営農組織における経営発展度と地域貢献度の評価システムに関する研究」『島根農技研報』41：1-18
- 多木誠一郎（2003a）「アメリカにおける労働者協同組合の組織設計について」『神戸外国語大学外国語研究』54：77-99
- 多木誠一郎（2003b）「アメリカにおける労働者協同組合法について」『浜松医科大学紀要 一般教育』17：67-94
- 多木誠一郎（2006）「ヨーロッパ協同組合法規則に関する覚書」『神戸市外国語大学外国語研究』63：167-187
- 多木誠一郎（2009）「投資組合員について－制度設計とわが協同組合法への示唆－」『神戸市外国語大学外国語研究』75：77-109
- 多木誠一郎（2012）「韓国農業協同組合法と協同組合原則第3原則」『共済と保険』54(1)：20-33
- 多木誠一郎（2014）「韓国協同組合基本法について：制度設計、疑問点、わが法への示唆」出口正義・吉本健一・中島弘雅・田邊宏康編『企業法の現在（青竹正一先生古稀記念）』信山社出版：123-149
- 田中秀樹（2005）「協同組合の「会社化」－動向と論点」『協同組合研究』24(2)、6-19
- 田中秀樹（2010）「押収協同組合の「会社化」－「協同組合の資本運動への包摂と協同の衰退」－」『協同組合経営研究誌 にじ』629：66-79
- 田中久義（2007）「強まる市場主義のなかでの協同組合モデル－欧米の事例を中心に－」生源寺眞一『これからの農協－発展のための複眼的アプローチ－』農林統計協会：227-246
- 遠山信一郎（2008）「株式会社と協同組合との法制的交錯－農業協同組合を一例として－」『法学新報』114(11)：391-410
- 坪田清孝（2008）『農村集落再生のみちすじ 集落営農にサラリーマンをとりこめ』全国農業会議所
- 山本昌弘（2012）「集落営農の新段階－広島県三次市農事組合法人 H の事例分析－」『現代社会学』(13)：49-62
- 田代洋一（2004）「集落営農と個別経営の連携型法人－広島県東広島市・大朝町－」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房：287-313
- 田代洋一（2006）『集落営農と農業生産法人－農の協同を紡ぐ－』筑波書房
- 田代洋一（2011）『地域農業の担い手群像』農山漁村文化協会
- 田代洋一（2016）『地域農業の持続システム 48 の事例にさぐる世代継承性』農山漁村文化協会。
- 暉峻衆三（1971）「国家独占資本主義のもとでの農民層分解－その分析視角と現実－」井

- 野隆一・暉峻衆三・重富健一編『国家独占資本主義と農業』大月書店：265-346
- 富永紅（2008）「保健事業における協同組合の役割～欧州における協同組合の株式会社化論の検証から学ぶ～」『共済と保険』600：34-41
- 豊田洋一（1993）「農地制度の展開と農業生産法人」甲斐道太郎編『都市拡大と土地問題－バブル崩壊下の農地法制』日本評論社：114-178
- 椿真一（2017）『東北水田農業の新たな展開－秋田県の水田農業と集落営農－』筑波書房
- 椿真一・村田武（2005）「わが国における水田農業の担い手政策の変遷と生産組織」『九州大学農学部学芸雑誌』60(1)：65-74
- 長憲次（1984）「畜産の経営形態」島津正・小沢國男・渋谷佑彦『畜産経営学』文永堂：94-108
- 占部都美（1980）『経営形態論』白桃書房
- 梅本雅（1997）『水田作経営の構造と管理』日本経済評論社
- 宇佐美繁（1993）「農家以外の農業事業体の性格」磯辺俊彦編『危機における家族農業経営』日本経済評論社：150-180
- 宇佐美繁編著（1995）『地域営農集団と法人経営－実践事例と組織化への手引き－』日本経済評論社
- 宇佐美繁・亀和田秀雄編（1996）『家族経営の法人化を考える』日本経済評論社
- 内山智裕（2014）「家族経営研究の国際的展開」日本農業経営学会編『農業経営の規模と企業形態』農林統計協会：157-165
- 和田照男（1979）「農業生産組織の企業形態論的分析方法」『農業経営研究』17(1)：6-8
- 渡部岳陽（2018）「東北・宮城県における農業構造変動－津波被害と集落営農組織の展開に焦点を当てて－」安藤光義編著『縮小再編過程の日本農業－2015年農業センサスと実態分析－』農政調査委員会：43-67
- 綿谷尠夫（1979）『農業生産組織論』農林統計協会
- 八木宏典（2017）「わが国における大規模水田作経営の特徴と持続可能な経営をめぐる諸問題－2015年農林業農業センサスから見えるもの」『農業研究』第30号、日本農業研究所：75-120
- 山田定一（2007）「独占禁止法の適用除外と農協の協同性・公共性」『開発論集』80：29-51
- 山口大介・大隅満（2008）「経営発展型集落営農と地域保全型集落営農の比較分析」『愛媛大学農学部紀要』53：1-6
- 横川洋（1988）「経済事業における専門農協化、垂直統合化、株式会社化－農業構造変化に対する西ドイツ農村協同組合の対応の一方向－」『協同組合奨励研究報告』14：177-213
- 米田保晴・来住野究（2009）「株式会社は農業に適するか」『信州大学法学論集』13：79-104
- 吉田忠編（1979）『農業の企業形態』地球社
- 吉田忠（1980a）「地域農業論序説」吉田忠編著『地域農業と農業経営』明文書房：1-13
- 吉田忠（1980b）「生産組織の経営構造（Ⅱ）－企業形態としての生産組織」吉田忠編著

『地域農業と農業経営』明文書房：51-67

吉田博（1979）「共同（協業）経営」吉田忠編（1979）『農業の企業形態』地球社：83-102

吉田博（1980）『農業生産共同組織論—その展開・構造・運営に関する研究—』農林統計協会

吉岡徹（2002）「集落営農組織の成立と展開」『日本の農業 あすへの歩み』221：1-132

全国経営基盤強化推進委員会・全国農業会議所・全国農業協同組合中央会（2004）『特定農業団体の設立・法人化マニュアル』全国農業会議所

全国農業協同組合中央会（2017）『監査手帳 2017年版』家の光協会